

博士学位論文

韓国死刑執行停止に関する総合的研究

一橋大学 法学研究科

博士課程 藤原 凜

目 次

序 章

第1節 本論文の研究意義

第2節 仮説の提示

第3節 研究手法

第1章 韓国死刑制度の歴史的歩みと特質

第1節 軍事的政治的死刑の誕生

1-1 日本植民地時代の死刑制度

1-1-1 植民地時代の法制定執行権の帰属遷移と特徴

(1) 植民統治成立過程の法制定権の特徴 (1876～1910年)

(2) 植民地治下の法制定権の特徴 (1910～1945年)

(3) 植民地時代の法執行権の特徴 (1876～1945年)

1-1-2 軍事的政治的死刑の発芽期 (1876～1910年)

(1) 発芽期の刑事法と死刑の特徴

(2) 発芽期の刑事裁判実務

1-1-3 軍事的政治的死刑の成長期 (1910～1919年)

(1) 熟成期の刑事法と死刑の特徴

(2) 熟成期の刑事裁判実務

1-1-4 軍事的政治的死刑の開花期 (1919～1931年)

(1) 開花期の刑事法と死刑の特徴

(2) 開花期の刑事裁判実務

1-1-5 軍事的政治的死刑の結実期 (1931～1945年)

(1) 結実期の刑事法と死刑の特徴

(2) 結実期の刑事裁判実務

小 結 植民地法制が残した負の遺産

1-2 アメリカ占領時代の死刑制度

第2節 独裁政治成立過程の軍事的政治的死刑

- 2-1 法制定権と死刑関連刑事法の制定背景
- 2-2 死刑関連刑事法の特徴
- 2-3 死刑関連刑事法の適用環境
- 2-4 司法実務における死刑制度の適用実体
- 2-5 憲法に投影される死刑の本質

第3節 独裁政治全盛期の軍事的政治的死刑

- 3-1 法制定権と死刑関連刑事法の制定背景
- 3-2 死刑関連刑事法の特徴
- 3-3 死刑関連刑事法の適用環境
- 3-4 司法実務における死刑制度の適用実体
- 3-5 憲法に投影される死刑の本質

第4節 独裁政治衰退期の軍事的政治的死刑

- 4-1 法制定権と死刑関連刑事法の制定適用環境
- 4-2 死刑関連刑事法及び適用の特徴

小 結

第2章 重大事件からみる死刑制度の特質

- 第1節 進歩党曹奉岩事件と死刑
- 第2節 人民革命党事件と死刑
- 第3節 光州事件と死刑

第3章 韓国国民にとっての死刑執行停止の意味合い

- 第1節 韓国戦争における死刑と国民の被害状況
- 第2節 民主化過程における死刑と国民の被害状況
- 第3節 国民にとっての死刑

第4章 韓国死刑制度の将来予測

- 第1節 97年以降の刑事法の変遷
- 第2節 法律制度としての死刑と死刑制度の将来予測

むすび

序 章

第1節 本論文の研究意義

1789年リヒテンシュタイン公国から¹始まった死刑廃止の波は、2013年10月現在140ヶ国²に広まり、もはや止められない流れとなっている。具体的には、あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国が97カ国(香港とマカオはカウントから外している)、通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国が8カ国、事実上死刑を廃止している国が35カ国と、世界198カ国のうち7割以上が死刑廃止国に分類される。特に、1976年以降その流れは顕著に現れ、全死刑廃止国の8割にあたる112国が新たに死刑を廃止もしくは執行を停止した。さらに、2010年ヨーロッパ連合は死刑宣告ゼロを果たした。

このような死刑廃止の流れに対し、死刑存置国も依然多い。最新統計データ³によると、アジア地域には世界の半数以上にあたる3,879,000,000人が生活しており、ほとんどの人口大国が死刑制度を存置しているため、理論的には地域人口の9割以上が日々死刑の脅威に曝されている。さらに、近年の死刑被執行人数を考察すると、2012年に推計682人、2011年が680人で、2010年が521人、2009年が708人で⁴、そのうちアジア地域が例年85%以上を占めている。しかも、これには執行人数を国家機密とし、実際の執行規模が数千人にのぼると言われる中国のデータが含まれておらず、死刑状況の厳しさを窺い知ることができる。

このような状況のもとで、1998年から珍しく自主的に死刑の執行を停止し、2007年正式に事実上の死刑廃止国の仲間入りを果たした東アジアの小さな半島がある。同じ儒教漢字文化圏に置かれながら死刑大国として世界に君臨する中国と、先進国のなかでは珍しく世界の流れに逆行して死刑の適用が増加傾向にある日本、そして一切の情報が不透明で政権の存在意義からして長期緊張対立状態にある北朝鮮に囲まれながら、死刑廃止へと歩みだした大韓民国である。韓国は、近代以降日本の植民地支配とアメリカ軍の占領、内戦と軍事独裁政権による支配が相次ぎ、長い間外形的強権支配と内部の民主抗争の絶えない痛々しい歴史を経験してきた。非日常的な社会状況のもとで、死刑制度は社会のあらゆる場面を規律し、長い間韓国はまぎれもない死刑多用国に分類されてきたが、ここで一変して方向転換をはかったのである。

¹ 『ギネス世界記録 2006』ポプラ社 123頁

² http://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/statistics.html

³ <https://ja.wikipedia.org/wiki/アジア>

#.E3.82.A2.E3.82.B8.E3.82.A2.E3.81.AE.E6.A7.8B.E6.88.90.E5.9B.BD.E3.83.BB.E5.9C.B0.E5.9F.9F.E3.81.A8.E3.81.9D.E3.81.AE.E5.8C.BA.E5.88.86

⁴ <http://www.amnesty.or.jp>

典型的な死刑常用国から地域初の事実上の死刑廃止国への劇的変貌は、世界の死刑廃止史を総覧しても特殊なケースで、その深層的な検討は多いに意義あるものと思われる。とりわけ、韓国の死刑執行停止の根本理由の解明は、文化的地理的に近接性を有する東アジアの死刑存置国に多大な教訓を垂れ、ひいては世界の死刑状況の理解にも一定の示唆を与えられるように思う。そこで、本論文では韓国の死刑制度に焦点を当て、その独自の本質を究明するとともに、かかる執行停止がもつ意味合いについて再考し、将来の行方を展望する。

第2節 既成研究と残される課題

伝統的なアジア社会で死刑制度が重要な役割を果たし、加えて韓国の死刑制度が極めて特殊な軌跡を辿ってきたことから、先行研究は多数存在する。例えば、死刑制度存廃の当否に関して、誤判の回避⁵や生命権⁶を理由に、または神学的アプローチから死刑制度に反対する議論⁷、哲学的アプローチから死刑制度の道德性を論ずる議論⁸、現行法の条文をもとに死刑廃止の根拠を探る議論⁹、少数ながら死刑の存置を主張する議論¹⁰など、がそれである。また近年は、モラトリウム状態に乗り死刑の完全廃止を実現すべく、政策的観点から死刑の代替刑を論ずる議論¹¹も盛んに行われている。一方、死刑制度そのものに関する様々なアプローチに比べ、韓国が事実上の死刑廃止国となった理由の解明や制度の将来予測に関する研究は比較的少なく、なかで代表的なのが朴秉植とデイビット・ジョンソンによるものである。

⁵ 이덕인 「사형폐지의 정당성·사법살인과 오판에 의한 사형」, 『중앙법학』, 제12집 제2호, 중앙법학회, 2010. 6, 123 면

⁶ 김상겸 「생명권과 사형제도」 『헌법학연구』, 한국헌법학회, 2004, 221 면

정일웅 「사형제도와 인간의 생명」 『신학지남』, 신학지남사, 2006, 20 면

윤종행 「사형제도와 인간의 존엄성」 『법학연구』, 연세대 법학연구소, 2003, 제13권 제2호

⁷ 김상균 「사형제도에 대한 신학적 쟁점」 『법학연구』 제31집, 한국법학회, 2008, 396 면

⁸ 문성학 「사형제도의 도덕성 논쟁」 『철학연구』, 대한철학회, 1997, 96 면

⁹ 정대철 「사형제도를 사형시켜라」 『고시연구』, 고시연구사, 2001, 12 면

박영숙 「사형제도 존폐론에 관한 연구」 『교정복지연수』, 한국교정복지학회, 2008, 52-58 면

김일수 「사형은 폐지되어야 한다」, 교정 제157호, 1989

김인선 「우리나라 사형제도의 역사적 고찰과 그 위헌성 여부」 『교정』, 제287호, 2000

¹⁰ 김상겸 「생명권과 사형제도·사형제도 존치론을 중심으로」 『헌법학연구』 제10권 제2호, 한국헌법학회, 2004, 237 면

¹¹ 이보영, 박봉건 「사형제도 존폐와 그 현실적 대안」 『법학연구』, 한국법학회, 2007, 350 면

한인섭 「사형제도 문제와 개선방향」 『형사정책』, 한국형사정책학회, 1991, 23 면

박성철 「사형제도의 폐지와 대체형벌에 관한 소고: 종신형의 도입과 피해자의 의사」 『형사정책연구』 제21권 제4호, 한국형사정책연구원, 2010. 12, 139 면

이훈동 「전환기의 한국 형법·사형제도의 새로운 시각」, 『외법논집』 제26집, 한국외국어대학교 법학연구소, 2007. 5, 433 면.

조국 「사형폐지를 위한 단계적 실천방안 제언」, 한국인권사회복지학회 2008년도 춘계학술대회발표문, 한국인권사회복지학회, 2008, 171 면

허일태 「사형의 대안으로서 절대적 종신형 도입방안」 『형사정책연구』, 2006 여름호, 37 면

「사형제도폐지를 위한 우리의 임무」 『비교형사법연구』, 한국비교형사법학회, 제2호, 2000

「사형의 대체형벌로서 절대적 종신형의 검토」 『비교형사법연구』, 한국비교형사법학회, 제2호,

韓国国内の代表的な死刑廃止運動家である朴秉植は、自身の論文¹²の中で韓国が事実上の死刑廃止国となった根本理由を、次のように分析する。すなわち、韓国における死刑執行決定手続きは刑事訴訟法の規定¹³にかかわらず、伝統的に大統領の介入ないし圧力が常在してきたことを根拠に、韓国の死刑制度は歴史的な病弊として濃厚な政治的色彩を帯びており、かかる政治性故に「人権大統領」金大中の就任と後任の「人権弁護士」盧武鉉大統領の主導により、韓国は死刑廃止へと踏み切ることが出来たと分析する。

また、彼は韓国の死刑制度が未だ事実上の廃止状態にとどまり、法律上の完全廃止に至らない理由として、死刑廃止運動の主導者が国民ではなく宗教団体であるゆえに政治に対する圧力が足りないこと、憲法裁判所など人権を擁護すべき機関の人権状況の未熟さ、を挙げる。そして、今後韓国における死刑の廃止は、国民の多数が死刑を支持する実情や被害者感情を鑑みると、終身刑の導入による方向が望ましいとする。しかも、死刑が全面的に廃止されていない現段階において、終身刑の人権違反論は贅沢にすぎないと強調する¹⁴。

一方、アメリカの代表的なアジア死刑研究者であるデイビッド・ジョンソンは、自身の著書¹⁵の中で韓国が死刑の執行を停止し、事実上の死刑廃止国になった理由を以下のように分析する。まず、李氏朝鮮の世祖や猥褻王燕山の暴力的側面と、李承晩・朴正熙政権時代の夥しい政治犯の数を根拠に、韓国における死刑はその発展と民主化過程において極めて「変化しやすいもの」で、すぐれて「政治的かつ象徴的」だったと指摘し、韓国が死刑の廃止に踏み切った根本理由はまさにその「政治性」にあると分析する。次に、死刑執行停止の直接理由はエリート左派政治家の大統領就任、つまり金大中大統領の苦い個人経験と左派政権の権力誇示であるとし、エリート政治家のリーダーシップを強調する。そして、韓国国内の民主化の進展と国際情勢も間接的な役割を果たし、以上の分析をもとに、韓国の死刑廃止を楽観的にとらえる。

¹² 「Capital punishment in Korea and abolition movement against it」 Dr. Park, Byungsick

¹³ 韓国の刑事訴訟法第 456 条及び第 466 条によると、死刑の執行は判決の確定日から 6 ヶ月以内に法務部長官が死刑執行命令をしなければならず、また命令から 5 日以内に執行すると定めている。

¹⁴ 韓国における死刑の代替刑に関する議論は、次のような経過を辿り今日に至っている。すなわち、1999 年最初の死刑廃止法案が国家人権委員会に提出された際は、死刑に代わる刑罰には言及しなかった。その後、2001 年になってはじめて死刑の代替刑に注目が集まり、法案は代替刑を導入する代わり裁判所が無期刑を宣告する際に選択的に 15 年が過ぎるまで仮釈放や赦免を禁ずる言い渡しができるようにした。しかし、両案とも法司委員会にも上程されず、棄却された。そこで、2004 年法案には、初めて終身刑が死刑の代替刑として導入され、もっとも最近提出された法案には、絶対的に仮釈放や赦免を禁ずる条項が含まれている。一方、韓国に於ける死刑廃止法案の提出は諸外国と違って、与党が主導していたため、政権交替以降は提出のない状態が続いている。

¹⁵ David T. Johnson and Franklin E. Zimring, 『The Next Frontier: National Development, Political Change, and the Death Penalty in Asia』, Oxford University Press, 2009

総じて、これらの研究に代表される従来通説は、韓国が事実上の死刑廃止国となった根本理由を死刑制度の「政治性」に帰結させ、現代的意味に於ける一般的類型的政治論に立脚した議論となっているゆえ、「政治性」は死刑執行停止過程に於ける「パワーエリートの政治的リーダーシップ」と同義に解釈されている。しかし、死刑の執行が停止される時点での韓国の死刑制度は、特殊な社会環境で誕生し育まれたゆえ、現代国家一般に妥当する通常意味での死刑と同一視できない近代的なものだった。言い換えれば、権力構造の頂点で支配的地位を占めるエリート集団（パワー・エリート）によって¹⁶合法的に支配¹⁷される通常の現代国家においては、政治的リーダーシップは支配・服従関係と区別され、リーダーとフォロワー（リーダーに従う人々）の間には、共通の目標に向けての協力関係が成立し、フォロワーが自発的にリーダーに従うとされる。これに対し、死刑の廃止に踏み切るまでの韓国における「パワーエリートの政治的リーダーシップ」は「支配・服従関係」に近い内実を含み、「死刑制度」はその強力な支配道具となって「国民」を弾圧する格好の手段に転落せられた。結局、韓国の「死刑制度」の内実を正確につかむには、異様な法環境に伴う死刑法規の歴史的変遷と適用実態の社会的意義を、韓国の実情に即して綿密に検討する必要がある。つまり、韓国の複雑かつ重層的な社会構造を念頭に韓国法制度内部に基軸を置いたと死刑制度の深層的分析が必要不可欠ということになる。

かかる法制度や社会深層に対する皮相な理解は、既往研究の研究手法にも投影されている。例えば、結論の導出に必要な範囲内で韓国の個別事象を任意に取捨選択し、断片的な法律現象で法律全般を、ランダムに選ばれた個体で社会全体を映出している。また、証明素材の時代区分の選び方も、論証方法の合目的性を具現している。すなわち、研究対象時期の選定にあたって、朴氏は主に建国以来の死刑執行手続及び憲法、近年の死刑廃止運動と裁判所の態度を検討範疇に設定している。しかし、韓国の死刑制度の根源を辿れば、法の近代化の名のもとで植民地支配法制を押し付け、資源収奪の目的に忠実な刑事法システムを構築した日本の植民地時代が始まりである。そして、かかる法システムは建国後も1953年の刑法制定までほぼそのまま適用され、その後も現代韓国の刑事法制に多大な影響を及ぼしている。よって、日本植民地時代の刑事法制の研究を抜きにしては、現代韓国の死刑制度を根底から理解することはできない。他方、デイビット氏は李氏朝鮮の典型的な暴君を例に、韓国の死刑制度が歴史的に政治的かつ象徴的だったと説明する。しかし、朝鮮時代の法の理念的基礎は儒教であり、儒教は徳治主義、すなわち君主の道徳的人格の完成とその個人的徳の遠心的拡散を通して国家全体の秩序を

¹⁶ C.W. ミルズ『パワー・エリート』鶴飼信成・綿貫譲治訳、東京大学出版会、2000

形成していくことを理想とする¹⁸。もちろん、世祖や燕山王の場合例外的に暴力を振る舞ったが、世祖は高麗時代を終結させ朝鮮時代拓いた君主であり、彼の暴力は当時の社会事情の制約のもと、政権交代に必要不可欠なものだったと評価せざるを得ない。一方燕山王は、身分制度が徹底していた当時、卑賤な身分の母親のもとで生まれ、幼いころから母親と離されて育ち、さらに母親が側室の誣告によって賜死されるという不遇な生育環境が大きく影響して暴君となり、やがては自らの悪行故に王座から追放されてしまう。つまり、現代韓国の法はその理念的基礎から朝鮮時代とは異なり、これらの表象事実で現代韓国の死刑制度の本質を説明するには無理があるように思う。いいかえれば、韓国の死刑執行停止の原因究明は、法の体系的変化に立脚し、適切な検討対象時期を選定する必要がある。

さらに、韓国における死刑の完全廃止を楽観視していた先行研究の予測結果も、その後の韓国社会の実情とかけ離れている。実際、韓国で死刑の執行が停止されてから15年目を迎える今、なお死刑判決が毎年コンスタントに続いており¹⁹、幾度と死刑制度復活の危機が訪れ²⁰、国民の死刑支持率に関する世論調査結果も廃止当初に比べて上昇傾向²¹にある。かかる韓国社会の現状は、先行研究の問題点を反証するもっとも有力な証拠といえよう。

¹⁷ マックス・ヴェーバー『支配の社会学（経済と社会）』、世良晃志郎訳、創文社、1962.4

¹⁸ 金昌祿「韓国の法体系はどこに向かっていくのか」、今井弘道・森際康友・井上達夫編『変容するアジアの法と哲学』、有斐閣、1999年、254頁以下

¹⁹ 韓国大法院が毎年発表している司法年鑑によると、1998年以降の死刑確定者数はそれぞれ以下の通りである。

<1998年—4人、1999年—4人、2000年—9人、2001年—8人、2002年—2人、2003年—5人、2004年—2人、2005年—3人、2006年—2人、2007年—3人、2008年—0人、2009年—1人、2010年—1人、2011年—0人、2012年—2人>

²⁰ 釜山女子高生強姦殺人事件などの凶悪犯罪が続発した2010年3月、世論の後押しで法務部は57人の死刑確定者の中で死刑囚を選別し、執行を真剣に検討した。

(<http://news.donga.com/3/all/20100311/26789679/1> Donga ニュース 2010.3.12)

また、2010年当時の法務部長官イ・ギナム氏は、死刑執行施設の整備を提示するとともに、死刑執行の意思を表明したことがある。

(<http://news.donga.com/3/all/20120904/49092122/1> Donga ニュース 2012.9.4)

(http://imnews.imbc.com/replay/nwdesk/article/2588028_5780.html MBC ニュース 2010.3.16)

²¹ 2012年9月、朴槿恵大統領候補と民主統合党のイ・ヘチャン候補が、死刑制度の存続について行った候補等論に対し、Twitter上の意見を集計した結果、70%の国民が死刑制度の存置に賛成していることが分かった（世論調査機関<ギャラップ>）。また、JTBCとギャラップが2012年9月5日に実施した世論調査の結果も、死刑制度存続に賛成する意見が69.6%と高い数値を現した。また、当機関が4年前から行っている調査結果によると、死刑賛成世論は持続的な増加傾向を示している。すなわち、2006年9月が45.1%、2008年3月が57%、2009年12月が66.7%である。

(<http://www.viewsnnews.com/article/view.jsp?seq=90806> View&news 2012.9.6)

(<http://www.kcsnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=5547> 韓国消費者連体ニュース 2012.9.7)

また、2012年9月11日付韓国 Gallup の調査によると、死刑執行に賛成する世論が78%へと急上昇したことが判明した。これは、9年前の同機関による調査結果の52%に比べ、26%上昇したことになる。これに対し、死刑を廃止すべきとの意見は2003年の40%に比べ、今回は16%に止まった。

(<http://www.choicenews.co.kr/news/articleView.html?idxno=573>)

以上のように先行研究は、死刑の執行が停止されている現時点の死刑関連法律に対する研究や過去の死刑執行人員の推移を通じた死刑制度の特徴の分析など、多くの成果を挙げている。しかし、これらの議論はいずれも韓国における死刑制度の特徴、すなわち歴史や文化によって付与せられる制度の社会的意義、並びにかかるプロセスによって決定づけられる制度自体の多義性を看過し、均一な死刑概念に立脚した論証となっている。そして、「死刑」概念の均質的な理解は、死刑執行停止についての正確な定義付けを憚り、また制度の将来予測も不十分なものするなど、多くの課題を残している。そこで次節では上記問題を解明すべく、本論文の仮説を立て、研究手法を提示する。

第3節 本論文の仮説と研究手法

本論文では韓国の死刑制度の分析に際し、従来の「エリート政治リーダーの叡断」説とは真逆のアプローチを試み、次のような仮説を提唱する。

つまり、死刑の執行停止が宣言されるまでの韓国社会は、濃厚な近代的政治色彩を帯びており、かかる社会背景は、当該死刑制度が近代国家の軍隊や警察に相当する強大な物理的強制力として君臨することを決定づけた。そして、日本占領時代に異民族による抑圧と植民地収奪という□□□□の□で生まれ、韓国戦争というイデオロギー内戦と40年にわたる軍事独裁政権のもとで育まれた韓国の死刑制度は、民主主義と儒教をはじめとする伝統文化のぶつかり合いのなかで形作られた。このような社会環境は、政治的リーダーシップを支配・抑圧と混同させ、パワーエリートは国民の意思と関係なく夥しい数の死刑条文を制定し、支配目的に応じた濫用を繰り返した。その過程で死刑制度は、永久執権のための道具や独裁体制強化の手段に具現化され、一貫して軍事的政治的特質を帯びていた。つまり、執行が停止される前の韓国の死刑制度は、犯罪統制システムとしての法的側面より、軍事的政治的支配道具としての性格が支配的な役割を果たしていた。

そして、長い間普遍的意義での死刑制度と隔離され、国民への弾圧が常態化した韓国社会には、やがて「常習犯たる統治者」VS「被害者たる国民側」という対立図式が成立し、植民地時代から100年にわたって軍事的政治的死刑制度を押し付けられた韓国国民は、「死刑制度＝支配道具」という「死刑観」を形成するに至った。そして、甚だしい抑圧は支配道具たる死刑制度への国民の反感を促し、次第に死刑への嫌悪と弾圧の度合いが正比例する独特な社会モードが醸成されるに至った。言い換えれば、この時期の韓国国民が認識・理解していた死刑は、制度の外見的様相とは無関係に「軍事的政治的支配道具」以外の何ものでもなかった。

このような経過をたどり、1998年国民的勝利を迎えた歴史的瞬間、韓国は死刑の執行停止を宣言した。しかし、この時点で否定されたのは、あくまでも軍事的政治的支配道具としての死刑制度であり、決して犯罪対策手段としての法律的刑罰的死刑ではなかった。換言すれば、1998年時点でのモラトリウムは、強権政治に対する国民の否定の声をエリート政治家が上手に汲み上げ、その最大の武器を闘争勝利の象徴的勲章として国民に一時預けた結果で、端的に言えば民衆基盤に基づく政治判断であった。そして、これを可能にせしめた最大の要因が、韓国の死刑制度の本質である「軍事的政治的」色彩といえる。

上記仮説に立脚すると、近年韓国における死刑復活の動きも説明がつく。つまり、死

刑執行停止から 15 年の歳月をかけて韓国国民が法律制度としての死刑を理解し、やがて支配者層による死刑乱用防止のための社会的制度的装置が整備され、ようやく国民が安定的な司法環境を認め、今度は刑罰制度としての死刑を求めるようになったと解することができる。一見、何ら変わらない韓国の死刑制度だが、執行停止当初と現在では、その中身や国民にとっての意義に雲泥万里の質的な違いが存する。したがって、近い将来韓国社会に法律制度としての死刑が完全に定着した場合、かつて国民の要望で停止された韓国の死刑執行は、再びその要望でもって復活する可能性も否定できず、その将来は、不安定かつ不透明と予測せざるを得ない。

上記仮説を論証すべく本論文ではまず、「政治性」として同一視されがちな死刑執行停止過程に顕出する政治的要素と死刑制度自体の政治的特質を峻別し、「死刑」を「裁判所による適正手続と量刑判断を経て言渡される犯罪統制手段としての死刑」と、「統治者の政治利益の実現を目的とする軍事的政治的道具としての死刑」に、定義分けする。その上で、韓国の死刑関連刑事法の制定・改廃過程に現れる刑罰目的・運用手続、並びに社会機能を考察し、死刑制度自体の特質及びかかる特徴が「死刑執行停止」に果たした決定的な役割を究明する。そして、これらの論証に基づき、韓国における死刑執行停止の意味合いを再定義し、その将来を予測する。

具体的には第 1 章において、韓国における軍事的政治的死刑の誕生期にあたる日本植民地時代から米軍政時代、米ソ冷戦による韓国戦争と南北分断、そして死刑の執行が停止されるまで 30 以上続く軍事独裁政権時代を通して、制定・改廃されてきた主要な刑事法及び憲法の制定背景・改正経過・適用状況を、立法・司法・行政の関係性から逐次考察する。そこで、死刑制度の刑罰目的が「犯罪対策」ならぬ「政権防衛」に、運用手続は「デュープロセス」とはかけ離れた「政治的濫用」が繰り返され、「応報・予防」とは似付かない強権政治の「抑圧手段」としての社会機能を果たしてきた実態を通じ、韓国の死刑制度の「軍事的政治的」特徴とその不変性を明らかにする。

次いで第 2 章では、典型的な政治事件に焦点を当て、行政府にとっての軍事的政治的死刑の存在意義と、その反対作用として被害当事者に与えた歴史的影響を考察する。つまり、体制護衛を標榜した死刑制度の濫用実態、具体的には李承晩政権下で特定政敵の排除に死刑制度が濫用された事件、朴正熙政権下で死刑制度を巧みに悪用して進歩勢力の排除と保守政権の維持を図った事件、全斗煥政権下で軍政延長の犠牲とされた民衆勢力に対し政治的駆け引きに徹した定義の変遷を繰り返した事件を素材に、韓国社会で「恒久的」に維持されてきた死刑制度の軍事的政治的特質を再確認する。そのうえで、軍事的政治的死刑が社会の構成員に及ぼした強烈的な影響と、その反対作用として陰を薄めてしまった法律的刑罰的死刑の存在感を反証する。

第3章では前二章の論証をふまえ、国民国家の基盤となる「国民」の被害状況の考察を通して、もっぱら軍事的政治的特質によって形成される韓国国民の「死刑観」を究明する。具体的にはまず、韓国国民が韓国戦争および長い民主闘争過程において、政府の死刑濫用により被った身体的・心理的・財産的被害の規模・程度・影響を通して、軍事的政治的死刑による被害状況の深刻さ、それと表裏一体をなす「法律的刑罰的死刑」の存在感の薄さを対照的に立証する。そして、本来犯罪統制手段として国民の安全安心を守るべき死刑制度が、長年にわたって統治者側の政治利益の実現と拡大の手段に転落せられた結果、韓国国民は「軍事的政治的支配道具への嫌悪」という「死刑観」を抱くこととなり、暴挙の恒常化による反感の累積が支配抑圧道具への否定たる「死刑執行停止」として現れたことを段階的に立証し、韓国が死刑執行停止に踏み切った根本理由、及び韓国における「事実上の死刑廃止」の意義をまとめる。

最終章では、死刑執行停止後の韓国死刑制度の動きをまとめ、韓国社会における「法律的刑罰的死刑」の現状、つまり過去の暴走を反省し法の再構築がなされつつある社会状況を確認し、それを踏まえた死刑制度の行方を予測する。

第1章 韓国死刑制度の歴史的歩みと特質

本章では、近現代韓国死刑関連刑事法の考察を通じ、軍事的政治的死刑の生成、定着、発展経過及び運用上の特徴を考察し、韓国に於ける死刑制度の本質を解明する。具体的には、1876年日本による韓国侵略が始まって以来の植民地刑事法制、及び1948年の大韓民国政府樹立以降国の立法機関並びそれに準ずる機関により制定された刑事法、それと同等もしくはそれ以上の効力を有していた大統領緊急処分などの立法及び司法上の特徴を検討し、そのうえで刑事法の上位法たる憲法に顕出する死刑制度の特徴を確認する。なお、ここでいう刑事法は、犯罪の成立要件とその犯罪に対して科せられる法律効果としての刑罰の内容を規定した国家的法規範の総称で、実体法と手続法および犯罪からの社会防衛と社会復帰のための効果的な制裁手段としての保安処分を含む法律全般を指す。

第1節 「軍事的政治的死刑」の誕生

戦後の韓国において、国民の選挙を経て構成された国会が初の刑法典を制定公布したのは1953年である。それまでには、日本の韓国併合過程および帝国主義支配確立に伴って適用された植民地治安法が、実質的に韓国社会を規律してきた。すなわち、1876年の『日朝修好條規』に始まった韓国併合過程で押し付けられた数々の条約や法令、並びに韓国併合を受け1912年の朝鮮刑事令で依用された日本の刑事法が韓国現代刑事法の母体となり、かかる状況は米軍占領時代も大きな変化は見られなかった。立法権及び司法権が次第に植民地収奪の能動者たる日本側に移る特殊な時代背景のもとで、発芽・熟成・開花期を経て結実する「軍事的政治的死刑」は、植民地支配確立のための治安維持、植民地基盤確立のための支配強化、植民地支配円滑化のための欺瞞と兵占基地化のための徹底した収奪という支配目的の変遷に伴い、被収奪地の韓国において統治目的に忠実な法の制定と適用を貫徹させてきた。こうして確立した韓国刑事法と死刑制度の特質は、建国後の刑事法体系とりわけ死刑制度の変遷に多大な影響を及ぼすこととなる。そこで、本節においては日本植民地時代と短い過渡期としての米軍占領時代の法制定権及び法執行権の帰属主体の変遷に伴う主要な刑事法の立法目的・条文構成・司法運用上の特徴を考察し、論理必然的に付与されたこの時期の死刑制度の宿命性格と長らく韓国社会に残される負の遺産をまとめる。

1-1 日本植民地時代の死刑制度

1-1-1 植民地時代の法制定執行権の帰属遷移と特徴

(1) 植民統治成立過程の立法権の特徴 (1876~1910年)

この時期は、日本が大日本帝国の名の下で日韓併合を目論み、その一環として植民地支配の強力な武器となる立法権を段階的に韓国政府から奪い取る段階である。その序章となるのが、1876年「江華島事件」を契機に締結された『日朝修好條規』である。條規は第十款²²において裁判における属人主義、つまり日本の「片務的領事裁判権」を保証している。治外法権は植民地法体系の中核をなすもので²³、日本も『日英修好通商条約』(1858年)の第四条及び第六条の拡張解釈によって長く列強諸国に苦しめられた経験がある²⁴。実際、韓国においても「領事裁判権」はほとんど発動されず、この「不平等条約」に保護された日本人の行動は警察と裁判所の監視外におかれ、居留地はその意味で無法地帯と化し²⁵、結果として居留地における法の空洞化状態、ひいては立法権の無力化を招来した。

続いて、日本は植民支配の最大の武器たる刑事立法権の収奪に乗り出す。日露戦争の好調に乗じ、日本政府は韓国要人を「買収」²⁶・「操縦」・「威迫」²⁷・「軟禁」²⁸して『日韓議定書』(1904年2月23日)を締結し²⁹、韓国に対する「保護化」³⁰が本格化する。そして、これらを押し支えたのが日本の軍事力と軍部の強力な権限だった。『日韓議定書』の締結直後、日本は「韓国駐劄軍」を編成し、駐劄軍司令官に天皇直隷官の地位を与え、韓国の独立及び領土保全を確保するという名目のもと、民族思想を抑圧・規制する数々の厳しい法律を制定した。そして、これらの法律は、駐劄軍司令官が駐韓公使を通じて韓国政府に対し一方的に通告するだけで有効なものとなった。つまり、植民地支

²² 「日本國人民朝鮮國指定ノ各口ニ在留中、若シ罪科ヲ犯シ、朝鮮國人民ニ交渉スル事件ハ、總テ日本國官員ノ審斷ニ歸スヘシ。若シ朝鮮國人民罪科ヲ犯シ、日本國人民ニ交渉スル事件ハ、均シク朝鮮國官員ノ查辦ニ歸スヘシ。尤雙方トモ各其國律ニ抛リ裁判シ、毫モ回護祖庇スルコトナク、務メテ公平允當ノ裁判ヲ示スヘシ」

²³ 利谷信義「近代法体系の成立」『岩波講座 日本の歴史 16 近代3』、吉田裕編、岩波書店、1976年、96, 131, 136頁

²⁴ 石井孝「從属的國際關係の『大憲章』安政通商條約」『歴史評論』第94号、1958年、97頁参照

²⁵ 石井寛治「日清戦後経営」、『岩波講座日本歴史 16』、朝尾直弘ほか編、1975年、岩波書店、64頁

²⁶ 「日韓密約ノ豫想各韓廷懷柔大体成功ノ狀況等報告ノ件」(在韓国林公使ヨリ小村外務大臣宛、1904年1月1日付)「運動費トシテ過般送金ヲ乞ヒシ一萬圓ニ對シテハ・・・全部ヲ同一人ニ手交セシメ一ニ同使ノ使用ニ任カセリ」と記されている。前掲註21(『日韓外交資料VI・日露戦争』)、21頁参照

²⁷ 「日韓密約締結方ニ関シ韓国要人操縦ノ件」(在韓国林公使ヨリ小村外務大臣宛、1904年1月6日付)「…本使ガ最近彼レニ加ヘタル威迫」とある。前掲註21(『日韓外交資料VI・日露戦争』)、27頁参照

²⁸ 一方では「威迫」を加え、他方では、特に親露派の要人を体よく日本公使館に軟禁したうえで、日本につれてきて「議定書」に反対する勢力を韓国宮廷から一掃しようとした。

山辺健太郎著『日本併合小史』、岩波書店、1984年、154頁参照

²⁹ 鈴木敬夫「法による支配—朝鮮における植民地統治法の成立過程(一)」、『札幌学院法学』第6巻第1号、81(247)頁参照

³⁰ 山辺健太郎教授は、ケンブリッジ大学のT. J. ローレンスの意見を紹介して、『議定書』第一条に言う「忠告」とは、國際公法上からいうと「命令」と同じことで、この一条によって韓国は日本の支配下に立ち、事実上の保護国になったという。前掲註26(『日本併合小史』)、280頁

配強化の一環として、刑事立法権を日本の軍部が掌握し、これが本格的な立法権侵害の第一歩となった。

次いで、『第1次日韓協約』（1904年8月22日）で財政権及び外交権の干渉を、『第2次日韓協約』（1905年11月17日）で統監府の設置が決められ、両協約の実行手段として制定された『統監府及理事庁管制』（1905年12月21日・勅令第267号）により、軍部に属していた警察権と刑事法の立法権が統監府に移行³¹し、組織的な植民地支配体制への移行を実現した。そのなかで、韓国皇帝は『第二次日韓協約』の無効を訴えるべく、秘密裏に第三回万国平和会議に代表を派遣するが、これを口実に日本は『第三次日韓協約』（1907年7月24日）を強要し、大韓帝国政府の法令制定権に対する監督権を明文化した。そして、上記協約の実行のための『併合後ノ韓国ニ対スル施政方針決定ノ件』（1910年6月3日、外交第43号—1）において、総督は「天皇ニ直隸シ朝鮮ニ於ケル一切ノ政務ヲ統轄スルノ権限ヲ有」とし、「大権ノ委任ニ依リ」立法権の全権を掌握することで、植民地支配の全過程で強力な武器となる軍事的政治的死刑制度設計の第一歩を踏み出した。

（2）植民地治下の立法権の特徴（1910～1945年）

1910年8月22日に締結され、同29日に公布された『日韓併合ニ関スル条約』（制令第1号）により、韓国は名実共に日本の植民地となった。そして、1911年に『朝鮮ニ施行スヘキ法律ニ関スル件』³²（法律第30号）を公布し、朝鮮総督の制令制定権、すなわち立法権を法制化することで、植民地支配法制の基盤を築き上げた。同第1条、第4条ないし第5条によると、植民地韓国に適用される法令は、①特に朝鮮に施行する目的で制定された法律および勅令、②勅令によって朝鮮に施行された法律、③規定内容上当然に朝鮮にその効力を及ぼす法律及び勅令が含まれる。換言すれば、日本の法令は原則的韓国で施行されず、例外的な場合にのみ勅令によって適用することになる。さらに、実際の施行基準は、各法令につき「その内容を見て、規定の性質より判断する他は

³¹ 第四條 「統監ハ韓国ノ安寧秩序ヲ保持スル為必要ト認ムルトキハ韓国守備軍ノ司令官ニ対シ兵力ノ使用ヲ命スルコトヲ得」

³² 第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル

ない」³³とされ、結局韓国に適用される日本法令の適用基準は、法執行者の恣意的な判断に委ねられていた。

実際、36年間の植民地統治期間中、朝鮮総督府は「制令」・「朝鮮総督府令」・「道令」を含む計 676 件の法令を制定公布し、旧制令の改廃に関するものを除いてもその数は 270 件に達した³⁴。一方、日本の法令が韓国で施行されるのが極めて例外的な場合だとすると、植民地韓国における法令のほとんどが朝鮮総督府によるもので、さらにその広範な立法権に加えられた法的制約は、①内閣総理大臣を経て天皇の勅裁を受けること、②韓国に施行された法律、特に韓国に施行する目的で制定された法律および勅令に違背しないこと、の二つだけだった³⁵。要するに、後者は極めて例外的で、事実上の制約は前者一つだけだが、植民地韓国において朝鮮総督の判断が最優先されたという事実を考慮すると、朝鮮総督の制令制定権には事実上ほとんど制約がなかったといえる。

通常、日本による朝鮮植民地支配は、1910年の『日韓併合二関スル条約』に始まり、1945年日本が第2次世界大戦で戦敗するまでの36年間とされる³⁶。興味深いことに立法権侵害の起点となった1876年の『日朝修好条規』から、1911年の『朝鮮ニ施行スヘキ法律ニ関スル件』により日本総督の立法権が確立するまでも、同様に36年間の歳月を要した。着実な積み上げを通して日本総督に付与された広範な立法権は、統治目的に応じた法令制定を可能にし、合目的に制定された刑事法令は植民地支配の忠実な道具とされ、その過程で韓国の死刑制度は特有の軍事的政治的特質を付与されることとなる。

(3) 植民地時代の司法権の特徴 (1876～1945年)

植民地収奪は、広範な立法権による植民地法制の構築とともに、司法機構による法の恣意的適用なくして実現できない。よって、日本による韓国の司法権侵略は、立法権の収奪と同時並行に進められた。統監府時代から司法権を虎視眈々と狙っていた日本は、韓国の旧裁判所運営システムを口実に司法権の収奪に乗り出した。当時、漢城裁判所と平理院を除くほとんどの地方裁判所には専属裁判官がおらず、観察使・牧使などが兼任していた。そこで日本は、司法と行政の分離という近代法理念に基づく改革の名のもと、各裁判所に日本人法務顧問・参与官・補佐官などを配置した³⁷。しかし、後述するよう

³³ 松岡修太郎 『朝鮮行政法提要(総論)』、東都書籍、1944年、17頁 参照。

³⁴ 条約局法規科 『日本統治時代の朝鮮』(『外地法制誌』第四部の二、1971年) 64頁

³⁵ 1911年3月29日の大日本帝国法律第30号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」第2条・第5条

³⁶ このような時代区分については、『日帝侵略下韓国三十六年史(一)』 [大韓民國文教部]國史編纂委員會編、1966年 参照

³⁷ 통감부, 『한국시정연보 1』, 1906년, 91~92쪽

にその恣意的運用による被害実態は封建的旧韓国法制を凌ぐもので、実際は「司法権の独立」を称した侵略意図の隠蔽に過ぎず、保護政治を善政として宣伝するための手段だった³⁸。これをきっかけに、韓国の司法事務に幅広く関与しはじめた日本は、1907年7月24日の『第三次日韓協約』で司法事務と一般行政の分離を明文化（同第3条）し、さらに同覚書にて、日韓両国の裁判官で構成された裁判所の新設、看守長以下の過半数を日本人にする監獄の設置などを取り決め、司法権の完全掌握による植民地法執行のための準備を着々と進めた。次いで、1907年12月に公布された法律第8号『裁判所構成法』、第9号『裁判所構成法施行法』、第10号『裁判所設置法』により、順次開庁を進めるが³⁹、1908年3月の大審院長・検事総長・ソウル控訴院長・ソウル控訴院検事長・ソウル地方裁判所長および検事長、書記6人の雇聘を皮切りに、多数の日本人裁判官を任用し、司法機関の中核たる裁判所を手中に収めた。具体的な任用状況をみると、1909年には日本人裁判官が192人、検事が57人、一方韓国人裁判官が88人、検事が7人だった。翌年の1910年には日本人裁判官183人に対し韓国人裁判官71人、日本人検事54人に対し韓国人検事が6人、1912年には日本人裁判官161人に対し韓国人裁判官38人、検事57人中韓国人はわずか3人⁴⁰と、時間の経過につれ韓国人の割合は減る一方だった。しかも、韓国人裁判官は、民事事件の原告・被告両方が韓国人である場合と、刑事事件の被告が韓国人である場合に限り事件を担当することができ、かかる制限は1920年以降も続いた。他方、併合後の朝鮮に対する法的支配に備え、従来の韓国法に対する調査とその改正作業を進め、1908年1月には刑法・刑事訴訟法、その他付属法令の立案等の調査、1908年7月には『刑法大全』等の改正および新設法令が発表された⁴¹。このように、韓国の司法権掌握に必要なすべての準備を終えた日本は、ついに1909年7月12日『韓国司法及ヒ監獄事務委託ニ関スル日韓覚書』の締結を強要し、韓国国内における司法権行使の法的根拠を得ることとなった。そして、同年10月には従来の裁判所、監獄及び法部を廃止し、統監に直属する統監府裁判所を設置することで、統治目的に合わせた法執行のための条件を整えた。

統監府時代の司法制度は、日韓併合後も『統監府裁判所の改正』（制令第5号、1910年10月1日）によって、ほとんど維持された。即ち、「統監」を「朝鮮総督」に、「韓国」を「朝鮮」に、「大審院」を「高等裁判所」に読み替え、従来の『統監府裁判所令』を『朝鮮総督府裁判所令』に変えただけだった。もちろん、韓国人裁判官の担当事件制

³⁸ 永井和「日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚」（京都大学）国際日本文化研究センターの共同研究、2005年

³⁹ 김정명、『日韓外交資料集成 8—保護及び併合録編』、巖南堂書店、1964、170～174頁

⁴⁰ 법무부, 『한국교정사』, 1987년, 306쪽

⁴¹ 통감부, 『한국시정연보 1』 (前掲) 97쪽, 47～48쪽

限条項も存続させた⁴²。他方、強圧的な占領過程で義兵裁判など裁判需要が拡大すると、朝鮮の事情に合わせた司法制度の効率化の名目のもと、1912年から判事・検事の定員の調整⁴³、『朝鮮刑事令』の制定など、大幅な改革に乗り出した。具体的には、『朝鮮総督府裁判所令』（制令第4号、1912年3月18日）を全面改正し、既存の4級3審制の裁判所を、高等法院・覆審法院・地方法院の3級3審制に簡素化した。また、従来合議制だった地方法院第1審事件を原則単独裁判にし、特に重要な事件に限って3人の合議制を採るとした。さらに、覆審法院と高等法院はそれぞれ3人と5人の判事による合議制を原則とするが、裁判合議体において韓国人が裁判長になることはなく、決定権は日本人裁判長に委ねられていた。この他にも、地方法院が民刑事に対する第1審裁判と非訟事件に関する事務を、覆審法院が地方法院の裁判に対する控訴及び抗告に対する裁判を、高等法院が覆審法院の裁判に対する上告及び抗告に対する裁判を管轄するとし、高等法院が再終審となっており、当時の日本の大審院のような制度はなかった。

1920年代に入ると、抗日民族運の激化を受け、1927年頃から高等裁判所検事局内に思想検事の配置を検討し、1928年1月から思想検事を任用し始めた。同年8月には京城・平壤・大邱・光州・釜山の地方裁判所に思想事件専門担当検事を1人ずつ配置し、1929年1月には高等裁判所検事局内に思想係を設置、6月には京城裁判所検事局内に思想係専門検事を配置した⁴⁴。

本格的な戦時体制に突入した1930年代後半からは、『思想犯保護観察法』により保護観察所を、『朝鮮思想犯予防拘禁令』により予防拘禁所を設置し、両機構が事実上司法機構としての役割を果たすようになった。また、1941年3月6日には『国防保安法』を、同年12月26日『朝鮮臨時保安令』を制定して戦時体制を強化し、1944年2月16日には『朝鮮総督府裁判所戦時特例』を制定した。この特例は、戦時情勢を理由に、民事・刑事裁判の3審制を全面廃止して2審制を実施し、死刑・無期以外のすべての事件を単独判事に管轄させ、略式命令の範囲を拡大する等、統治目的を如実に反映した司法制度へと変貌させていった⁴⁵。

この変遷を可能にしたのは、植民地韓国の司法権が立法権同様朝鮮総督府に独占されていたことに起因する。すなわち、植民地朝鮮では、司法に関する事項を法律で規定する日本とは対照的に、裁判所の構成・裁判官の任用資格・身分保障などの司法に関する事項は制令で、裁判所の設立・廃止・管轄区域・管轄変更は総督府令で定めた。従っ

⁴² 법원행정처 편, 『한국법관사』, 육법사, 1976, 80쪽

⁴³ 문준영, 『한국검찰제도의 역사적 형성에 관한 연구』, 서울대박사학위논문, 2004, 120 쪽

⁴⁴ 水野直樹「植民地期朝鮮の思想検査」『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』国際日本文化研究センター、2007、3~4頁

⁴⁵ 鈴木敬夫『法を通じた朝鮮植民地支配に関する研究』、高麗大民族文化研究所、1989、337~340頁

て、裁判所は総督府所属の行政官署とされ、司法権は独立しておらず、公正な裁判を受ける権利は制限されていた。さらに、検事局も総督府に併設されていたため、裁判に対する政治的圧迫が可能だった。

また、多くの事件は笞刑を伴う即決処分権を与えられた警察と憲兵によって処理され、監獄又は即決官署で秘密裏に執行されていた笞刑は、拷問を合法的に行う法的措置と化した⁴⁶。日本国内では1882年に前近代的で非人道的だとして全面廃止された笞刑制度を、「慣習尊重」という名目で植民地支配の容易かつ効果的な手段として存続させた。これには、朝鮮総督府の財政難に伴う監獄増設の困難⁴⁷と、笞刑が懲役刑より費用面で節約できるという判断が勘案されたものと思われる⁴⁸。実際、懲役3ヶ月の場合、笞90台に換刑すれば2日間の拘禁で済むことになるので、88日間の行刑費が節約出来るという計算になる。1917年の場合を例に挙げると、年間執行された総笞刑数は1,455,216台で、実際の拘禁日数30,744日を控除すると、1,424,472日分の行刑費、444,425ウォンを節約したという調査結果もある⁴⁹。当時の笞刑執行の無惨さは次の描写が如実に物語る。すなわち、「最初の鞭は80台が普通だったが、途中気絶することになれば暫く休ませ、3日後再び呼び出して鞭を加えた。一度鞭を当てられた日は歩くことは絶対不可能で、他の人に背負われて出て行く。死んだ場合の死体その日うちに行方不明となった⁵⁰」。明文規定では読み取ることの出来ない運用上の非公式「死刑」が公然と行われていたのである。そして、1910年12月の『犯罪即決令』の公布により笞刑はさらに助長され、1920年の廃止⁵¹までその勢いは続くこととなる⁵²。要するに、この時期の日本にとって裁判所は、司法の名の下で韓国人に対する弾圧を合理化し、法律手続で以てそれを確認する道具にすぎなかった。

1-1-2 軍事的政治的死刑の発芽期（1876～1910年）

（1）発芽期の刑事法と死刑の特徴

この時期は、日本が「軍事的政治的死刑制度」を創りあげる準備段階にあたる。この時期に立法・施行された刑事法令は、統治基盤の確立を目標に、民族的抵抗を封殺する手段としての側面が目立つ。特に、日本侵略に対する韓民族の主要な抵抗形態であった

⁴⁶ 신동운 「일제하 형사절차에 관한 연구」 박병호교수 환갑기념논총발간위원회 편 《한국법사학논총》 서울 박영사 1991년 참조

⁴⁷ 염복규, 「1910년대 일제의 태형제도 시행과 운용」, 『역사와 현실』 53, 204쪽

⁴⁸ 사법부감육과, 「笞刑に就て」, 『조선휘보』 10월호, 1917, 82~87쪽

⁴⁹ 『매일신보』 1918년 8월 1일자

⁵⁰ 문정창, 『근국일본조선강점 36년사』, 백문당, 1965, 84쪽

⁵¹ 「조선태형령중폐지제령안」(1920.3.24), 『公文類聚』 44-28

⁵² 『조선총독부관보』 1910년 12월 16일 「犯罪即決令 공포」

義兵運動と愛国啓蒙運動が主要な規制対象とされ、韓国の独立性を高める各種言論・出版・集会・結社と物理的闘争を弾圧することに力点が置かれた。この時期に制定された刑事法令に直接死刑条文を定めるものは見当たらないが、準法律による死刑規定と適用、および旧韓国法における死刑条文の準用によって、統治目的は保障されていた。準法律の典型として挙げられるのが、当時占領地の行政長官たる駐筭軍司令官が、電信通信機関の占拠、鉄道および厩大な土地の強制収容、軍用人夫の強制徴発等々を目的として制定した『軍律』（1904年7月2日）である。かかる規則は、

- 一、軍用電線(軍用鉄道)に害を加へたるものは死刑に処す、
- 二、情をしりて隠匿する者は死刑に処す、……
- 五、村内に架設せる軍用電線（軍用鉄道）の保護は其の全村民の責任とす⁵³（以下略）

と定める。つまり、軍用施設や軍事情報の保護という日本軍の侵略利益を最大の保護法益に据え、絶対的死刑という最も峻厳な刑罰形態を以て韓国国民に敵軍への忠誠を強要し、民間人に日本軍の『軍律』を適用している。実際、1904年の施行から全面改定されるまでの2年間で、計35人の韓国人が死刑に処された⁵⁴。正当な立法機構によらない法律に基づき、韓国国民の同意など全く前提としない「法」の濫用を以て侵略目的を保障した上記規則は、統治道具としての軍事的政治的死刑の起源といえる。その後『軍律』は1905年7月3日の改定により、「日本軍ニ有害ナル所為アル者ハ帝国ノ法規又ハ韓国ノ法令習慣ニ準拠シテ処分ス」という項目が追加され、日韓併合に先駆けることおよそ5年前に韓国人は日本の一般法規の適用を受けうることになった。以下、統監府によって制定された主要な刑事法令の制定背景・特徴等を考察し、これらの支配道具的側面と熟成期への布石的役割を究明する。

①『保安規則』（1906年、統監府令第10号）

『保安規則』は、統監府設置以来最初に登場した刑事法令である。1895年の乙未事変と⁵⁵『第二次日韓協約』の締結に憤慨して展開される「抗日義兵運動」⁵⁶及び「愛国啓蒙運動」を規制する為に制定された⁵⁷。制定当初は全13カ条からなり、大衆による

⁵³ 金正明編『日韓外交史料集成別冊—朝鮮駐筭軍歴史』、巖南堂書店、1962-1967年、177, 178頁参照

⁵⁴ 金正明編『日韓外交史料集成別冊—朝鮮駐筭軍歴史』資料編参照（前掲）

⁵⁵ 1895年10月8日、李氏朝鮮の第26代国王・高宗の王妃であった閔妃が日本公使三浦梧楼らの計画で暗殺された事件である。事件の詳細は、朴殷植著『韓国独立運動の血史』、上海維新社、1920年、7頁以下参照

⁵⁶ 多胡圭一「日本による朝鮮植民地化過程についての一考察」（二）『阪大法学』第94巻、1975年、8（94）頁以下。

⁵⁷ 鈴木敬夫 「治安法による植民地支配—戦前朝鮮における統治法の一側面（一）』『札幌学院法学』第4

集会・結社の制限を主要な目的としていた。翌年、『保安規則中改正』（1907年、統監府令第31号）によって2カ条追加され、種々の言論規制基本法と相まって言論出版弾圧の一翼を担うこととなる。日本はこの規則をもって本格的な韓国統制を始め⁵⁸、「治安維持」の名目のもとで韓国国民としての当然の権利行使を制約・弾圧し、法律を植民地支配の為の道具に転落させた。

②『保安法』（1907年7月27日、法律第2号）

次いで1907年、統監府は日本の顧問政治から次官政治への切り替えに伴う集会・結社を事前に弾圧すべく、『保安法』を制定した。同法は、構成要件が不明確なうえ、過度な権利侵害条項を含んでいた。また、厳しい量刑規定に加え、『笞刑』という近代法のもとでは考えられない差別的な刑罰が含まれていた。要するに、同法は韓国国民にのみ適用された植民地支配のための治安法で、異民族を意識した極めて重罰主義的な治安刑法であった⁵⁹。

③『犯罪即決例』（1910年、制令第10号）

1910年『韓国併合』と同時に『犯罪即決例』（制令第10号）が公布された。これにより「行政法規違反ノ罪」に対し、警察署長や「其ノ職務ヲ取扱フ者」である憲兵分隊長、憲兵分遣所長による「即決言渡」が可能となり、結果として抗日運動者に対する憲兵・警察の別件逮捕・拷問、さらには笞刑が公然と行われ、抗日運動は徹底的に抑圧された。

以上のように、日本の韓国侵略における法的・制度的装置の基本的枠組みは、1910年の日韓併合前に、統監府治下ですでに確立されていた⁶⁰。韓民族を植民地支配することを目途としたこれらの諸法律は、まさに「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、政体ヲ変改シ、朝憲ヲ紊乱セムトスル」一切の抗日運動を禁圧し、朝鮮の地に日本の天皇制秩序を導入し扶植することにより、植民地統治体制を確立しようとするものであった。そして、法律は統治目的を実現するもっとも有効な手段であるとともに強靱な武器となって統治威力を増殖させ、被支配民族の尊嚴を蹂躪しながら「軍事的政治的死刑」の発芽に必要な条件を整えた。

巻第2号、22（306）頁以下。

⁵⁸ 崔宗一「日韓治安刑法の史的考察」（一）『上智法学論集』第29巻第1号、1986年、122頁以下。

⁵⁹ 鈴木敬夫「治安法による植民地支配—戦前朝鮮における統治法の一側面（一）」（前掲）26~29（310~313）頁参照

⁶⁰ 高翔龍『法律学の森 韓国法』第2版、信山社、2010年、20頁以下参照

(2) 発芽期の刑事裁判実務 (1876~1910年)

異民族による司法権と裁判所の掌握は、司法権の独立を砂上の楼閣にし、法廷は自ずと韓民族弾圧の手段として悪用されることとなった。実際、絶対多数を占める日本人裁判官と検事が、日本語で書かれた法令を根拠に日本語で裁判を行い、韓国人とりわけ民族独立運動家には様々な方法をもって非常に厳しい判決を言渡した。実際、死刑を定める刑事法令を制定しなくても、司法府の目論みによって『刑法大全』の死刑条項との併用で極刑を科すことが可能だった。例えば、義兵長尹致章が1907年光州郡墨洞において義衛兵70人あまりを率いて日本騎兵隊と戦闘し、1908年3月朴勝浩から軍資金100ウォンを集め、うち40ウォンを弾薬の購入に当てるなどの活動を行ったとして逮捕された事件で、1909年京城地方裁判所は次のような判旨ものと、被告人に絞首刑を宣告した。すなわち、「被告ハ...現政治変更ノ目的ヲ以テ...首領トナリ銃剣ヲ携帯シ広州郡ヲ横行シ...同郡墨洞ニ於テ日本騎兵隊ト戦闘シ其ノ部下八名戦死シ...同郡彦州方面朴勝浩方ニ於テ同人ヲ脅迫シテ金百円ヲ出サシメ...金四十円ヲ渡シ京城ニ赴キテ弾薬ヲ購ハシメントシタルモノナリ」⁶¹とする。ここでは、日韓併合以前から抗日義兵運動が公然と不法化され、さらに日本騎兵隊との戦闘で犠牲になった韓国人義兵隊員の死亡を、その指導者たる被告人に帰責させることで、構成要件要素の主体をすり替えている。また、この時期は既に『保安法』が施行されていたにもかかわらず、裁判所は刑法大全第195条の内乱罪「政府ヲ顛覆シ又ハ其ノ他政事ヲ変更セシムカ為乱ヲ作りタル者ハ絞ニ処ス」を適用して、「極刑」を課している。罪刑法定主義の原則を無視し、植民地支配目的に合わせた裁判実務が窺える。

安重根による伊藤博文の暗殺事件に対する裁判からも、日本の近代的司法機構の本質と韓国侵略の意図を推察できる。1909年10月26日、ロシア東清鉄道のハルピン駅構内で、被告人が枢密院議長伊藤博文とその遂行員川上俊彦らに銃を発射して、伊藤博文を死亡、遂行員らを負傷させた事件⁶²で、当時裁判を担当した関東都督府地方法院の真鍋裁判長は、「被告人が伊藤公を殺害した行為は、その決意が個人的な恨みによるものではないにして、緻密な計画に基づき厳重な警備にもかかわらず多くの著名人が集まった場所にて決行されており、かかる殺人行為に極刑を課すことは至極当然」であるとして、死刑を言い渡している。ここで留意すべきは、同事件が中国領土内でロシアの行政力の及ぶ⁶³鉄道管轄区域内において、韓国人が日本人を対象に引き起こした事件⁶⁴であ

⁶¹ 京城地方法院、隆熙三年(1909年)一月二六日宣告、村崎満「保安法(公武十一年法律第二号)の史的素描」(前掲)3頁

⁶² 안중근의사 기념관 <http://ahnjunggeun.or.kr>

⁶³ 当時ハルピンは中国の領土だったが、露清条約によりロシアが東清鉄道の敷設圏を譲り受けていたため、ハルピン駅構内はロシアの管轄に属し、同従業員はロシア人と清国人に限られ、鉄道付属施設はすべてロ

り、裁判の管轄権は当然に問題視されなければならなかった。しかし、実際には日韓併合前にもかかわらず、当然のごとく日本占領下の関東都督府と外務大臣の最高裁判所代行権限で死刑を宣告し、2ヶ月後の2月14日判決が確定、3月26日に執行された。一方、裁判開始2ヶ月前の1909年12月2日付けの小村外務大臣による裁判所宛の指令文書には、「裁判を旅順地方法院にて行うこと、安重根を思想犯ではなく破廉恥犯に仕立てること、必ず死刑に処すること」などの内容が含まれていた。これに対する旅順高等法院長平石の回答文には、「もし、第一審が死刑を言い渡さなかった場合、自身の高等法院にて死刑を言い渡せるよう、検察による控訴を依頼する」旨の要請が含まれていた⁶⁵。次のロシアによる資料も、これらの事実を裏付けする。つまり、逮捕当初安重根は日本の裁判所職員から「伊藤の暗殺は、韓国の敵だからではなく、個人的な理由で間違った判断によるものだった」と陳述すれば、直ちに釈放するという条件を突きつけられたという⁶⁶。暗殺事件と日韓併合の関係性を隠すための日本の苦心が滲み出ている。要するに、当時の植民地裁判所は、司法機構の仮面を被った日本帝国主義の政治機構であった。

1-1-3 軍事的政治的死刑の熟成期（1910～1919年）

（1）熟成期の刑事法と死刑の特徴

武断政治期と言われるこの10年間は、日本が義兵運動を徹底的に鎮圧し、植民地支配体制の定着と植民地収奪の本格的始動に向け、刑事法制を強化していく時期である。同時に、その有力な手段としての「軍事的政治的死刑」の誕生に必要な条件を「熟成」させていく時期でもある。

①『集会取締令』（1910年8月25日、警令第3号）

同令は、日韓併合後の最初の治安刑法で、『日韓併合二関スル条約』を締結してから公布するまでの間に制定され、日韓併合条約の公布を保障するためのものだった。条文構成は極めて簡単だったが、拘留や科料等身柄拘束を含む刑事処分が予定されているにもかかわらず、犯罪の構成要件が極めて曖昧で、政治的な目論みが多分に窺える。すなわち、一切の政治的集会活動に対し、原則「禁止」が要件となっており、「許可」を受

シアが管理し、駅員や警備兵もまたすべてロシア人だった。佐木隆三著, 이성범 역, 『안중근과 이토오 히로부미』 제이앤씨, 2003, 91 쪽

⁶⁴ 박 보리스, 신운용, 이병조 역, 『하얼빈 역의 보복- 이토 히로부미에 대한 안중근의 총성』, 채륜, 2009년, 110 쪽

⁶⁵ 김삼웅 전독립기념관장 『안중근평전』, 시대의창, 2009년

⁶⁶ 박 보리스 『하얼빈 역의 보복- 이토 히로부미에 대한 안중근의 총성』(前掲) 106 쪽

けたうえでの集合が例外的に認められるにすぎない。さらに、ここでいう「屋外ニ於ケル多衆ノ集合」とは、日韓併合条約公布に伴う反日運動を予定していることが容易に想像でき、言い換えれば事後処罰よりは事前予防を目的としていることがわかる。つまり、『集会取締令』は本格的な植民地支配体制の稼働を保障する安全装置だった。

②『朝鮮刑事令』（1912年、制令第11号）

1912年3月18日に制定された同令は、その後政局変遷に伴い12回にわたる改正を繰り返しながら、36年間の統治期間中植民地刑事法令の根幹を担ってきた。同令により、日本の刑法⁶⁷・刑法施行法⁶⁸・爆発物取締罰則⁶⁹・刑事訴訟法⁷⁰等12個の刑事法が依用（同第1条）されたが、当時の韓国において犯罪態様が凶悪で、日本刑法の刑罰では治安維持の目的を達成できないという理由のもと、朝鮮人の殺人罪及び強盗罪限って、例外的に『刑法大全』の効力を存続させた。この実体法上の重大な差別は、1917年12月8日制令第3号が制定されるまで続く。

さらに、手続規定にもいくつかの特徴が見られ、『朝鮮刑事令』第12条及び第14条は、刑事訴訟法（大正11年5月、法律第75号）上の検事・司法警察官による強制処分権に対し、重大な例外を認めている。また、公訴提起前の被疑者の権利を過度に制限（同第13条）し、拘留期間が延長され（第16条）、国選弁護人選任該当事件を、死刑または無期の懲役並びに禁錮に限定した（第25条）。さらに、単独判事による有罪判決の場合、証拠理由を省略することができるとした（第26条）⁷¹。

如上のとおり、日本は植民地刑事法令を道具に、韓国に対して高圧的な統治を実施し、植民地支配体制の安定を図った。一方、日本による差別的な異民族支配は韓国国民の反発を助長し、ついに「三・一独立運動」という民族挙げての抵抗へとつながる。そして、これを契機に日本は漸く支配方針を転換し、表面的ながら憲兵による「武断政治」を退かせ、いわゆる「文化政治」を登場させる。

（2）成熟期の刑事裁判実務（1910～1919年）

独立運動に対する日本憲兵の武力弾圧が盛んだったこの時期、国権回復を唱えて独立運動を実行する多くの団体のうち、もっとも代表的だったのが大韓光復会だった。同会は1915年大邱で結成され、国権回復と共和制の実現、親日富豪の処断と独立軍の養

⁶⁷ 1907年 法律第45号 鄭贊溶編（前掲） 314頁 参照

⁶⁸ 1908年 法律第29号 鄭贊溶編（前掲） 322頁 参照

⁶⁹ 1884年 太政官布告32号 鄭贊溶編（前掲） 324頁 参照

⁷⁰ 大正11年 法律第75号 前掲註45 鄭贊溶編（前掲） 325頁 参照

⁷¹ 金炳華『한국사법사(근세편)』（前掲） 357頁以下。

成などを目標に、活発な活動を展開した。そして、1918年悪徳地主官吏の張承遠と朴容夏を処断する際に貼った処断告示文が火種となり、大韓光復会が明るみに出るとともに全国の組織網が破壊された。そして、総司令官の朴尚鎮をはじめとする金漢種、蔡基中等は検挙され、死刑判決を受ける。同判旨は「被告朴尚鎮、金漢種は韓日併合に不満を抱き、旧韓国の国権回復を唱え、各地を徘徊した不逞の群れであり、…蔡基中と…ともに光復会なるものを組織し、国権回復のための資金調達という名目で、同会の名で朝鮮各道の朝鮮人資産家を恐喝し、お金を搾り取ることを計画した。一方、資産家たちが簡単に抛出しないことを恐れ一、二名の資産家を暗殺して見せしめ、その目的遂行を容易にすることを謀略し、かかる計画のもと…治安を妨害し、恐喝を日常茶飯事にした」⁷²などと述べ、独立運動家の讃えるべき功績を恐喝殺人の常習犯に様変わりさせている。植民地司法府ならではの判決要旨であり、この時期の抗日運動に対する裁判所の態度と統治目的に迎合した裁判所の姿勢が一目瞭然に見て取れる。

1-1-4 軍事的政治的死刑開花期（1919～1931年）

（1）開花期の刑事法と死刑の特徴

この時期の刑事法令は、染井吉野の満開の如く一斉に量刑を引き上げ、やがて「軍事的政治的死刑」が華々しく登場する。1919年以降、武断政治期よりも強化された『検閲標準』に代表される植民地抑圧に反対して、朝鮮各地で民族運動が連綿と続き、『六一〇学生万歳闘争』（1926年）や『光州学生抗日運動』（1929年）が後を絶たなかった。日本はこれらを抑えるべく、「文化政治」で仮装した欺瞞的治安刑事法を多数制定する。

①『治安維持法』（1925年、法律第46号）と『治安維持法ヲ朝鮮、台湾及び樺太ニ施行スル件』（1925年、勅令第175号）、及び『治安維持法中改正緊急勅令』（1928年、緊急勅129号）

ア. 『治安維持法』の特徴

1925年5月8日植民地悪法の代表格である『治安維持法』が、『治安維持法ヲ朝鮮・台湾及ヒ樺太ニ施行スル件』（勅令175号）の附則によって韓国の地に適用された。絶対的天皇制法秩序の守護と国体の維持を立法趣旨に据えた『治安維持法』は、その究極的な保護法益は「国体」と「私有財産制度」⁷³である。同法は全7ヶ条からなり、第1

⁷² 공훈전자자료관재판기록

http://e-gonghun.mpva.go.kr/portal/web/book/book_xml_view.jsp?lm_sHisCode=PV_DJ&lm_sBookCode=A011&lm_sItemCode=&lm_sSrchYear=&keyword

⁷³ 『司法省刑事局治安維持法理由』によると、「国体」とは「主権ノ存在、換言スレバ統治権ノ総覽者ガ何人タルカノ問題ナリ。大日本帝国ノ国体ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス。天皇ハ統治権ノ総覽者タリ。此

条において、禁止すべき行為として結社を「組織」する行為、並びに情を知った上での組織への「加入」の二点に絞り、かつ「宣伝狂暴なる」具体的な諸活動ではない「結社行為」そのものに力点をおくことで、「結社」の概念次第では思想処罰法⁷⁴への転化可能性を無限に秘めていた。さらに第2～4条において結社と組織的無関係な一定の実行行為を、つまり結社行為への援助行為を処罰対象とし、第7条で法の適用範囲を「本法施行区域外」にまで広げることで、治安維持という目的だけの為にオーダーメイドされ処罰体系を構築し、最高量刑は「十年以下ノ懲役又ハ禁錮」に引き上げられている。

イ. 『治安維持法中改正緊急勅令』の制定経緯

日本政府は、「三・一五事件」を機に国民の思想的恐怖心を煽り、「特高警察」の拡大をはじめとする取締体制の強化を進める一方、1925年制定の『治安維持法』の不備を主張し、治安刑事法への死刑の導入準備に着手した。改正法律案は第55回帝国議会で審議未了になるが、会期終了直後政府は、「改正」案こそが共産主義ないし社会主義運動・朝鮮独立運動など、すべての政府の軍事政策に反対する勢力を根絶し、「天皇制ファシズム体制を構築するための命運をかけたもの」⁷⁵であるとして、枢密院を強引に動かし、同年6月26日から28日までの枢府会議において賛成24票・反対5票で決定、1928年6月29日付官報号外をもって勅令第129号として公布、即日施行するという暴挙にでた。そして、終に第56回帝国議会で承認を得て、法律と同一の効果をもつに至った。

ウ. 『治安維持法中改正緊急勅令』⁷⁶の特徴

ノ如ク大日本帝国ノ国体ハ万世一系ノ天皇ニ依リテ統治セラルル君主国体ニシテ、統治権ハ一ニ天皇ノ総ブル所ナリ」とする。また、「国体ノ変革」とは、「所謂国体ノ変革トハ一切ノ権力ヲ否認シ延イテ主権ノ存在ヲ否認セムトスルガ如キハ勿論、万世一系ノ天皇ヲ廢シ他ノ者ヲシテ統治権ノ総覽者タラシメムトスルガ如キ、万世一系ノ天皇ハ之ヲ認ムレドモ統治権総覽ノ実ヲ失ハシムトスルガ如キ、凡ソ万世一系ノ天皇ノ統治権総覽ノ事実ニ変更ヲ加ヘムトスルノ行為ヲ謂フ。而シテ統治権総覽ヲ害スルモノタル以上ハ、其ノ全部タルト一部タルト、事物ニ関スルト領域ニ関スルトヲ問ハズ犯罪ヲ構成ス。然レドモ統治権行使ノ方法形式即チ政体ノ問題ニ関シテハ本法ノ規律スル所ニ非ズ」とする。さらに、「私有財産制度」については、「私有財産制度トハ私人ガ財産ニ対シテ絶対ノ支配権ヲ有スルコトヲ是認スル制度ヲ謂ヒ、所有権ヲ中心トスル觀念ナリ」としている。

⁷⁴ 小田中聡樹著『治安政策と法の展開過程』、法律文化社、1982年、63頁参照

⁷⁵ 小田中聡樹著『治安政策と法の展開過程』（前掲）68頁参照

⁷⁶ 治安維持法中改正ノ件

昭和三年六月二十九日、勅令第百二十九号

治安維持法中左ノ通改正ス

第一条 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結

同勅令の審議過程を記録した「緊急勅令承認に関する議事速記録並委員会議録」をみると、司法大臣は極刑の導入について次のように正当性を主張する。すなわち、「国体の変革を目的とする結社行動者に対し極刑を課することにしたのは、(これらが)刑法における内乱罪及び外患罪に...軒軽なきものとせられるに因る。即ち、...国民の思想を腐食悪化(し)...国体の瓦解を惹起(する)...思想的内乱罪、(及び)...帝国の崩壊を画策する...思想的外患罪...(に)僅かに10年以内の有期刑を以てするのは、彼此権衡を失するの甚だしきもの」であるがゆえに、「思想犯」に「死刑」を適用する必要性を説いている。かかる説明こそが「軍事的政治的死刑」の最大の特徴を表すもので、その後の長い期間、韓国の死刑制度は「思想犯」・「支配道具」という二大キーワードを捨て去ることが出来なかった。こうして、日韓併合以来初の死刑条項を含む治安刑事法が、長い成長過程を経てついに華々しく開花した。ここで特筆すべきは、同第1条に新設された目的遂行行為の処罰規定だが、その後同規定の威力⁷⁷は、特高警察や検察当局の目論みによって無抵抗に流され、さらに後述する通り大審院による拡大解釈に助長されて收拾がつかないまでに増幅していった⁷⁸。

以上から分かるように、「文化政治」を標榜したこの時期の日本の植民地弾圧体制は、決して「武断政治」から緩和されることはなかった。むしろ、「文化」という名の下で、その植民地支配の魔の手は生活や精神面の隅々までしみ込み、ファシズム体制のもとでの兵占基地構築のための堅実な踏台を築いた。

(2) 開花期の刑事裁判実務(1919~1931年)

この時期を徴憑する判例としてまず、朝鮮高等法院による『保安法』第7条、及び『政治二関スル犯罪処罰ノ件』第1項における「政治」の解釈が挙げられる。1919年、被告人鄭邦直らが群衆を主導し、陝川郡三嘉邑の市場で独立万歳を高唱してデモを執行した結果、日本警察に逮捕される事件があった。これに対し、釜山地方法院晋州支庁は、保安法違反を理由に被告人に6ヶ月の懲役刑を言渡し、その後大邱覆審法院⁷⁹・高等法院⁸⁰ともに上訴を棄却し判決が確定した。ここで注目すべきは、「帝国ノ領土ノ一部ヲ帝国主權ノ統治ヨリ離脱セントスルコトヲ目的トスル行為ハ保安法第七條二所謂政治二関シトアル行為ニ該当」するとし、さらに「朝鮮獨立ノ希望ヲ達スル目的ヲ以テ多数

社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

⁷⁷ 奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、1977年、102頁参照。

⁷⁸ 鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究—治安法下の皇民化教育』(前掲)144頁

⁷⁹ 판결문(1919.5.13. 대구복심법)

⁸⁰ 판결문(1919.6.12. 고등법원)

共同シテ朝鮮ノ独立万歳ヲ高唱シ示威運動ヲ為シ治安ヲ妨害タルトキハ大正八年四月
制令第七号政治ニ関スル犯罪処罰ノ件第一項ニ所謂政治ノ変革ヲ目的トシテ多数共同
シ安寧秩序ヲ妨害シタルモノニ該当スルト同時ニ其所為ハ政治ニ関シ不穩ノ言論動作
ヲ為シ因テ治安ヲ妨害シタルモノニシテ保安法第七条ニモ該当ス」と判示している。言
い換えれば、「朝鮮の独立を目的とした一切の運動」が「政治ノ変革」及び「政治ニ関
シ」に該当し、『保安法』制定当初の「一切の反日的会話や言動」より大幅に拡張され
ている⁸¹。こうして、韓国国民の生来の権利と自然な行動が、至極当然に犯罪行為類型
に組み入れられ、その範囲も不断に拡張されていった。

一方、この時期の植民地刑事法令の代表格である『治安維持法』は、本来国体変革と
私有財産制度の否認を主要な処罰対象（同第1条）とした。しかし、植民地韓国におけ
る変容として、独立運動も国体変革の行為態様に分類され、処罰の対象とされた結果、
治安維持法は独立運動全般に対する強力な弾圧法規として機能した。そして、1928年
の治安維持法改正で目的遂行行為処罰規定、すなわち「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」
が追加され、その濫用は收拾がつかないまでに増幅されていった。当時の大審院は、目
的遂行行為を次のように定義した。すなわち、「国体変革又ハ私有財産制度ノ否認ヲ目
的トシテ組織シタル結社ナルコトヲ認識シテ該結社ヲ支持シ其ノ拡大ヲ図ル等結社ノ
目的遂行ニ資スヘキ一切ノ行為ヲ包含スル...結社ナルコトヲ知り乍ラ之カ支持拡大ニ
資スヘキ行為アリタル以上其ノ行為カ国体ノ変革又ハ私有財産制度否認ノ目的ニ出テ
タルト否ト又右目的ト直接重要ナル関係アルト否トハ同法第一条第一項第二項各後段
ノ罪ノ成立ニ消長ヲ来スヘキモノニアラス」⁸²とした。さらに1931年4月28日の判
例⁸³では、「...結社ノ組織ヲ拡大シ強固ナラシムル行為ナル以上、仮令直接右目的ノ実
現ニ資スルコトナキ行為ト雖モ目的遂行ノ為ニスル行為タルヲ妨ゲズ」として、目的遂
行行為の概念を拡大した⁸⁴。また、公判に付せられている者の救援活動に関して、「日
本共産党ニ加入シ若ハ同党ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル為治安維持法違反ノ
被告人トシテ公判ニ付セラレタル者ノ救援活動ヲ為スハ即チ、同党ヲ支持シ其ノ強化ヲ
図ルモノニシテ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ニ外ナラザレバ治安維持法第一条第一
項第二項各後段ニ該当スルト論ヲ俟タズ」⁸⁵と、恐るべき拡大解釈を打ち出した。

これらの判例は、「文化政治」の内実を露にする格好の素材であり、このような経過

⁸¹ 鄭光鉉著 『三・一独立運動史—判決を中心として』、法文社、1978年、35頁

⁸² 大審院、1931年5月21日判決、『大審院刑事判例集』第10巻、239頁

⁸³ 池田克著『治安維持法』、日本評論社、1938年、58頁

⁸⁴ 小田中聡樹著『治安政策と法の展開過程』（前掲）、74～75頁

⁸⁵ 大審院、1932年12月3日判決、三宅正太郎「治安維持法に関する大審院判例」（5）『警察研究』第4巻第4号、1933年、75～77頁

を経て、「軍事的政治的死刑」はついに結実期へと邁進する。

1-1-5 軍事的政治的死刑の結実期（1931～1945年）

（1）結実期の刑事法と死刑の特徴

この時期の韓国は、日本の戦時情勢の緊迫性と植民収奪の必要性が相まって、不法な刑事法令が異様に強化され、死刑法規の増加が極めて顕著に現れた。以下、全期間通して増殖した死刑関連法令を順に検討し、韓国国民が三世代にわたって抑圧され、法の文明開化の名目で教えられた「近代法」の頂点と「軍事的政治的死刑」の結実を確認する。

① 『軍機保護法』（1937年、法律第72号）及び『軍機保護法ヲ朝鮮ニ施行スル件』（1937年、勅令第283号）

1937年中国との全面戦争に突入した日本は、「兵占基地」となる朝鮮における軍機保護の徹底が急務だった。そこで、従来の法律では軍の秘密を維持することが難しいとし、強化されたのが本法である。本法は、「軍事上秘密ノ事項又ハ図書物件タルコトヲ知テ之ヲ探知収集シタル者ハ重懲役ニ処シ其ノ情軽キ者ハ一等ヲ減ス」⁸⁶と定めていた旧法に比べ、4ヶ条⁸⁷に細分化して構成要件を拡大している。また、「軍事上ノ秘密」は「陸軍大臣又ハ海軍大臣」の「命令」によって決定され、「保護ノ為必要アルトキ」（同第8条及び第9条）⁸⁸随時設定可能とした。また、旧法における「職務」を「業務ニ因リ」

⁸⁶ 『現代法令全集』XII（裁判編・刑事編）、1935年、日本評論社、268～269頁

⁸⁷ 第一条 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件ヲ謂フ

2 前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範囲ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ処ス

2 軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第三条 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

2 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ処ス

第四条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

2 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

⁸⁸ 第八条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取又ハ其ノ複写若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 軍港、要港又ハ防禦港

二 堡壘、砲台、防備衛所其ノ他ノ国防ノ為建設シタル防禦營造物

三 軍用艦船、軍用航空機若ハ兵器又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電気通信所、軍需品工場、軍需品貯蔵所其ノ他ノ軍事施設

2 前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ処ス

第九条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ前条第一項ノ防禦營

に広げ、『国家総動員法』(法律第 55 号)の「総動員業務」を包含させる⁸⁹など、随所拡大解釈の可能性が秘められていた。さらに、法定刑の範囲も拡大され、旧法で最高三年だった罰則規定が全般的重罰化し、とりわけ外国への軍事機密漏洩には死刑が想定されている。こうして、植民地法制下における「軍事的政治的死刑」は、正式にその誕生の初声をあげることとなった。注目すべきは、第 3 条第 2 項の「死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役」は、殺人罪(刑法第 199 条)の「死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役」よりも厳しく、この時期重んじられた法益が見て取れる。この他にも、「未遂罪」(同第 15 条)や「予備陰謀罪」(同第 16 条)も処罰可能とし、軍国主義治安法的色彩を濃厚に現している。『軍機保護法』の全面改正でみられる規制の形態及びイデオロギーは、戦時機密保護法制の口火を切るものだった⁹⁰。

②『国防保安法』(1941 年 3 月 7 日、法律第 49 号)及び『朝鮮ニ於ケル裁判手続簡素化ノ為ノ国防保安法及治安維持法ノ戦時特例ニ関スル法律』(法律第 20 号)

国家総力戦に於ける国防上の国家機密の保護を目的に登場した同法は、主たる保護法益である「国家機密」の定義が、伸縮自在かつ概括的だった。すなわち、同第 1 条において国家機密とは、「外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル...重要ナル国務ニ係ル事項」とし、その中身が漠然としている。また、同 3 号において「前二号(御前会議、枢密院会議、閣議又ハ之ニ準ズベキ会議、帝国議會ノ秘密會議)ノ會議ニ付スル為準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項」を国家秘密に含めることで、処罰対象の幅に相当の伸縮性を与える条文規定となっている。また、外国への「国家機密」の漏洩に極刑が設けられており、「軍事機密」の漏洩にほぼ肩を並べられる重刑となっている⁹¹。さらに、法網が公汎で「教唆未遂」という刑法学上の新たな犯罪類型が設けられている。すなわち同第 12 条第 1 項は、「第三条乃至第五条、第九条又ハ第十条第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ実行ヲ為スニ至ラザルトキハ十年以下ノ懲役ニ処ス」とし、同条に掲げる罪を犯すことを教唆した者は、被教唆者が実行に至らなかつ

造物又ハ軍事施設ノ周囲ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付区域ヲ定メ其ノ区域ニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取又ハ其ノ複写若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前条第二項ニ同ジ

⁸⁹ 伊藤秋雄「軍機保護法の運用を顧みて」『ジュリスト』第 59 号(1954 年)、8~11 頁

⁹⁰ 鈴木敬夫「法による支配—朝鮮における植民地統治法の成立過程(一)」(前掲) 59(59) 頁参照

⁹¹ 第三条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国(外国ノ為ニ行動スル者及外国人ヲ含ム以下同ジ)ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第四条 外国ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ国家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

2 前項ノ目的ヲ以テ国家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ外国ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

た場合でも、十年以下の懲役に処せうる規定となっている。これにより、教唆犯は独立に処罰され、共犯従属性説は新たな根拠を与えられることとなり⁹²、軍事治安法的性格が次第に強調されるようになった。そして、刑事手続面でも人権侵害の著しい規定が多く置かれていた（第17条第1項及び第18条第1項、第21条、第29条、第33条第1項及び第2項）。

③『治安維持法中改正法律』（1941年、法律第54号）

太平洋戦争の開戦と中国侵略戦争の長期化に伴い、軍国ファシズム体制のもと、天皇を神と崇める国家神道の天皇制イデオロギーを中枢に、軍国主義治安法として集大成されたのが本法である。同法は多くの処罰規定が新設、拡大、強化されている。例えば、従来対等に重んじられてきた「国体変革」と「私有財産制度否認」の二大保護法益に順位の変化が見られ、「国体変革」を目的とする犯罪のほうにより重罰の対象となっている⁹³。第1条は死刑を最高刑に、有期刑は懲役にのみに限定し、禁固刑を削除して、短期刑も7年以上と刑期が大幅に引き上げられている。また、同第2条及び第3条において⁹⁴、「支援結社」や「準備結社」についても、指導者には死刑を科せうとする。さらに、刑事手続が糾問主義的特殊手続となり、検事に被疑者勾留をはじめとする強制処分権限が付与され、控訴審が省略されたうえに、被告人の法廷闘争対策として弁護人の数の制限などが設けられた。また、予防拘禁制度が導入され、治安維持法の罪を犯し、刑の執行終了により釈放されようとする者、及び刑の執行終了または刑の執行猶予の言い渡しを受けた者が思想犯保護観察法による保護観察中であって転向に応じないものを対象（同第39条）に、拘束を認めた。

④『朝鮮戦時刑事特別令』（1944年2月、制令第4号）

太平洋戦争の本格化につれ、刑事法令のファシズム的性格はますます強化されていく。『朝鮮戦時刑事特別令』は、植民地末期の典型的な戦時刑事法令である。同法の最大の

⁹² 柏木千秋著『国防保安法論』、日本評論社、1944年、110頁

⁹³ 第1条 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ7年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ3年以上ノ有期懲役ニ処ス

第10条 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノタメニスル行為ヲ為シタル者ハ10年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

⁹⁴ 第2条 前条ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ5年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ2年以上ノ有期懲役ニ処ス

第3条 第1条ノ結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ5年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又

特徴は、何と云っても「国体変革罪」に対する重罰規定である。すなわち、同法令によって依用された1942年の『戦時刑事特別法』（1942年、法律第64号）第7条は、「戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス」と規定し、すでに『治安維持法中改正法律』における「国体変革罪」の「死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役」よりも厳しくなっている。これに対し、1943年に制定された『戦時刑事特別法中改正法律』（1943年、法律第58号）においては、第7条ノニ「戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ヲ傷害シ、逮捕シ...因テ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ一〇年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス」という条項が加えられた。そして、これらの法令を集約強化したのが1944年制定の『朝鮮戦時刑事特別令』である。上記の他にも無期刑が著しく増加したり、多くの罪について短期刑が引き上げられたりと、戦時下における実体法規定の一般予防的要求を刑の峻厳化によって満たし、戦時統治の効果的手段となった⁹⁵。

こうして、植民地統治の必要性に徹頭徹尾忠実な「近代刑事法体系」ができあがり、その頂点とも呼ぶべき「軍事的政治的死刑」も結実した。外見こそ近代法の形をとっていたが、立法目的は統治弾圧ための手段で、立法主体は強占主体たる異民族という韓国の国益とその国民の権利とは甚だかけ離れた法の不法状態が、50年間ものあいだ韓国社会に蔓延した。そして、現代法思想についての知識が皆無だった韓国国民は、異常な社会情勢と法環境のもとで法律なるものを知る第一歩を歩みだした。そして、法の無知は法の濫用を招き、「法の支配」ならぬ「力による支配」は強権統治に結びつく。これこそが、独立後の韓国社会が民族主義を叫びながらも日本の植民地法制を長らく引き継ぎ、統治者は皆封建的永久執権を渴望して軍事独裁へと走り、近代的政治要素を払拭できなかった最大の要因の一つと思われる。

（2）結実期の刑事裁判実務（1931～1945年）

1930年代、不穏な嫌疑のある社会団体および宗教団体に対し、治安維持法の適用が拡大された。また、「内鮮一体」の皇民化政策の一環として神社参拝が強要されたが、これに抵抗したキリスト教徒に対して不敬罪・保安法・治安維持法等が適用された。植民地末期には、少人数で構成された研究会や読書会も重刑の対象となった。その典型例が1942年、辞典編纂趣旨書の「朝鮮民族の更生すべき捷路は文化の向上と普及」という一節を根拠に、治安維持法違反で処罰された「朝鮮語学会事件」である。韓国語による会話が禁止されていた当時、朴英玉という女子学生が列車の中で韓国語を話し逮捕さ

ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ2年以上ノ有期懲役ニ処ス

れことが発端となり、1942年10月1日から1943年4月1日かけ、韓国語辞書の編纂中だった朝鮮語学会の33人の研究者が検挙され、さらに48人が取調べを受け、うち2人が残酷な拷問によって獄死している。

次の大審院の判旨は、当時の司法官憲の法感覚を如実に現す。すなわち、「抑々大日本帝国ハ万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総攬シ給フコトヲ以テ其ノ国体ト為スモノニシテ改正治安維持法（昭和十六年三月十日法律第五四号）第一条ニ所謂国体ノ意義モ亦同一ニ解スヘキコト... 天皇ガ統治権ヲ総攬シ給フ事実ニ変更ヲ加ヘ奉ルコトヲ目的トスル一切ノ場合ヲ汎称シ苟モ其ノ統治権ヲ総攬シ給フ事実ニ変更ヲ加ヘ奉ルコトヲ目的トスルモノナル... 天皇統治権ノ支配下ヨリ離脱セシメ独立国家ヲ建設センコトヲ劃策スルカ如キハ事固ヨリ全面容ヲ截断滅殺セントスルモノニシテ右ニ所謂国体ヲ変更スルコトヲ目的トスル場合ニ該当スト為スヘキハ無論ナリト言フヘシ」⁹⁶とし、天皇を神とする戦時イデオロギーの塊が当時の韓国社会を規律し、戦時情勢のもと法に依らない「死刑」が横行するようになったことが分かる。

小 結

日本植民地時代の法体系は朝鮮総督府の独裁管轄下に置かれ、立法・司法・行政の三権が一極集中した。立法面では、行政府が締結した条約を以て植民地朝鮮における法の依用範囲を定め、かかる行政主導型法システムを基盤に、行政府が制令制定権と命令發布権をはじめとする立法権限を独占し、内鮮一体の標語とはかけ離れた治安維持法を量産して統治目的に応じた取捨選択及び植民統治を恣行した。司法領域においても、裁判所の設置・廃止・管轄区域の設定・判事の任免懲戒及び指導監督権などのあらゆる権限が行政府に従属した結果、その運営は朝鮮総督府の絶対的な権力を背景に近代化を称した日本国益の実現に徹するものだった。このような社会状況のもと、行政面での最高権限が総督に一任されることに異論の余地は与えられず、かかる法体系は韓国社会に法の道具性・恣意性を植え付けることとなった。換言すれば、この時点で韓国刑事法の本質とも言える軍事的政治的特質はすでに韓国社会に深く根ざしていた。

そして、かかる支配の全過程に於いて劇薬として使われたのが、死刑制度である。韓国は半世紀もの間、行政権が立法権と司法権を蹂躪する歪んだ近代法体系を押し付けられた。不幸なことに、かかる天皇神権と独裁体制を基調とする日本の植民地法制が、韓国の国民が学んだ初めての近代法制であり、犯罪統制システムとしての現代的刑事法制

⁹⁵ 鈴木敬夫著 『朝鮮植民地統治法の研究—治安法下の皇民化教育』（前掲）233頁以下

⁹⁶ 治安維持法違反被告事件（1943年（れ）第651号、同年9月1日第二刑事部判決、棄却）『大審院刑事判例集』第22巻（1943年）241頁以下

を理解する機会はもとより与えられなかった。反民族的行為が遵法行為と定義された韓国国民は、「犯罪」の概念を権力者の解釈に委ねるしかなく、支配者側の気が向くままに制定・改正・適用される暴力的な法は、国民の生命権を脅かし法に対する不信を助長した。さらに、異民族の言語で異民族の法律に従って裁判を受けざるを得ない状況は、法に対する異質感・疎外感と敵対心を根付かせた。反面、法の名の下で生命や財産はもちろん、言語と名前まで奪われる事態は、法の無制限な政治的利用という負の遺産を残すこととなる。

1-2 アメリカ軍占領時代の刑事法（1945～1948年）

第二次世界大戦における日本の敗戦により、1945年9月2日朝鮮半島の南半分には連合軍が上陸し、韓国は実質的に米軍の支配下に置かれることとなった。そして、同年9月7日、米軍総司令官マッカーサーは布告第1号⁹⁷をもって米軍政のスタートを公布し、10月9日米軍政法令第11号⁹⁸で、「朝鮮人民とその統治に適用する法律から朝鮮人民を差別及び抑圧するすべての政策と主義を消滅させ、法律上の均等を回復させるために」、『政治犯処罰法』、『予備検束法』、『治安維持法』、『出版法』、『思想犯保護観察令』、『神社法』を廃止すると宣言した。これにより、植民地下の人権蹂躪的色彩を帯び、韓国人に対する差別的・抑圧的な特別法が廃止されることとなった。さらに、罪刑法定主義を原則とする「刑事訴訟法の改正」（米軍政法令第176号）によって、英米法の人身保護制度、拘束期間の法定、拘束適否審査制度などが採択された。この他にも、三権分立の理念のもと司法権が警察から大法院（最高裁判所）に移管され、検察も法院から独立し警察への指揮命令権が確立された⁹⁹。

他方、1945年11月12日に公布された米軍政法令第21号¹⁰⁰により、法令の空白を埋める措置として、それまでに廃止された法令を除く「すべての法律または朝鮮旧政府が発布した法的効力を有する規則・命令・告示及び其の他の文書」は、軍政の特殊命令で廃止されるまで引き続き有効であるとし、植民地法制の清算を先送りした。さらに、軍政守護のため、布告命令等に違反した者、米国人と連合軍に危害を加えた者、治安を攪乱した者等には、占領軍軍律会議の決定をもって「死刑またはその他の刑罰」を課すとし¹⁰¹、極刑を含む民間人に対する軍政裁判を宣言した。

⁹⁷ http://ko.wikisource.org/wiki/태평양미국육군총사령부포고_제1호

⁹⁸ 내무부 치안국 『미군정법령집 1945-1948』 (前掲), 제2편

⁹⁹ 大久保史郎・徐勝編 『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』、日本評論社、2003年、22頁以下

¹⁰⁰ http://ko.wikisource.org/wiki/군정법령_제21호

¹⁰¹ http://ko.wikisource.org/wiki/태평양미국육군총사령부포고_제2호

かかる米軍政の暴力的な特質は、「国防警備法」(法令号数未詳、公布日時不明)¹⁰²の誕生過程がもっとも力説する。米軍政下の法令は、権限者の審査による署名捺印、公文書番号の付与と官報掲載による公布を経て初めて有効とされた¹⁰³。一方、同法は米軍政時代に制定したとされるが¹⁰⁴、官報で確認できない唯一の例外で、後に人権侵害の温床となる代表的な悪法である。全4篇115ヶ条からなる本法は、第2篇の「罪」において45の罪名を規定し、そのうち13の罪名に死刑を規定している。また、第32条の利敵罪と第33条の間諜罪は、「如何なる者」も軍法会議で裁くことができるとし、旅順事件をきっかけに民間人を単審制で裁く根拠となる。もちろん、これらが軍による司法権侵害で国民の基本的な人権を無視した違憲条項であることは自明だが、条文の濫用はかかる法文から論理必然的に導かれるものではなく、建国後の悲惨な実態に関しては第2節で詳述するが、ここではまずその誕生過程に表出する米軍政の特質を究明する。

国防警備法は、その法令号数及び公布日時の確認ができないため、「幽霊法」・「成文化された慣習法」¹⁰⁵などと呼ばれてきた。同法の前身は、朝鮮警備隊の運営のために、1946年のある時点で作られた¹⁰⁶「朝鮮国防警備法」(“Articles for the Government of Korean Constabulary”)である。そして朝鮮警備隊は1946年6月15日に、同年1月14日誕生した朝鮮国防警備隊を、改名して出来た組織である。当時、38度線を境界に南北を占領した米国とソ連は治安維持のための警察を組織運営することは可能だったが、物理力を伴う軍隊を養成することは許されなかった。軍の創設は、政府樹立のサインと見なされ、米・ソ同盟の完全破壊を意味した。そこで、第一次米ソ共同委員会でソ連代表は、軍の役割を果たす朝鮮国防警備隊の立ち上げに抗議し、これを受け米軍は『朝鮮警備隊及び海岸警備隊法』(法令第86号)を制定して朝鮮国防警備隊を朝鮮警備隊に変更し、警察の治安維持活動を補助する組織に位置づけた。つまり、朝鮮警備隊は人的構成も米軍政策上もまぎれもない軍隊でありながら、公には軍隊であってはいけない組

¹⁰² <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=67255#0000>

¹⁰³ 문준영 「미군정 법령 체제와 국방경비법」 『민주법학』 제 34 호, 2007 년, 119~121 쪽

¹⁰⁴ 헌법재판소 2001.4.26. 98 헌바 79· 86, 99 헌바 36(병합) 전원재판부

¹⁰⁵ 조용환 「성문화된 관습형법- 국방경비법의 인권문제」 『21 세기의 인권Ⅱ』 한국인권재단 서울:한길사 2000

¹⁰⁶ 下記回顧録によると、韓国の軍組織法は、警備司令部で法務官を勤めていた金完龍と統威部法務監の李智衡が米軍組織法を訳して作ったとする。

(James Hausman, 정일화 『한국대통령을 움직인 미군 대위』 서울:한국문원, 1995)

これは、韓国軍の組織過程で重要な役割を果たした James Hausman の証言と一致する。つまり、「当時の最重要課題は戦力の増強と法の制定で、私はアメリカの軍事訓練法、組織法、軍統制法、軍刑法など多くの資料を渡し、金完龍が法務監を勤める法務監室で翻訳を行った」という。

(국방부전사편찬위원회 『한국전쟁사 제 1 권-해방과 건군』 서울:국방부 1967, 133-134 쪽)

さらに、1999年 MBC 放送局のインタビューで金完龍は、「(米軍に) 呼ばれ、米軍軍法書を二冊渡しながらこれで韓国の軍法を作るように言われましてね、下手な英語で解釈には苦労しましたよ」と振り返り、自身が軍法を作ったとする証言とも一致する。

織だった。そして、実際の運営及び今後の成長に備えた組織内部の法的準備の一環として「朝鮮国防警備法」が作られ、上記政治的脈絡ゆえに、公に公布することは許されなかった。その後 1947 年に「朝鮮国防警備法」は「朝鮮警備法」に修正されるが、もちろんその痕跡も公に見つけることはできない。米軍の資料においても修正案は修正事項の表記に止めている。にもかかわらず、後述のように朝鮮警備法は朝鮮警備隊に実際に施行され、さらに 1948 年 7 月には「国防警備法」と「海岸警備法」として登場する。両法の一次資料¹⁰⁷はパンフレット形式の印刷物となっており、同序文には「本官は次の国防警備法 (“Articles for the Government of Korean Constabulary”) を制定し、これに関連機関に刊行することを指示する…1948 年 7 月 5 日に職権を持って制定し、8 月 4 日よりその効力を発生する」と言及している。

ここまで「国防警備法」の誕生経過を見てきたが、問題の核心は、法令を職権で発布できる米軍政の権力の本質にある。つまり、米軍政は自身が決めた法治主義を乗り越えられる権力でもあり、かかる権力態様が通常法律制定過程に現れることはないが、冷戦状態の産物ともいえる「国防警備法」だったが故に、一般的な手続では制定・施行が不可能で、米軍政は自身が定立した法的限界を違背せざるをえなかった。言い換えれば、ここで問題視すべきは立法手続の正当性ではなく、かかる行為を可能にさせた軍政権力の特質である。つまり、行政権・立法権・司法権を一身に統合し、三権分立の区分を無くした例外状態の米軍政は、植民地法清算の仮面に隠れ、日本植民地時代の朝鮮総督府よりも強力な権限者だった。総じて、自ら制定した法律のもとで合法と非合法の境界を自由に往来できる米軍政の「例外的権力」という特質が、政治と法の境界線に位置する「国防警備法」を生み出した¹⁰⁸。

このような特徴は、米軍政下の司法官僚採用方針にも現れる。政府樹立以前の韓国社会では、アメリカの政策方針で社会勢力の関係や構造が変化し、官僚採用方針も例外ではなかった。そして占領後の米軍政は、司法行政の効率性を上げるべく、日本総督府の既存秩序をそのまま維持し、植民地時代の中央集権的権威主義的性格を温存させた。加えて、政策決定における軍の関与が目立ち、国家運営における軍事的影響が強調されることとなった。他方、米ソ対立の国際情勢のもと、米軍が韓国に導入した自由民主主義

¹⁰⁷ 国防警備法英文資料 : United States Army Military History Institute, Arno P. Mowitz Jr. Papers Articles for the Government of Korean Coast Guard, RG 554 Box 17, AG File 320; Articles for the

海岸警備法英文資料 : Government of Korean Coast Guard, RG 338 KMAG Adjutant General, Decimal File, 1948~53, Box 17, Files: Finance & Separation

¹⁰⁸ 김득중 「민간인학살 진상규명의 법·역사적 접근 “국방경비법”을 중심으로」 『아세아연구』 제 53 권 4 호, 2010, 17 쪽

理念と制度は反共を前提としており、これは社会改革を求める左翼勢力の排斥を意味した。

要するに米軍政は、「軍政」としての統治主体の性格的限界と、「例外的権力」としての暴力的特質ゆえに、韓国社会に正常な法治主義をもたらすことはできなかった。そして、日本植民地体制からの解放を標榜した建前とは裏腹に、軍事力による国家運営と反共理念の強化という負の遺産を上乗せる形となった。つまり、一見日本の植民地体制の清算に努めたかのように見える米軍政だが、実は日本植民地時代を凌駕する病弊を付加して韓国社会の深層に植え付けた。米軍政時代に移植された反共主義は、その後 30 年に亘って独裁者による法の政治的濫用の恰好の手段となり、国家運営における強力な軍事的関与は軍権の無制限な利用を意味した。すなわち、米軍政時代は、日本植民地時代から続く死刑制度の軍事的政治的特質を確認し、一層際ただせる結果となった。

第2節 独裁政治成立過程の軍事的政治的死刑

第1節で見てきたように、日本植民地期から米軍占領期にかけて、韓国の立法権及び司法権は行政府に従属し、施政者の行動マニュアルたる憲法も存在しない政治運営のもと、死刑制度は支配者側の統治目的に迎合した政治的・軍事的運用に特徴付けられた。そして、本来かかる状況は、韓国の主権回復によって清算され、一変するはずだった。しかし、実際は第二次世界大戦における連合国の勝利とそれに伴う強大国の勢力再編過程で独立を迎える韓国は、米ソが朝鮮半島を分割占領するなかで対共産圏基地として位置づけられ、分断国家という宿命を背負って現代史の第一歩を踏み出すことによって、悲劇の連鎖を断ち切ることはできなかった。

1947年10月20日、信託統治問題をめぐって第2次米ソ共同委員会が決裂すると、米国は朝鮮独立問題を国連に移管し、これを受けた国連総会は1947年11月に国連監視下の南北総選挙案を可決した。一方、ソ連は国連朝鮮臨時委員団の入北を拒否し、国連小総会は2月26日に韓国での単独選挙の実施を決定した。そして1948年5月10日、韓国は史上初の普通選挙を実施し、国号を「大韓民国」に、国土は朝鮮半島全体と定め、7月20日に行われた国会議員による正副大統領選挙で、李承晩が大統領に、李始榮が副大統領に、それぞれ当選した。こうして高麗王朝以来千年あまり続いた中央集権政府は、国民の意思とは無関係に分断された。

左翼勢力と南北統一志向勢力を排除して誕生した李承晩-韓民党政権は、主に日本統治時代の親日勢力から構成され、生来の性質ゆえに執権過程自体が反共・反民衆・反統一的性格を持ち合わせていた¹⁰⁹。すなわち、日本統治時代の官僚・中小地主・製造業者・金融資本家・商人などから構成された執権勢力にとって、執権過程自体が左翼勢力との闘争の戦利品で、親日勢力の一扫を進めてきた左翼勢力に対する既得権確保の手段として「反共」を掲げざるをえなかった¹¹⁰。他方、既得権者による執権は必然的に反民衆的性格を、また統一志向勢力を排除して誕生した分断政府は当然に反統一的性格を天賦された。そこで、朝鮮半島の唯一の合法政府が大韓民国政府である証に、憲法の領土条項に朝鮮半島全体を定め、国会議席に北韓地域の議席分を留保するなど、北進統一のみが公式的論理とされた。具体的には、北朝鮮を不法団体に定義して討伐の対象に決めつけ、北韓との協議・対話による平和統一論は不穏な言動と目されるようになった。興味深いことに、後に制定される北朝鮮の憲法も国土と首都の規定は韓国の制憲憲法と

¹⁰⁹ 박원순 『국가보안법연구 1』 역사비평사, 1989년, 75 쪽

¹¹⁰ 송건호 「친일파와 반공」 『분단과 민주』 지식산업사, 1986년, 197 쪽

完全に一致しており、統一に対する当然の確信とともに、同族間のイデオロギー戦争による犠牲者の量産を予言するものであった。

政権の誕生経緯に決定づけられる政権の特質と、その本質的制約に由来する民衆基盤の欠如は、支配者側が形式的民主主義のもとで民衆の民主化要求を抑圧し、階級間の葛藤を誤摩化す道具として、反共イデオロギーに照準を定めきっかけとなった。そして、「反共」を中心とする韓国社会の価値体系を構築し、その悪用と不断にその効用の伸張を図ることで、するようになった。そして、その究極的な表出が、憲政破壊による政権維持だった。一方、国民は旧体制と内容こそ異なるが、再び自発的同意とは無縁な支配勢力による「遵法行為」の認知を強要され、「反共」の内面化を強いられた。そして、これらを背後で援護し可能にした強大な物理的強制力こそが刑事法、とりわけ死刑制度だった。よって、建国後の韓国の死刑制度は、支配主体こそ交替したものの、死刑制度の運用においては植民地時代の軍事的・政治的特質を維持、ないし強化していくことになる。

以下、独裁政治成立過程にあたる建国から韓国戦争終結までの立法府による行政府の牽制機能の弱体化に伴う権力構図の変化と、その過程に露呈される死刑関連刑事法の制定背景を概観し、反共イデオロギー強要の物理的強制力となった死刑関連刑事法の法的特徴を分析する。次に、司法府の独立に対する行政府の干渉度合いの変化と、外圧・制定法の二重制約のもと、司法府による死刑条項の適用実態を概観する。最後に、行政府による立法府と司法府の侵食度合いに比例して助長せられる死刑制度の軍事的・政治的特質が、上位法たる憲法に対する支配者側の遵守度合いに決定づけられることを確認し、法システム全般における死刑制度の特質を浮き彫りにする。

2-1 法制定権と死刑関連刑事法の制定背景

五・一〇選挙で選出された第1代国会は、半数以上が右翼保守傾向の議員で構成され¹¹¹、まだ行政府に対する牽制や批判機能よりは、国家建設過程に付随する行政府への協力的・補助的機能が目立っていた。しかし、1950年の第2代国会の五・三〇選挙では、李承晩政権の脆弱な民主基盤が結果に反映され、中道派勢力の躍進が見られ、反李承晩勢力と中道派・無所属が国会を主導した¹¹²。一方、議院内閣制を基礎とする

¹¹¹ 五・一〇選挙で選出された198人の国会議員のうち、半分程度は公認された右翼で、残りの多くの議員も李承晩の追従者で保守的傾向にあった。

조순승 『한국분단사』 형성사, 1983년, 176쪽

¹¹² 選挙開始直前に付された「大韓民国党」による「第一次内閣責任制改憲案」評決で、賛成77票、棄権66票に対し、李承晩を支持して反対票を投じたのはわずか33票と、選挙前から不利な状況だった。一方、アメリカの圧力により選挙の延期もできなくなった李承晩は、選挙妨害作戦に乗り出した。例えば、中道

制憲憲法のもと、国政の中心舞台が国会となり、大統領選出権をはじめとする広範な権限が保証されていた。これらの与条件により、第2代国会は多くの場面で執拗に行政政府を牽制し、強権支配に立ち向かって死刑立法の乱立と死刑制度の濫用防止に努めた。

第2代国会と李承晩政権の対立はまず、親日派処断を目的とする『反民族行為処罰法』（1948年9月22日、法律第3号）の執行と廃止の全過程に現れる。悪質な親日派を処断し民族の正気を取戻そうとする世論の高揚に押されて制定された同法は、親日派を政権基盤とする李承晩政府による執行妨害を当然に予言するものだった。政府は協力義務を明文化した法文規定にもかかわらず、法執行に対し極めて非協力的で、国会が制定した法律を無視し、国会の活動に妨害を繰り返した。そして、反民特委の活動が親日派警察の逮捕に及ぶと、警察は同委員会を襲撃し、李承晩は違法攻撃を擁護した。後を絶たない政府の独裁行為を制裁すべく、国会が議院内閣制改憲を準備すると、李承晩は「国会フラクション事件」を捏造し、国会副議長を含む13人の議員を謀報工作嫌疑で逮捕・検挙した。警察力と法の名目のもとで反対勢力除去のために政府が画策した数多い捏造事件の一つだった。終には、1949年6月26日李承晩の有力な政治ライバルで統一独立運動の民族的支柱だった金九が陸軍少尉安斗熙に暗殺されるが、犯人は軍政権力の庇護で一年余の服役後釈放され、軍職務に復帰した。事件直後の7月6日、同法の公訴時効を短縮する法改正が強行され、これに反発した反民特委の中心人物らが辞任したことで、結局同委員会は実質的に無力化された。政府の公権力濫用による立法権限侵食の始まりだった。

大統領と国会の戦いが白熱化するなか、6月25日の夜明け北軍による南侵が決行され、韓国戦争が勃発する。不意の南侵により存亡の危機に置かれた韓国政府が最初に行った法的措置が、大統領緊急命令第1号『非常事態下犯罪処罰に関する特別措置令』（以下「特措令」とする）の公布であった。しかし、次項で詳述するように特措令は、処罰範囲・処罰方法ともに韓国現代史上最も厳しいものとなっており、制定過程から数々の問題点が存在した。まず、制憲憲法第57条第1項及び第2項¹¹³によると、大統領緊

派勢力を誹謗中傷し、脅迫するビラを散布したり、国家保安法違反嫌疑で相手候補を拘束したり、共産主義賛同者・逮捕・拘禁・候補辞退などのうわさを立てるなど、あらゆる手段方法で警告発した。しかしながら、投票結果は全210議席のうち、政権支持派はわずか57議席を占め、李承晩の惨敗に終わった。特筆すべきは、中道派の趙素昂が最高得票で当選し、金七星等は獄中当選を果たした。当時の韓国社会と民衆は、政権基盤の確立と体制存立の根拠を確保すべく反共主義の強化に乗り出した政府の反共主義に共感せず、独立運動に力を尽くした愛国者を尊敬していたことが分かる。

(중앙선거관리위원회 선거통계관리 시스템 참조 <http://info.nec.go.kr>)

위키백과 참조 http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제2대_국회의원_선거)

¹¹³ 第57条 内乱・外患・天災・地変または重大な財政・経済危機に面し、公共の安寧秩序を維持するために緊急措置が必要で、国会の招集を待つことができない場合に限り、大統領は法律効力を有する命令を発し、若しくは財政上の処分をすることができる。

急命令は「国会の招集を待つことができない場合」、かつ「国会に遅滞なく報告」して「承認を得」た場合にのみ、その効力を有することになる。しかし、政府が主張する特措令の正式な公布日時である 1950 年 6 月 25 日は国会の第 7 回会期中¹¹⁴で、この時点での大統領緊急命令権限の発動は、国民の代議機構たる国会を無視した行動であり、同令は明白な憲法違反で効力を有しえないことになる。一方、上記公布日時に対する政府の主張とは裏腹に、戦争勃発当日特措令制定の動きを推察できる証言や文書は見当たらない¹¹⁵。実際、戦争勃発当日である 6 月 25 日公布された『非常時法令公布法特例に関する件』(大統領令第 377 号) 第 1 条によると、非常事態下において「法令の公布は新聞またはラジオその他適当な方法による」され、実際当該期間中ソウル市民は政府放送を誤信してソウル市内に取り残されることとなる¹¹⁶。よって、政府の主張が真実ならば、ソウル市民は何らかの方法で特措令の存在を知らされたはずである。一方、ソウル弘濟里附逆者大量虐殺事件における民間人虐殺の法的根拠の政府釈明報道によると、特措令は 1950 年 6 月 28 日大田で制定されたことになる¹¹⁷。しかし、特措令の実際の制定日時は 6 月 29 日以降と考えられる¹¹⁸。そして、政府が 6 月 25 日に執着する理由は、残留市民に対する附逆者処罰の起点日を戦争勃発当日にするにあたって、刑法上の遡及効禁止原則による抗弁を封じ、罪刑法定主義違反の主張を未然に防ぐためのものと思われる¹¹⁹。さらに、国会が政府による特措令承認要請を受けたのは 7 月 27 日で、

前項の命令・又は処分は遅滞なく国会に報告し、承認を得なければならない。もし、国会の承認を得られなかった場合、その時点で効力を失い、大統領はこれを遅滞なく公布しなければならない。

¹¹⁴ 第二代国会第七回開會期：1950 年 6 月 19 日～27 日未明；第八回開會期：1950 年 7 月 27 日～11 月 25 日

¹¹⁵ 김학재 「한국전쟁기 대통령 긴급명령과 예외상태의 법제화-

비상사태하범죄처벌에관한특별조치령의 형성과정과 적용」(前掲) 231 쪽

¹¹⁶ 政府放送を信じソウルに残留した市民は、避難勧告さえ受けられず、漢江橋爆破により、収復されるまでの 3 ヶ月間北朝鮮軍の治下におかれることとなった。

김동춘 『서울시민과 한국전쟁-「잔류」·「도강」·「피난」』역사비평, 2000 年 여름호, 43~56 쪽

漢江橋爆破事件の詳細については、國家記録院ホームページ参照

<http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?jsessionid=Tx3zMS3Gqxv7vJQmnQhmY3VhG1LJJY8ZM4Qg9CD3fhGqpl1Qky0!!76943474?id=006336>

¹¹⁷ “Report of alleged atrocities in the Seoul Area”, The Foreign Relations of the United States 1950, pp. 1579~1581.

¹¹⁸ 柳秉震判事は、「本令は大田天道市で起案・公布した記憶がある」と述べている。

서중석 『조봉암과 1950 년대(하)』, 역사비평사, 2000 年, 678~679 쪽

さらに、内務部次官金甲洙は次のように証言する。「1950 年 6 月 29 日大田に到着すると... 張暉根国防次官が、非常事態下の犯罪処罰に関する特別法の制定を提案し... 非常事態下で殺人・放火など特定犯罪に対し刑法の法定刑より処罰を厳しくする旨述べ、張次官の草案をもとに審議し、大統領令で制定した。」

김갑수 『법창 30 년』 법정출판사, 1970 年, 137 쪽

両者の証言を総合すると、特措令の制定・公布は早くとも 1950 年 6 月 28 日以降ということになる。

¹¹⁹ 한인섭 「한국전쟁과 형사법-부역자 처벌 및 민간인 학살과 관련된 법적 문제를 중심으로」

『서울대학교 법학』 제 41 권 2 호, 2000 年, 141 쪽

速やかな報告とはいえ、これも同令の効力を否定できる要件となりうる。とはいえ、国会の法制司法委員会は、「情勢の緊急性と非常事態下の犯罪処罰の必要性に鑑み」超党派の見地から、次の指摘事項を修正のうえ再提出する旨議決した。すなわち、第一、政府は国会への送付日時を 1950 年 6 月 25 日と表記しているが、同日時国会は閉会¹²⁰中で憲法第 57 条に該当せず、これは政府の錯誤であり、訂正すること；第二、本件は国会の承認を要する命令であるにもかかわらず、政府の提出書類には承認要請ではなく、通知となっている点は文書上の錯誤と思われるため、訂正すること；第三、政府は国務総理の署名で国会に同文書を提出しているが、国会の承認を得ていない国務総理名義による提出は錯誤であるため、訂正すること、である。政府は制定日時を除く国会の指摘事項を修正し、国会本会議は 7 月 29 日付けで可決した¹²¹。法案の制定過程や条文自体の違憲性の是正はできなかつたものの、戦時中の緊迫した状況下で緊急命令は国会への通知のみで十分とする政府の態度に警告を發し、法令の公布段階から違憲事項を指摘して政府の独走をある程度牽制した¹²²。

韓国戦争の開戦初期、李承晩政府は市民に安心してソウルを守るよう政府放送を流し、漢江橋の爆破時期を誤るなどの不適切な防御により、150 万のソウル市民のうち 110 万人を敵軍の占領地にとり残したまま、夜逃げするように臨時首都を釜山に移した。国会も避難した議員が 148 人、被占領地で生存した議員が 32 人、殺害または死亡者が 3 人、拉致または行方不明者が 27 人、その後の死亡者が 5 人と、計 203 人のうち 35 人の欠員が生じるが¹²³、これとは対照的に李承晩をはじめとする行政府の幹部はほとんど渡江避難した。しかし、ソウルが収復されると、李承晩は第一次的な敗戦責任を顧みず、国民に対する謝罪どころか、却って敵地に取り残された民間人に「敵軍への協力をしていないことの証明責任」を擦り付けるとともに、合同捜査本部を設置して軍法会議による即決裁判で無節制な司法殺人を敢行し、戦争責任の転嫁に乗り出した¹²⁴。このような事態に対し、国会は政府の恣意的即決裁判による処罰を制限するための法的措置

¹²⁰ 前述の通り、第二代国会第七回会議は、6 月 27 日の未明まで行われていたことを鑑みると、同記述は「開会」の誤記と思われる。

¹²¹ 대한민국국회사무처 『국회사:제헌국회, 제 2 대국회, 제 3 대국회』, 1971 年, 372~373 쪽

¹²² 김학재 「한국전쟁기 대통령 긴급명령과 예외상태의 법제화·비상사태하범죄처벌에관한특별조치령의 형성과정과 적용」 『사회와 역사』 제 91 집, 한국사회학회, 2011 年, 236 쪽

¹²³ 건국기념사업회, 『대한민국건국십년지』 1955 年, 218~219 쪽

¹²⁴ 한인섭 「한국전쟁과 형사법·부역자 처벌 및 민간인 학살과 관련된 법적 문제를 중심으로」 (前掲) 168 쪽이하

として、『附逆行為特別処理法』¹²⁵（以下「附逆行為法」とする）を發議し、1950年9月29日に国会本會議にて可決した¹²⁶。特措令が厳格処罰、拙速処罰を期したなら、附逆行為法は寛大・迅速処罰を理念に、適法性のための安全措置を用意しようとした。そして1950年12月1日、政府の拒否権行使にも関わらず、政府にから回付された法案を128:2の圧倒的多数で可決させ、法律として公布した。同法の制定は、刑の軽減・免除等違憲条項に対する緩和効果と、特措令の新法として控訴期間終了とともに特措令を廃止できる効力をも持ち合わせていた。しかし、政府側は1952年に『附逆行為特別処理法廃止に関する法律』を提案し、「両法律の間には何ら特別な関連性がなく、附逆行為法における「公訴時効90日」が経過して1年以上経つことから、司法運用上の混乱を避けるために」¹²⁷附逆行為法は廃止されるべきとし、同年4月3日附逆行為法は廃止された。政府の権力濫用により、立法府が制定した法は待たしも実効性を喪失した。

他方、政府に対する国会の牽制は、特措令の改正と廃止に向けての努力にも表れる。まずは、1950年11月23日国会は、法定刑の緩和と再審請求権を要旨とする「非常事態下の犯罪処罰に関する特別措置令中改正法律案」を審議し、当日可決した¹²⁸。同改正法は、大統領の拒否権行使と国会の再審議を経て1951年1月30日に公布されるが、便宜主義的かつ一般予防効果一辺倒の政府は、判事の定員不足と時間的制約を理由に再審議を求める。これに対し国会は、1952年6月5日特措令の廃止法案を可決させるが、政府は拒否権を行使し国会に返付する。国会は法案を再審議に付し、2/3以上の賛成で再議決の上政府に再送付した。当時の憲法第40条によると、「再審議の結果... 従前と同様の議決に達した場合法案は法として確定する。法律案が政府に送付されてから15日以内に公布... されない場合であっても法案は法として確定される」と規定している。つまり、特措令はこの時点で廃止されたことになる。しかし、実際は四・一九革命以降の民主党政権のもとで法律第559号(1960年10月13日)によって廃止され¹²⁹、国会本會議による廃止法案可決から8年4ヶ月10日間延長悪用されたことになる¹³⁰。

¹²⁵ 立法趣旨：逆徒（北側）に協力したもの、すなわち附逆者に対する処罰を通じ、民族の精気を立てるとともに民心を鎮める。

건국기념사업회 『대한민국건국십년지』 1956년, 219 쪽

¹²⁶ 연정은 『제2대 국회내 공화구락부- 원내자유당의 활동에 관한 연구』 성균관대 사학과 석사논문, 1997년, 27 쪽

¹²⁷ 변진갑 의원 제12회 국회정기회의속기록, 제32차, 13 쪽이하

¹²⁸ 대한민국국회사무처 제8회국회임시회의기록 제38호, 15~16 쪽

¹²⁹ 이창수 「전쟁과 법치: 민간인 집단학살과 가해자의 처벌 가능성을 중심으로」 『역사연구』 제21호, 23 쪽

¹³⁰ 1958年の政府資料によると、「当今において、一部の逃避者を除いては同法（特措令）の適用が皆無な状況とはいえ...」という記述があり、1950年代末までも特措令は例外的に適用されたことが反証できる。

法律を乗り越え、憲法をも無視した政府の越権行為が際立つ。

附逆者処罰がエスカレートするなか、国民に対する軍・治安関係者による特措令を乗り越えた過剰かつ不当な権利侵害が横行した。このような事態に対し、国会は『私刑禁止法』（1950年12月1日、法律第156号）を制定・公布した。しかし、これに対しても李承晩大統領は、「私刑は、憲法・刑法・民法など、あらゆる法律で禁止されており、さらに非常事態下の国民の権利と自由をより確実に守るべく、まさに非常事態下の犯罪処罰に関する特別措置令を制定して権力濫用者を加重処罰しているため、類似した法律を二重三重に制定する必要はなく...（これは）国家民族のために心身を捧げている軍警の士気にも多大な影響を及ぼし... 国家の恥となる」¹³¹と述べ、拒否権を行使した。国会は1950年11月13日134:1で原案を可決し、政府に返付するが、「権力濫用者」と「私刑遂行者」が本質的に一致している状況のもとで、捜査機関の積極的な法執行は期待できず、特措令の過度な実行とは対照的な結果を見せた。とりわけ、多くの民間人虐殺事件は、軍首脳部と国防部長官及び大統領の裁可、或いは容認のもとで引き起こされ、それに対する真相究明の努力は組織的に阻まれた。その典型が、1950年11月から1951年2月にかけて、智異山一体に共産党の討伐に派遣された第11師団が、一般市民を相手に行った膨大かつ残忍な虐殺事件で、軍首脳部と政府は事件の真相を隠蔽し、国会調査団を脅迫したり、被害規模を縮小したり、略式裁判による即決処刑を主張したりと、あらゆる隠蔽工作を講じた。これに対し国会は、たとえ作戦中であっても、何ら法的根拠なしに簡易裁判に付し、さらに死刑による処断を略式で行うということは不可能であり、軍法会議の裁判であっても裁判官のうち一人は法務官でなければならないという要件、裁判手続が欠けている点、裁判記録はもとより被告人の名前や数さえ不明な点を挙げ、法による裁判でなかったことを立証している¹³²。しかし、こうした国会の努力にもかかわらず、間諜または痛匪主義者に仕立てられ即決処刑された719人の民間人に対し、3人の軍長官が高等軍法会議に付され、無期懲役から懲役3年の刑を言い渡された¹³³。さらに、実際は1年前後の服役で大統領の特別恩赦により出獄し、一部

내무부치안국 『경찰십년사』 1958년, 268 쪽

¹³¹ 대한민국국회사무처 『국회사: 제헌국회, 제2대국회, 제3대국회』 (前掲) 348~354 쪽

¹³² 국회 제64차 회의중 비공개속기록(1951.4.18 개외), 노민영 강희정 기록,

노민영 『거창양민학살- 그 잊혀진 피울음』, 온누리, 1988년, 181~192 쪽참조

¹³³ 同事件に対する判旨は次の通りである。「共匪討伐は愛国同胞の生命と財産を保護するためという国軍作戦の根本精神と白旗降参する敵軍は適法処遇する戦争道義をなおざりにする即決処分という国家法律上の命令を部下に下すことで天賦の人権を蹂躪し、命令された副隊長も一部被疑者を軽率に銃殺して命令の範囲を逸脱している... 建国精神に違背して軍紀の根本を破壊し国軍の威信を損ない、加えて実際の方針実践者は上部の誤った方針精神を悪用して事態を一層悪化させた... 命令権限者として不法な命令指示を下したことに對する責任と同時に受命監督者として各々上部の命令指示を離脱した責任を免れ得ない」。

は政府の要職に復帰している。そして、民間人虐殺のもう一つの現れが、国民防衛軍事件である。政府は、1950年12月21日『国民防衛軍設置法』（法律第172号）を公布し、50万人に達する防衛軍をを招集した。これに対し国会は、軍事上の緊迫性を考慮しながらも、政治的利用の防止を図るべく、国民防衛軍による政治運動と治安活動等の禁止（第6条）、青年防衛隊等軍事類似団体の即時解散（附則）を定める条項を新設して法案を可決させた¹³⁴。しかし、このような国会の努力にも関わらず、軍の後退に伴う後進過程で、防衛軍幹部等は多額の国庫金と物資を不正処分し着服するとともに、当時の行政機関・監察委員会・一部国会議員にまで賄賂を提供し、軍資不足により数百人が死亡、数万人の病者を生むこととなった。このような事態を受け、国会は「国民防衛軍事件特別調査委員会」を組織して調査活動を展開し、1951年5月7日国会本会議で報告がなされた。同年4月30日、事件の実態が明るみに出たことをうけ、国会立法¹³⁵にて国民防衛軍を解散した。同事件は、李始栄副大統領の辞任¹³⁶と、国民防衛軍司令官ら5人に対する死刑判決により収束した。戦時の混乱に乗じ、軍と行政府の権力濫用は極致に達した。

このような対立過程で、国会を通しての再選は不可能と判断し李承晩大統領は、1951年11月大統領直選挙と両院制を骨子とする憲法改正案を提出するが、19：163で否決される。これをきっかけに、大統領は官制民意を動員し、非常戒厳を宣告して国会を脅かした。国会と大統領の対立の絶頂は、1952年5月26日憲兵隊が国会議員の通勤バスを襲撃して10人が拘束され数十人が身を隠す、所謂釜山政治波動として現れた。国会は5月28日に非常戒厳解除要請決議案を、30日には国家議員の釈放を決議し¹³⁷、「護憲決議案」を発表して全面对決の姿勢を示した¹³⁸。しかし、李承晩は戦時情勢ゆえに大統領に集中せられた強大な権限で戒厳状態を用意し、不服する国会に対し軍と警察力・官制民意を動員して、大統領直選制を骨子とする改憲案を通過させた。ある意味、韓国戦争が李承晩大統領の執権延長に必要条件を用意した形となり¹³⁹、執権延長のための行政府の魔の手はついに憲法にまで忍び寄り、現代韓国の執権者がもつとも愛用す

¹³⁴ 서병조 『주권자의 증언- 한국대의 정치사』 모음출판사, 1963년, 91 쪽

¹³⁵ 국민방위군 설치법 폐지에 관한 법률, 즉 비상사향토방위령(긴급명령제 9 호) 폐지에 관한 법

¹³⁶ 国会による国民防衛軍事件の解明にも関わらず、責任を転嫁しあう官僚に呆れ、「屍位に座って菜食を食すごとき」と嘆きながら、1951年5月9日辞意を表明し、「国政監査をより厳正に励行して官僚の道から逸れたあらゆる非行を摘発・糾弾し、あらゆる不正事件を穩便な態度から積極的に取り組むことで国民の疑惑を釈然としてほしい」と促した。

¹³⁷ 박명림 『한국전쟁과 한국정치의 변화』 한국정신문화연구원 편 『한국전쟁과 사회구조의 변화』 백산서당, 1999년, 86 쪽

¹³⁸ 국회타임스 『제 2 대국회를 움직이는 인물』 1954년, 109 쪽

¹³⁹ 김정원 『분단 한국사』 동녘선서 제 24 권, 1985년, 163 쪽

る常套手段のデビュー戦を飾った。これにより、国会は国政の舞台裏へと追いやられ、独裁政治は全盛期へと突入する。

ところが、このような厳しい状況のなかで、国会は現代韓国史上初の刑法及び刑事訴訟法を制定する。戦時下で起草された刑法は、国家防衛・社会防衛の強化のために厳罰化の極致に達し、支配者層による権力濫用が憂慮されるような内容だった。これに対し国会は、「刑事裁判の民主化、人権擁護の強化、そして刑事訴訟法の政治的濫用の防止」¹⁴⁰の理念のもとに、法制司法委員会が修正案を作成し、政府の拒否権行使にも関わらず、法制化に成功した。国家的法益や社会的法益に関する条文が多く含まれていたことは確かだが、当時の時代状況と権力構図を鑑みると、大統領の権力意思に正面から挑み、韓国戦争直後の「体制壊滅危機」の短い期間を除いては、常に大統領と先鋭な葛藤と深刻な対立を露呈した強い国会により、独裁政治の確立時期はある程度先送りされる結果となった。

2-2 死刑関連刑事法の特徴

この時期、行政府に悪用された主な法律は、次の通りである。

- ① 『国防警備法』（制定年度不明、法令号数未詳）
- ② 『国家保安法』（法律第 10 号、1948 年 12 月 1 日）
- ③ 『非常事態下犯罪処罰に関する特別措置令』（1949 年 6 月、大統領緊急命令第 1 号）
- ④ 『戒厳法』（1949 年 11 月 24 日、法律第 69 号）と『戒厳下軍事裁判に関する特別措置令』（1950 年 7 月 26 日、大統領緊急命令第 5 号）

① 『国防警備法』の特徴

『国防警備法』は全 4 篇 115 ケ条からなり、第 1 篇が総則、第 2 篇が罪、第 3 篇が軍法会議、第 4 篇が雑則である。そのうち、第 2 篇は全 10 章 45 ケ条に細分化されており、第 3 篇は第 51 条から第 100 条からなる。そのうち、死刑を規定している条文は 14 ケ条で三割以上の罪に極刑を課すことができ、軍法会議による裁判で、戦時情勢下の軍人に対する厳罰を期している。しかし、ここで注目すべきは、第 32 条および第 33 条による民間人適用の問題である。

第32条 （敵に対する救援、通信または幫助）直接、間接的に武器・弾薬・食糧・金銭・

¹⁴⁰ 엄상섭 「형사재판의 민주화- 신 형소법의 입법경위와 관련하여」 『권력과 자유』 경구출판사, 1957년, 316~326 쪽

その他物資を以て敵を救援または救援を企図し、故意に敵を隠匿・保護し、若しくは敵と通信連絡または敵に情報を提供した者は、如何なる者も軍法会議の判決により死刑又はその他刑罰に処する。

第33条（間諜）朝鮮警備隊の如何なる要塞・駐屯地・宿舎・または陣営内で間諜として潜伏または行動する者は、如何なる者も高等軍法会議にてこれを裁判し、有事の際は死刑に処する。

上記両条文は、戒厳下で国防警備法違反のみならず特措令違反の民間人も軍法会議に付せられる根拠となった。さらに、『保安観察法』第2条乃至第4条によると、『刑法』・『軍刑法』・『国家保安法』の該当犯罪で3年以上の刑を宣告され、一部又は全部の刑を執行し、再犯の可能性のある犯人は、釈放後もに基づいて保安観察処分に処するという規定に基づき、『軍刑法』の前身である同法該当犯罪違反者もまた、保安観察処分に処せられることになる。実際、同法違反で44年間にわたる獄中生活を余儀なくされ、釈放後も保安観察処分を免れなかった金・ソンミョン氏の弁護士は、「国防警備法は決して過去の法ではなく、今日の国家保安法や保安監察法など、大韓民国の数々の法律によって引用・継承される形で生きている」¹⁴¹と語って、同法の問題点を指摘する。しかし、多くの問題点を抱える同法の有効性を巡る違憲訴訟につき、2001年大法院と憲法裁判所は、「国防警備法制定の根拠は見当たらないが、相当期間実際に適用されてきた事実が認められ、法の規範力を完全に否定することは難しく、完璧な立法手続を経ている訳ではないが、一般国民によってその規範力を承認された有効な法律である」¹⁴²と判示し、効力を認めている。

② 『国家保安法』（法律第10号、1948年12月1日）

「体制護衛」と「政権維持」は区別され、政権が批判の対象となり、政治的ライバルとの競争のなかで個人や党派が失権の危機に晒されるのは民主主義の自然現象である。しかし、政治的反対派を弾圧・排除する目的で悪用された法律の典型がこの時期の『国家保安法』である。同法は、「麗順事件」と呼ばれる左翼勢力の反乱をきっかけに、国家の基本法体系の整備に先立って誕生する。1948年、分断政府の樹立に反対して済州島の南朝鮮労働党員が済州四・三蜂起を起こし、その鎮圧に派遣された麗水駐屯第14

¹⁴¹ 조용한 변호사 마이더스 동아일보

http://www.donga.com/docs/magazine/news_plus/news175/np175gg010.html

¹⁴² 2001.4.26, 98 헌바 79, 99 헌바 36(병합) 전원재판부, 헌법재판소 『헌법재판소 판례집』 제13권제1집, 2001년 .

連隊が命令を拒否して暴動を起こした。反乱行為の急速な拡散に危機意識を感じた政府と制憲国会は、左翼勢力の弾圧・殲滅のための法的装置の整備に乗り出した。『国家保安法』は、内乱有事の目的をもつ結社・組織結成と加入行為の処罰を目的とし、言い換えれば、違法行為として表出されない合法的左翼結社の抹殺に焦点が当てられた。麗水事件前に発議され同法の母体となる「内乱行為特別措置法案」は、当初内乱行為の処罰に重点を置いていたが、内乱行為は当時の旧『刑法』（日本刑法）や『光武新聞紙法』で規制可能だったため、変質していったものと思われる。

政府の働きかけにより始まった法の審議は、急速に進められた。国会もまた、麗水事件発生当時休会中だったにもかかわらず、10月27日の午前中には第89回会議を開いて¹⁴³「内乱法」¹⁴⁴の起草を決定し、11月9日の第99回本会議で法制司法委員会による全文5カ条の国家保安法草案が上程された。しかし同草案は、国会議員のみならず法務部長官と検察総長も相当な法的問題点を指摘したことにより、審議は一時中止した。一方、この会議では国家保安法破棄論も強く主張され、11月16日の第105回会議では激しい意見の対立が見られた。すなわち、国家保安法の可決が「新生大韓民国に千秋の汚名を残す」¹⁴⁵という意見と、「共産党の包囲陣営に囲まれている状況での破棄論は、間接的に共産党左翼を支持する」¹⁴⁶ことになるという意見が激しく衝突し、結局37：69で破棄論は否決されるが、破棄論者の予言はその後の韓国において現実となって現れる。これを境に審議は急速に進展し、11月18日に開かれた第1読会で、一部文言のみ修正して翌日第2読会に付する¹⁴⁷ことを決め、翌日第1条の削除可否について討議を交わすものの削除修正案は否決され、残りの条項は順風満帆に通過して、1948年12月1日正式な公布・施行至った。これは、大韓民国の樹立から4ヶ月足らず、刑法の制定に先立つこと5年という驚きの立法行為で、法的強制力を利用して迅速に反共主義を国家の支配イデオロギーに定着させる必要性に起因するものだった。また、同法は国会発議による立法ではあったが、右翼中心の制憲国会法制司法委員会は制定過程で多くの政府の意見を受容したため、単純な議員立法とは言いがたい¹⁴⁸。同法の成立は、支配

¹⁴³ 제 1 회 속기록 중 「제 89 차 회의록」, 658 쪽

¹⁴⁴ 内乱行為特別措置法という当初の名称は、刑法上の内乱罪と重複するという理由で、この時点から国家保安法と呼ばれるようになり、第108回第2読会にて確定される。

제 1 회 속기록 중 「제 108 차 회의록」, 993 쪽

¹⁴⁵ 「제 105 차 회의록」, 948 쪽

¹⁴⁶ 「제 105 차 회의록」, 947、951 쪽

¹⁴⁷ 当時の国会法第39条は、「委員会で採択された法律案はその報告により第1読会を開始し、議案朗読・質疑応答と議案の内容を討論し、第2読会への付議要否を決定する」とし、同第40条は、「議員は第2読会開始前日までに書面にて予備修正案を提出することができる」と規定されている。

¹⁴⁸ 박원순 『국가보안법연구 1』 역사비평사, 1989년, 91~94 쪽

者側による思想弾圧と分断の法制化、ひいては反共イデオロギーの最大の法的装置が用意されたことを意味する。主要な条文は、以下の通りである。

第1条 国憲を違背して政府を僭称し、それに付随して国家を変乱する目的で結社又は組織を構成した者は次の各号によって処罰する。

- 1 首魁と幹部は無期、三年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 2 指導的任務に従事した者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 3 情を知って結社又は組織に加入した者は、三年以下の懲役に処する。

第2条 殺人・放火又は運有・通信機関・建造物その他重要施設の破壊などの犯罪行為を目的とする結社若しくは組織を結成した者は、幹部の場合十年以下の懲役に処し、それに加入した者は三年以下の懲役に処する。

犯罪行為を目的とした結社若しくは組織でなくても、その幹部の指令又は承認のもとで団体行動により殺人・放火・破壊などの犯罪行為を犯した場合、大統領は当該結社もしくは組織の解散を命ずることが出来る。

第3条 前二条の目的又は結社、組織の指令により、当該目的事項の実行を協議・煽動又は宣伝した者は、十年以下の懲役に処する。¹⁴⁹

日本植民地時代の代表的悪法である『治安維持法』に倣って制定された『国家保安法』は、同第1条に類似性が端的に現れる。すなわち、「国権を違背し政府を僭称またはそれに付随して国家変乱を目的に、結社または組織結成を行う者」の処罰を目的に掲げている『国家保安法』に対し、『治安維持法』は「国体の変革を目的として結社を行う者」とし、いずれも行為のみならず思想自体を処罰対象としている。また、「政府の僭称」や「国家の変乱」という文言自体、旧刑法上の「朝憲紊乱」と明確な区分が難しく、量刑規定に差を設けている「幹部」と「指導的任務の従事者」の選別も不明確で、「情を知って」加入したもの、換言すれば南労党と当該外郭組織の構成員は全員処罰対象となりうるような曖昧な条文規定を置いている。さらに、制定当初旧刑法上の内乱罪と區別して、単に「結社または組織の結成」にすぎないことから無期懲役を最高刑にした¹⁵⁰が、1949年12月19日の第1次改正において、最高法定刑を死刑に引き上げ、今日まで続いている。次いで、第2条後段では大統領に結社・組織の解散権を与え、憲法上の権利である結社の自由が蔑ろにされる危険性を多分に秘めている。実際、同法の施行後

¹⁴⁹ 法律全文は、박원순 『국가보안법연구 1』 (前掲) 附録 277 頁以降参照

¹⁵⁰ 「제 99 차회의록」 830 쪽

1949年9～10月の2ヶ月で132の政党と社会団体が解散させられ¹⁵¹、解散手続には法院の判決も不要とされた。加えて、組織幹部一人一人に対する完璧な統制を団体存続の絶対条件に据えている同条は、政府による反対勢力撲滅に近道を用意したことになる。さらに、第3条の「協議」・「煽動」・「宣伝」等の抽象的な文言規定など、多くの問題点を孕んでいた。

結果、1949年1年間で118,621人が同法違反で逮捕検挙され、全国の刑務所の80%以上が左翼に占められ、国家保安法関連裁判は急増した。この事態の「効率的な打開策」として李承晩政権が用意したのは、人権侵害を前提とし適正手続の無視を趣旨とする国家保安法第一次改悪（1949年12月19日）だった。具体的には、政府僭称・国家変乱目的の結社または団体結成に死刑を適用可能にし、未遂罪の新設、単審制の導入、予防拘禁制度の導入、虚偽告発の処罰強化と外国における外国人の犯罪をも処罰できるよう法律適用範囲を拡大したが、実際の施行には至らなかった。そして、第1次改正の要旨は、特措令によって実現されることとなる。単審制や遡及効など、罪刑法定主義に反する規定の多い一次改正案への反発を受け、政府は第2次改正作業を進めた。次いで1950年4月21日に行われた第2次改正では、単審制を修正廃止し、勾留更新を各審級二回までと制限した。こうして同時期の『国家保安法』は、「建国事業を積極的に妨害する左翼共産主義者」に死刑を課すことができるようになり、政治的悪用への道を広げた。

ところで、『国家保安法』は、非常時期に対応した時限立法だった。当時の法務長官も「平和時期の法案ではありません。非常時期の非常立法である以上、多少の人権擁護上の欠陥があったとしても国家建設に貢献せざるを得ません」とし、同法の限時法的性格と人権侵害の問題点を認めている。また、1953年の刑法制定時に金炳魯大法院長も、「国家保安法は限時法で刑法を以て規定すれば足りると思慮されるゆえ、国家保安法は廃止すべきである。国家保安法を廃止せずに刑法を制定すると、法の重複が生じる恐れがある」とし、同法のあるべき寿命を示唆する。しかし、『国家保安法』は今日なお立派な現行法として効力を有し、政権目的の移り変わりに伴い変化自在に形を変えながら、現代韓国社会の受難史を代表する法として確固たる地位を固めた。

③ 『非常事態下犯罪処罰に関する特別措置令』(1949年6月、大統領緊急命令第1号)

特措令の当初の立法目的は、戦時状況下の治安維持のために、些細な犯罪であっても厳罰し、威嚇効果と処罰効率の最大化を狙うところにあった。つまり、本来の立法目的は非常事態下の特定犯罪を刑法より厳しく処罰することで、当初から大規模附逆者処罰

¹⁵¹ 조국 「한국 근현대사에서의 사상통제법」 『역사비평』 1988년 여름호, 332 쪽

に動員される予定はなかった¹⁵²。法令の主要内容は、以下の通りである。

第1条 本令は、非常事態下の反民族的または非人道的犯罪を、迅速かつ厳重に処罰することを目的とする。

第2条 本令における非常事態とは、檀紀 4283 年 6 月 25 日北韓傀儡集団の侵寇により発生した事態を称する。

前項の事態は、大韓民国政府機関によって治安が完全に回復したときに終了するものとする。

第3条 非常事態に乘じ次の罪を犯した者は、死刑に処する。

1. 殺人
2. 放火
3. 強姦
4. 軍事・交通・通信・水道・電気瓦斯・官公署、その他重要施設及び同所属重要文書又は図面の破壊及び損壊
5. 多量の軍需品、その他重要物資の強奪・脅奪・劫奪など略奪及び不法処分
6. 刑務所・留置場の在監者を脱出させる行為

第4条 非常事態に乘じ次の罪を犯した者は、死刑・無期又は 10 年以上の有期懲役に処する。

1. 他人の財物を強取・喝取又は窃取する行為
2. 他人の建造物を破壊・損壊又は選挙する行為
3. 官憲を僭称し、又は与敵の目的で逮捕・監禁・傷害・暴行する行為
4. 官憲を冒用し、又は敵に情報提供若しくは案内する行為
5. 敵に武器・食糧・油類・燃料、その他の物品を提供し敵を進んで幫助する行為

第5条 情報提供・案内またはその他方法にて前二条の犯行に加功した者は、主犯の例によって処罰する。

第9条 本令に規定する罪の裁判は単審制とし、地方法院又は同支院の単独判事が執り行う。

第10条 本令に規定された罪に関しては起訴後 20 日以内に公判を開き、40 日以内に判決を言い渡さなければならない。

第11条 本令の規定する罪の裁判においては、証拠説明を省略する。

¹⁵² 신동운 편 『(유병진 법률논집) 재판관의 고민』 법문사, 2008 년, 66 쪽

第12条 本令による死刑の執行は、絞首又は銃殺による¹⁵³。

上掲の通り、特措令はこの上ないくらい厳しい条文規定を置いている。どこまでも厳重処罰に徹している同令は、第3条にて6つの罪に対し絶対的死刑を規定しており、第4条も5種の罪につき死刑・無期又は10年以上の懲役と、通常の法定刑を大幅に上回る量刑規定となっている。加えて、各号犯罪の構成要件も包括的かつ網羅的で、具体的な犯罪行為は勿論のこと、情報提供・案内行為・進んで幫助する行為など、幅広く重罰の対象とされた。これにより、北軍の治下に見捨てられた110万人のソウル市民は、一人残らず潜在的処罰対象に組み入れられることとなった。次に、迅速処罰に徹している。本令に規定されている罪に関しては、起訴後20日以内に公判を開き、40日以内に判決下さなければならない。裁判は単審制を採用し、証拠説明を省略して処罰を容易にした。処刑方法も絞首刑のみならず、銃殺を可能にしている。戦時の犯罪統制効果のみを狙い、罪刑法定主義の基本原則は蔑ろにされてしまった。さらに特筆すべきは、曖昧な文言規定が立法目的を超えた拡大解釈・適用の可能性を広げた。すなわち、第1条における「非常事態」の概念は、6月25日以降外部からの侵入が招来した事態と定義し、具体的な中身を定めていない。また、終了時期も「治安が回復」したときとし、非常事態を単純な戦時情勢ではなく、「政権が統制力を喪失した状態」を意味するようになった。そして、かかる非常事態が第5条の「附逆行為」や「与敵行為」概念と結合し、処罰の対象とされた。しかも、「政権が統制力を喪失した状態」での「附逆行為」は、第3条の「非人道的犯罪」と第4条の「反民族的行為」概念と合体して、法の場所的効力と時間的範囲の限界を乗り越え、北軍の占領地にまで効力を及ぼした¹⁵⁴。国防次官によって作られた一つの法令が、「非人道」・「反民族」概念を借り、刑法を超える処罰法へと仕立て上げられた。これは、附逆者処罰の虚構性と非現実性、法理的矛盾を反証する最大の証拠でもある¹⁵⁵。同令の不法性の極致は、柳秉震判事の次の言葉からも推察できる。

「我が法院の立場からすると、まず、裁判たるものは十分な審理を経て（被告人）一人一人に対する判事の確信があり、次に、極刑のみが妥当とはいえない... 確信のない形式的審理で一律厳罰に処するのは裁判ではなく、一種の行政処分過ぎない... さらに本件処理は地方法院の単独判事による単審制をとっている... 慎重を期することより効率性が要請され... 判事自身の訂正はもちろんのこと被告人による不服を申し立ても

¹⁵³ 국가법령정보센터 <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=3527#0000>

¹⁵⁴ 유병진 「비상조치령에 있어서의 몇 가지 과제」 『법정』 제6권제9호, 1951년, 9~13쪽

¹⁵⁵ 김학재 「한국전쟁기 대통령 긴급명령과 예외상태의 법제화-

비상사태하법외처벌에관한특별조치령의 형성과정과 적용」 (前掲) 240쪽

許されない...我々はかつて想像だにできなかった絶対権に戦慄さえ覚えたものだ」¹⁵⁶。

④ 『戒厳法』(1949年11月24日、法律第69号)と『戒厳下軍事裁判に関する特別措置令』(1950年7月26日、大統領緊急命令第5号)

『戒厳法』は、憲法第64条に基づき、「戦時・事変あるいはこれに準ずる国家非常事態に際し、兵力を以て軍事上又は公共の安寧秩序を維持する」ために戒厳を宣布し、軍事上必要な場合逮捕・捜索・言論・集会そのた団体行動等に関し特別な措置をとることを目的¹⁵⁷に、制定された。主な内容は、次の通りである。

戒厳の宣布権限者は原則大統領で(同第1条)、交通・通信途絶により大統領の戒厳宣布を待つことができない場合は、当該地方を管轄する軍事責任者が臨時に戒厳を宣布することができる(同第6条)¹⁵⁸。また、大統領が非常戒厳を宣布・追認したときは遅滞なく国会に通告し(同第5条)、戒厳指令官は戒厳の施行に関し国防長官の指揮・監督を受け、全国を戒厳地域とする場合は大統領の指揮・監督を受ける(同第9条)。戦時情勢下の大統領と軍をはじめとする行政府の強大な権限と、矮小化された国会の地位が見て取れる。次いで、警備戒厳が宣布された場合、戒厳指令官は戒厳地域内の軍事関連行政事務と司法事務を管轄し(同第10条)、非常戒厳が宣布された場合は、戒厳地域内のあらゆる行政事務と司法事務を管轄できる(同第11条)とした。さらに、非常戒厳地域内で一定¹⁵⁹の犯罪を犯した者は軍法会議で裁くとして、広汎かつ不明確な裁判管轄権を認め、戒厳指令官の判断で一般法院に移送することで(同第16条)、戒厳指令官に莫大な権限を与えている。その上、非常戒厳地域内に法院がない、または当該管轄法院と交通が遮断された場合、すべての刑事事件は軍法会議が裁判を担当する(同第18条)として、一般国民が軍事裁判に付せられる可能性を広く認め、戒厳地域内の司法権がほぼ完全に行政府に移管される形となった。そして、国家非常事態が終了した場合、大統領は戒厳を解除しなければならぬ(同第20条)としながら、「国家非常事態の終了」について明確な定義を置かず、これらの条項が合わさって、行政府が戒厳宣布権

¹⁵⁶ 유병진 「재판관의 고민- 부역자처벌에 관하여」 『신태양』 제6권제7호 신태양사, 1957년, 85~86쪽

¹⁵⁷ 이상철 「계엄법 적용에 관한 특수 문제점」 『육사논문집』 제63집제3권, 2007년, 138쪽

¹⁵⁸ 臨時戒厳宣布権者としては、①特命の司令官、②軍司令官、③師団長、④兵団長、⑤要塞司令官、⑥衛戍司令官である独立団隊長、⑦艦隊司令官、⑧艦隊司令官、⑨統制部司令官、⑩警備部司令官、⑪前各号の諸官と同等以上の権限を有する軍隊指揮官等を例示している。

¹⁵⁹ 戒厳地域内の犯罪行為で、軍法会議の裁判管轄に属する罪としては、1. 内乱に関する罪、2. 外患に関する罪、3. 国交に関する罪、4. 公務執行を妨害する罪、5. 犯人秘匿又は証拠隠滅の罪、6. 暴動罪、7. 放火罪、8. 溢水に関する罪、9. 飲料水に関する罪、10. 通貨偽造罪、11. 文書偽造罪、12. 有価証券偽造罪、13. 印章偽造罪、14. 偽証罪、15. 誣告罪、16. 強姦罪、17. 殺人罪、18. 傷害罪、19. 逮捕又は監禁罪、20. 脅迫罪、21. 窃盗及び強盗罪、22. 横領及び背任罪、23. 盗品罪、24. 損壊又は藏匿罪、及び軍事上の必要で制定された法令に規定された罪、が挙げられている。

を悪用できる道を広く開いた。

『戒厳法』と対をなすのが、韓国戦争の勃発を機に発布された大統領緊急命令第5号『戒厳下軍事裁判に関する特別措置令』（1950年7月26日）である。同令は、軍法会議の管轄を民間人に拡大する法的根拠となり、人権侵害の象徴とされた。すなわち、同令第2条及び第3条は、戒厳宣布地域内の高等軍法会議は、将校3人以上の審判官で構成し、必要と認められる場合、民間法院の判事が軍法務官の職務を行使できるとした。さらに、軍検察官は刑事訴訟法上の検事と同等の権限を有し、民間検察庁の検事も軍検察官の職務を行使できるようにし、戒厳が宣布された全地域において、軍法会議が通常の裁判所と検察庁を吸収した形になった。また、戒厳高等軍法会議の設置・構成・管轄については高等軍法会議の関連規定によるとしながら、予審制度だけは省略できるとし（同令第5条）、判事又は検事に高等軍法会議の弁護人の職務を遂行させることで、被告人の弁護を受ける権利を根本的に制約した。

上記両法に代表される国家緊急権は、法より権力を優先させる独裁政権に執権のための近道を提供し、権力基盤を強化していく以ての外の道具と化し、政治家の恣意による擬似的「国家非常事態」が頻繁に出現することとなる。

2-3 死刑関連刑事法の適用環境

司法権が他の国家権力の暴走を牽制し、権力の均衡を保つうえで、法院の独立と法官の独立は必要不可欠な条件となる。すなわち、行政府と立法府からの独立・法院の自律性・裁判における法官の独立と身分保障等は、権力機構間のバランスを是正し、独裁国家への変質を防ぐうえで重要な指標となる。実際、独立とともに大統領制を採択した韓国は、民衆基盤の薄弱さと統治者側の意識状況などの様々な要因により、旧体制下の権威主義特質を継承・強化させ、司法権は形骸化される一途をたどる。

新生韓国の法院組織に関する基本法は、1948年に米軍政下で制定された『法院組織法』（1948年5月4日、法令第192号）で、制憲憲法第100条により新たな法院組織法が制定されるまでその効力を維持した。同法は、大法官及び判事は禁錮以上の刑または法官懲戒委員会の処分によらない限り、免官・免職・遷官・停官・減給されず（第49条）、大法院長と大法官の定年は70歳、その他法官は65歳（第51条）と法定し、長期の心神衰弱により回復の可能性がなく職務の執行が不可能な場合は、大法官会議の決議によって退職することができると定め、法官の身分を保障している（第52条）。また、法院の予算編成権を司法行政処に付与し、法院の独立を保障している（第102条）。一方、制憲憲法第78条は、大統領が大法院長を任命して国会の承認を得る旨規定し、大法院長の任命権を行政府付与した。その後、1949年に制定された『法院組織

法』(1949年9月26日、法律第51号)は、米軍政下の規定を概ね継承しながら、大法官の任命及び大法院長の補充は大法院長・大法官・及び各高等法院長から構成される法官会議の推薦により、大統領がこれを行うとし(第37条)、最高法院構成に於ける法院の主導的地位を確保することで独立性を強化した。さらに、法科大学の法律学教授・助教授が大法院長と高等法院長の判示の職に就く場合であっても専門の資格を要求し、裁判の専門性向上を期した。他方、大法院長の定年は70歳、その他の法官は65歳に変更し(第39条)、弾劾・刑罰または懲戒処分に依らずして破免・停職若しくは減給されないとする憲法第80条を受け、弾劾または禁錮以上の刑、若しくは法官懲戒委員会の懲戒処分に依らない限り、破免・停職または減給されない(第41条)しながら、同条但書にて法院の廃止または管轄区域の変更による職務の廃止はこの限りでないとして、法律の改正による法官の身分上の独立が侵害される危険性を残した。

ところで、司法府と行政府の最初の摩擦は、法院組織法の制定過程に現れる。同法は1949年8月1日可決され政府に移送されたが、8月13日李承晩大統領が異議書を添付して国会に還付した。理由は、「第一、大法官の任命と大法院長の補充は大法院長・大法官、各高等法院長から構成された法官会議の推薦によって大統領がこれを行うとする規定が、大統領の立法権を制限して違憲であること；第二、法院行政処長が国务會議に出席して発言することは三権分立にして違憲であること」などであった。これに対し金炳魯大法院長は、「第一、憲法上の大法院長任命規定は原則を定めたもので、具体的な任命資格や手続は法律によることとなり、国会の可決法案は違憲ではない；第二、三権分立に関する統合的理論、連絡的關係、分担事務などに鑑みると、法院行政処長が国务會議に出席して発言することは違憲ではない」など答弁して、政府の主張を退けた。司法府と行政府の対立は、『反民族行為処罰法』の執行の場面でもはっきり現れた。反民族行為特別調査委員会特別裁判部の裁判長を担当した金炳魯氏は、反民族行為者の処罰が民族の課題であり、迅速かつ公正な裁判が必要であると主張した。そのうえ、行政府の親日派擁護と反民特委解散に正面から対抗し、大統領を批判した。

次いで、司法府と行政府の駆け引きは、民間人裁判を巡る裁判所と軍法會議の摩擦に表れる。所謂徐珉濠議員事件¹⁶⁰と呼ばれる同事件は、第二代国会内務委員長だった徐珉濠議員が地方選挙の視察で全羅南道順天に立ち寄った1952年4月24日の夜、会食場所に乱入した現役軍人大尉を銃撃・射殺したことが発端となった。徐議員は翌日管轄警察署に任意出頭するが、殺人罪で現行犯逮捕され、検察に起訴される。これにに対し、

¹⁶⁰ 서민호, 『나의 옥중기』, 1962년, 86면 이하

부산일보사편 『비화 임시수도천일(상)』, 1983년, 304면 이하

国会は本会議を招集し、徐珉濠議員釈放要請決議案を議決して¹⁶¹大法院長に通告した。これを受け、大法院長は管轄法院の釜山地方法院合議部に移達した。憲法条項に基づく釈放決議案とはいえ、刑事訴訟法による手続規定が整備されていなかった当時、徐珉濠議員の釈放には検察総長の釈放指揮が必要だった。しかし、検察側は「憲法第49条による有効な決議案であっても現行犯の場合は効力を有しない」と主張し、意見は激しく対立した。このような状況で安潤出担当判事は、1952年5月19日付けで釈放命令書を発布した。安判事は、当時を次のように回顧する。「警務隊の安熙慶秘書は、私を追いかけまわし、様々な圧力を加えた... 周囲の厳しい監視のなかで私なりに良心的な判断をした... 実を言うと釈放決議に捺印する瞬間は死を覚悟した」¹⁶²。釜山政治騒動の導火線となった同事件は、野党の国会議員が現役の陸軍大尉を殺害したとして大々的に宣伝され、政府は非常戒厳令を宣布して事件を単審制の軍法会議に移送した。軍法会議は、徐議員に前後二回にわたって殺人罪を認定して、それぞれ死刑と懲役8年の刑を宣告する。次いで、1953年5月戒厳令が解除されると、事件は釜山地方法院に移送され、同院は被告人の正当防衛を認めて無罪を宣告した。これに対し検察は控訴を提起し、大邱高等法院は高等軍法会議の有罪判決で事件が確定したことを理由に免訴判決を言い渡し、被告人による上告にもかかわらず、大法院は原審判決を維持した。これらの一連の経過は、李承晩大統領が国会の大統領選出権を剥奪する過程と同時進行し、既に行政府の意図が多分に含まれていた上記決定にもかかわらず、李承晩大統領は金大法院長に不満を評した。しかし、大法院長は「裁判結果に異議があれば正式な手続で控訴すれば足り... 一判示の判断は、たとえ大法院長である私であっても左右できない」として、最後の一线を守る努力をした。

一方、1950年7月20日の非常戒厳令と7月26日に公布された『戒厳下軍事裁判に関する特別措置令』により、「韓国全域」で軍法会議による一次管轄権が認められ、軍法会議による裁判が民間人に強力な影響を及ぼすようになったが、軍法会議は制憲憲法上の根拠を持っていなかった。しかし、軍部は「軍事法院は憲法上の下級法院に該当せず、軍事法院に限って大法院が最高法院であるという主張は成立しない」とし¹⁶³、軍の特別権力関係によるが司法府乃至憲法の無力化を正当化した。このような状況で憲法委員会¹⁶⁴は、1951年ソウル高等法院による特措令第9条(単審制)の違憲審査提起¹⁶⁵

¹⁶¹ 국회사무처, 제12회 국회정기회의속기록, 제57호, 999쪽 이하 참조

¹⁶² 신동은 「국회의원의 불체포특권과 구속영장의 집행정지·형사소송법 제101조 제4항 및 제5항의 성립경위와 관련하여」 『형사정책연구』 제18권 제3호 (통권 제71호), 2007년 가을호, 680~681쪽

¹⁶³ 이지형 「군사법원의 독립(2)」 『법정』 1950년 1월호, 46~49쪽

¹⁶⁴ 憲法委員會は10年間で6件の違憲法律審判事件を処理し、同違憲判決は行政府に対する数少ない司法

を受け、次のように判示した。「たとえ法律を以てある種の特別審判機関を設置する場合であっても、これは下級審法院でなければならず、再終審はやはり最高法院である大法院に一括統合する旨を規定した憲法第 22 条及び同第 76 条第 2 項の立法趣旨に疑いの余地はない。一方、緊急命令で法的効力を有する非常事態下の犯罪処罰に関する特別措置令第 9 条によると... 原則地方法院または同支院の単独判事が裁判し、死刑・無期または 10 年以上の刑に該当する被告人限って... 地方法院及び地方法院支院の合議部に再審判を請求できるとされ... これは... 最高法院である大法院による国民の裁判を受ける権利を剥奪しており、憲法第 22 条及び第 76 条の趣旨に反することは明らかである」¹⁶⁶。このように、軍事裁判を巡る違憲論争が続くと、政府当局は 1954 年に憲法を改正して憲法上の根拠を用意する。すなわち、83 条の 2 に「軍事裁判管轄のための軍法会議を設けることができる。ただし、法律が定める裁判事項の上告審は大法院が管轄する。軍法会議の組織、権限と審判権の資格は法律にて定める。」とする条文を追加し、大法院の優位性を規定しながら、憲法を具体化する法律の制定に関しては、「軍法会議の裁判に司法府が関与することは、大統領の軍統率権に対する侵害となる」¹⁶⁷と反対し続け、1962 年 1 月 20 日『軍法会議法』(法律第 1004 号)の施行まで、軍法会議に対する司法府の管轄は長らく実現されなかった。大法院もまた、軍法会議の設置及び運営を規定する上告規定の欠如を理由に、軍法会議の単審制違反を理由とする上告申請を却下し続けた。

金炳魯大法院長は、9 年 3 ヶ月にわたる在任期間中、司法権独立の基盤構築に尽力し、度々干渉を続ける行政府と対立した。この時期は、法官の任期 (10 年) が保障され、法院は行政府からの独立性をある程度確保した。前述の第 2 代国会における李承晩支持基盤の薄弱さと金炳魯大法院長個人の政治的影響力¹⁶⁸、さらに彼自身の人格的魅力¹⁶⁹による国民からの信頼も、法院の独立を容易にした要素の一つと思われる。後述するよ

府の挑戦の一つとされる。

¹⁶⁵ この事件は被告人が仁川で灯火管制実施期間中に窃盗を働き、特措令反て刑を宣告され、仁川地方法院に飛躍上告したが、単審制適用事件であることを理由に上告を却下され、ソウル高等法院に抗告した事件である。

¹⁶⁶ 헌법위원회 결정 4285.9.9 4285 헌위 2 (한인섭 「한국전쟁과 형사법·부역자 처벌 및 민간인 학살과 관련된 법적 문제를 중심으로」 (前掲) 159 쪽재인용)

¹⁶⁷ 고석 「한국 군사재판 제도의 성립과 개편과정에 관한 연구- 국방경비법에서 군법회의법 제정까지」, 법학박사학위논문, 서울대, 2006 年, 268 면

¹⁶⁸ 이현환 「정치과정에 있어서의 사법권에 관한 연구」 서울대학원 박사학위 논문, 1996 年, 110~111 쪽

¹⁶⁹ 송기춘 「전북대학교 개교 60 주년 기념학술대회 논문- 사법권의 독립과 가인 김병로」 『법학연구』 25 권 0 호, 전북대학교 법학연구소, 2007 年, 109 쪽이하

うに、1957年12月の金炳魯大法院長の退任と、1948年に任命された判事の任期満了とともに、司法院は受難の時代に突入することも、この時期の司法院の相対的位置づけを反証している。とはいえ、韓国戦争を経験しながら次第に権威主義体制を強化・定着させていく行政府の横行を防ぐことができず、戦時情勢を盾に厳罰化を極める法律と司法院の管轄の及ばない法外殺人により、死刑の軍事的・政治的色彩は植民地時代以上に表出することになる。

2-4 司法実務における死刑制度の適用実体

この時期は、戦時の混乱に乘じ裁判所の外で政治的目論みに徹した準死刑が横行した時代だった。以下、主要な法令の悪用実態を考察する。

- ① 『国防警備法』(制定年度不明、法令号数未詳)
- ② 『国家保安法』(法律第10号、1948年12月1日)と『非常事態下犯罪処罰に関する特別措置令』(1949年6月、大統領緊急命令第1号)
- ③ 『戒厳法』(1949年11月24日、法律第69号)と『戒厳下軍事裁判に関する特別措置令』(1950年7月26日、大統領緊急命令第5号)

① 「国防警備法」(制定年度不明、法令号数未詳)

前述のように、「軍政庁官が職権を以て「法令形式」で制定・発布し」¹⁷⁰た『国防警備法』は、朝鮮警備隊の指揮管理を目的とし、実態は軍刑法として使われた。よって、正式に公布されなかった同法が、軍警法として定着していく過程は、軍人を対象に実際に適用していく歴史でもあった。言い換えれば、「国防警備法」が法的地位を与えられる過程そのものが、同法の適用実態を解明する第一歩となる。

「国防警備法」の適用を確認できる最初の公文書は、1947年1月光州地方法院の依頼に対する司法部長の有権解釈である。すなわち、朝鮮警備隊隊員が警察官等に暴行・傷害を加えた場合の裁判管轄について、「朝鮮国防警備隊員(朝鮮警備隊員)は国軍ではなく「予備警察隊」である(が)… 将来の国軍編成の基盤をなすことに留意すべきで… 軍人軍属等の軍律違反を除く… 一般刑事事件の裁判管轄権は… 朝鮮国防警備法第14条ないし第16条に基づき、司法裁判所の管轄権が軍律裁判機関に優先する」¹⁷¹とした。これを翻せば、朝鮮警備隊員の軍律違反事件の場合、軍法会議の所管となり、さらにその「現行法」上の根拠として朝鮮国防警備法の条文が挙げられていることは、

¹⁷⁰ 국방부 육군본부 작전교육국 『군법교범』 1949.11

¹⁷¹ 대검찰청 「국방경비대원 재판관할에 관한 건」 『검찰제요』 1947.1, 187~191 쪽

同法が既に軍刑法として適用されていたことを意味する。すなわち、「国軍」ではないが「軍人」が存在し、当該「軍人」の統制の必要性から朝鮮国防警備法の施行が必要という帰結につながる。

そして、国防警備法の適用は、1948年単独政府樹立に反対して軍内部で続発する反乱行為の制裁で本格化する。済州四・三事件が発生して間もない5月20日、済州島出身の9連隊兵士たちが済州島大静面支署を襲撃し、警察官等5人を殺害する事件が発生した。事件後の新聞報道によると、32人の兵士が逮捕され、現地で高等軍法会議が設置されたとする¹⁷²。一方、事件後の米軍文書によると、「現在、朝鮮警備隊員による様々な違法行為は、朝鮮警備法で嚴重に処罰されている」¹⁷³との記述が見られる。この他にも、警察署襲撃・殺人・放火の疑いで逮捕された6人の警備隊員が銃殺刑を言い渡された事件では、「高等軍法会議にて「準戦時軍法」により処罰された」¹⁷⁴とする報道が見られ、ここでいう「準戦時軍法」が「朝鮮警備法」であると推測できる。そして、朝鮮警備法の地位を決定的に固めるのが、1948年6月18日済州島第11連隊長大尉が部下に暗殺された事件である¹⁷⁵。軍警は徹底的な搜索の上容疑者9人を逮捕し、1948年8月14日高等軍法会議にて朝鮮警備法第35条を適用して、首謀者をはじめとする4人に死刑を言い渡す¹⁷⁶。この判決は、統委部長を経てウィリアム・ディン軍政長官の批准により執行された¹⁷⁷が、「国防警備法」の適用自体が問題視されることはなかった。その後反乱行為は麗順事件へと発展し、「国防警備法」と「軍法会議解説」の制定へとつながる。最終的に法としての正式な地位を認められ、実態に近い形で官報に掲載されるのは、1955年の「大韓民国法令集」が最初だが、実態はそれより遙か前から軍刑法としての地位を固めていた。

一方、「国防警備法」の適用に際し更に問題点となるのは、政府と軍当局が同法第32条及び第33条の「如何なる者」という文言を根拠に、民間人を単審制の軍法会議に付し迅速な処罰を期したことにある。1948年から韓国戦争開始以前の初期には、済州四・三事件と麗順事件をターゲットに、「大韓民国の建設を破壊し任務遂行を阻害する目的」をもって、軍紀隊の蜂起に協力した疑いのある民間人を軍法会議に付した。戒厳令の宣

¹⁷² 조선중앙일보 1948년 6월 17일

¹⁷³ Trials of Korean Constabulary Men by Constabulary Court Martial 1948.5.25., RG 338, K MAG Adjutant General, Decimal File, 1948~53, Box1, Laws & Legal Matters, 1948 thru Executive Dept. US

¹⁷⁴ 조선중앙일보 1948년 8월 8일

¹⁷⁵ 조선중앙일보 1948년 6월 20일

¹⁷⁶ 조선중앙일보 1948년 8월 15일; 제주 4.3 사건 진상규명 및 희생자 명예회복 위원회 2001, 194~195 쪽

¹⁷⁷ 제민일보 4.3 취재반 1995, 216 쪽

告により行政権と司法権を一手に掌握した軍は、罪の「根絶」と「膺懲」を基本方針に、死刑と無期懲役を中心とする効率的に処罰に徹した。当時の新聞記事によると、11月4日から25日までの3週間で、麗水・順天・光州・大田等で開かれた軍法会議には計1931人の民間人が付され、うち691人が死刑に、119人が無期懲役に処されたとする。さらに、1949年11回にわたって開かれた軍法会議では、被告人全員が無罪を主張するなか、全員が有罪宣告を受け、うち死刑が345人、無期懲役が238人だった。そして、死刑宣告を受けた者は短期間で処刑された。つまり、法適用過程に政治的意図を具現化した「敵」を作り上げ、死刑をはじめとする物理的強制力をもって正当化していった。次いで、韓国戦争期の「国防警備法」は、『国家保安法』とともに治安法としての側面が強く出る。「真実和解委員会」の調査報告によると、「国防警備法」第32条及び第33条の被適用者の93%が、韓国戦争期に集中している。「国防警備法」は『国家保安法』より重い量刑を言い渡すことができ、軍による恣意的かつ迅速な処理が可能だったため、結果として戦時中に多く活用された。同委員会の統計によると、1948年の施行当時から1963年の廃止まで、上記二ヶ条により軍法会議の裁判を受けた総人数は、23,000人余りで、うち90%が民間人だった。その中で、30%が死刑に、10%が無期懲役に処されたとするが、これには済州軍法会議に付せられた1,600人が含まれておらず、麗順事件の被害者数も未だ正確に解明されていないことを鑑みると、実際の被害者数は上記数値を大きく上回ると予想される。これは、国防警備法が民間人に重刑を宣告する重要な法的装置だったことを物語る¹⁷⁸。

他方、「国防警備法」は軍による裁判介入のための道具でもあった。全国を悲しませた金九暗殺事件の被告人安斗熙に対する裁判につき、陸軍総長は被告人が「軍人」であることを理由に、裁判管轄を主張した。しかし、「国防警備法」第3条は、当事者が軍人であっても民間人関連犯罪は通常の裁判手続によると規定されており、明らかに軍の便宜的結果導出のための意図的悪用がなされた。結局、軍法会議で終身刑を言渡されるが、3ヶ月後には懲役15年に減刑され、韓国戦争の勃発により一年余の服役で残刑執行停止処分とともに将校として復帰し、1953年には完全に復権された。軍による司法権侵害の実態が窺える。

もちろん、上記両条文が憲法上の国民の権利を無視した違憲条項であることには異論があるまい。しかし、条文の違憲性と法の濫用の間には、適用主体の恣意という決定的な要素が介在している。つまり、制定時期さえ不明確な「国防警備法」を拠り所とする軍法会議が、行政権の権限を逸脱して司法権を暴力的侵害・悪用した結果である。結局、

¹⁷⁸ 김득중 「민간인학살 진상규명의 법·역사적 접근 “국방경비법”을 중심으로」 (前掲) 26~36 쪽

慣習法として定着した「国防警備法」の曖昧かつ恣意的な条文構成と執権者の政治的濫用の相乗効果により、正当な裁判手続に依らない無数の民間人犠牲者を生み出した。「国防警備法」の適用実態は、この時期の韓国社会の刑事法、ないし死刑制度の道具的暴力的側面の青写真であると同時に、独裁政治形成過程における刑事法と死刑制度の暴力的側面の顕在化といえる。

②『国家保安法』（法律第 10 号、1948 年 12 月 1 日）と『非常事態下犯罪処罰に関する特別措置令』（1949 年 6 月、大統領緊急命令第 1 号）

左翼勢力の排除を目的に制定された『国家保安法』は、その運用過程からも軍事的・政治的色彩が濃厚に表れる。実際、国家保安法によって処罰された人数は龐大と推測される¹⁷⁹。しかし、後述するように韓国戦争期間中は、同法の特別法にあたる特措令がその威力を発揮し、『国家保安法』は一旦舞台裏に退くことになる。そして、再びその威力を発揮するのは、第 3 次改正以降となる。

一方、韓国戦争期の大多数の犯罪が特措令違反事件であったことについては、数々の証言がある¹⁸⁰。正確な全国統計データはないが、法務部検察局の 1950 年 6 月 25 日から 1951 年 3 月 31 日の犯罪一覧表を見ると、特措令違反で起訴された人員が 9,458 人で、『国家保安法』による 1,047 人を大幅に上回っている。そのうち、ソウルが半数以上の 5,121 人を占める。1951 年から 1953 年までの大田刑務所在監者数の内訳を集計した表 1-2-4-1 からも、同様の傾向が見て取れる。

表 1-2-4-1 大田刑務所罪種別在監者数（単位：人）

	総在監者数	政治犯	特措令違反者数
1951 年 8 月 26 日 ¹⁸¹	1,868	1,264	966
1951 年 10 月 17 日 ¹⁸²	2,287	1,666	1,172

¹⁷⁹ 韓国戦争と建国初期の行政機構の統計能力未熟により、捜査機関や司法機関による正確な統計数値は残っていない。司法府が統計データを残すのは 1964 年からで、警察も 1945～1947 年 7 月までの統計は残しているものの、それ以降の資料は見当たらない。내무부 치안국 『한국경찰사 II』 1973 年, 180 쪽

¹⁸⁰ 当時、刑事裁判を担当した金甲洙及び柳秉震判事の証言などが挙げられる。

김갑수 『법창 30 년』 (前掲), 192~193 쪽

신동운 편 『유병진 법률논집』 재판관의 고민』 (前掲), 66 쪽

¹⁸¹ 국사편찬위원회 수집번호: 03010853 1951 年 8 月 26 日 충청남도 주간보고

¹⁸² 국사편찬위원회 수집번호: 03010874 1951 年 10 月 17 日 충청남도 반월간보고

1951年 11月 16 日 ¹⁸³			1,257
1952年 2月 29 日 ¹⁸⁴			1,473

さらに、陸軍本部の軍法会議刑期別処理状況をまとめた表1-2-4-2を見ると、初期は死刑と無期懲役が圧倒的多数を占めていたことがわかる¹⁸⁵。

表1-2-4-2 軍法会議刑期別処理状況（単位：人）

	死刑	無期	1年以上	1年未満	その他	無罪
1950年	1,902	408	1,672	283	33	591
1951年	925	291	2,988	1,559	184	1,403
1952年	559	136	3,718	2,976	255	1,268
1953年	180	62	1,604	4,954	424	237

韓国戦争全期間を通して、附逆者として処罰された数は550,915人にのぼるとされる¹⁸⁶。そして、仁川上陸作戦以降から特措令は本格的に附逆者処罰に使われるようになった¹⁸⁷。結果、人権擁護と縁遠い特措令の条文規定と当時の政治状況が相まって、軍法会議の法務官とそれに動員された民間法院判事による大規模な司法殺人が励行されるようになった。

当時の状況は、捜査や裁判に関与した政府関係者等の証言からも垣間みることができる。陸軍中央高等軍法会議の検察官の李熔碩は、「我々は10月10日頃釜山から現ソウル地方法院新館で軍法会議を開廷し... 1日に100件以上起訴裁判しました。現在の即決裁判に似た略式手続で... 時には1日に300件以上処理したこともありました。我々は○○委員会や○○同盟の長には無条件に死刑を求刑する方針を立て... ある日は判決件

¹⁸³ 국사편찬위원회 수집번호: 060100083 1951년 11월 16일 충청남도 반월간보고

¹⁸⁴ 국사편찬위원회 수집번호: 03010908 1951년 2월 29일 종합 반월간보고

¹⁸⁵ 한인섭 「한국전쟁과 형사법·부역자 처벌 및 민간인 학살과 관련된 법적 문제를 중심으로」(前掲) 142쪽 재인용 (육군본부 『법무 50년사』 1998년, 173쪽)

¹⁸⁶ 박원순 『국가보안법연구 2』 역사비평사, 1989년, 21쪽

¹⁸⁷ 김학재 「한국전쟁기 대통령 긴급명령과 예외상태의 법제화·

비상사태하범죄처벌에관한특별조치령의 형성과정과 적용」(前掲) 244쪽

数の1/5程度に死刑を宣告したこともあります」¹⁸⁸と証言する。また、全国戒厳指令部法務部長の金鍾滿も次のように回顧する。「(ソウル) 収復から... の3ヶ月間、軍法会議の附逆者処理は... 今では起訴猶予または執行猶予程度の犯罪でも5年くらいの実刑に処されました。合同捜査本部で軍法会議の検察部に送致された所謂A級附逆者はさらに5等級に分け... 前3級は軍法会議に付しました。軍法裁判所が死刑を宣告すると、すべて戒厳指令官の確認を経て執行されました。死刑確認が下りないことはありませんでした。ある方は最上級のうち50~100人くらいが死刑に処されたとしていましたが、実際はもっと多かったです」¹⁸⁹。

以上から分かるように、戦争で理性を失った世論と政治的圧力、さらには特措令の内在的欠陥により、多くの軽微事件が重刑または極刑を宣告せられ、無辜な犠牲者を量産した。支持基盤の喪失で窮地に追われた李承晩が、政権維持のための国家暴力の稼働フィールドを求め、憲法上の「例外状態」を政権の統制力が失われた状態に、「附逆行為」を反民族的・非人道的行為に結びつけ、死刑制度に軍事的政治的特質を吹き込んだ結果である。

③『戒厳法』(1949年11月24日、法律第69号)と『戒厳下軍事裁判に関する特別措置令』(1950年7月26日、大統領緊急命令第5号)

本来、『戒厳法』における戒厳状態は、戦争など国家の存立危機を念頭に置いた『憲法』上の例外状態を指す。実際、韓国戦争の勃発に伴う大統領緊急命令の宣布は、体制危機状態におけるやむを得ない国家緊急権の発動といえる。しかし、戦争情勢が安定した後独裁政権は、国家の存亡危機としての「非常事態」を個人の執権延長のための「政治危機」に摺り替え、戒厳宣布権を悪用して戒厳地域を任意に設定し、軍と警察力を後ろ盾に物理的強制力を以て政権基盤を築くための道具として利用するようになった。

最初に戒厳が悪用されたのは、第1次憲法改正に際しての戒厳宣布だった。休戦協議が始まり、体制自体の崩壊危機を免れた李承晩政権は、執権延長の最大の障害が国会による大統領を選出権であると判断し、1951年11月30日大統領直接選挙制改憲案を国会に提出して憲法改正を目論んだ。これが否決されると、政府は戦争情勢とは無関係に、1951年12月1日付けで釜山と大邱を除く全国に非常戒厳を宣布した。戒厳が拡大される中、国会は圧倒的多数で政府改憲案を再否決し、これに対抗する形で内閣制改憲案を提出した。5月14日、李承晩は政府改憲案を再提出するとともに、民意突撃隊を

¹⁸⁸ 중앙일보사편 『민족의 증언 3』 중앙일보사, 1983년, 143 쪽

¹⁸⁹ 中央일보사편 『민족의 증언 3』 (前掲) 143~144 쪽

動員して国会を攻撃した。そして、自作自演の騒動を口実に5月25日釜山をはじめとする23の郡に非常戒厳を宣布した。26日には憲兵隊が国会議員の通勤バスをまるごと引っ立て、内閣責任制改憲案を推進した国会議員10名が『国家保安法』容疑で逮捕され、数十人が身を隠した。結局、2度にわたる戒厳宣布とそれに乗じた武力動員という強圧的な雰囲気の中で改憲案は国会を通過した。かかる「戒厳利用法」は、その後の独裁政権に二つとないお手本となり、政権交替に伴う憲政史の転換期には例外なく発動されるようになった。すなわち、1960年4月19日の非常戒厳、1961年5月16日の非常戒厳、1964年6月3日の非常戒厳及び1965年の衛戍令、1972年10月17日の非常戒厳、1979年10月18日の釜山非常戒厳と10月20日の馬山・昌原衛戍令、の1979年10月27日非常戒厳の1980年5月17日の非常戒厳は、いずれも独裁政権の伝家の宝刀として執権の立役者となった。総じて、国家緊急権発動状態下の行政府は、立法権と司法権の独占はもちろんのこと、古代の中央集権王朝をも凌ぐ強大な権限を有し、歴代の行政府が格別な愛着を寄せたのも納得せざるを得ない。そういう意味で、『戒厳法』は独裁政権による司法殺人ないし政府による不法殺人成就の元凶、死刑制度の軍事的政治的悪用を可能にした張本人といっても過言ではない。

2-5 憲法に投影される死刑の本質

1948年7月17日に公布・施行された韓国の制憲憲法は、60年間で9回にわたる改正を経験し、改定内容は主に統治機構に集中している。これは、憲法が統治権力を制限する規範的役割を果たすことが出来ず、統治権力を強化・正当化するための道具と化しことを反証する。実際、韓国戦争の勃発により効率的な戦争遂行が至上の価値に据えられ、憲法は実質的な規範力を大きく失い、すべての権限は大統領に集中することになった。そして、国民の意思が反映されないまま、特定勢力の政治的意図に基づく憲法改正と憲政秩序の破壊の歴史が始まる。

韓国の憲政史上初の憲法改正は、2回にわたる国会の改憲案否決にもかかわらず、1952年7月7日抜粋改憲という形で強行された。すなわち、国会による議院内閣制改憲案と、政府による正副大統領直選改憲案が衝突するなか、政府は国会の解散と官制デモをもって国会議員を脅迫し、非常戒厳令を宣布して、国会議員を不法に逮捕した。国会は、戒厳令の解除と議員の釈放を要求し、国際世論の避難が殺到するなか、当時の国務総理が両改憲案の内容を折衷させた「抜粋改憲案」を用意し、適法な公告と十分な審議もないまま、出席を拒否する議員たちを強制的に国会議事堂引きづり出し、国会議事堂が警察と李承晩の民意突撃隊に取り囲まれるなか、改憲案は満場一致で可決された。抜粋改憲案は、政府案の大統領と副大統領の直選制、国会の両院制、国務総理による国

務委員推薦任命権の新設などを基調に、国会による國務委員不信任権の導入を折衷して追加した。しかし、両院制は李承晩制憲が崩壊するまで実現されることはなかった。

大統領が執権延長のために憲法改正を強行し、強権で以て法治主義と憲政秩序を破壊する憲政暗黒時代の幕開けであった。憲法改正の目的・手段・結果どれ一つをとっても憲法総則に掲げる民主国家とはかけ離れた実態で、憲法までが政治支配の道具へと転落してしまった。

小 結

米ソ冷戦構図という国際政治情勢に組み込まれ、分断国家として誕生した韓国で、執権に成功した初代政権は親日・親米勢力に代表される既得権者層だった。左翼勢力と民族統一勢力を排除しての執権ゆえに、生来反共・反民衆・反統一的性格持ち合わせ、薄弱な民主基盤は形式的民主主義と保守路線への駆け出しを決定づけた。そのなかで韓国戦争が勃発し、国家存亡の非常事態とも言える危機的社会状況で、軍と大統領を中心とする行政機構に権限が集積し、立法府の懸命な努力にも関わらず、行政府の暴走に対するコントロールは抜粋改憲を皮切りに作動できなくなり、司法府は戦時情勢下の厳しい法律と行政府の権限逸脱による法外殺人に対し、有効な牽制を働くことが出来なかった。結果として、左翼排除を建前にした政敵排除が公然と行われ、法と政治の天賦的矛盾を抱え、曖昧な概念と極端な処罰を武器とする法を以て、無辜な民間人に国家暴力を稼働させ、戒厳乱発を利用した憲法改正をも強行することで、政権の支持基盤と永久執権への道を確認しようとした。その対立構図と攻撃の矛先は、政権樹立当初の対共産圏という構図から、政権維持のための対左翼構図、そして長期執権と独裁政治のための対政敵という構図へと変化していく。その過程で、あらゆる革新・進歩主義はワクチンのない毒性ウィルスに見なされ、感染したが最後に法を以て社会から隔離し、現実革新的な蠢きはすべて国家保安法の生け贄となる。そして、これを可能にした物理的強制力が、死刑制度と刑事法システムによる共同体からの隔離・拷問等の不法制裁であった。

総じて、独立と自国民による政権運営という表面的な変化こそ見られるが、刑事法は相変わらず権力意思の表出で、死刑制度の軍事的・政治的悪用は植民地時代に劣るどころか、時間とともにエスカレートしていく傾向が見られる。戦争による混乱は、司法殺人も民間人虐殺もその正確な数さえ把握不能な状態に陥れ、その深い爪痕は厳格な親米反共保守社会の構築と反共イデオロギーの封印に決定的な役割を果たした。そして、かかるイデオロギーがさらに死刑を助長する悪循環に陥り、国民にとって法と恐怖政治の分別がつかない社会へと変質した。

第3節 独裁政治全盛期の軍事的政治的死刑

韓国戦争を経験しながら独裁国家への歩みを加速させた韓国は、いよいよ30年以上続く独裁政治の全盛期に突入する。支配者側は、反共主義を韓国社会のあらゆる価値体系の中心に据え、国家存立を政権存立へとすり替えていく。政権の薄弱な民主基盤ゆえに、民主化要求と社会矛盾はすべて政権危機に帰結せられ、「共産主義への勝利」はクーデターという不法な政権篡奪をも正当化できた。そして、刑事法ないし死刑制度は、反共・反北・国家安全保障の同化とともにエスカレートする民衆への思想抑圧と政治弾圧過程で、もっとも強力な安全装置となって威力を発揮し、幾度にわたる政権交替と政治理念の変化とは無関係に、その特質は維持・強化されていく。

通常の法治国家において、法律の制定・改正が国民の代議機構によって行われるのは当然で、韓国の制憲憲法もまた当該権利を国会に付与している。しかし、独裁政治全盛期の韓国は、李承晩大統領による「国家保安法波動」で国会が半年間麻痺したことに始まり、軍部政権によるクーデターで3度にわたって立法機構が完全に消滅し、形式的な民間政府の誕生により国会という名の機関が設置されていた時期も軍部独裁政権の法務室と化していた。結局、四・一九革命直後の短い過渡期を除いては、国民の意思で選出された適法な立法機関は存在しなかった。しかしながら、非常立法機構による立法活動は、量的側面で国会の法律制定数を遥かに上回り、1961年までの国会制定法令計94件に対し、非常立法機構によって処理された法律は計1477件だった。具体的に、五・一六軍事クーデターで誕生し、30人の現役軍人で構成された国家再建最高会議（1961年5月19日～1963年12月26日）は、2年半の間で1008件の法律を制定・改正し、「10月維新」に伴う非常国务会議（1972年10月17日～1973年3月11日）は280件、「新軍部」の執権により大統領指名委員81人で構成された国家保衛立法会議（1980年10月28日～1981年4月10日）は189件の立法を手掛けた。さらに、国家再建最高会議はいわゆる「革命」の課題の一環として「1962年12月31日までに整理制できなかった制憲憲法以前の旧法令は廃止したものと見なす」とする『旧法令整理に関する特別措置法』（1961年7月15日）を制定し、わずか165日間で1389件の法令を新設し、618件の旧法令を廃止した¹⁹⁰。

以下、法的正統性に欠ける立法機構が急速に量産した数々の人権侵害法の制定背景となる、行政府による立法府の吸収過程とその影響を概観し、この時期の刑事法と死刑制度の特徴を考察する。次に司法府と行政府の関係性の変化を通じ、侵蝕されていく司法

¹⁹⁰ 徐勝・韓寅燮「現代韓国の法・政治構造の変動」『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』日本評論

府の権限と表裏一体をなす行政府による死刑制度の悪用実態を暴き、その特質を究明する。

3-1 法定権と死刑関連刑事法の制定背景

第1次憲法改正で大統領直選制が導入され、国会は政治舞台に於ける実質権限を失うが、立法府の更なる悲劇は1954年5月20日に行われた第3代民議員総選挙だった。永久執権を目論んだ李承晩は、初代大統領に限り大統領を継続できる旨の憲法改定案に賛成・署名する人にも自由党の公薦（公認）を与える、韓国史上初の政党公薦制を導入し、警察の選挙介入により自由党が圧勝した結果、国会議席の絶対多数を占める与党が大統領の手先機関へと転落した。そして、立法府の牽制機能が全く働かない状況で李承晩は無所属議員を引き込み、改憲議決票の算定を四捨五入することで、永久執権に代表される独裁政治体制を確立した。しかし、李承晩大統領と自由党の支持率は、1956年に行われた第3代大統領選挙と第4代副大統領選挙で下落¹⁹¹しはじめ、1958年5月2日の第4代国会議員選挙では民心離反¹⁹²がさらに顕出した。そこで、李承晩大統領と自由党は、1960年の正副大統領選挙の保障装置を用意すべく、野党の政治活動を根本的に禁止する『国家保安法』の全面改正と、地方自治団体長掌握のための任命制への改革に踏み切った。そして、1958年12月24日政府は、武装警官300人を動員して野党議員を軟禁し、自由党議員のみで国家保安法改正案と市・邑・面長の任命制を骨子とする地方自治法改正案を通過させた。行政府の政権維持対策が野党の排除・殲滅へと現れた所謂「国家保安法波動」で、国会は半年間麻痺状態に陥った。しかし、度重なる政府当局の不正選挙攻勢¹⁹³は、国民の反感を助長させ四・一九革命を引き起こし、李承

社、2003年、25頁

¹⁹¹ 중앙선거관리위원회 『대한민국선거사』 제1권, 1981년, 738~741 쪽

¹⁹² 総議席233席のうち、自由党は126議席を獲得したが、政党別得票数は過半数に達せず、ソウル地域では16の選挙区のうち、14の選挙区を野党にとられた。具体的には、

	無所属	自由党	民主党	統一党
得票数	1,839,884	3,697,092	2,934,036	53,716
得票比率	21.5	42.1	34.2	0.6

중앙선거관리위원회 『대한민국선거사』 (前掲) 650 쪽

¹⁹³ 李承晩大統領の不正選挙作戦は、まず、第3代大統領選挙で30%の得票率で民衆の支持を得た強力な政治ライバル曹奉岩を、1958年1月スパイ容疑で逮捕し、一審では武器所持罪で5年の刑を、二審・三審で死刑を宣告し、再審が棄却された翌日処刑することで政敵を排除した。次に、民主党大統領候補趙炳玉の入院治療時期を見計らって大統領選挙を2ヶ月前倒しし、さらに大統領候補登録終了後に相手候補が死去したにもかかわらず、民主党の新候補選出要求を無視して、大統領候補を一人に絞った。さらに、選挙主務官に崔仁圭を任命し、公務員・警察・道知事を動員して万全な不正選挙体制を構築した。具体的には、①事前投票率40%達成、②三人組・九人組公開投票、③自由党腕章を着用した有権者脅迫部隊の動員、④民主党参観人の買収と追放、⑤幽霊有権者の捏造・棄権強要と棄権者の代理投票、⑥不正投票所の設置、⑦投

晩政権は 1960 年 4 月 26 日に終焉を迎える。

四月革命の課題を背負って登場した新政権は、自由党政権の延長に過ぎない許政過渡政府と、それに続く民主党に政権だった。革命を無視ないし傍観し、漁父の利を得た形で執権の座についた民主党政権下の国会は、旧政権同様の反共保守的の性質を持ち合わせ、その改革は形式的かつ受動的なものとならざるを得なかった。張勉政府は世論の強い要請のもと、内閣責任制と両院制の採択・憲法裁判所の常設・大法院長及び大法院判示の選挙人団による選出・政党保護条項の新設、憲法の基本権制限条項の撤廃・新聞政党登録許可制の廃止・『国家保安法』の言論規制条項の削除などの改革を実行した。しかし他方では、韓米・韓日関係の調和を口実に旧勢力排除に消極的ないし現状維持的態度に始終し、治安の回復を称した反共政策の強化、不正選挙処罰範囲の限定など、反革命的性格を露呈した。例えば、「反民主行為者公民権制限法案」・「不正選挙関連者処罰法案」・「特別裁判所および特別検察部組織法案」・「不正蓄財処罰法案」の採択を散々引き延ばし、政権崩壊間際によりやく通過させるが、五・一六軍部クーデターで実現できなかった。また、民衆運動の活発化に対し、『国家保安法』の強化と『反共特別法』の制定を検討し、後の軍事政権に承継されることとなる。結局、韓国史上唯一議員内閣制を採用し、建国以来民主主義がもっとも進展したと評されるこの時期でさえ、反共冷戦構図をベースにした国会と政府の反民衆的性格が変わることはなかった。

1961 年 5 月 16 日、陸軍士官学校第 8、9 期生がクーデター起こし、張勉総理と閣僚一同が総辞職したことで、韓国は軍人統治時代に突入する。軍事政権は、韓国戦争を契機に肥大化した軍部勢力と¹⁹⁴、クーデターに対する米国の黙認ないし支持¹⁹⁵の産物だったが、軍部は民主党政権の失政と「容共主義者の台頭」に伴う反共政策の強化を政変の正当化根拠とした。そして、革命政府は 6 大公約¹⁹⁶の首位に「反共」を掲げ、軍部

票箱の摺り替え、㉔開票時の票の混入と交換、㉕得票数の操作・虚偽発表など、多岐にわたっていた。さらに、選挙後の野党の不正選挙闘争により、3 件の当選無効、8 件の再選挙が行われ、自由党の選挙実態が世論に曝されることとなった。

¹⁹⁴ 五・一六直前、韓国軍の兵力は 60 万人、国家予算の 40%を使用し、毎年アメリカから 4 億ドル相当の武器と物資援助を受けていた。

김세진 「한국군부의 성장과 5.16」 『1960년대』 거름, 1984년, 127 쪽

¹⁹⁵ クーデター勢力は、米国の支持を得るべく、反共親米政策や自由主義国家の結束を全面に打ち出した。

박원순 『국가보안법연구 1』 (前掲) 188 쪽

¹⁹⁶ 革命公約：

①反共を国是の首位にすえ、従来の形式的反共体制を再整備強化すること。

②米国をはじめとする自由友邦国との連帯を強固にすること。

③あらゆる腐敗と旧悪を一掃し清廉な風紀を振作すること。

④民衆の生活苦を至急解消し国家自主経済の再建に総力を注ぐこと。

⑤国家統一のために共産主義と対抗できる実力を養成すること。

⑥良心的な政治家に政権を移譲し軍は本来の任務に復帰すること。

の歴史的性格と長期にわたる民間右翼政権の反共教化¹⁹⁷の集大成として、全権一極集中型独裁政治体制を構築する。具体的には、法律制定主体の「法制司法委員会」が「国家再建最高会議」（以下「最高会議」とする）という名の行政府に従属され、政権基盤を強固にするための悪法を量産し、死刑を筆頭とする厳罰条項で統治目的を保障した。さらに、強大な権限を与えられた中央情報部による悪法の濫用が加勢し、死刑制度は独裁支配の鋭器へと化する。

クーデター直後、朴正熙は1963年夏に政権を民間政府に移管する旨発表した。表向きの態度とは裏腹に、非常戒厳令を発動して一般政治家の政治活動を厳しく制限する一方、中央情報部の密室で民主共和党（以下「共和党」とする）を創設して、長期執権への意思を具体化させていく。まずは、1962年3月16日最高会議で『政治活動浄化法』を制定し、適格判定制度を導入して4,000人余の既存政治家の政治活動を1968年8月15日まで禁止し、共和党の当選基盤を安定させる¹⁹⁸。次いで、独裁体制の要となる公務員の効率的コントロールのため、地方議会をおかず、地方自治団体長を任命制にした。また、1962年12月17日国民投票で確定した憲法は、大統領中心制と単院制を主な内容としており、12月31日に公布された『政党法』は、無所属による出馬を許さず、強力な与党が存続しやすいように野党の乱立を誘導するような内容だった。さらに、翌年公布された『国会議員選挙法』は、第一党に無条件に最小限の過半数を与える比例代表制を採用し、第一党が安定議席を確保できるようにした¹⁹⁹。これらの法制度は、いずれも行政府による国会の完全掌握を念頭に置いた制度的装置で、根本的に法の民主合理性を欠き、どこまでも統治意思の貫徹と独裁政治の便宜のための道具にすぎなかった。結局、1963年10月15日の大統領選挙では、朴正熙が大統領に当選され、政策決定の中核となる大統領秘書室と警護室、中央情報部と共和党要職のほとんどは、軍服を脱いだ軍人で占められた。そして、11月26日に実施された国会議員選挙では、政府の目論み通り野党の乱立により、33.5%を得票した共和党が175議席中110議席を獲得し、国会もまた共和党の軍人議員に占拠された²⁰⁰。結局、朴正熙の大統領就任で民間政府が誕生し、中央情報部を中心とする軍事独裁政治のもと、国会は機械的に賛成票を投じる投票機会となり、行政府の独走が際立つようになった。

続く1967年の大統領選挙と国家議員選挙で軍事政権は、憲法改正に必要な条件を整えるべく、國務會議で閣僚の選挙運動を禁止する大統領及び国会議員選挙法施行法の改

197 박원순 『국가보안법연구 1』 (前掲) 182~183 쪽

198 http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Contents?contents_id=E0066733

199 徐仲錫 『韓国現代史 60年』 (前掲) 83頁以下

200 http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제6대_국회의원_선거

正を行い、朴正熙が再当選を果たす²⁰¹。次に、国会議員選挙では、地域開発公約を乱発して129議席を獲得し、改憲可能な議席数を確保した²⁰²。そして、1968年9月14日座り込み中の野党議員には告知せず、改憲支持議員らがこっそり国会第三別館に集まり、大統領の連任を二回に限る憲法条項の改正を行った。李承晩が執権6年目に断行した四捨五入改憲を、朴正熙は8年目にして再演させたことになる。

三選改憲で連続執権への可能性が拓かれ、1971年の大統領選挙で金永三・金大中らの参戦で激戦するものの、朴正熙が当選を果たす²⁰³。しかし、5月25日の国家議員選挙では、全国区を含めて共和党が131議席、新民党が89議席を獲得し、野党が改憲阻止に必要な議席数を20議席も上回り、かつ単独で国会を招集できるようになったことで、史上初与野党の均衡する国会が出現した²⁰⁴。

実質的な敗北ともとれる選挙結果に危機感を募らせた朴正熙は、1971年10月15日ソウル一帯に衛戍令を発動し、10校の大学に武装軍事を配置して国家非常事態を宣布するとともに、12月7日付けで『国家保衛に関する特別措置法』を強硬採択した。同法は、大統領に無制限な独裁権限を付与し、国家緊急権の発動を容易にして国会と法院による統制を排除するものだった。しかし、自ら制定した憲法条項を破る強硬措置にもかかわらず、一向に好転しない政局を受け、1972年10月17日全国に非常戒厳令を宣布して憲法の一部条項を停止させ、国民投票にて維新憲法を確定させる。そして、維新憲法に基づき「統一主体国民会議」という有名無実な選挙機構が構成され、朴正熙は99.9%の得票で維新大統領に選出された²⁰⁵。1973年2月に行われた国会議員選挙は、戒厳状態のもと、朴正熙の指示で10人余の野党議員らが憲兵隊に連行され、酷い拷問のすえ4人は拘束され、釈放された野党議員らは維新支持の覚書にサインを強要されるという始末で、とても選挙と言えるものではなかった²⁰⁶。かろうじて都市部で行われた選挙でも、与党候補が落選するのを恐れて一選挙区で二人を選出する方法を練りだし、73の地方区で共和党が73議席を獲得し²⁰⁷、大統領が任命権をもつ維新政友会の議員73人を含めると、与党が常に2/3の議席を確保できることになる。結局、『憲法』から政治体制まであらゆる場面で自作自演に徹底した維新政権は、完璧な独裁体制の堡壘のなかで、刑事法と死刑の威力を最大限に引き出し、民衆抑圧の道具への変貌を可能に

²⁰¹ http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제6대_대통령_선거

²⁰² http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제7대_국회의원_선거

²⁰³ http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제7대_대통령_선거

²⁰⁴ http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제8대_국회의원_선거

²⁰⁵ http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제8대_대통령_선거

²⁰⁶ 徐仲錫『韓国現代史60年』（前掲）110頁以下

した。

続く 1978 年の選挙では、相変わらず朴正熙が統一主体国民会議で 99.9% の得票を得て大統領に就任するが、12 月 12 日実施された国会議員選挙では、維新体制下にもかかわらず、新民党の得票率が共和党を 1.1% 上回り、維新体制の崩壊を予言した。そして新民党総裁の金泳三に対する議員職剥奪懲戒案と除名決議案が火種となり、釜山・馬山一帯で学生・市民による大規模デモが発生する。政府は例の如く非常戒厳と衛戍令の発動で対応するが、1979 年 10 月 26 日朴大統領が側近の中央情報部長に銃殺されたことで、盤石の要塞に見えた軍事政権は呆気なく崩壊を迎えた。

維新政権の突然の収束で混乱が続くなか、全斗煥・盧泰愚を中心とする軍部の強行勢力は同年 12 月に下克上の軍事反乱を起こし、権力の掌握を目論んだ。1980 年 5 月 17 日には非常戒厳を全国に拡大し、政党および政治活動の禁止・国会の解散などを宣布した。これに反対して光州民主化運動が勃発するものの、軍部による無惨な鎮圧で歴大な犠牲を払い、結局 1980 年 5 月 31 日非常戒厳下で「国家保衛非常対策委員会」（以下「国保委」とする）が設置された²⁰⁸。そして、国保委が執権のための諸般の整理作業を終えると、操り人形だった崔奎河大統領は 1980 年 8 月 16 日「学生騒動と光州事態に対する責任を痛感し、新たな社会を建設する歴史的転換期を用意すべく」大統領の職を辞すした。代わりに政治的野望に燃えていた全斗煥国軍保安司令官が大統領に就任し、自身の手で作り上げた第 5 共和国憲法を国民投票で可決させ、国会が構成されるまで「国家保衛立法会議」（以下「国保会」とする）が国会の権限を代行し（第 5 共和国憲法第 6 条第 1 項）、同会が制定した法律とそれによる裁判・予算・その他処分には異議を申し立てることができない（同条第 3 項）とすることで、一応の憲法上の根拠を用意した。しかし、国保会は大統領の恣意的な指名で選任される各界の代表者で構成され（同第 6 条第 2 項）、国民代議機構としての正統性欠如を免れることは出来なかった。執権軍部勢力の中枢に位置し忠誠を誓っていた 81 人の立法委員が、国民の基本権と自由を制限する法律に異議を提起して討議することは最初から期待できず、自ずと悪法製造機構と化した。たとえば『国会議員選挙法』は、議員定数の 2/3 は 1 地方区選挙区で 2 人ずつ、残りの 1/3 は全国区から選出するとし、維新政権同様第 1 党が 2/3 を占められるの方法を採用した。さらに、政治風土刷新委員会が発足され、国会議員など 81 人が政治活動規制の対象となった。こうしたなかで実施された 1981 年 3 月 25 日の国会議員選挙は、保安司による緻密な結党準備と公認調整で、新軍部の思惑とおり民正党が

²⁰⁷ http://ko.wikipedia.org/wiki/대한민국_제9대_국회의원_선거

²⁰⁸ 김현철 『권력의 황혼- 제 5 공화국의 7 년』 거름, 1987 年, 64 쪽

151 議席を占め、形ばかりの国会さえも行政府に掌握されることとなった。結局、行政府の長が交替されたこと以外は、何一つ変わらない統治仕組みだった。しかし、1985年2月12日の国会議員選挙を皮切りに、新軍部政権の青写真が崩壊の兆しを見せ、金泳三と金大中の爆発的な人気により新民党が最大野党となった。惨敗した全斗煥政権は、体制守護のために強行一辺倒に転じるが、過度な暴走が却って体制の根本を揺るがす種となり、6月民主抗争によって軍部勢力と独裁政治の全盛期は終焉を迎える。

3-2 死刑関連刑事法の特徴

①『刑法』(法律第293号、1953年10月3日)

1953年10月3日、新生韓国の議会による刑法典が制定・公布され、現在に至っている。韓国の政治体制が目紛しく変化し、その主な統制手段が刑事法及び死刑制度だった歴史に比べ、この時期の『刑法』は制定から大きな改正を経ていない。それは、歴代の政権が効率性を求め、『刑法』の改正より直に処罰目的を達成しうる刑事特別法の制定を好み、重要な犯罪行為の多くを『刑法』の外で規定してきたからである²⁰⁹。刑事特別法への過度な依存と、時代の流れに沿った「柔軟」かつ恣意的な刑事制裁制度は、一般刑罰法規の規範力を弱める結果を招来した²¹⁰。

制定刑法²¹¹は、「刑事裁判の民主化と人権擁護の強化」を理念に制定されたが、韓国戦争という国家非常事態下の厳罰化傾向に影響され、問題点も少なくなかった。具体的には、全文21カ条にわたる死刑条項のうち、国家法益に関するものが11カ条、社会法益に関するものが6カ条、さらに与敵罪(第93条)は絶対的死刑となっているのに対し、個人法益に関するものは僅か4カ条と、処罰の重点が国家法益と社会法益に偏っている²¹²。他方、1941年に日本が作成した「改正刑法仮案」を引き継ぐ部分が見られる。すなわち、累犯処罰規定に置いて「判決宣告後に累犯であることが発覚したとき」

²⁰⁹ 1988年の『犯罪白書』によると、主要罪名別検察処理人員のうち、刑法犯が283,831人であるのに対し、特別法犯は831,129人と3倍近くの数字を示す。また、第1審公判事件主要罪名別受理人員の内訳を見ると、刑法犯が52,266人、特別法犯が61,270人で、1986年以降常に刑法犯を上回っている。

법무연수원 『범죄백서』 1988년 117쪽, 146~147쪽

²¹⁰ 조상제 「한국 형법개정의 역사와 전망」 『비교형사법연구』 제11권제2호, 한국비교형사법학회, 2009년, 316~317쪽

²¹¹ <http://www.law.go.kr/법령/형법>

²¹² 具体的には、制定刑法第87条第1、2項(内乱罪);第88条(内乱目的殺人罪);第92条(外患誘致罪);第93条(与敵罪);第94条第1項(募兵利敵罪);第95条第1、2項(施設提供利敵罪、兵器・彈藥・その他軍資提供罪);第96条(施設破壊利敵罪);第98条第1、2項(間諜罪、軍事機密漏洩罪);第119条第1、2項(爆發物使用罪、戦時・事變爆發物使用罪);第164条後段(現住建造物放火致死傷罪);第177条後段(現住建造物溢水致死傷罪);第188条(交通妨害致死傷罪);第194条(飲用水混毒致死傷罪);第250条第1、2項(殺人罪、尊屬殺人罪);第338条(強盜殺人致死罪);第340条第3項(海上強盜殺害致死婦女強姦罪)である。

再び刑を変更して宣告することが出来るという規定（第 36 条）が置かれ、憲法の一事不再理の原則に反する。戦時情勢による厳罰主義傾向が反映された結果といえる。

刑法の第 1 次改正は、朴正熙の維新体制下で、1975 年 3 月 25 日法律第 2745 号によって行われた。「国家冒瀆など事大行為を処罰し、一部固執的な事大風潮を根絶し、自主独立国家としての自覚と自負を高め、国民倫理と道義を昂揚するとともに、国家の安全保障と威信を保つ」²¹³という趣旨のもと、「国家冒瀆罪」を新設した。すなわち、

「第 104 条の 2 I 内国人が国外において大韓民国、または憲法に基づいて設置された国家機関を冒瀆・誹謗、若しくは関連する虚偽事実を流布し、その他方法で大韓民国の安全・利益又は威信を害し、若しくはその危険性がある場合、7 年以下の懲役または禁錮に処する。

II 内国人が外国人または外国団体を利用し、国内において前項の行為に及んだ場合も、前項の刑による。

III 全 2 項の場合、10 年以下の資格停止を併科することが出来る。」

として、金大中拉致事件に代表される、外国における維新憲法に対する批判を封じ込めるためのものだった。

それ以降、軍事独裁政権が崩壊するまで、刑法が改正されることはなかった。

②『刑事訴訟法』（法律第 341 号、1954 年 9 月 23 日）

韓国の制定刑事訴訟法案は、1954 年 5 月 30 日に国会を通過するが、政府は同年 9 月 23 日にはじめて同法を公布し、10 月 14 日より施行した。実務上刑法の施行が先行し同法の制定が急がれたにもかかわらず、法典起草・審議・公聴会など 4 年以上にわたって傍観していた政府は、拒否権を行使した²¹⁴。第 3 代国会議員選挙を目前に控えた第 2 代国会は、解散による法案の廃案を避けるべく、前例のないスピードで再議決のうえ法案を確定させるが、李承晩大統領は憲法に違反してまで法案の公布を留保した。というのは、抜粋改憲を通して独裁体制を強化するなか、五・二〇選挙における政府の野党弾圧・官憲介入といった不正行為は当然と目され、同法にはその牽制手段である準起訴手続が設けられていたからである。すなわち、検事が人事権を握る行政府に迎合して意図的に選挙犯に不起訴処分を下した場合、高等法院は裁定申請により起訴・告発がで

²¹³ 신동은 『형법제· 개정 자료집』 한국형사정책연구원, 2009 年, 501 쪽 참조

²¹⁴ 拒否理由は、憲法第 49 条を受け規定された国会会期中の国会議員に対する釈放要求に基づく拘束令状の執行停止と、釈放要求による検察側の釈放指示など、憲法の明文規定に正面から挑むような内容を含む、7 項目だった。

신양균 『형사소송법 제· 개정 자료집(상)』 (前掲) 140~143 쪽 참조

きるといったものだった。そこで、政府は刑事訴訟法の公布日時を、不正選挙犯の公訴時効が完成する1954年8月19日²¹⁵以降に先延ばし、法による処罰可能性を根本から排除した²¹⁶。こうして、第3大国会議員選挙の不正制裁を目的に同法の施行日を5月30日と明記した国会の附則第9条は蔑ろにされ、政府による法と国会の蹂躪はエスカレーターしていった。

制定刑事訴訟法は、植民地時代の治安警察機構横行に対する反省と、韓国警察の中央集権的組織体制から検察権を保障すべく、司法警察に対する検察の捜査指揮権を認め（第195、196条）²¹⁷、起訴便宜主義の政治的悪用を防ぐ手段として、検事の不起訴処分に対する裁定申請制度を導入するとともに（第260、261条）²¹⁸、人権擁護のための自白排除法則（第309、310条）²¹⁹を採用するなど、民主的正統性の目立つものだった。興味深いことに、『刑事訴訟法』は『刑法』と違って、政権交替と歩調を合わせる形で改正がなされていく。1961年5月16日の軍事クーデター以降、1961年9月1日と1963年12月17日に第1、2次改正が、1973年の維新クーデター以降、1973年2月1日と1973年12月20日の第3、4次改正が、1980年新軍部のクーデター以降、1980年12月18日の第5次改正がなされている。いずれも非民選立法機構による反民主的方向への改正で、行政府による刑事法の悪用実態を再確認できる格好の証拠となる。

第1、2次改正の主要骨子は、①控訴審構造を覆審制度から続審構造への変更（第364条第1項）、②証人訊問方式の変更（第161条の2第1項）、③被告人訊問方式を当事者主義的訊問方式に変更、④伝聞法則の明文化（第310条の2）、弾劾証拠制度の新設（第318条の2）など²²⁰と、アメリカの当事者主義的訴訟構造へのシフトが目立つ。一見、人権保障に資する法改正に思えるが、建国当初の社会情勢に立脚して大陸法系を基本に英米法系の長所を受容した²²¹当初の法体系を根本から覆したことで、一部においては被告人の権利を制限する方向に働いた。例えば、制定刑事訴訟法は公訴提起前後にそれぞれ検事または裁判長の許可を得て証拠の閲覧謄写が可能としていたのに対し（制定刑事訴訟法34条）、1961年改正以降証拠開示は訴訟係属が前提とされ、被疑者の防御を

²¹⁵ 『国会議員選挙法』第118条によると、公訴時効は3ヶ月で、検事による公訴提起がない限り、公訴時効は中断されない。

第118条 本章に規定された罪の時効は3ヶ月とする。ただし、犯人が逃走した場合は、その期間を6ヶ月とする。

²¹⁶ 신동은 「제정형사소송법의 성립경위」 『형사법연구』 제22호, 한국형사법학회, 2004년, 200~201쪽

²¹⁷ 신양균 『형사소송법 제·개정 자료집(상)』 (前掲) 126~130쪽 참조

²¹⁸ 신양균 『형사소송법 제·개정 자료집(상)』 (前掲) 140~143쪽 참조

²¹⁹ 법전편찬위원회(초), 『법률평론』, 창간호, 1949년 4월 28일 발행, 33~35면

²²⁰ 신동은 「향후 형사법 개정의 방향」 『서울대학교 법학』 제46권제1호, 122~125쪽

困難にした。また、公判段階における被告人訊問権を検事に付与することで、裁判官の訴訟指揮権ないし実体的真実の追求を困難にし、韓国特有の訊問形態を生み出した。さらに、控訴審を覆審構造（第 364 条第 1 項）から続審構造へと変更し、続く 1963 年改正で上告理由を制限することで、訴訟経済を追求²²²による権利侵害の危険性を多分に残した。結局、政権収奪から間もない米国式刑事手続法への全面的な方向転換は、朴政権が国内の人権保障を案じての法的判断というより、ケネディー政府に対する親米反共体制の表明という政策的判断に基づくものだったと思われる。

そして第 3 次改正では、①拘束適否審査制度の廃止（第 201 条）、②緊急拘束範囲の拡大（第 206 条）、③必要的保釈の除外自由の拡大（第 95 条）、④付審判請求の対象の縮小（第 260 条）、⑤簡易公判手続（第 286 条の 2、3）、⑥保釈許可決定に対する検事の即時抗告権（第 97 条）、⑦法院の起訴状変更要求制度（第 298 条）、⑧参考人に対する証人訊問制度（第 221 条の 2）、⑨捜査段階における鑑定留置制度（第 221 条の 3）、⑩検事の刑執行状制度（第 473 条）などで、第 4 次改正は、第 3 次改正時に拡大された緊急拘束の範囲（第 206 条）と必要的保釈の除外事由（第 95 条 1 号）を、改正以前に戻した。旧憲法による刑事訴訟法条文を整理し、維新憲法に符合させることを主要な目的とした両改正は、犯罪捜査の効率性ないし便宜性追求のための検察権強化と、それに起因する被疑者・被告人の防御権の著しい制約を特徴とする。すなわち、捜査手続に必要な各種人権保障制度を削除・縮小し、事件処理の迅速性と刑事司法の効率性を優先させ、公判中心主義という刑事訴訟法の基本原則を無視した簡易公判手続が猛活躍することになる。国家の経済発展と公共の福祉・社会秩序の安定を標榜した軍部政権の支配イデオロギーが如実に反映された結果で、制定刑事訴訟法の理念からかけ離れたものとなった²²³。

第 5 次改正の主要内容は、拘束適否審査制度の復活（第 214 条の 2）と無罪推定の明文化（第 275 条の 2）だった。維新政権に歪められた刑事手続の復活を掲げて行われた改正だったが、復活した拘束適否審査制度には請求事由と対象犯罪に広範な除外事由が設けられた。すなわち、請求事由を「拘束令状の発布が法律に違反し、または拘束後重大な事情変更が認められ拘束する必要なくなった場合」に制限し、令状によらない不法拘束の場合請求できなかった。また、拘束されたものの中でも、刑法第 2 編第 1 章と

²²¹ 신양균 『형사소송법 제 개정 자료집(상)』 (前掲) 266 쪽참조

²²² 조기영 「피의자의 열람등사권」 『형사법연구』 제 20 권 제 3 호 (통권제 36 호) 한국형사법학회, 2008 년, 153 쪽

²²³ 변중필 「형사소송법 개정의 역사와 전망」 『형사법연구』 제 19 권제 3 호(통권제 32 호), 한국형사법학회, 2007 년, 67~69 쪽

第2章の罪（内乱罪と外患罪）、国家保安法違反の罪、反共法違反の罪、死刑・無期または5年以上の懲役または禁錮に該当する罪、検事の認知事件として拘束令状が發布された場合は、請求できないとした（第214条の2第1項但書、第1号、第2号）。さらに、適否審査請求による釈放決定はもちろんのこと、請求棄却決定に対する抗告も許されなかった（第214条の2第4項）²²⁴。

通常民主国家に於いて、国民の自由と権利を守るもっとも重要なファクターの一つが刑事手続であることは、言うまでもない。しかし、ここまで見てきたようにこの時期の韓国の刑事手続は、改正時期・内容ともに政権変革と密接に連動しており、いずれも支配者側の統治理念に順応した変化を見せ、刑法ないし刑事特別法の威力を存分発揮させるための法的道具へと転落していたことがわかる。

③『国家保安法』と『反共法』

野党の政治活動と言論業界に対する根本的な規制を目的とした『国家保安法』第3次改正は、猛烈に反対する野党議員を暴力的に監禁し、自由党議員のみで国会決議を行う通称「国家保安法波動」を経て1958年12月24日に強行された。全文40カ条にわたる改正法は、制定時の全文6カ条、第1、2次改正時の18カ条に比べると条文規模が大幅に増え、内容面でも言論抑圧・野党弾圧・一般国民を対象とする国内政治目的に変質していた。

改正法は、第6条第1、2号・第7条第1号・第8条第1、2号、第2、3号項・第10条第1、2項・第11条第1、2項・第15条第2項・第16条第1、2項・第19条第3項・第20条第1、2項と全9カ条17条項に死刑を定め、処罰範囲が過度に広く厳しいものとなっており、各条文の構成要件も曖昧かつ抽象的で、明確性・具体性原則に反した²²⁵。例えば、第11条における「国家機密」には、政治・軍事情報はもちろんのこと、経済・社会・文化領域の内容も公汎に含まれ、政治活動や言論報道に従事している者は日々違法行為に及ばざるを得ない漠然とした犯罪要件だった。

第11条（国家機密の探知・収集・漏洩等）Ⅰ 敵を有利する目的で国家機密を探知または収集し、これを幫助した者は死刑・または無期懲役に処する。

Ⅱ 敵を有利にする目的で国家機密を漏洩した者も前項と同様の刑に処する。

²²⁴ 강동범 「형사소송법의 주요 개정과정과 의의」 『이화여자대학교 법학논집』 제11권제1호, 2006년, 91쪽

²²⁵ 신상초 「국가보안법 개정안 비판」 『동아일보』 1958년 8월 17일자

さらに、日本の戦時刑法に由来する人心攪乱罪（第 17 条第 5 項）を、「虚偽の事実であると知りながら故意に...流布し...敵を有利にする」行為を処罰対象に含め、言論の自由を全面的に制限するとともに、第 22 条第 1、2 項では、大統領に対する名誉毀損に 10 年以下の懲役を課すという規定を置き、選挙戦での与党に対する野党・言論の批判を封鎖し、政治的利用の目的を露にしている。

かかる改正法は、四・一九革命によって自由党政権が崩壊した直後の 1960 年 5 月 30 日に、第 4 次改正によって大幅に緩和されるが、五・一六軍事クーデター以降、軍部政権による『特殊犯罪処罰に関する特別法』（以下「特犯法」とする）及び『反共法』の制定と、『国家保安法』の改正が行われ、軍事独裁政権時代を通して思想弾圧と政治的抑圧体系の礎が築かれることとなった²²⁶。

クーデターによって誕生した国家再建最高会議（以下「最高会議」とする）は、軍人によって構成された軍事評議会、軍事革命課題完成後の総選挙によって国会と政府が組織されるまで大韓民国の最高統治機関で（国家再建非常措置法第 2 条）、憲法に規定された国会の権限は最高会議がこれを行行使する（同第 9 条）とし、立法権・司法権・行政権の 3 権を完全に掌握した絶対権力機構だった。そして軍部政権は先ず、1961 年 6 月 22 日『国家再建非常措置法』（最高会議令第 42 号、1961 年 6 月 6 日）第 22 条第 1 項²²⁷の包括的委任規定を根拠に、時限立法として「特犯法」を制定し、さらに憲法上の遡及適用禁止原則を無視して 3 年 6 ヶ月遡って適用する。また、選挙関連殺人などの罪（第 2 条）、特殊密輸（第 3 条）、国事または軍事瀆職（第 4 条）、反革命行為（第 5 条）、特殊反国家行為（第 6 条）、集団暴力行為（第 7 条）と、制定目的を定める第 1 条を除く全カ条に死刑規定を置き、しかも構成要件はいずれも漠然かつ包括的だった。

一方、『反共法』は 1961 年 6 月 22 日最高会議の法制司法委員長が提案し、同 28 日に一部修正を経て同年 7 月 3 日、法律第 643 号として公布された。「国家再建課題の第一目標である反共体制を強化し、反国家団体を有利にし、または協力した者を一般法より厳しく処罰し、国家の安全を害する共産系列の活動を封鎖して国家の安全と国民の自由を守護する」²²⁸ことを目的に制定された『反共法』は、五・一六軍事政権が標榜した反共政策の法制化であった。実際『反共法』は、悪名高い『国家保安法』よりもその

²²⁶ 이수엽 『한국안보형사법』 문왕사 1969년 113 쪽

²²⁷ 国家再建非常措置法第 22 条第 1 項 国家再建非常措置法は、五・一六軍事革命以前、または以降の反国家的反民族的不正行為、若しくは反革命行為を行った者を処罰するために特別法を制定することが出来る。

²²⁸ 국회사무처 입법조사국 「반공법 의안카드」 1 쪽

処罰対象や量刑がさらに拡大・強化された。すなわち、処罰対象を「共産系列の路線」という包括的抽象的に設定し、さらに第4条の目的を要しない鼓舞・賛同罪の成立要件及び曖昧な行為態様は、全国民に対する捜査機関の恣意的な弾圧を助長し、政治的濫用の代表条項となった。また、第5条の会合・通信罪と第6条の潜入・脱出罪は、南北間の人的・物的交流を完全に遮断して民族的悲劇を生み出し、共産系列全体を敵に回すことでアメリカによるクーデターの追認を狙うなど、法文のあらゆる条項に政治的濫用の意図が隠されていた。こうして軍事政権は、民主主義と民族統一に対する民衆的要望を完全に封鎖し、政府施策に対する些細な不満、統一に対する健全な意見表明さえも与敵行為として弾圧の対象に組み入れ、反共主義のもと民主主義と民族統一の願望は長い冬眠時代に入ることとなった。その後、『反共法』は4回にわたる改正を経るが、いずれも細かい手続規定や付随規定に関する修正で、根本的な改正はなされなかった。

軍事政権は『反共法』を制定して反共政策を十分に遂行しながらも、重複する『国家保安法』条項の改正や廃止はおろか、1962年9月4日一部条項を強化する方向に改正した。法司委員長の提案により同月12日に原案通り議決・通過し、24日に法律第1151号で公布された修正案は、「反国家犯罪を犯して有罪判決を受け、5年以内に再び国家保安法違反の罪を犯した場合、最高法定刑を死刑」（第10条の2）とする条項を新設した。結局、思想弾圧強化の一環で、厳罰を以て反政府思想を根絶しようとする政治的意図が明確に打ち出され、強化されていった。

続く『国家保安法』の第6次改正は、1980年第5共和国政権下で『反共法』との統合という形でなされ、実際は第3次改正時の様相を復元されることとなる。光州抗争の鎮圧で登場した新軍部政権は、生来反民族的・反民衆的・反民主的特質を持ち合わせ、武力による執権で被った政権の正統性に対する致命傷を、物理力による強圧統治で治癒する方法を選択した。そして、国家保衛立法会議にて量産された悪法を以て強圧統治を支え²²⁹、その一環として反共イデオロギーに染められた国民に対する威嚇力の最大化と政権安保のもっとも効果的な法律として『国家保安法』を選択した²³⁰。こうして、切っても切れない国家保安法と第5共和国の関係が出来上がった。法司委による国家保安法改正案は、何ら説明や議論がなされないまま提案から3日後の1980年12月29日に可決された。改正内容の特徴はまず、特殊加重事由条項を以て死刑を定めている条文が目立ち、一見4カ条にしか見られない死刑規定で69項目にわたる幅広い死刑処分が可能だった。また、法の改正趣旨を「非適正国外共産系列との交流の許容」としながら、

²²⁹ 강신철 외 『80년대 학생운동사』 형성사, 1988년, 18~19 쪽

²³⁰ 박원순 「국가보안법의 시대는 가고 민족통일의 시대가」 『자유언론』 1988년 12월호, 64 쪽

第6条第3項では最高を死刑にただけでなく、「反国家団体の利益になると知りながら」という主観要件を定め、さらに「利益」の概念が不明確ゆえ、捜査機関による恣意的濫用を可能にした。次に、既存の『国家保安法』上の反国家団体構成員の処罰規定のうち、首魁は死刑に処するという規定を、首魁の任務に従事した者は死刑に処すると改め、即時犯の規定形式から状態犯の規定形式に変更し（第3条第1項第1条）、公訴時効の事実上の延長を狙った。この他にも、多くの罪に対する量刑が引き上げられ、虚偽事実の捏造・流布などに関する言論制限条項が新設され（第4条第1項第6号、第7条第4項）、拘束期間の延長も二回まで認められるようになり、厳罰主義が極致に達した。こうして民主化を切望するあらゆる国民を弾圧するための、完璧な軍事独裁法網が出来上がった。

④ その他死刑関連特別法と死刑

韓国の刑事法制と死刑制度を論ずるにあたって、基本法の刑法以上に重要な役割を果たすのが、前述の『国家保安法』などに代表される刑事特別法である。実際、制定からほぼ原型を維持してきた『刑法』に対し、軍事政権下で死刑犯罪の罪名は増加する一方だった。李承晩、朴正熙政権下では安保関係、軍事関係の死刑罪名が量産され、朴正熙、全斗煥政権時代は『特定犯罪加重処罰等に関する法律』（以下「特加法」とする）で多額の賄賂授受、関税脱税、横領背任、森林破壊、ひき逃げ事件に、『特定経済犯罪加重処罰法』（以下「特経法」とする）により、多額の詐欺・恐喝・横領・背任、多額の財産国外逃避犯、金融機関職員の金品授受などの公務員犯罪、経済犯罪にまで死刑規定が設けられた。しかし、これらの犯罪に対する死刑規定が実際に適用されることはなかった。結局、これらの条項は実際の執行による犯罪統制効果よりは、公務員犯罪及び経済犯罪に対する非難と、政経癒着に対する世論を鎮めるための政府側の策略にすぎなかった。以下、歴代の政権に悪用された厳罰主義刑事政策の象徴たる代表的な刑事特別法を考察し、その特徴をまとめる。

ア. 『暴力行為等処罰に関する法律』（1961年6月20日、法律第625号）

同法は、1961年最高会議によって、「集团的または常習的に暴力行為等をなし、社会の秩序を乱して、社会不安を造成する者を処罰することで、社会秩序を正し、社会不安を解消する」²³¹ことを趣旨に制定された。制定当初、同法は一つの死刑条項を含んでいたものの、刑法の特別法としてその適用範囲を社会的法益侵害に制限していた。しか

²³¹ 장영민 『5대 형사특별법 제·개정 자료집』 한국형사정책연구원, 2009년, 1281 쪽

し、第1次改正の際保護法益を個人法益の侵害にまで拡大し、さらに夜間・常習・集団・凶器使用の場合一律的に加重処罰することで、量刑過重と法益秩序の混乱を招き、刑法典の空洞化を招来した。その後、軍事独裁政権下で3度にわたって改正が行われるが、いずれも非常立法機構が手がけた厳罰化方向への改正で、手続的正統性とはかけ離れた立法措置だった。存立基盤の脆弱な独裁政権ゆえに、社会混乱を擬製して刑事特別法を重罰方向へもっていくことで、政権の存在意義を誇示し、結果として権力闘争と政治謀略の犠牲者を量産することとなった。

イ. 『特定犯罪加重処罰等に関する法律』(1966年2月23日、法律第1744号)

同法は、五・一六軍事クーデターによる国家再建の一環として、「特定犯罪を加重処罰し、健全な社会秩序の維持と国民経済の発展に寄与」²³²する趣旨で制定され、当初は死刑条項を含まない条文構成となっていたが、独裁政権下で8回もの改正を重ねるうち、罪目・量刑ともに上方修正された。すなわち、1961年12月8日の第1次改正で、50の加重処罰条項が増やされ、そのうち41の罪目に死刑を課すことが出来るようになった。次いで1962年1月6日の第2次改正では、1つの死刑条項を含む計4つの加重処罰条項が、さらに1963年3月5日に1つの加重条項が追加される。続く1966年2月21日の全面改正では、賄賂罪・国庫損失・関税法違反・森林法違反・通貨偽造・外国人のための脱法行為など10の死刑条項を含む14カ条に整理された。そして、1968年7月15日の改正で2つの死刑条項が追加され、1973年2月24日の改正では、略取・誘因罪とひき逃げなど、死刑規定は計15カ条に増え、1980年12月18日の改正では常習強盗・窃盗など4つ、1983年改正でも不法逮捕・監禁致死傷罪に関する死刑条項が1つ追加され、これらの20もの死刑条項は全斗煥政権が崩壊するまで続く。

以上で分かるように、同法は制定されて以来処罰対象条項は増加傾向に、量刑は厳罰傾向を辿る一方である。特別法による量刑加重の合理的範囲を超えた過剰な条文規定は、量刑の均衡を崩すなど、様々な問題点を含んでいる。例えば、1980年改正で追加された第5条の6「窃盗目的団体組織罪」の加重処罰規定は、首謀者に死刑・無期または10年以上の懲役を定め、財産犯罪にもかかわらず殺人罪以上に厳しい量刑を課している。つまり、窃盗団の首謀者が逮捕された場合、「殺人目的」での「団体組織」を主張した方がより低い法定量刑での処罰と執行猶予の可能性が開かれる奇妙な結果を招来し、憲法の平等原則にも反する²³³。また、かかる条項は、刑法114条の「犯罪団体組

²³² 장영민 『5대 형사특별법 제·개정 자료집』 (前掲) 47 쪽

²³³ 오영근 「특정범죄가중처벌등에관한법률 폐지의 당위성」 『주요형사특별법의 정비방안 -형법전의

織罪」の6年以下の懲役または1000万ウォン以下の罰金と罰金による処罰軽減規定、もしくは「特殊目的窃盗罪」の1年以上または10年以下の懲役に比べても、著しい重罰規定となっている。さらに、刑法114条の規定自体比例原則に反するとするのが通説の立場²³⁴からすれば、同法の問題点はなおのことである。これらの特徴は、まさに刑罰の威嚇効果を狙う軍事独裁政権の前近代的発想によるものと言える。

ウ. 大統領緊急措置

朴正熙による維新政権は、緊急措置時代とも言われる。具体的には、1973年1月8日緊急措置1、2号が、次いで1974年4月3日に緊急措置4号が、1975年4月8日に緊急措置第7号、5月13日に緊急措置第9号が宣言され、数多くの犠牲を生み出すが、とりわけ死刑条項含む同第4号による犠牲は甚大で、宣布から3日間で総勢1024人を捜査、200人余が検挙され、180人が軍法会議に付された結果、9人が死刑に、21人が無期懲役に、その他140人に計1650年の懲役刑が言渡された²³⁵。

緊急措置1、2号は、維新憲法の否定・反対・誹謗行為に、最高懲役15年と資格停止15年も併科できるとし、普通軍法会議と高等軍法会議を設置する旨定めたが、続く緊急措置第4号は、「全国民主青年学生層連盟」(以下「民青学連」とする)の組織・加入・構成員との会合・通信・連絡・構成員への便宜の提供・かかる団体又構成員の活動に関する文書・図画・音盤そのた表現物を出版・製作・所持・配布・展示または販売する一切の行為を禁止し、加担者は自首しなければ最高死刑に処するとともに大学閉鎖と軍の有事出動を辞さないとするものだった。当時の現行法によると、学生デモの制裁は、『集会デモ法』・『反共法』・『国家保安法』・『刑法』上の犯罪団体組織罪など適用可

관련규정과 의 비교를 중심으로-』 한국형사정책학회 하계학술대회, 2005년, 46쪽

²³⁴ 構成要件が個別化されていないこと、予備・陰謀的行為と既遂犯の処罰が等しいなどの理由から比例原則に反するとされる。詳しくは、以下の文献を参照のこと。

김일수·서보학 『형법각론: 새로쓴』 박영사, 2003년, 457면;

배종대 『형법각론』 홍문사, 2002년, 557면;

백형구 『형법각론』 청림출판, 2002년, 448면;

임웅 『형법각론』 법문사, 2002년, 485면;

정성근·박광민 『형법각론』 삼지연, 2002년, 619면;

진계호 『형법각론』 대왕사, 2003년, 560면

²³⁵ Wikipedia (緊急措置) 参照

http://ko.wikipedia.org/wiki/긴급조치#.EA.B8.B4.EA.B8.89.EC.A1.B0.EC.B9.98_.EC.A0.9C9.ED.98.B8

能だったため、緊急措置宣布の法的要件を充足していなかったにもかかわらず、学生デモの早期遮断のために緊急措置が発動され、司法機関の判断に依らず大統領が特定団体を不法化させ、さらに遡及処罰禁止原則や令状主義に反するなど、様々な基本権を侵害する不当な内容だった。そして、緊急措置第9号は、維新憲法に反対する一切の活動を禁止するとともに、そうした活動を一切報道できないようにすることで、反維新活動の報道・伝播を効果的に制約し、いわゆる「緊急措置9号時代」は維新政権崩壊まで続くことになる。

ところで、緊急措置の発動根拠は維新憲法第53条第1項の「大統領は、天災地変または重要な財政経済上の危機に際し、国家の安全保障または公共の安寧秩序が重大な脅威に晒される恐れがあり、迅速な措置が必要と認められる場合、内政・外交・国防・経済・財政・司法など、国政全般に渡って必要な緊急措置をとることが出来る」とし、さらに同第2項は「大統領は、前項の措置のために必要と認められる場合、憲法に定める国民の自由と権利を暫定的に停止させることが出来、政府または法院の権限にて緊急措置をとることができる」とされる。かかる条項は、大統領に国民の人権と政府・司法府の権限を白紙委任しており、さらに司法審査の対象から外す旨明示することで、緊急措置権を無制限に保障し、国民主権の趣旨を没却している。

3-3 死刑関連刑事法の適用環境

李承晩政権の独裁統治が強化されるなか、初代法官の10年間の任期が満了し、金炳盧大法院長も退任することとなった。司法府に対するコントロール強化の絶好のチャンスと捉えた李承晩政権は、『法官連任法』を制定し、革新勢力に対する間諜捏造事件で被告人15人全員に無罪を言い渡した尹学魯部長判示を筆頭に、全判事の1/4を占める20数人の連任を拒否した。当初、親日法官の交代を目的に設けられた制度が、執権者の悪意によって司法権抑圧の道具として利用され、司法の独立と法官の身分を正面から脅かす結果となった。こうして組成された大法院は、1959年4月30日代表的な野党紙「傾向新聞」に対する政府の廃刊処分事件において、その性格をもっとも露にする。まず、廃刊処分の法的根拠について、政府は『軍政法令第88号』を挙げたが、大韓弁護士協会は憲法の施行を根拠に同令の効力を全面否定し、適用自体明白な違憲であるとして対立した。「傾向新聞」側は5月5日ソウル高等法院に行政処分取下請求訴訟を提起し、ソウル高等法院長と大法官の圧力にもかかわらず洪判事は傾向新聞発行許可取消行政処分の執行停止を命ずる仮処分決定を下すが、政府は7時間後に「傾向新聞」の無期限停刊処分を下す。その後、上訴審は政府側の勝ちに終わり、大法院への上告は、迅速な処分が必要な事案にもかかわらず、3ヶ月後にやっと大法院合議部に回付し、合議

部はさらに2ヶ月後に軍政法令の違憲当否が問題となるとして、憲法委員会に判断を求めた。しかし、当時の憲法委員会は、参議院の不在により構成自体不可能で、引き延ばし作戦で「傾向新聞」の足止めを狙った政府の意向が忠実に反映された対処だった。間もなくして四・一九革命が勃発し、憲法委員会の決定なしでは何の措置も講じ得ないとしていた大法院が、李承晩大統領の辞任から数時間後に復刊許可を出した。

このような状況は民主革命以降の短い民主党政権下で、『憲法裁判所法』を制定するなどして回復の兆しを見せたが、五・一六クーデターよりすべてが中断されることとなった。軍部政権は執権直後、『国家再建非常措置法』を根拠に現職法官全員を退任させ、47人は議員免職に、5人は再任せず、結果革命検察部と革命裁判所はほとんど軍人で埋められ、さらに、史上初法曹資格を有しない軍人大尉が法院行政処長に就任することとなった。そして、政権収奪から10日も経たないうちに軍部政権は、自由党旧幹部ら二千数百人を逮捕し、李丁載と林和秀は絞首刑に処され、5月21日まで2014人を検挙したと発表した。しかし、軍部権力は不正選挙の元凶と自由党幹部の処断や不正蓄財者処罰より、進歩的民族主義勢力を遥かに厳しく断罪した。例えば、韓日会談での韓国政府の低姿勢に反発した学生デモに対し、ソウル一円に戒厳令を宣布してデモの主導者らと東亜日報関係者6人を軍事裁判にかけ、さらに学園保護法と言論倫理委員会法の制定を目論んだ。続く6月22日政府は韓日協定を調印し、尹潽善らの野党議員の脱党届けを機に、与党は単独でベトナム派兵案と韓日協定批准動議案を次々と通過させ、米国防府との蜜月時代の幕開けを飾った。さらに、政府は学生デモの鎮圧に衛戍令を宣布し、多数の学生が検挙され、21人の教授が大学を逐われた。学生サークルの民族主義比較研究会は解体され、5人の部員が内乱陰謀容疑で拘束された。こうして軍事政権下で革新政党・社会団体関係者など、多数の革新勢力が容共主義者に仕立てられ、クーデター政権の司法蹂躪史がスタートを切った。

1964年、朴正熙の形式的民政移譲に伴い、新たな司法府が構成され、法文上は大法院に違憲審査権が付与されるなど、多少の変化が見られた。しかし、同年6月日韓会談反対デモ参加者に対する拘束令状が棄却されると、武装軍人が法院に押し入り担当判事が襲われる事件が発生し、憲法制定当初唱えられた「司法権独立」の本質が露になった。その後、政府による強硬な反共政策にそぐわない一連の対共産圏事件無罪判決が続き、司法府を権威主義強化の阻害要因と判断した朴正熙は、大法院による『国家賠償法』(大統領令第1914号)第2条の違憲判決を皮切りに、司法府の完全無力化に踏み切る。すなわち、憲法第26条を根拠とする『国家賠償法』は、第2条1項但書において、公務員の職務上の不法行為による損害賠償対象者から、軍人・軍属など特殊な身分のものを除いており、大法院は人間の尊厳や平等原則を理由に、同令に違憲判決を下した。かか

る判断は、政府が違憲判決妨害のために予め改正した『法院組織法』に対する違憲判断が先行した結果であり、これによる政府の財政負担は10～40億ウォンと想定されたことから、政府による一連の復讐が始まった。まずは、判事と書記官の賄賂授受嫌疑事件を仕立て、1972年の維新クーデターをきっかけに、上記違憲判決関連判事を含む政府方針に合致しない法官全員を法院から追放するとともに、司法府の独立を完全に剥奪した。例えば、憲法委員会を組成して大法院の違憲法律審査権を奪い、大統領が大法院長と大法官を含む法官の罷免と任用を自由にコントロールできるようにするなどだった。このような環境で、民主化運動に参加した学生らは学校から除籍されて軍隊に入隊させられ、裁判にかけられることも日常茶飯事だった。言論は既に三選改憲の時点で無力化されていたが、1971年の衛戍令の宣布から翌年の5月までに471人が強制追放され、48人が情報機関員などに連行されて訊問や拷問にあった。「民青学連事件」で当局は、1,024人を調べ203人が逮捕され、軍事裁判の最中に弁護士が被告人らに拷問されたかを尋ねただけで法廷拘束された。さらに、第一次起訴者32人中7人が普通軍法会議で死刑宣告を受け、そのうち5人は国防長官の確認手続で無期に減刑されるが、呂正男は2審の確認手続でも死刑を言渡された。さらに、第2章で詳述する「人民革命党事件」関係者22人のうち、死刑判決を受けた7人は控訴審でも死刑となった。そして、緊急措置7号が宣言された4月8日、大法院は民青学連・人民革命党事件の原審を認める判決を下し、翌早朝人民革命党事件関連者7人と民青学連の呂正男の8人の死刑が執行され、直ちに火葬された。そして、光州抗争を弾圧して権力を掌握した全斗煥による新軍部政権下でも、三権一局集中体制は変わらず、司法府の沈黙も続いた。執権直後戒厳司令部は、光州事態を民主闘争の代名詞とされた金大中の背後操作によるものと発表し、金大中をはじめとする36人を「流血革命事態を誘発し、現政府を打倒しようとした」内乱陰謀・国家保安法・反共法違反容疑で軍法会議に付した。金大中は、9月の戒厳普通軍法会議、11月の陸軍本部高等軍法会議で死刑の宣告を受け、大法院は1981年1月、原審を確定させた。10月に戒厳普通軍法会議に付された光州事態関連者175人中5人が死刑、7人が無期懲役を宣告されるが、1982年までにすべて釈放される。

こうして、独裁政権全盛期の司法環境は、政府の政策や意向に忠実な法適用を容易にし、表面的法手続を弾圧の口実にする便宜的環境だった。以下、かかる法適用環境下の典型裁判例を概観し、権威主義体制下で法院の態度からが国民弾圧のための道具的性格を立証する。

3-4 司法実務における死刑制度の適用実体

1961年7月12日、革命裁判所と革命検察部は、特犯法に基づく不正選挙7大事件

に対する裁判を開始した。革命検察部の統計によれば、革新政党と民自党・教員労組・民統連・遺族会活動家を主な対象とする特殊反国家行為事件は 225 件・2808 人で、人数では革命検察部が受理した事件の 41.3%を占めていたのに対し、不正選挙元凶はわずか 163 件・363 人を受理したとされる。結局、同法による死刑判決は 15 件、無期懲役が 16 件出されたが、不正選挙元凶については崔仁圭内部長官に対する死刑を除けば、ほとんど 2～3 年のうちに釈放されている。一方、革新勢力と青年・学生たちの多数は長期服役し、「民族日報」社長の趙鏞壽と社会党幹部で南北交渉を主張した崔百根らが処刑された。特犯法該当者に対する捜査・裁判手続を定める革命裁判所及び革命検察部組織法と、かかる両法で準用されている国防警備法は数々の問題点を抱えていた。例えば、革命裁判所の裁判所長及び審判官は、最高会議の提案・承認によって任命するとし、最初から最高会議の影響力を排除する道は用意されていなかった。特に、審判官の一部を法的素養や判断能力を有しない国軍現役将校から任命出来るとしたことも、裁判の公平性を損なう要因となった。さらに、証拠能力の問題等、公正で客観的な手続保証がなされておらず、形式上上訴の機会が保証されているものの、上訴審は法律審とされたため事実上単審制で運用され、無辜な犠牲者を生み出し、人権侵害が頻発する事態を免れ得なかった。

特犯法が革新勢力に対する遡及処罰と反共業績整理のための時限立法だったとすると、『国家保安法』と『反共法』は将来の反共政策を担保するための制度的措置だった²³⁶。次の表は、韓国政府が刑法犯に対する統計を始めてから、独裁政治全盛期が終焉を迎える 1987 年までの罪名別第 1 審死刑判決宣告人員の推移表である。

1-3-4-1 罪名別第 1 審死刑判決宣告人員の推移表 (1956~1987 年)

	一般刑法		特別刑法			合計		備考
	国家法 益罪	その他	国家保 安法	反共法	その他	政治犯	全体	
1956 237		31			2		33	第 3 代大統領選挙
1957 238		49			6		55	

²³⁶ 박원순 『국가보안법연구 1』 (前掲) 181 쪽

²³⁷ 내무부통계국 『대한민국통계연감』 제 4 회 1957 년 390~393 쪽

²³⁸ 내무부통계국 『대한민국통계연감』 제 5 회 1958 년 264~265 쪽

1958 239		51			3		54	
1959 240		34			25		59	国家保安法波動
1960 241		22			16		38	第4代大統領選挙
1961 242		23			13		36	軍部クーデター
1962 243		7					7	
1963 244		20					20	第5代大統領選挙
1964 245	2	21		1		1	24	
1965 246		15	3	3		6	21	
1966 247		8	5			5	13	
1967 248	3	18	6	1		7	28	第6代大統領選挙
1968 249	2	17	10		3	10	32	

239 내무부통계국 『대한민국통계연감』 제 6 회 1959 년 292~293 쪽

240 내무부통계국 『대한민국통계연감』 제 7 회 1960 년 490~491 쪽

241 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 8 회 1961 년 418~419 쪽

242 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 9 회 1962 년 382~383 쪽

243 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 10 회 1963 년 432~433 쪽

244 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 11 회 1964 년 436~437 쪽

245 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 12 회 1965 년 430~431 쪽

246 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 13 회 1966 년 376~377 쪽

247 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 14 회 1967 년 440~441 쪽

248 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 15 회 1968 년 376~377 쪽

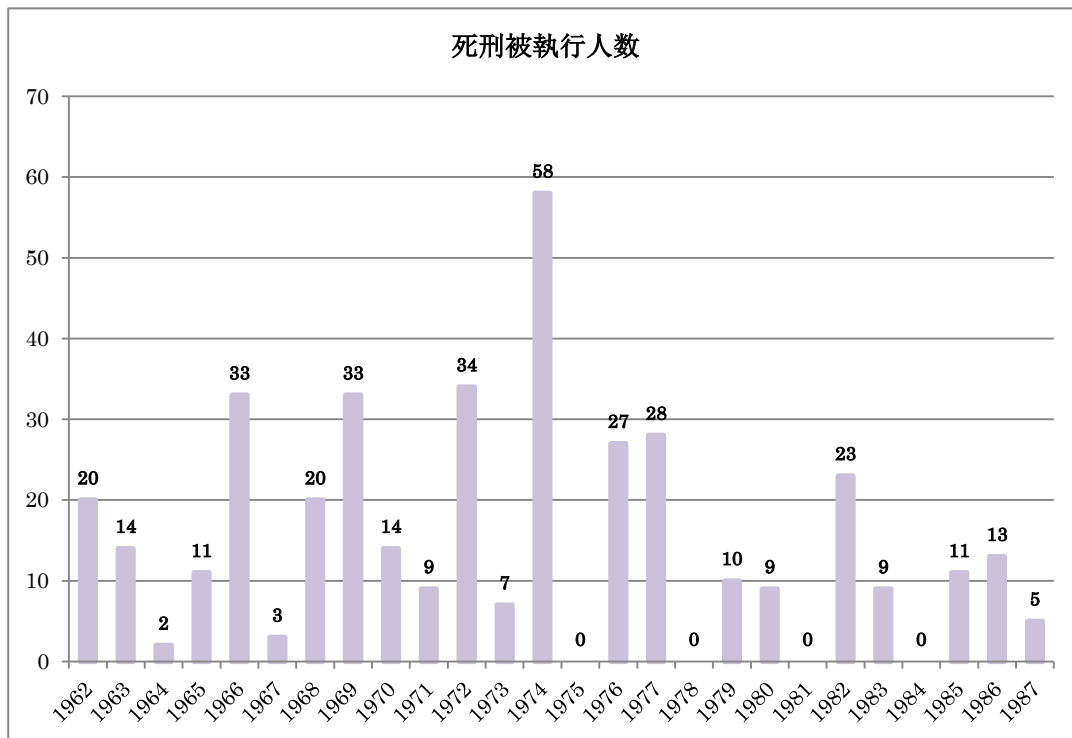
249 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 16 회 1969 년 466~467 쪽

1969 250		10	10	5		15	25	三選改憲
1970		30	7			7	37	
1971	2	19	11	13		24	45	第7代大統領選挙
1972		25	13	1		14	39	維新クーデター
1973		20	2	2		4	24	第9代総選挙
1974	1	18	7	1		8	27	緊急措置1～4号
1975		24	8		1	8	33	緊急措置7、9号
1976		23	5		4	5	32	緊急措置9号時代
1977		11	1	2		3	14	〃
1978		16			1	0	17	第9代大統領選挙
1979		15	1	2		3	18	朴正熙暗殺
1980		26	2	3	1	5	32	新軍部クーデター
1981	3	28	1		1	1	33	第12代大統領選挙
1982		26	5		4	5	35	
1983		10	4		5	4	19	
1984		17	1			1	18	
1985		23	1		1	1	25	
1986		7	1			1	8	
1987		17			1	0	18	第13代大統領選挙
合計	10	439	104	34	19		709	

表1-3-4-1から分かるように、全体の死刑宣告人員の数は政権危機の緊張度合いに正比例する。すなわち、罪名別統計データが入手できる1964年以降の『国家保安法』および『反共法』による死刑宣告人員率が高いのは1968年・1969年・1971年と1972年で、いずれも不法な政権獲得を正当化するための厳罰政策実行期と重なる。また、同時期の死刑被執行人数を考察すると、下表の通りである。

1-3-4-2 死刑被執行人数推移（1962～1987年）

²⁵⁰ 경제계획원조사통계국 『대한민국통계연감』 제 17 회 1970 년 533 쪽



ここでも、軍部クーデターの翌年にあたり強行政治で政権安定を図った 1962 年、歴代最低の投票率を記録した第 6 代大統領選挙で²⁵¹朴正熙が無理な再当選を果たす直前の 1966 年、朴正熙が長期執権のための三選改憲を強行した 1969 年、そして維新クーデターとそれに伴う緊急措置時代の 1972 年・1974 年・1976 年・1977 年と、独裁政治の強化と死刑の被執行人数は強い相関関係を見せる。また、韓国史上唯一法律的刑罰的死刑の存在可能性が想定でき、誤判など通常の誤差率を無視したうえで刑法犯の表面データを考察しても、1948 年の政府樹立から 1987 年まで、計 808 人の被執行人数のうち、国家保安法違反が 230 人、反共法違反が 11 人、緊急措置違反が 8 人と、所謂政治犯が全体の 30%強を占め、その立役者が『国家保安法』ということになる²⁵²。結局、政権にとって死刑制度は政治犯を死刑台に送り込む最大の武器で、後述するように上記表面データには現れない歴大な死刑規模を考慮すると、この時期の法律的刑罰的死刑の影響が如何に微々たるものだったのかが推察できる。

そこで、以下『国家保安法』の死刑条項の構成要件についての、裁判所判旨の経年変化を考察し、政治的道具として死刑判決が乱発された根本原因を分析する。まず、『国家保安法』における「政府を僭称し国家を変乱する」行為の定義について、1975 年の

²⁵¹ 국가기록원 <http://theme.archives.go.kr/next/vote/outline/lineOut02.do>

²⁵² 한겨레 2009 年 10 月 12 日 기사 <http://www.hani.co.kr>

判決²⁵³では、「政府を転覆するための集団を構成すれば足り、共産政権を樹立し、または君主国家への国体変更を企図する場合に限らない」²⁵⁴とする 1966 年の判例を引用して、「暴力を以て政府を転覆する企図と同時に政府転覆後の新しい政府の樹立を具体的に構想する必要がある」と解釈している。しかし、1983 年になると裁判所は、「共産主義者または北朝鮮傀儡集団に同調する者が反国家団体を構成した場合は、経験則上政府転覆後に具体的に北朝鮮と同形態の政府を樹立すると見なし、このような者に取り立ててその目的を求める必要はない」として、曖昧かつ広範な構成要件解釈を行うことで、政権の意図次第ではあらゆる政治団体を国家保安法違反で逮捕できるようにした。このようなみなし解釈は、結社および集団の「構成」についても使われ、「自ら結社や集団に加入する意思をもって単純に外部でその結成の精神的・物質的指導に当たった場合」を含むとしたうえで、「共産主義者およびその同調者たちが、政府を転覆するために結社または集団を構成した場合、経験則上もしくは至極当然に政府転覆後は具体的に北朝鮮と同様の形態、または北朝鮮との協力を簡単に推進出来るような形態の政府を構想するとみなしうる故、大韓民国政府転覆後の新たな統治機構の樹立につき、こと改めて政府の僭称または国家変乱の目的を論ずる必要はない」²⁵⁵と乱暴な解釈をしている。さらに、上記「目的実現の可能性が現実的に希薄であるとの理由だけでは、団体の反国家団体性を否認できない」として、処罰対象の範囲を無限に広げている。次に、「国家機密」の概念について、「単純な意味での国家機密に限らず、政治・経済・社会・文化など各方面にわたって、北朝鮮傀儡集団の知・不知を問わず、国防政策上かかる集団に知らせない、または確認できないようにすることが我が国の利益になるようなあらゆる機密事項を含む」²⁵⁶としたうえで、さらに「かかる機密事項が国内で一般に知られ、日常生活をとおして経験可能な事柄であっても、北朝鮮傀儡集団に有利な資料」²⁵⁷となりうる場合は、間諜罪にあたるとする。具体的には、「新聞記事または国内で適法に刊行された冊子などを通じて国内に広く知られた事項」²⁵⁸、「国内の周知の事実」²⁵⁹なども、広く国家機密に属するとして、政権の国民弾圧を容易かつ便利な条件を提供した。次いで、「反国家団体からの指令」は、「直接指令を受けた者だけでなく、上記指令を受

²⁵³ 1975.4.8 선고, 74 도 3323 연합부판결

²⁵⁴ 1966.4.21 선고, 66 도 152 연합부판결

²⁵⁵ 1982.9.28 선고, 82 도 2016

²⁵⁶ 1987.2.10 선고, 86 도 2313

²⁵⁷ 1987.6.23 선고, 87 도 705

²⁵⁸ 1985.2.8 선고, 84 도 2630

²⁵⁹ 1985.9.10 선고, 85 도 1606

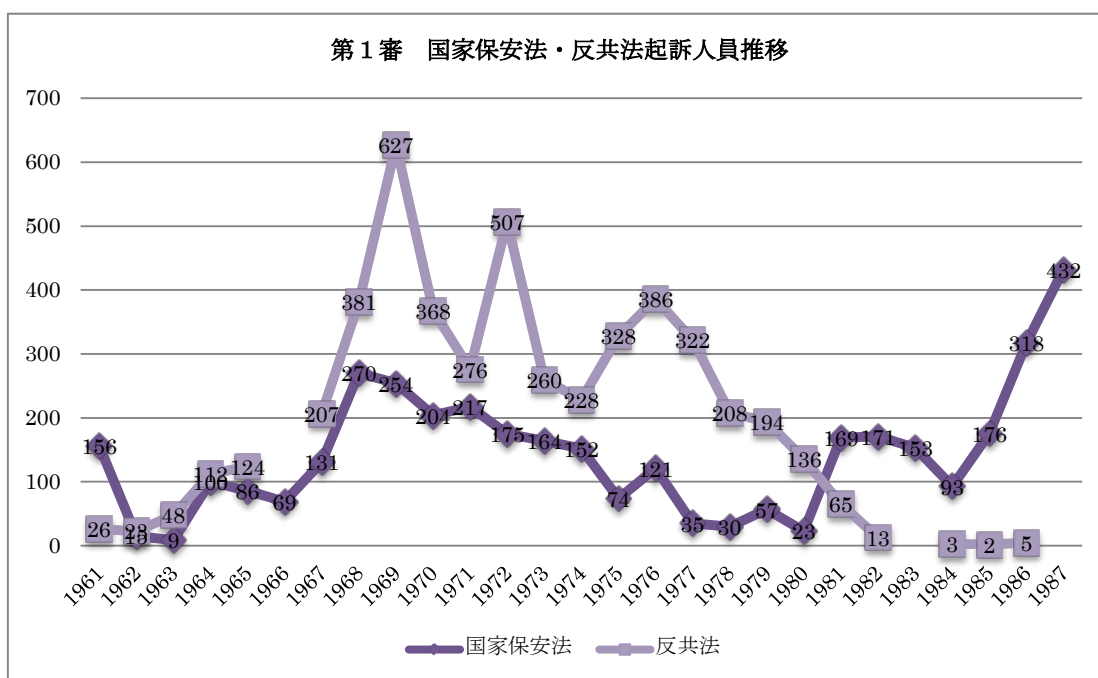
けた者から（間接的に）指令を受けた者も含まれる」²⁶⁰として、処罰対象を出来る限り拡大している。

しかし、政府はこれに満足せず、反共体制を強化するために、『国家保安法』と重複する部分が多く、社会主義の拡大解釈を可能にし、国家保安法以上に学問の自由・思想と良心の自由や政治活動・社会活動の自由を制約することのできる『反共法』を制定・公布した。とりわけ、反共法第4条第1項の「反国家団体やその構成員、または国外の共産系列の活動を賞賛鼓舞、またはこれに同調し、またはその他の方法で反国家団体に有利な行為をした者」を処罰する条項などは、解釈次第であらゆる政治活動が処罰の対象となる。さらに、形式的には反共法第2条に言う「反国家団体とは、国家保安法第1条に規定された団体のうち、共産系列の路線に沿って活動する団体」のみを意味するとして、国家保安法上の反国家団体と区別するかのような規定の仕方をとっているが、実際国家保安法上の反国家団体も北朝鮮と南労党またはこれに追従する路線の立場をとる団体が想定されて規定し、適用されてきたことを鑑みると、区別はない。また、保護法益や実質内容においても、両法は競合又は補完・協同関係にあり、両法は同時に刑法の特別法としての「安保刑事法」だったが、実際には反共法が遥かに好まれ、愛用された。というのは、新法優先原則により反共法が優先適用され、目的犯の場合のみ処罰できるとした国家保安法に比べ、反共法は外見上の結果のみで処罰可能だったからである。よって、「二大安保刑事法時代」と呼ばれるが、下記のグラフ²⁶¹からも明らかなように実際は「反共法時代」という呼び方がふさわしいくらい『反共法』が公況に適用された。

1-3-4-3 第1審国家保安法・反共法起訴人員推移（1961～1987年）

²⁶⁰ 1987.9.8 선고, 87도 1446

²⁶¹ 1961~1970 자료 · 법원행정처 『법원통계연보』 1970년
1971~1987 자료 · 법원행정처 『사법연감』 1981~1988년



3-5 憲法に投影される死刑の本質

この時期の憲法改正は、もっぱら国家機構に関する条項、端的にいえば大統領選出と連任制限規定に特化される。すなわち、抜粋改憲で長期執権の足場を確保した李承晩は、さらなる長期執権を目論むようになった。1954年8月6日、党内の反対勢力を徹底的に排除したうえで無所属議員を引き込み、初代大統領に限って重任制限規定を撤廃し、立候補に制限を設けず、國務総理制を廃止して大統領闕位時は副大統領がその地位を承継する旨の新たな改憲案を提出した。そして、11月27日に行われた評決で、在籍議員203人のうち、賛成135人、反対60人、棄権7人と、憲法改正に必要な議決票数の136人達せず、否決されたかのように思えた。しかし、11月29日与党側は、203の3分の2を四捨五入すれば135であると主張し、上記否決宣言を取り消すとともに評決にて改憲案通過を決定して公布した。憲法改正手続を完璧に無視した四捨五入改憲は、韓国独裁政治体制の確立を意味する。これを皮切りに「軍事的政治的死刑」は全盛期を迎え、その軍事的・政治的特質は強化の一途を辿る。

民主党政権を軍事クーデターで追い出し、全権を一手に掌握した朴正熙は、民政移管を標榜して1962年7月11日憲法審議委員会を組織、「憲法改正」の名の下で軍事独裁政体制向きの「オーダーメイド」型憲法を決議して国民投票で確定させる。具体的には、直接選挙による大統領中心制に改め（第63条、第64条）、大統領の権限行使に支障を来さないよう国会は単院制を採用した。そして、国会の同意を要しない國務総理任命権（第84条）、緊急命令と緊急財政・経済命令権（第73条）および戒厳宣布権（第75

条) など広範な権限を有し、大統領の任期は4年で、1回に限って再任することができるとした(第64条)。一見、アメリカ式の大統領制に近似し、国民の権利伸張を図ったかのように見えるが、武力による民主憲政秩序の破壊、およびその後運営過程における不正選挙・独裁体制強化など、誕生・実質ともに正統性を認めることの出来ない内容だった。

続く憲法改正は、朴大統領自らが設けた大統領連任規制条項に対する破壊となって現れた。二度目の大統領任期終了間際になると、朴正熙は休校措置で学生デモを未然に防ぎ、改憲案を国会に提出した。そして、憲法改正に反対して座り込み中の野党議員に告知せず、改憲支持議員らがこっそり国会第三別館に集まって三選禁止条項の廃止を骨子とする改憲案を可決させた。どこまでも大統領個人の権力欲充足に徹した、政治暴挙以外の何ものでもなかった。

しかし、無理な三選改憲と野党勢力の台頭で政権の危機を感じた朴正熙は、1972年10月17日全国に非常戒厳を宣布し、大統領特別宣言を発表した。すなわち、①国会を解散し、政党および政治活動の中止など憲法の一部条項の効力を停止させ、②効力の停止された一部憲法条項の機能は、非常国务会議が遂行し、③非常国务会議は1972年10月27日までに憲法改正案を固め、これを公表した日から1ヶ月以内に国民投票にて確定させる、という内容だった。かかる宣言は、大統領に国会解散権を付与していなかった当時の憲法に反すると同時に、議会制民主主義を定める憲法第35条を無視した行為であり、恣意的な憲法条項の効力停止は大統領の憲法守護義務の放棄を、そして国民投票による憲法改正手続は、改正手続規定(第119条)の無視を意味した。不法な強制措置で生まれたいわゆる維新憲法は、大統領の権限を従来以上に強化し、国家権力の一極集中を頂点へと押し上げた。すなわち、大統領が国会議員の三分の一を任命することができ、大法院長と法官の任命権を付与され、さらに懲戒処分による法官の罷免が可能で、三権が確実に一点集中せられた。この他にも大統領には、緊急措置権・国会解散権・法律案拒否権・憲法提案権・国民投票付議権などが付与され、大統領の任期は6年で重任制限が撤廃され、さらにその選出は大統領自らが議長を勤める「統一主体国民会議」という傀儡機関によるとされた。結局、自薦による大統領就任システムを構築して、行政府・立法府・司法府の上に君臨する強大な権限と永久執権という、伝説の権力シナリオを完成させた。総じて、暴力を以て憲法に定められた国民代議機構の国会を事実上廃止させた維新宣言は、刑法第91条第2号の国家変乱目的による内乱行為に該当し、非常戒厳の宣布は刑法第87条にいう「暴動・脅迫」行為にあたり、これら民主的手続規定の蹂躪のうえに成立した維新憲法は、民主的正統性を決定的に欠くものと言わざるを得ない。

次いで、朴正熙の維新執権の写本のごとく登場するのが、全斗煥政権である。軍事クーデターで政局を掌握した新軍部勢力は、国会を解散して国家保衛立法会議を組織し、先人の知恵に倣って自己仕様憲法を制定の上、国民投票で確定させた。具体的には、体育館で大統領が選出される間接選挙制の維持、非常措置権と国会解散権の付与など、独裁統治のための手解きが充分になされ、大統領の任期は7年の単任制を採用した。

以上から分かるように1954年以降、短い民主党政権期の憲法改正を除いては、すべてが一個人の執権利益に服された改正で、硬性憲法という本来の性格とは甚だかけ離れた適用実態を呈している。まさに、独裁政治全盛期の近代的政治性の縮図と言える。

第4節 独裁政治衰退期の軍事的政治的死刑

大統領直選制公約を掲げ、新民党が二・一二選挙で最大野党となったことをきっかけに、従来政治領域の外側に排斥されてきた在野勢力は野党と協力して、本格的な改憲運動に取り組めるようになった。そして、軍事独裁政権下の野党の勝利は、韓国社会における政府と国民の関係様相に大きな変化をもたらすことになる。在野勢力や民主団体を中心に汎国民的民主憲法取得運動が展開されるなか、政府は改憲合意失敗の責任を野党に転嫁することで保守体制を守り、軍部政権延長のための護憲措置を断行する。そして、度重なる政権の暴挙はついに6月抗争を引き起こし、1987年10月27日大統領直選制を骨子とする憲法改正が実行された。まさに国民運動が成就した今回の憲法改正は、従来の憲法破壊とは根本的な差異を有し、韓国国民が自ら政治権力による受難の歴史を解明し、それを評価する機会を開拓した歴史的転換点だった。一方、この時期の政権による表立った死刑濫用は明らかに減少するが、骨に刻み込まれた権威主義の慣性は相変わらず至る所に見え隠れし、国民弾圧の実行方法は間接的・巧妙かつ穏健な方法へと転じる。

4-1 法制定権と死刑関連刑事法の制定適用環境

民主闘争の先駆者として讃えられ、全国民の期待を背負って政治舞台に復帰した金泳三・金大中両氏は、1987年12月16日に行われた第13代大統領選挙で、軍事政権終結への民衆の期待に大きな挫折と衝撃を与えた。権威主義体制との長期戦による疲弊感と、初めて現実味を帯びて近づいてきた王座への曙光に往生した両氏は、軍事政権の熟練な選挙戦術に敗北を期する。一方、直後の改正法²⁶²による国会議員選挙では、国民

²⁶² 改正法は、①中選挙区中心の制度から小選挙区中心の制度（並立制）への改正、②地域区の議席比率の

の与党牽制志向が強く働いた結果、与党の民正党は議席の過半数を下回り、平民党を中心とする野党が多数派を占め、「与野大」国会の誕生となった。これにより、政治圏の緊張感が高まり、野党の圧力のもと、「新軍部政権の政治資金及び政経癒着問題」・「光州民主化運動」などに対する国会聴聞会が開催されることとなった。そのなかで、「光州民主化運動」に対する政府と国会の取り組み姿勢、および処理結果は、その後の韓国社会に大きな影響を及ぼすこととなる。すなわち、1988年9月から1989年2月までに行われた「五・一八光州民主化運動真相調査特別委員会」による調査で、政府が意図的に金大中に内乱陰謀嫌疑を被せ、事件の真相を隠蔽・偽装し、さらに軍部の過剰かつ悲惨な鎮圧実態が初めて国民に公開された。他方、政府は独自に「民主和合推進委員会」を発足し、事態の直接原因を「暴動初期の戒厳軍による過剰鎮圧」であると結論付け、「処罰より補償」方針のもとで、与野党や国民との合意なしに民自党単独で法案を成立させ、光州事態を「一般災害」に、被害者に対する補償額はホフマン式計算法を用いた金銭補償で、事件の収束を図った²⁶³。さらに、事態の性質については、当初の「一部暴徒による教唆・煽動行為」から「民主化闘争の一環」と、「両是両非論」²⁶⁴を展開して責任所在の解明を回避した。このように、憲政史上初の国政調査権が発動されるなど、政権与党に不利な事態が続くと、盧泰愚大統領は選挙に現れた国民の意向を蔑ろに、「暴力によらない政治的クーデター」を画策する。つまり、金泳三氏が総裁を勤める第二野党、および金鍾泌氏が総裁を勤める第三野党と統合することで、議席が200を超える巨大与党に再編することで、国会を囊中に治めた。これで、与党による単独法案通過が可能となり、「光州民主化運動関連者補償等に関する法律」を含む26の法案が、合意されない状態で通過した。民自党が「綱領」²⁶⁵の冒頭に掲げる「成熟した民主政治の具現」とはかけ離れた政治実態だった。結局、盧泰愚政権は全斗煥政権との差別化を図ろうとしたものの、政治基盤誕生にかかわる生来の限界とそれに由来する問題点を自ら反証する結果となった。

増加（三分の二→四分の三）、③全国区における第一党へのボーナス議席の減少（三分の二→二分の一）などで、地域区の結果がそのまま、各党の選挙結果を大きく左右するようになった。

²⁶³ 김재균 『5.18 과 한국정치- 광주보상법과 5.18 특별법 결정과정 연구』 한울아카데미, 2000년, 128~142 쪽

²⁶⁴ 戒厳軍による光州鎮圧は国家の正当な権力行使であり、光州市民と学生による行為もまた民主化運動の一環であるという主張である。

²⁶⁵ 民主自由党総統時の綱領：

1. 成熟した民主政治の具現
2. 持続的な経済成長
3. 共同体社会の構築
4. 教育の自立性と機会均等の保証、民族文化の発展
5. 平和的民主統一と自主的外交努力

次いで、文民政府として「安定・改革」支持層に支えられて登場するのが金泳三政権である。しかし、政界再編に伴う与党内権力闘争の勝利をベースに、軍部勢力と保守勢力を支持基盤とする金政権は、権力創出の正当性や党内勢力間の複雑な関係性ゆえに様々な問題点を露呈する。すなわち、政権初期の改革意思とは裏腹に、統一した政策方針の欠如により支持率で揺れ動く即興的政策遂行が目立ち、その端的な一例が五・一八特別法の制定過程と言える。光州民主化運動の加害者に対する法的制裁を趣旨とする光州問題解決の国民世論が高騰するなか、金政権は前政権との差別化を図るべく光州事態の定義を改め、各種記念事業および全面的な被害者救済方針を打ち出した。しかし、肝心の真相究明および加害者処罰の課題は歴史に任せるとし、1994年と1995年の二回にわたって検察による「公訴権不存在による不起訴処分」が発表され、国民の反発をかうことになる²⁶⁶。結局、金政権は捜査活動の誇示と物的補償で文民政府の優位性を強調して国民の支持を獲得しながら、現実的には政治紛争の可能性を完璧に回避する政略的判断に徹し、光州問題の解決や歴史清算よりは、政治的利害関係に立脚した解決を優先させた。そして、盧泰愚前大統領の不正政治資金問題が公になったことをきっかけに、1995年11月24日『五・一八特別法』の制定を受容し、1996年4月には前大統領に対する死刑判決、1997年4月には無期懲役という、国民による歴史清算と政治正統性確立を実現する。この過程で決定的な役割を果たすのが、在野勢力・大学生・労働組合、とりわけ世論形成に圧倒的影響を及ぼす社会各分野の専門家、例えば教授・教師・弁護士・聖職者・医師・メディア関係者・地方議会議員などが全国的に展開した起訴推進運動だった。言い換えれば、従来の韓国政治舞台には見られなかった「国民」という新たな構成員が国の政策決定加わるといいう決定的な変化が見られるようになった。

一方、司法府も第2、3次司法波動を経験しながら、内外からの改革の波に揉まれ、司法の独立を強化する方向へと変化を遂げていく。第2次司法波動は、盧泰愚大統領の就任直後の1988年2月、若手判事200人が司法府の刷新を求めて署名入りの「新たな大法院構成に臨む我々の見解」という声明書を発表したことに始まる。声明書は、大法院長の辞退・情報部機関員の法院常駐廃止・法官の青瓦台派遣中止・維新憲法撤廃などを求め、結局金・ヨン Chol 大法院長は一度辞退する。一方、政権与党は同年金氏の再任用を企図するが野党は反対し、結局与野党は「大法院長の任命に際し野党の意思を尊重する」という妥協点に落ち着いた。この事態に対し、ソウル家庭法院金・ジョンフン判事を筆頭に全国の若手判事等が、「司法府が政治圏に従属してはいけない」とし反発

²⁶⁶ 検察の処分発表直後、「中央日報」が行った世論調査で、応答者の74.3%が反対意見を表明し、特別法制定による真相解明を望ましいとする見解が60.5%を占めた。(『중앙일보』1995.7.19)

した。

次いで 1993 年 6 月、ソウル中央地方法院民事単独判事等 28 人が、「司法府改革に関する建議文」を發表し、前二回の司法波動よりも強力な働きかけを試みる。具体的には、「過去に対する反省を前提に法官の官僚化を防ぎ、大法院長による人事権牽制で所信ある判決を保障しよう」としたうえで、「意思疎通の手楯としての法官會議の制度化」を強く主張した。そして、弁護士団体と司法修習生等の同調・合流により、当時財産問題で話題になった大法院長の辞退で、第 3 次司法波動も一段落した。これをきっかけに法官會議が活発化し、1997 年 1 月には拘束令状実質審査制度が施行されるなど、政権と検察の付属機関化されてきた屈辱の歴史から大きな前進を果たすこととなった。

4-2 死刑関連刑事法の特徴と適用実態

① 刑法

この時期、刑法は三回の改正を経ており、そのうち 1997 年改正は、他法律の改正に伴うものだった。刑法制定以来 2 度目の改正となる 1988 年 12 月 31 日(法第 4040 号)改正では、朴正熙政権時代に追加された第 104 条の 2 国家冒瀆罪が、国家発展のための健全な批判の自由を抑制し、または恣意的な解釈・運用により反政府主義者を弾圧する条項として悪用される恐れがあるという理由から、国民の健全な批判を通しての民主社会の健全な発展に資すべく、削除された。

続く 3 度目の改正は、1995 年 12 月 29 日(法第 5057 号)に行われ、尊属殺人罪(第 250 条)に「7 年以上の有期懲役」が選択刑として追加され、現住建造物等溢水罪(第 177 条)・交通妨害致死傷罪(第 188 条)・飲用水混毒致死傷(第 194 条)の死刑規定が削除された。一方、強姦等殺人致死罪(第 301 条の 2)に死刑規定を追加され、制定刑法の全 21 カ条の死刑規定が 19 カ条に縮小されるが、国家法益に関する条文には変化が見られず、社会法益に関する死刑規定が 3 カ条減少し、個人法益に関する死刑罪名が一つ増える結果となった。そのうち、生命の侵害を要件とする死刑条文は 6 カ条のみで全体の 3 割に止まり、しかもその半分の 3 カ条に結果的加重犯が含まれている。

② 国家保安法

盧泰愚政権は、出帆当初前政権との差別化を図り、政権基盤を強固にすべく、形式的ながら人権状況の改善の意思を示した。しかし、1989 年 5 月 3 日の文益煥牧師の訪北事件をきっかけに弾圧は却って強化され、悪法の改正廃止も進展のない状況が続いた。さらに、与小野大政局のもとで国家保安法の改正は悪法改正廃止の象徴として浮上し、

1990年の憲法裁判所限定合憲判決²⁶⁷もあって、全面修正を必要とする状況だった。その中で1991年5月1日、与党議員が屏風の如く国会本会議場の後方通路に立って法改正に反対する野党議員の接近を遮断し、国会議長が無線マイクで改正案の通過を宣言する国家保安法の改正が強行され、これが現行法の母体となっている。改正法は、北朝鮮を除く社会主義国家との交流を処罰する条項など、実際使われていなかった条項を削除し、いくつかの条文に従来の構成要件に「国家の存立安全または自由民主基本秩序を危険に晒すことを知りながら」という主観要件を追加しただけだった。しかし、かかる主観要件もまた不明確ゆえ、恣意的濫用とそれに伴う人権侵害の問題が繰り返される事態は防ぐことが出来なかった。とりわけ、第13条の場合「同法、軍刑法第13条・第15条、または刑法第2編第1章内乱の罪・第2章外患の罪を犯し、禁錮以上の刑を宣告され、刑の執行を終了していない者、若しくは刑の執行を終了または執行免除されてから5年以上経過していない者が、第3条第1項第3号及び第2項ないし第5項、第4条第1項第1号のうち、刑法第94条第2項・第97条及び第99条、同項第5号及び第6号、第2項ないし第4項、第5条、第6条第1項及び第4項ないし第6項、第7条ないし第9条の罪を犯した者は、当該罪の最高法定刑を死刑とする」と規定しており、言い換えれば軍刑法上の間諜罪と刑法上の内乱・外患罪を犯した者はもちろん、軽微な国家保安法再犯者も死刑を課せられる可能性があり、量刑の均衡を著しく失するものである。また、第7条第3項の利敵団体の概念範囲が拡大され、従来は利敵団体に含まれなかった国際社会主義者なども「国家の存立・安全、または自由民主的基本秩序を脅かすと知りながら、国家変乱を宣伝・煽動する行為を目的」²⁶⁸としているとして利敵団体に含め、結果として国家保安法の適用範囲が拡大された。実際、改正法が施行された後、検察や法院による国家保安法の解釈・適用に縮小傾向は見られず、表向きの改正趣旨とは逆に適用は拡大された。具体的に、政治犯の被拘束人員のうち国家保安法違反が占める割合を考察すると、1990年の32%から1990年には40%、そして1991年は平均43%と上昇し、下記の表から分かるように全体の起訴人員も急激に増加している。1991年5月の国家保安法改正と同時に74人を仮釈放したにもかかわらず、かかる比

²⁶⁷ 憲法裁判所は、国家保安法第7条第1項及び第5項に対し、限定合憲決定を下した。憲法裁判所の多数意見は、上記条項の「構成員」・「活動」・「同調」・「その他方法」・「有利にする」などの5カ所の用語が恣意的かつその適用範囲が公況で、これを文言とおり解釈・運用する場合憲法上の言論・出版・学問・芸術・良心の自由を侵害する蓋然性が高く、法適用機構の恣意的な運用を招来する恐れがあり、憲法前文および憲法第4条の平和的統一志向と両立しがたいことから、違憲要素が認められる。しかし、「国家の存立安全・自由民主的基本秩序」などを根拠に、「国家の存立安全、または自由民主的基本秩序に危害を及ぼす明白な危険性があるときに限ってこれを適用するよう、処罰範囲を縮小する場合にのみ合憲」であるという、「限定合憲」解釈を導いた。

헌재 1990년 4월 2일 선고 89 헌가 113 판

率・人数ともに増加傾向にあり、その濫用実態を十分に反証している²⁶⁹。

表 1-4-1 盧泰愚政権下の第 1 審刑事公判事件起訴人員²⁷⁰

年度	1988	1989	1990	1991	1992	計
国家保安法	104	312	414	357	342	1529

政権初期の宥和政策と国民世論による国家保安法改正要求により、1988 年の国家保安法起訴人員は他の年に比べ比較的少なくなっているが、翌年には 3 倍に急増する。これは、政府が文益煥牧師の訪北事件を「在野団体の組織的体制挑戦行為」と見なし、強硬対応方針のもと 1989 年 4 月検察・警察・安機部・保安司が参加する公安合同捜査本部を立ち上げ、在野勢力に対する弾圧を強化したからである。しかし、合同捜査本部の常設は、戒厳宣布時以外は法的根拠がなく、さらに民間人対象の捜査機構に軍の捜査機構である保安司が参加することは、それ自体不法性を免れ得ない²⁷¹。結局、公安捜査本部は発足してから計 423 人を司法手続に付する記録を打ち出し²⁷²、国家保安法容疑で指名手配中だった朝鮮大学の李・チョルギョ氏が原因不明の変死体で発見されるなど、国民の身体・生命の自由は軍事政権時代と変わらず国家保安法の脅威下に置かれていた。続く 1990 年も国家保安法違反者は増加傾向を示しており、これは政党合併により巨大与党が誕生したことで、初期の改良的民主化措置さえも褪色し、公安統治へと回帰したことを端的に表している。とりわけ 1991 年には、明知大学の学生姜慶大がデモ途中私服警察官によって殴打され死亡する事件が発生し、これに抗議した 13 人の若者が焼身自殺した。そして 1992 年には「南北和解不可侵及び交流協力協議書」が採択され、国家保安法の存在自体根拠を失ったが、同法による拘束者は依然後を絶たなかった。

次いで 1993 年 2 月に初の文民政府として登場する金泳三政権下でも、国家保安法の適用実態はさほどの改善を見せなかった。執権当初は国家保安法による人身拘束が相当減少した。これは、執権当初「変化と改革」を唱えた文民政府の雰囲気を反映するものだった。しかし、金日成死亡に伴う弔問波動を皮切りに公安事犯が急激に増加し、政権末期には盧泰愚前政権を上回る結果となった。さらに、具体的な適用実態を考察すると、この時期の国家保安法適用上の問題点は、依然として法本来の問題点を顕出させている。

²⁶⁸ 서울고법 제 5 형사부, 92 노 3315 판결, 1992 년 11 월 17 일

²⁶⁹ 민주화실천가족운동협의회 「91 년 양심수 현황」 『민주가족』 21 호 1991 년 11 월

²⁷⁰ 법원행정처 『사법연감』 1989~1993 년

²⁷¹ 김한주 「신체의 자유」 『대한변호사협회 인권보고서』 1989 년, 33~34 쪽

²⁷² 법무부 『1989 년 국정감사· 법제사법위원회 요구자료』 1989 년 9 월

文民政府出帆1年間の国家保安法違反事件の実態を見てみると、第一、第7条適用事件がほとんどである。例えば、1997年の数値を考察すると、全67人の拘束者のうち、7条違反が98.4%を占める。同様の傾向は、法務部の97年国家監査が法制司法委員会に提出した資料からも見て取れる。すなわち、1月から6月までの国家保安法違反被拘束者209人のうち、90.4%にあたる189人が7条違反者となっており、人権侵害の可能性がもっとも高い条文の一つとされる7条の恣意的濫用の様相が目立つ。これは、「国家保安法第7条に対する認知捜査を強化し、四分期ごとに左翼出版物実務委員会を開催して、利敵表現物の分析・捜査活動を徹底する」旨の「大統領指示事項推進条項」によるものと思われる。第二、この時期は過去に比べ組織事件や間諜事件が減少した反面、民主化運動の経歴を理由に賞賛・鼓舞罪の適用が増加しており、国家保安法は相変わらず政権維持の合目的武器だったことがわかる。第三、盧泰愚政権期の再逮捕が目立つ。一方、拘束人員の増加に対し、執行猶予率と無罪宣告率の高さは、軍事独裁政権下での肥大化した公安総機構と公安警察による、組織の存亡をかけた恣意的な濫用が伺える場面でもある。なお、第一審における国家保安法違反による死刑判決は、1991年を最後に現れなかった。

表1-4-2 金泳三政権下の国家保安法拘束・第一審起訴人員推移²⁷³

年度	1993	1994	1995	1996	1997	計
拘束人員 ²⁷⁴	112	393	285	499	677	1989
起訴人員 ²⁷⁵	136	403	226	413	633	1811

③ その他刑事特別法

韓国の刑事政策研究院が1997年に行った「刑法及び刑事特別法上類似処罰条項整備方案」の研究によると、死刑の執行が停止された時点で、韓国には1900本以上の刑事特別法が存在した²⁷⁶。そのうち、死刑規定を含むものが21の法律、114の条項、行為態様による犯罪類型で数えると160以上に達するとされる²⁷⁷。具体的には、

1. 特定犯罪過重処罰等に関する法律（1966年2月23日、法律第1744号）

⇒11カ条（第5条の2第1項第2号・第2項第2号・同第4号、第5条の3

²⁷³ 법원행정처 『사법연감』 1994~1998년

²⁷⁴ 민주화실천가족운동협의회 조사 및 통계(1993.2.25~1998.2.24)

²⁷⁵ 법원행정처 『사법연감』 1993~1997년

²⁷⁶ 이기현·박기석 『형법 및 형사특별법의 유사처벌조항 정비방안』 형사정책연구원, 1997년, 203쪽

²⁷⁷ 박상기 『사형제도의 개선방향에 관한 연구』 대검찰청 형사법제과, 2006년, 25쪽

- 第2項第1号、第5条の4第3項、第5条の5、第5条の8第1号、第5条の9第1項、第10条、第11条第1項・第2項第1号)
2. 暴力行為等処罰に関する法律（1961年6月20日、法律第625号）
⇒1カ条（第4条第1項第1号）
 3. 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律（1994年4月1日、法律第4702号）
⇒3カ条（第5条第1項・第2項、第10条第1項）
 4. 軍刑法（1962年1月20日、法律第1003号）
⇒68カ条（第5条第1号・第2号、第6条²⁷⁸、第11条第1項・第2項、第12条、第13条第1項・第2項・第3項第1～3号、第14条第1～8号、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条第1号、第27条第1号・第2号、第28条第1号、第30条第1号、第31条、第33条、第37条第1号、第38条第1号、第39条、第40条第1項第1号、第42条第2項・第4項、第44条第1号、第45条第1号、第50条第1号、第51条第1号、第52条第1項第1号・第2号、第52条の3第1号・第2号、第52条の4第1号・第2号、第53条第1項、第56条第1号、第57条第1号、第58条第1号・第2号、第58条の4第1号・第2号、第59条第1項、第60条第3項第1号・第2号、第60条の4第1号・第2号、第66条第1項・第2項第1号、第67条第1号、第71条第1～3項、第75条第1項第1号・第2号、同第2項、第83条第1項、第84条第1項）
 5. 国家保安法（1948年12月1日、法律第10号）
⇒7カ条（第3条第1項第1号・第2号、第4条第1項第2～4号、第6条第2項、第13条）
 6. 麻薬類不法取引防止に関する特例法（1995年12月6日、法律第5011号）
⇒3カ条（第6条第1項第1～3号）
 7. 原子力法（1958年3月11日、法律第483号）
⇒2カ条（第114条第1項・第2項）
 8. 保健犯罪取締に関する特別措置法（1969年8月4日、法律第2137号）
⇒3カ条（第2条第1項第3号、第3条第1項第3号、第3条の2）
 9. 戦闘警察隊設置法（1970年12月31日、法律第2248号）
⇒1カ条（第9条第5項）

²⁷⁸ 第5条及び第6条は同盟国に対する行為にも適用される（第10条）。

10. 化学武器禁止のための特定化学物質の製造・輸出入規制等に関する法律（1996年8月16日、法律第5162号）
⇒1カ条（第25条第2項）
11. 化学・生物武器の禁止及び特定化学物質・生物反応罪等の製造・輸出入等に関する法律（1996年8月16日、法律第5162号）
⇒1カ条（第25条第2項）
12. 文化財保護法（1962年1月10日、法律第961号）
⇒1カ条（第83条第2項）
13. 韓国造幣公社法（1995年12月29日、法律第5046号）
⇒1カ条（第19条第1項）
14. 麻薬法（1957年4月23日、法律第440号）
⇒1カ条（第60条第2項）
15. 大麻管理法（1976年4月7日、法律第2895号）
⇒1カ条（第18条第2項）
☆2000年1月12日廃止・現麻薬類不法取引防止に関する特例法
16. 享精神性薬品管理法（1979年12月28日、法律第3216号）
⇒1カ条（第40条第2項）
☆2000年7月1日廃止・現麻薬類不法取引防止に関する特例法
17. 航空法（1961年3月7日、法律第591号）
⇒2カ条（第157条第1項、第158条）
18. 航空機運行安全法（1974年12月26日、法律第2742号）
⇒1カ条（第9条） ☆現航空安全及び保安に関する法律
19. 不正選挙関連者処罰法（1960年12月31日、法律第586号）
⇒2カ条（第3条第1項、第5条第1項） ☆2008年12月19日廃止
20. 不正蓄財処理法（1961年6月14日、法律第623号）
⇒2カ条（第23条第1項、第24条） ☆2008年12月19日廃止
21. 不正蓄財処理のための会社設立臨時特例法（1962年4月16日、法律第1055号）
⇒1カ条（第17条第1項） ☆2008年12月19日廃止

この時期の特別刑法は、その数のみならず条文規定上も多くの問題点を抱えている。第一、国家法益犯罪を中心に、絶対的死刑規定が目立ち、誤判や政治的濫用による人権侵害の恐れがある。第二、死刑規定の数が龐大でその範囲があらゆる犯罪態様を網羅し

ており、死刑濫用の危険性が潜んでいる。第三、生命の侵害がない犯罪行為態様、結果的加重犯、さらには過失による生命の侵害の場合であっても傷害の結果のみで死刑を課せうる条文規定となっており、全体的に量刑が重すぎる傾向にある。第四、保護法益や量刑均衡の面で刑法と重複・矛盾している条項が目立ち、法益秩序の破壊や過剰処罰、刑法条文の空洞化を招く恐れがある。第五、社会事情の変化等により、現実的に適用可能性の低い死刑条文が多々存在する。第六、条文規定が一般化され、より詳細な行為態様や結果に応じた処罰の細分化が必要な場合が目立つ。実際、下記の表 1-4-3 から分かるように、特別法の適用は刑法の 2 倍近く占められていることが分かる。しかし、死刑判決は刑法犯の方が圧倒的に多く、刑事特別法における死刑条文は、実際の犯罪統制よりは象徴的な意味合いが大きいといえる。これは、その後の刑事特別法整備と特別法の一般化の流れを予言するものである。

表 1-4-3 第 1 審公判事件主要罪名別受理人員²⁷⁹

	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
刑法犯	52,416	54,426	54,902	51,197	50,022	59,673	53,802	59,421	62,936	65,289
死刑	14	15	35	29	22	19	34	18	23	9
特別法犯	66,988	75,440	86,784	95,819	95,676	102,925	96,182	105,260	110,060	109,876
死刑	1	2	1	6	4	2	1	1	0	1

表 1-4-4 死刑制度の適用実態²⁸⁰

	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
1 審	15	17	36	35	26	21	35	19	23	10
執行	0	7	14	9	9	0	15	19	0	23

²⁷⁹ 법무연수원 『범죄백서』 1989~1998 년

²⁸⁰ 법무연수원 『범죄백서』 1998 년 179 쪽

政死	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

また、表1-4-4を見ると、この時期の第1審死刑判決・執行人数ともに大統領の任期と平行に変動する特徴が見て取れる。つまり、盧泰愚・金泳三両政権ともに出帆初期は死刑の適用に控えめな態度を示し、とりわけ死刑の執行に関しては他の年とは極端にアンバランスなゼロという数値を示す慣行を創りだしている。しかし、翌年からは急激な増加傾向を見せ、政権末期に近づくほどその態様はエスカレートする。政治犯に対する死刑判決では最後となる1990年及び1991年が、盧泰愚政権の執権末期にあたり、さらに金泳三政権は任期満了を僅か2ヶ月残した時点で23人を執行し、かかる傾向を傍証している。とりわけ、韓国現代史上最後の死刑執行にあたる97年執行は、12月18日の金大中次期大統領の当選確定直後に行われ、一度の執行人数も朴正熙独裁政治体制下の27人以来（1976年）、歴代2番目に多い人数となる。金泳三政権が唱えた民主・人権が如何に空虚なものだったかを窺い知れる。他方、過去の権威主義体制下の抑圧と被害の実態に関する正確な認識が、国民の間で広まり共有されるにつれ、国民は自らの力によって政治舞台に影響力を施すようになった。金泳三政権期間中政治犯に対し司法手続による死刑判決がなかったこと、そして権威主義体制に対する清算の代名詞ともいえる5・18関連裁判の断行により、1996年の死刑執行の流れを絶ったことなどから、大きな変化を読み取ることが出来る。

第2章 重大事件からみる死刑制度の特質

第1章では法的側面から、独裁政治体制の確立・強化・衰退過程に現れた韓国死刑関連刑事法の制定背景・法的特徴と裁判所の適用状況の概観を通じ、韓国の死刑が有する濃厚な軍事的政治的特徴を析出した。そして、誤った刑罰目的と歪んだ運用手続によって歪曲された死刑制度の社会機能が、国民による独裁体制の認知と解体を促し、かかる汎国民的ベクトルが死刑の執行停止をもたらした直接かつ根本原因であることを立証した。次いで本章では前章の結論をふまえ、事件という切り口に視覚を変え、時の政権が権力者個人と政治利益をともにする特権階級のために作り上げた歴史事件を素材に、国家権力の横行によって特徴付けられる死刑制度の軍事的・政治的特徴を再確認する。すなわち、体制護衛を標榜した死刑制度の濫用実態、具体的には李承晩政権下で特定政敵の排除に死刑制度が濫用された事件、朴正熙政権下で死刑制度を巧みに悪用して進歩勢力の排除と保守政権の維持を図った事件、全斗煥政権下で軍政延長の犠牲とされた民衆勢力に対し政治的駆け引きに徹した定義の変遷を繰り返した事件を素材に、韓国社会で「恒久的」に維持されてきた死刑制度の軍事的政治的特徴を再確認する。そのうえで、軍事的政治的死刑が社会の構成員に及ぼした強烈な影響と、その反対作用として陰を薄めてしまった法律的刑罰的死刑の存在感を反証する。

第1節 進歩党曹奉岩事件と死刑

2007年9月18日および9月27日、「真実・和解のための過去史整理委員会」は「進歩党曹奉岩党首に対する死刑執行は、「平和統一」を主張して1956年五・一五大統領選挙で200万票余獲得し、李承晩政権を脅かす政治家として浮上したことで、曹奉岩率いる進歩党の1958年5月民議員総選挙への出馬阻止と、国民の支持を得ている曹奉岩の排除を目論んだ李承晩政権の意図により、ソウル市警が曹奉岩等幹部を国家変乱容疑で逮捕・捜査し、さらに民間人に管轄の及ばない特務隊が、間諜罪容疑で捜査を手がけ、裁判を通して処刑に至ったことが認められ、非人道的人権侵害による政治弾圧事件である」²⁸¹と結論づけた。そして、国に被害者および遺族への謝罪・国家賠償・名誉回復のための再審等の救済措置、並びに同氏の独立功労者認定を勧告した。これをうけ、2010年10月29日大法院全員合議体は、北朝鮮の指令と資金援助を受けた容疑で1959年大法院にて死刑判決を言渡された曹奉岩事件に対し、同長女等遺族の請求により再審

²⁸¹ 진살· 화해를 위한 과거사정리위원회 『진실화해위원회 종합보고서 IV 인권침해사건』 2010년, 50 쪽

を決定した。裁判部は、「曹奉岩氏は、当時非軍人・軍属の一般人だったため、国軍情報機関の陸軍特務隊に捜査権限はな（く）…陸軍所属中尉等が曹氏を国防警備法第 33 条の間諜容疑で起訴・訊問した行為は、憲兵および軍情報機関の捜査権限に関する法律違反に該当（し）…公務員が職権を濫用して他人に義務なきことを強いた場合、旧刑法第 123 条の他人の権利行使妨害罪を構成し、（これ）は刑事訴訟法第 420 条第 7 号の司法警察官の職務に関する罪にあたる。…よって、公訴の基礎をなす捜査に（違法）が認められ、…刑事訴訟法第 420 条第 7 号に定める再審事由に該当する」²⁸²として、全部再審を決定した。

2011 年 1 月 20 日大法院全員合議部による再審判決²⁸³の主文は、「原審判決と第 1 審判決中の有罪部分は、それを破棄する。武器不法所持による軍政法令第 5 号違反の罪についての刑の宣告を猶予する。当該事件の公訴事実中共同被告人 1 関連の間諜部分については無罪、第 1 審判決中進歩党関連旧国家保安法違反の部分については検事の控訴を棄却する」として、曹奉岩に無罪を宣告し、さらに 2012 年 7 月 26 日にソウル高等法院民事 14 部は、29 億 7000 万ウォンの国家賠償を命じた。大法院は、以下の 7 点について判示している。

①旧国家保安法第 1 条、第 3 条違反の「結社または集団」の意味、およびその主観的要件である「政府を僭称しまたはそれに付随して国家を変乱する目的」の有無の判断；

「旧国家保安法（1958.12.26. 法律第 500 号によって廃止制定される以前の法律）第 1 条・第 3 条は「国憲を違背し政府を僭称し、またはそれに付随して国家を変乱する目的で結社若しくは団体を組織した者で、首魁および幹部は無期・3 年以上の懲役または禁錮に処する…（と規定されているが）、ここでいう「国憲を違背する」とは大韓民国憲法に違反することを、「国家を変乱する」とは政府を転覆して新たな政府を樹立することをそれぞれ指し、「結社若しくは団体」とは、共通の目的をもつ 2 人以上の特定多数による任意的継続的または一時的結合体を指す。よって、上記法第 1 条・第 3 条の構成要件を充足するためには、当該結社若しくは団体の共通目標が政府の僭称またはそれに付随する国家変乱の目的、すなわち主観的要件を要するところ、かかる目的を持つか否かは通常、当該結社若しくは団体の綱領・規約から判断し、外部に標榜する目的に限らず、当該結社若しくは団体が実際に追求する目的によって判断すべきで、とある構成員個人の内心の意図を以て当該結社若しくは団体の共通目標を断定すべきではない」

²⁸² 법률신문 2010 年 11 월 1 일

<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=54807>

²⁸³ 대법원 2011.1.20, 선고, 2008 재도 11, 전원합의체 판결

국가법령정보센터 <http://www.law.go.kr/precInfoP.do?precSeq=166330>

として、独裁政治全盛期の「主観要件不要説」の立場を改め、さらに曹奉岩個人の思想を根拠に進歩党組織全般を違法とした拡大解釈を是正した。

②被告人が平和統一の実現などを政策綱領に結成した「進歩党」が、旧国家保安法第1条・第3条に定める「不法結社」に該当するか否かの判断；

「被告人が平和統一の実現等を政策綱領に結成した「進歩党」は、社会的民主主義方式を借り、資本主義経済体制の副作用や矛盾点を緩和・修正する経済政策を採っているが、これは私有財産制と市場経済の根幹を全面否定する趣旨ではなく、政治形態もまた主権在民と代議制度・国民の自由と権利の保障などを目標としており、自由民主主義を否定する内容ではないため、当該結成目的が大韓民国憲法に違背するとはいえない。また進歩党の統一政策である平和統一論が、北朝鮮の偽装平和統一論に付随するものとは認められず、それを認定できる証拠も見当たらない以上、当該結成が北朝鮮に付随して国家を変乱する目的で行われたとはいえない（ため）…「違法結社」に該当しない」として、進歩党の福祉経済政策と平和統一論に対する評価を改め、事件当時の政府による裁判関与のもとで行われた判断を全面的に是正した。さらに、かかる判旨は、裁判所を無視して政治的に国家権力を悪用した李承晩政権の進歩党政党登録取消の違法性を物語る証拠でもある。

③刑事裁判において公訴事実に対する挙証責任の所在（検事）および、有罪を認定するための証拠の証明力；

「刑事裁判で起訴された犯罪事実に対する挙証責任は検事にあり、有罪の認定は証拠能力を有する証拠によって法官の合理的な疑いを超える程度で公訴事実を証明をせねばならず、証拠がない場合はたとえ被告人に有罪の疑いがあるとしても、被告人の利益に帰せざるを得ない」として、1959年判決当時確立されていなかった刑事訴訟法の基本原則を再確認している。

④刑法第98条第1項における「間諜」の定義、および間諜がすでに探知・収集して知得している事項を他人に報告・漏洩する行為が間諜行為に当たるか否かの判断；

「刑法第98条第1項における「間諜」とは、敵国に通報するために隠密な方法で我が国の軍事上または政治・経済・社会・文化・思想など機密に属する事項または図書・物品を探知・収集する行為を指し、間諜行為は機密に属する事項または図書・物品を探知・収集したときに既遂となるどころ、間諜が既に探知・収集して知得している事項を他人に報告・漏洩する行為は間諜の事後行為に該当し、上記条項による処罰の対象たる

間諜行為自体には該当しない」とする。ここでは、被告人の間諜行為を否定しながら、間諜行為の対象となる機密の範囲を比較的広く解釈している。

⑤被告人の「間諜」行為を認定できる十分な証拠が存在せず、すでに知得していた関連文書等を報告・漏洩したにすぎない場合、当該行為が刑法第 98 条第 1 項に定める間諜行為に該当するか否かの判断；

「被告人についての間諜の公訴事実が合理的な疑いを超える程度の証明がなされておらず、これを認定できる他の証拠がない上、進歩党の中央委員長である被告人がすでに知得していた関連書類等を報告・漏洩したにすぎないため、刑法第 98 条第 1 項に規定する間諜行為と認定することはできない」とした。

⑥再審が開始された事件について、再審対象判決時の法令が変更された場合、法院が犯罪事実に対し適用すべき法令；

「再審が開始された事件に適用すべき法令は再審判決時の法令であり、再審対象判決時点で法令が変更されている場合、法院は当該犯罪事実の判決時の法令を適用すべきである」とする。

⑦所謂「進歩党事件」の再審対象判決である大法院 1959.2.27. 宣告 4291 刑上 559 判決につき、原審判決による同第 1 審判決中の有罪部分の破棄自判、および第 1 審判決で無罪を宣告された進歩党関連旧国家保安法違反の公訴事実に対し無罪を宣告するなか、武器の不法所持について刑の宣告を猶予すべきか否かの判断；

「…武器の不法所持による軍政法令第 5 号違反の罪について、…被告人の独立運動家および政治家としての経歴および当該事件再審公訴事実の大部分が無罪とされた点を考慮し、刑の宣告を猶予する」としている。

李承晩政権は、韓国戦争をきっかけに「反共右翼イデオロギー」を韓国社会全体に押し付け、体制危機を口実に個人の永久執権のための憲法改正を二度にわたって強行し、独裁体制の強化はピークを迎えた。その中で 1958 年大統領選挙が行われ、李承晩は大々的な事前選挙運動、500 万人が動員された「民意デモ」と 300 万通以上の嘆願書に促された候補登録、テロ・脅迫・恐喝・買収・妨害など、投開票全過程における凄まじい不正行為によって当選を果たした。しかし、開票結果その得票数は 504 万票と、予想得票率の 80%はおろか 4 年前の 74.6%に比べても 20%減少し、得票率も 50%台に止ま

った。一方、進歩勢力として従来の保守与野党と対照的な公約²⁸⁴を打ち出した曹奉岩は、韓国社会に新鮮衝撃を与えながら支持層を急激に広げ、嶺南・湖南地域の中小都市を中心に有効投票総数の30%にあたる216万3千票余を獲得し、李承晩政権と保守野党にとって予期せぬ脅威となって現れた。一方、ソウルでは無効票が李承晩票を遥かに上回ったが、そのほとんどは選挙運動中に死去した民主党候補申翼熙の追悼票と見られ、投票者数の21.5%に相当する150余万票を占めた。とりわけ、さらに副大統領選挙では民主党の張勉が自由党の李起鵬を20万票の差で破って当選し、選挙は自由党の完敗に終わった²⁸⁵。李承晩政権に対する民心離反は、次期国会議員選挙に対する政府の緊張感と焦燥感に追い打ちをかけた。

一方、進歩党は既存政権に対する民衆の不満や代替政治主体への要求、「平和統一」への国民的支持を一身に背負って、1956年11月10日に創党大会を行ない、曹奉岩が委員長に就任した。1957年には翌年の民・参議院選挙に備えて地方組織の結成を着実に進め、1958年の第4代国会議員選挙前には、進歩党が議会に進出する可能性が現実味を帯びてくるようになってきた。これに対し、既得権勢力を政権基盤とする与党はもちろんのこと、進歩思想を恐れる保守野党勢力をも緊張させ、進歩党員の選挙運動は露骨な妨害に晒され、白昼から拉致・監禁・買収など野蛮な弾圧とテロにより困難を極めた。政治的圧力のもと、マスメディアも進歩党活動への暴力的封鎖には沈黙で一貫し、新聞の広告欄には毎日のように虚偽の進歩党離党声明が掲載された²⁸⁶。

これとときをともにし、ソウル特別市警は1957年9月から曹奉岩に対する認知捜査を行い、選挙直前の1958年1月13日に進歩党幹部10名余を国家保安法違反容疑で一斉逮捕、曹奉岩は翌々日任意出頭した。有力野党の主要人物等に対する一斉逮捕につき、ソウル市警が発表した理由は間諜接触容疑だったが、間もなくしてこれが事実無根と明かされると、検察と警察は捜査方向を「平和統一論」、及び二重間諜梁梁山からの政治資金授受へと変更した。しかし、逮捕直後の1958年1月14日の國務会議における李大統領の発言から明らかなように、曹奉岩の逮捕の裏には政府の意図が多分に含まれていた²⁸⁷。さらに、第1審公判が開かれる前の同年2月25日、政府広報室は裁判手続を

²⁸⁴ 「責任政治の確立・収奪のない経済システムの構築・平和統一の成就」という政治基本原則に立脚し、「平和統一」に最大の焦点を合わせ、集団安全保障体制の確立による安保問題の解決および国防費削減、互惠平等主義善隣政策による完全な自主独立の実現、被抑圧大衆のための経済計画、極端な反共主義に対する痛烈な批判、警察の大幅縮小と国家保安法の廃止または改正などだった。

²⁸⁵ 중앙선거관리위원회 『대한민국선거사』 제1권, 1981년, 738~741 쪽

²⁸⁶ 조현연 「죽산 조봉암, 진보당 21세기 한국의 진보정치」 『동북아연구』 제15권

경남대학교극동문제연구소, 2010년, 198 쪽

²⁸⁷ 曹奉岩逮捕の報告を受けた李承晩大統領は、「曹奉岩はとくに処置せねばならない人物であった。このような事件は調査が終わるまで外部に発表してはならない」と指示した。

経ずに進歩党の政党登録を取り消し²⁸⁸、政治ライバルに対する狙い撃ちを「自認」する形となった。さらに、第1審判決直後の7月4日、政府は第59回国務会議で曹奉岩事件について議論するが、その中で法務大臣は「法院は、曹奉岩判決で平和統一論を問題視しておらず、進歩党を不法団体として規定していないため、もし進歩党が行政訴訟を提起すると、不法に処分を下した広報室の立場が困難と思われれます」とし、広報部は「進歩党が不法団体でないとしたら平和統一論も合法化しなければならず、これでは将来の国民の指導や行政処理に支障を来しかねない、慎重に処理すべきです」と、広報部の立場を案じている²⁸⁹。つまり、政府広報室も進歩党に対する政党登録取消の不法性を認識しており、「平和統一論」が絶対悪として否定されなければならなかったのは、政権側の政策的便宜によるものだった真実を如実に白状している。

曹奉岩に対する起訴理由の根幹をなす進歩党の「平和統一論」は、北朝鮮の統一論と類似していることが問題視された。そして、政治資金の授受に関しては、1955年から1956年にかけて北朝鮮から約2500万ウォンを進歩党の政治資金として受け取った疑いだった。2月8日、陸軍特務隊はHID工作要員として南北交易を行う梁明山を連行して旅館等に不法監禁した状態で、北朝鮮の指令および資金を曹奉岩に渡した容疑で取調べを行った。曹奉岩は容疑を断固否認したが、特務隊は梁明山の自白に基づいて2人を検察に送致した。検察は、曹奉岩等進歩党幹部に対し国家変乱容疑で2月8日および2月17日の2回にわたって起訴し、梁明山と曹奉岩については間諜容疑で4月3日および4月8日に起訴した。第1審のソウル刑事地方法院柳秉震判示は、両事件を併合審理し、7月2日「進歩党の綱領が大韓民国の基本的原理を破壊するものではない」として進歩党幹部等の国家変乱容疑に無罪を、梁明山と曹奉岩の間諜容疑については、間諜罪ではなく『国家保安法』第3条を適用してそれぞれ懲役5年を宣告した。しかし、翌7月5日自由党直属の青年団と警察機動隊が、「反共青年決起大会」と書かれたプラカードを掲げ、「容共判事柳秉震を打倒せよ」・「曹奉岩一党に間諜罪を適用して処罰せよ」等と叫びながら裁判所に乱入し、関係判事等は一時避難を余儀なくされる事件が発

제 4 회 국무회의 『비망록』, 1958년 1월 14일

²⁸⁸ 政府が挙げた政党登録取消の理由は、以下の通りである。

1. 進歩党は、大韓民国と国連を無視し、北朝鮮・ソ連・中共などに代表される敵性国家監視団の監視下で南北統一総選挙の実施を公に宣言した。
2. 同党幹部は北朝鮮が派遣したスパイ、破壊工作隊と常に接触を行ってきた。このように北朝鮮共産党と接触してきた事実だけでも同党は大韓民国の合法政党として認定される資格がない。
3. 同党は目的達成の第1段階として共産党秘密黨員及び共産党同調者らを国会議員に当選させ、彼らを通じて大韓民国を内部から破壊しようと企図した。従って、今後、進歩党名義を持って行われるいかなる活動もこれを違法と見なし、法によって処断する。

²⁸⁹ 제 59 회 국무회의 『비망록』, 1958년 7월 4일

生した。明白な政権側の圧力に萎縮した司法府は、第2審で検察側の唯一の証人とされた梁明山が第1審における供述を全面否定し²⁹⁰、拷問及び供述調書の捏造がささやかれるなか、補強証拠なしに検察側の主張を大部分受容して、梁明山と曹奉岩には死刑を、進歩党幹部等には懲役2~3年を言い渡した。

第2審判決直後の10月28日、政府は再び国务会議にて進歩党事件について議論した。法務大臣の判決結果報告を受けた李承晩大統領は、「法官に無制限な自由が許容されるのは、理解しがたい…このような判事を処分する方法はないものか」と法務大臣に質問した。「弾劾訴追制度があるものの参議院がないので使えず、法官懲戒委員会は法官同士の判断なので意味がなく、任期満了時に処分するほかにないように思われます。目下、任期が満了した法官のなかで大法院が裁定しない者以外で、何人か不適切な者がいるので再任を命ずる前に調査を行っている最中です。同事件第1審判事も任期満了者名簿に載っています」と報告した。これに対し、李大統領は「曹奉岩事件1審判決は話にならない。最初からその判事を処分しようとしたが、種々の事情を考慮して止めた、同じ法律を以て全く異なる判決を下すとなると国民は是非の判断ができなくなり、私自身も疑問に思う。憲法を改正してでも二度とこのような事態はないようにしなければなるまい」²⁹¹とし、1審判決に対する不満と判事の再任拒否、そして続く大法院判決への圧力を露にした。

政府による積極的な関与のもと、大法院は1959年2月27日、曹奉岩は「国家を変乱する目的で進歩党を組織して中央委員長に就任した」国家保安法違反、「陸軍諜報部隊工作要因を通じて北朝鮮から金品を受領して韓国の情報を提供した」刑法上の間諜罪、そして「当局の許可なしに拳銃と実弾を所持した」軍政法令違反容疑で死刑を言渡された。ただ、進歩党幹部等には国家変乱の認識がなかったとして、無罪を言渡している。大法院判決は、曹奉岩個人の行為から進歩党の不法性を立証して拡大解釈を行い、梁明山が証言をひっくり返しているにもかかわらず、獄中でのメモ²⁹²を根拠に死刑判決を宣告し、証拠不十分を認めないものだった²⁹³。曹奉岩は再審を請求するが、1959年7

²⁹⁰ 박태균 『조봉암연구』 창비, 1995년, 360 쪽

²⁹¹ 제 98 회 국무회의 『비망록』, 1958년 10월 28일

²⁹² 曹奉岩が梁明山に宛てた短いメモで、虚偽陳述に対する避難と、正確な陳述を求める内容だった。具体的には、「金社長（曹奉岩が梁明山に対する呼称）、お手洗いでお読みください。私との関係は単純に個人的な能力の範囲内での助力だと思っており、私は金氏が北朝鮮と関係していた事実は分かりませんでした。物品授受云々のメモはすべて偽造です。万年筆も一つのみです。特務隊の拷問に耐えきれず供述した内容については、公判廷ではっきり否定してください。あなたの一言で我が進歩党一万人余の政治生命がかかっているので必ず否定してください。それがあなたの義務でもあります。お手洗いで処分してください。」かかるメモは、第1審公判では証拠として採用されなかったが、第2、3審では曹奉岩の有罪を認定するもっとも有力な補強証拠として使われた。（http://theme.archives.go.kr/next/choba/sub03_1_4.do）

²⁹³ 국가기록원 (사건기록으로 보는 한국현대사II-진보당사건(1958-1959년))

月 30 日付けで棄却され、翌 31 日の 11 時電撃的に執行された。しかも、裁判過程で始終決定的な証人とされた梁明山は、間諜罪で再審決定の前日に処刑され、物議を醸した重要証拠の証拠能力と証明力を見直す道は完全に絶たされ、事件後のメディアによる報道も厳しく制限された。事態の真相を把握していたアメリカは、一部政府関係者に接触にて事件の阻止を試みるものの、結局韓国の民主化より「冷戦体制」守護のための要塞を選択した。幾重もの政治的駆け引きが重層的に作用した結果だった

そして、事件から 40 年が経過した 1999 年 8 月、当時事件の捜査にあっていた捜査員の一人が「事件は当局によって捏造されたものである」と新聞社に証言した²⁹⁴。当時ソウル市警察局長の捜査要員であった韓承格は「当時の大統領府から、曹奉岩を捕まえないければ李承晩大統領の再当選が不可能なので、どんな手を使ってでも捕まえろ、という指示を受けた」と証言、捜査過程では「上司から「進歩党をなくし、曹奉岩を殺すぐらいの事件を起こさねば、お前が死ぬぞ」という脅迫を受けた」ことも告白した²⁹⁵。これまで状況証拠のみで語られてきた進歩党事件の真相が、捜査関係者の証言で改めて裏付けられることとなった。言い換えれば、曹奉岩氏を犠牲は、司法というもっとも外見的正統性を主張できる窓口を利用して、死刑というもっとも強力な道具がむやみに振る舞われた最悪の結果—「司法殺人」だった。そして、これを可能にした根本原因が死刑制度の軍事的政治的特徴にあり、政権防衛を犯罪目的に据えた犯罪の定義から逮捕・訴追・司法手続、判事の任免権限までが大統領の政治的一存に左右されていた。結局、この時期の死刑制度は犯罪対策ならぬ政敵排除のための道具に転落せられ、違法な手続と暴力的な政治判断は法院という窓口によって正当化され、権力者以外の社会当事者にとっての無法状態に近い死刑制度の運用実態を立証している。

http://theme.archives.go.kr/next/choba/sub01_1.do

²⁹⁴ 동아일보 1999 年 8 月 18 日 제 22 면

²⁹⁵ 민족시보 제 893 호 1999.9.11 <http://www.korea-htr.org/kr/891900/kr89307hs.htm>

第2節 人民革命党事件と死刑

1. 第1次人民革命党事件

人民革命党（以下「人革党」）事件は、1964年8月14日中央情報部が発表した韓国国内国家変乱地下組織事件、通称「第1次人革党事件」に始まる。中央情報部の発表によると、「北朝鮮傀儡（以下「北傀」とする）の指令を受けた大規模地下組織を以て国家変乱を企図した人民革命党事件を摘発、関係者57人中41人を拘束し、残りの16人は全国指名手配中である」という概要だった。具体的には、「人民革命党は1962年1月頃…創党発起人大会を催し…北傀労働党の綱領・規約を基調とした人革党を発足し、…1962年5月中旬頃北傀間諜金永春が…「北傀中央党」に人革党の設立を報告、1962年10月頃禹洪善は金裴栄を党資金受領のために日本経由で北朝鮮に派遣し、…1964年2月頃「北傀中央党」の指令を受けて党中央常務委員…らが中心となり韓日会談反対デモを四・一九のような革命へと発展させ、現政権の打倒を決議し、…学生デモの黒幕として北傀の主張する南北平和統一を目標に戦ってきたが、六・三非常戒厳が宣布されると、その罪状と党組織の暴露を憂いで学生デモの主導者と一切の連絡絶ち、水面下に潜伏してチャンスを狙っていたところ、検挙された」旨のシナリオが公表された。

ところが、中央情報部から事件の送致を受けたソウル地検公安部の担当検事は、拘束令状満了日までに十分な証拠が得られなかったとして、不起訴処分を決定した。これに対し、検察総長は当直検事に指示を出し、関係者26人を『国家保安法』上の「反国家団体構成罪」で起訴させ、これに反発した担当検事3人は辞職し、検察内部の葛藤が高潮するなか、捜査過程における拷問問題が加勢し、検察は再捜査の上14人に対する起訴を取下げ、残りの関係者等を『反共法』上の「賞賛・鼓舞罪」で再起訴した。結局、第1審は判決は、2人に懲役3年と2年を言渡し残りは無罪を宣告、さらに控訴審のソウル高等法院は1人に懲役3年、6人に懲役1年、残りの6人には懲役1年執行猶予3年を言渡し、大法院で上訴が棄却され判決は確定した。判決文は、「被告人等が1963年5月頃から1964年6月頃にかけて、各所にて随時個別または数人の密会を行い、将来設立する革新政党的基本理念・基礎綱領を討論・審議した」にすぎず、「検察側提示証拠のうち、人革党の設立および綱領規約が審議通過した旨の証人および被告人の供述は、本件各証拠に照らし合わせると信憑性がなく、上記認定を履返しうる補強証拠もない」ことから、革新系列関係者によるサークル程度の集まりを、中央情報部が「共産秘密地下組織」として誇張・歪曲している旨認定している。

また、「国家情報院過去事件真実究明による発展委員会」（以下「国情院真実委」とする）の調査によると、北朝鮮間諜とされた金永春は、陸軍諜報部隊が北朝鮮に潜入させ

た工作人員である旨の資料²⁹⁶が発見され、当時の中央情報部は事実確認を経ずに金永春が間諜である旨発表したことが明らかとなった。また、禹洪善が金裴栄を党資金受領のために日本経由で北朝鮮に派遣したとする発表文も、事実無根であることが判明した。すなわち、金裴栄が実際北朝鮮に渡ったのは1964年11月頃で、人革党事件の発表を受けて日本の警視庁が行った指名手配から逃れるためであった。従って、人革党事件が発表された1964年8月14日時点で金氏は日本に滞在していたことになり、さらに中央情報部が金氏の所在を確認したのは1964年9月21日以降であった旨の資料が発見され、結局上記発表内容を裏付ける具体的な証拠は皆無ということになった。加えて、「国情院真実委」は、韓日会談反対デモが「人革党事件」関係者のコントロールによるもので、さらに「北傀中央党」の指令を受けて現政権打倒のために行われたと認められる証拠は見当たらないとして、事件が中央情報部によって捏造されたことを如実に反映している。

実際、2013年11月29日、ソウル高等法院第9刑事部は、「被告人等が令状なしに逮捕されて拷問を受け、家族との面談・接見を禁止された」国家による不法行為を認めたと上で、「人革党が北朝鮮の綱領を持つ具体的な組織であることが十分に立証できず…大韓民国の憲政秩序を紊乱した明確な証拠は見当たらない」として、48年ぶりに無罪を宣告した²⁹⁷。

2. 第2次人民革命党事件

第1次人革党事件から10年後、中央情報部は再びその再建を理由に関係者23人を拘束し、8人に死刑判決を言渡し、18時間後に執行する第2次人革党事件通称「人民革命党再建委員会事件」（以下「人革党再建委事件」とする）が発生する。そして、2002年9月12日大統領直属「疑問死真相究明委員会」（以下「疑問死委」とする）の調査結果、および2005年12月7日国家情報院傘下「過去の事件の真実究明を通じた発展委員会」の調査発表²⁹⁸を受け、2005年12月27日ソウル中央地方法院は事件に対する再審を決定した。再審決定は、「当時捜査に関与した捜査官の瀆職暴行（刑法第125条）が認められるところ、同罪の公訴時効完成により確定判決を得られない」とした上で、

²⁹⁶ 1964.8.20頃中央情報部が作成した「金永春に対する対北状況報告」などの文書によると、「金永春は1962年頃陸軍諜報部隊の北朝鮮派遣工作人員に選抜され訓練を経て、1962年7月12日頃北朝鮮に投入され、偽装口実として自主越北と左翼革新系列の活動歴を主張した」と記されている。

²⁹⁷ 조선일보 2013년 11월 29일 제 14면, 동아일보 동일 제 12면, 한겨레 동일 제 10면,

²⁹⁸ 「過去の事件の真実究明を通じた発展委員会」は、2004年盧武鉉政権下で韓国国家情報院に設置された調査機構で、およそ1年に亘る調査の末、「人革党事件は、中央情報部による捏造であった」と発表し、国家情報院が自らの前身である中央情報院の過去の過ちを認める形となった。

疑問死委の調査結果²⁹⁹を刑事訴訟法第 422 条にいう「確定判決に代わる証明」と認定し、同第 420 条第 7 号事由を適用して再審を決定した。そして、2007 年 1 月 23 日ソウル中央地方法院刑事合議 23 部は、人革党再建委事件発生以前呂正男氏が反独裁救国宣言文の製作・配布による反共法違反部分については、再審事由がないとして懲役 10 ヶ月執行猶予 2 年に減刑し、大統領緊急措置違反については、当該措置自体が既に廃止されていることを理由に被告人全員に免訴判決を、その他被告人全員の国家保安法違反、内乱予備陰謀、反共法違反に無罪³⁰⁰を言渡した。検察側は上訴を放棄し、よって独裁政権が捏造した冤罪事件が、33 年ぶりに正式な刑事訴訟手続を通して見直され、さらに同年 8 月 21 日には遺族らに対する総額 637 億ウォンの国家賠償が認められた。

事件の発端となったのは、1972 年 10 月 16 日に朴正熙大統領が発表した大統領特別宣言による維新体制の宣布だった。宣言発表の翌日、金大中が東京で発表した維新批判声明が反対闘争の口火を切り、維新政権は金大中拉致による政局の統制を試みるが、これが却って触媒となって維新政権退陣を求める学生デモへと発展し、メディア・在野団体・新民党も歩調を合わせるようになった。すると、朴正熙大統領は 1974 年 1 月 8 日大統領緊急措置 1 号を宣布し、強硬措置で国民の不满を封じようとした。しかし、デモの勢いは衰える兆しを見せず、1974 年 4 月 3 日には各大学で大規模デモが発生し、「全国民主青年学生総連盟」（以下「民青学連」とする）名義で「民衆・民族・民主宣言」ビラが配布された。そこで、政府は緊急措置 4 号を宣布し、「民青学連」に関係する一切の活動を禁止し、さらに緊急措置宣布前の違反行為について捜査・情報機関に自主申告しない場合、並びに学生が正当な理由なくして授業・受験を拒否し、校内集会を催した場合には、死刑・無期または 5 年以上の懲役に処するとした。

緊急措置から 3 週間後の 1974 年 4 月 25 日、中央情報部長は民青学連事件について、「民青学連は、共産主義系列の不法団体で、人民革命党再建委と在日本朝鮮人総連合会（以下「朝総連」とする）、および日本共産党国内左派・革新系列関係者が連携し、1974 年 4 月 3 日をもって現政府を転覆しようとした不純な反政府勢力で、彼らは北傀の統一戦線形成工作と同様の 4 段階革命を通じ、労働者・農民による政権樹立を目指し、過渡政治機構として民族指導部の結成を画策した。いわゆる 4 段階革命とは、①維新体制を非民主独裁と断定し、反政府勢力を糾合して、②4 月 3 日をもって全国主要大学が一斉に蜂起し、中央庁・青瓦台などを占拠・破壊するとともに、③民主連合政府を樹立した

²⁹⁹ 判旨は、「職務の独立性および身分保障を受けている国会の同意を経て大統領が任命した委員で構成され、現職検事が調査に投入されている」ことを根拠に挙げ、疑問死委の調査結果に確定判決に準ずる程度の証明力と信憑性を認めている。

³⁰⁰ 서울중앙지방법원 제 23 형사부 2007.1.23. 선고, 2002 재고합 6, 2003 재고합 5

後、④労働者・農民による政府を樹立するものである。また、民政学連の黒幕は①前人革党党首等の不純勢力、②朝総連秘密組織のメンバー、およびその指示を受けた日本共産党員 2 人、③基督学生総連盟幹部陣、④学生運動の主導者らである」と発表した。そして、発表を前後に中央情報部は 23 人を逮捕し、1 ヶ月以上にわたる過酷な拷問捜査の末、1974 年 5 月 27 日緊急措置違反・反共法違反・国家保安法違反等の容疑で起訴した。原判決³⁰¹は、「被告人等が…、人革党再建のための共産秘密地下組織…を設立し、…ソウル大学を中心に全国的学生組織を結成して民衆を呼びかけ、全国規模の学生デモで政府を転覆（しようとした行為は）、…緊急措置第 1 号の反国家団体結成・内乱予備陰謀・北傀活動に賞賛鼓舞同調して反国家団体を有利にし、同目的で表現物を保管・配布し、反独裁民主救国宣言文において維新憲法を誹謗した行為に当たり、民青学連構成員たちとの会合・便宜提供・通信連絡は緊急措置第 4 号違反に該当する」として、1974 年 7 月 11 日第 1 審の非常普通軍法会議で 8 人に死刑、6 人に懲役 20 年を宣告し、第 2 審の非常高等軍法会議は 4 人を懲役 20 年から 15 年に減刑し、1975 年 4 月 8 日大法院で判決が確定した。そして、翌朝死刑確定者 8 人全員が執行された。

しかし、人革党再建委事件の捜査・裁判過程には、様々な問題点が指摘できる³⁰²。
第一、組織の結成を立証できる明確な証拠が見当たらない。

前述のように、1964 年の第 1 次人革党事件の全裁判過程において、「人革党」という組織は認定されておらず、これは 2013 年の再審無罪判決によっても再確認されているところである。そして、第 2 次人革党事件において、かかる組織の再建を立証する唯一の証拠とされたのが、平壤放送の「朝鮮労働党第 5 次大会中央委員会事業叢話報告文」を聞いて被告人等が作成回覧したとする大学ノートだった。しかし、再審判決の判旨通り、「被告人等がかかるノートを作成した事実は認められる（が）、上記認定事実のみで被告人等が国家の存立・安全または自由民主的基本秩序を脅かすと知りながら反国家団体やその構成員またはその指令を受けた者の活動を賞賛・鼓舞・宣伝、若しくは国家変乱を宣伝・煽動し、北朝鮮の宣伝・煽動および活動と同様の主張をし、またはこれに合致する行為をすることで、かかる活動に呼応・加勢した（旧国家保安法第 7 条第 1 項）と見ることは難しく、これを立証できる証拠もみあたらない」とし、同様に旧国家保安法第 7 条第 5 項違反も認められないとしている。

第二、中央情報部の捜査・取調過程に過酷な拷問があり、拷問によって政権のシナリオ

³⁰¹ 1974.7.11 비상보통군법회의 74 비보군형공 제 14,17,18 호事件、控訴状国棄却により確定。

³⁰² 대통령소속 의문사진상규명위원회 결정 직권제 84 호(장석구 사건)

通りの自白を引き出している。

ソウル地方法院の再審判決の認定によると、①当時の捜査過程において捜査官等の殴打や過酷な拷問など恣意的な暴行が認められ、②初期の犯罪事実の否認から拷問に耐えきれず自白に転じたと見られ、③被告人等が拘束令状発布前に逮捕されたうえに拘束期間の法的制限なしに長期拘禁状態で取調べを受け、④原審第1審公判廷における検面陳述が虚偽であったとの被告人等の主張が一致しており、⑤第2回公判期日において、被告人等が検察官による取調べの際一部否認の意思を見せると、捜査機関に送還するとの脅迫を受け、またその他被告人等も虚偽陳述をせざるを得ない無形の外圧などが存した状況だったと供述し、⑥その他ほとんどの被告人が検察による取調べの際、警察の同席、取調べ途中の拷問、検察からの暴行・強制捺印・自白脅迫などが認められることから、「上記各調書および陳述書は、その陳述内容・調書または書類の作成過程が…特に信憑性を有する状態で行われたと見ることが出来ず、任意性が認められないため、証拠能力がない」と判示し、捜査過程における拷問事実を認めている。

第三、被疑者訊問調書・陳述調書・陳述書の作成日時に虚偽記載が見られる。すなわち、中央情報部で作成された書類にソウル中部署やソウル拘置所が、そして1974年5月27日以降に作成した書類に、5月23～25日の日付が見られる。

第四、5月27日の起訴までに非常軍法会議検察部は「人革党再建委」に関する調査は一切行っていないにもかかわらず、虚偽の事実を発表している。

第五、公判調書の捏造が疑われる。

すなわち、被告人等が拷問・脅迫の事実を述べても裁判部は証拠調査を行わず、被告人等が公判廷で否認した多くの内容が記録されていない。とりわけ「共産主義国家建設を目的に共産秘密組織を構成しようとして会合決議を行った事実」など、反国家団体構成に関わる部分の齟齬が目立つ。特に、再終審となる大法院では、被告人を直接審理せず、軍法会議における公判調書で判断し、被告人等が死刑を言渡された最大の容疑が反国家団体構成罪で、かつ検察側が提示した唯一の証拠が被告人等の自白だったことを鑑みると、裁判過程に問題があったことは認めざるを得ない。

第六、取調べ過程における弁護人接見がほとんど遮断され、裁判でも弁護人が申請した証人・証拠は何ら理由なしに全部棄却され、事実上非公開裁判だった。

第七、死刑の執行が刑確定の翌日に行われ、再審請求の権利を根本的に奪われた。

第八、死刑執行命令簿上の遺言に、「赤化統一（共産主義化統一）」という文言が含まれているが、捏造された可能性が指摘され、遺族による死体の引き取り等も当局の妨害に遭ったと遺族等は証言している。

第九、「民青学連事件」との関連性は認められず、政府の威嚇効果を狙ったでっち上げだった。

人革党事件および民青学連事件被害状況の詳細は、次表の通りである。

表 2-1 人革党事件および民青学連事件被害者統計

No	人革党関連 ³⁰³			民青学連関連 ³⁰⁴		
	宣告	服役	備考	宣告	服役	氏名・現職
1	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	死刑	4 年 05 ヶ月	ユ・インテ 17 代国会議員
2	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	死刑	1 年 00 ヶ月	イ・チョル 鉄道公社社長
3	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	死刑	10 ヶ月	キム・ジハ 韓国芸術総合学 校碩座教授
4	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	無期	4 年 04 ヶ月	キム・ヒョスン ハンギョレ編集 局長
5	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	無期	10 ヶ月	ファン・インソン 大統領市民社会 主席秘書官
6	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	20	10 ヶ月	ソ・ギョンソク 先進化政策運動 共同代表

³⁰³ 림구호 「4·9 한 세대를 넘어」 『인혁당사건, 그 진실을 찾아서』 재경대구경북민주동우회 민청학련·인혁당진상규명위원회, 2005년, 166~175 쪽

³⁰⁴ 동아닷컴 2005년 12월 8일 기사(http://www.donga.com/news/print_web.php?n=200512080132)

7	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	15	7年6ヶ月	イ・ガン Chol 前大統領市民社会 会主席秘書官
8	死刑		1975.4.8 確定 翌日執行	15	10ヶ月	ジョン・チャニョ ン 前大統領人事主 席秘書官
9	無期	7年08ヶ月		10	10ヶ月	イ・ヘチャン 国務総理
10	無期	0年08ヶ月	1988.5.5 死亡	10	10ヶ月	ガン・チャンイル 17代国会議員
11	無期	7年08ヶ月		7	7年00ヶ月	ジャン・ヨンダル 17代国会議員
12	無期	7年08ヶ月		7	10ヶ月	イ・ジェウン 17代国会議員
13	無期	7年08ヶ月				
14	無期	7年08ヶ月	2010.7.11 死亡			
15	無期	7年08ヶ月				
16	20	6年10ヶ月	死亡			
17	20	6年10ヶ月	2004.12.21 死亡			
18	20	6年10ヶ月				
19	20	6年10ヶ月				
20	15	6年10ヶ月	1986.5.7 死亡			
21	15	6年10ヶ月				
22	15	6年10ヶ月				
23	15	6年10ヶ月				
24	5	0年06ヶ月	1975.10.15 西大 門拘置所にて獄 死			
25	5	5年	1979.6.28 刑期 満了により出獄			

再審判決をはじめとする種々の資料が示す通り、民青学連と人革党再建委の関係性を立証できる証拠は見当たらない。それにもかかわらず、本件被告人等が民青学連の首謀者と指目され、犠牲となったのは当局の目論みによるものと思われる³⁰⁵。すなわち、民青学連事件の直接関連者は皆学生で、その指導に当たったのは前職大統領・大学教授・聖職者など社会名士だったため、同連合の黒幕が共産主義者であるとの政府発表を文面通り信じる国民はほとんどいなかった。加えて、事件は日本やアメリカなど、国際的にも非難を集めており、政府当局は世論の非難を巧妙に避けながら維新反対運動を効果的に弾圧できる手段が必要だった。そこで、朴正熙は維新独裁への抵抗勢力を、共産主義者とその教唆を受けた単純な民主化運動勢力に二分化し、国民世論が同調している維新反対運動勢力との正面衝突を避け、世間にほとんど知られていない人革党再建委関連者に北傀指令による政府転覆陰謀容疑の濡れ衣を着せ、民青学連事件の背後に北朝鮮および共産主義者が潜んでいるという恐怖を巧妙に植え付けた。実際、民青学連関連で取調べを受けた 1024 人中、253 人が非常軍法会議に送致、180 人が裁判にかけられ、重刑³⁰⁶を宣告されるが、赦免・減刑により 1975 年 2 月 15 日には学生でなかった 4 人³⁰⁷を除く 148 人全員が刑執行停止により釈放されという、人革党再建委事件とは著しい処遇の違いが見られる。結局、本事件は独裁政権が国民のレッドコンプレックスを最大限に悪用して、対照的な処分による政治効果の最大化を目論んだ計画的司法殺人だった。こうして、用意周到な政治的刑罰目的と、綿密な事件操作による不法な法手続を以て、朴正熙は政権維持の障害となりうるあらゆる要素を排除し、薬物依存症のように独裁体制の禁断症状に浸り、民衆への抑圧強化していった。時代を逆走する政権の最大の敵は、必然的に平和統一を主張する革新主義者と既得権益を脅かす進歩勢力で、その口封じの立役者に選ばれたのが死刑制度だった。上記事件関係者の肩書きが物語るように、両事件の被害者等は昨今ともに韓国社会を支える重鎮で、彼らが政権による死刑の制裁を受けざるを得なかった社会状況こそが、独裁体制下の死刑制度の本質を描き出した縮図と

³⁰⁵ 인혁당재건위사건 재심청구서 32~35 쪽

³⁰⁶ 毎日経済ニュース 1974 年 7 月 11 日付けの報道は、死刑 7 人・無期 9 人・懲役 15 年以上が 18 人、傾向新聞 1974 年 7 月 15 日付けの報道は、死刑 7 人・無期懲役 8 人・懲役 15 年以上が 18 人とされ、多少のずれは見られるものの、いずれも重刑を言渡している。

(매일경제 1974 年 7 月 11 日 기사뉴스

<http://newslibrary.naver.com/viewer/index.nhn?articleId=1974071100099201011&editNo=1&printCount=1&publishDate=1974-07-11&officeId=00009&pageNo=1&printNo=2571&publishType=00020>)

(경향신문 1974 年 7 月 15 日 기사뉴스

<http://newslibrary.naver.com/viewer/index.nhn?articleId=1974071500329201003&editNo=2&printCount=1&publishDate=1974-07-15&officeId=00032&pageNo=1&printNo=8861&publishType=00020>)

³⁰⁷ 이·히ョン베 (前經實連執行委員長) , 그·인테

言える。そして、大法院による無罪判決が出されるまで決して口外を許されなかった事件の真実と、40年に亘って社会のグレーゾーンに於かれ、差別と疎外に苦しんだ本件被害者遺族等は、法的制裁以上の社会的被害の負の連鎖に曝され続けてきた。その全過程に、国民のための司法という法的価値は皆無に近く、無法状態の社会構図が生み出した被害の真相が窺い知れる。

第3節 光州事件³⁰⁸と死刑

前二節では、死刑制度の濫用による特定政敵の排除、および進歩勢力への迫害実態を通じて、独裁体制下に於ける死刑制度の本質的役割を確認した。また、既述のようにこれらの惨事は、いずれも個別的な司法手続を通して是正されている。これに対し本節で取り上げる光州事件は、独裁政権の標的たる敵対勢力の著しい成長により、被害規模が公汎かつ深刻だったため、当該被害者層の事件解決の要望がとりわけ強く顕出し、これを受け支配者側が政治方針の転換を目論んだ結果、二度にわたる立法措置という前代未聞の救済が試みられた。とりわけ、本件反独裁闘争の犠牲規模の大きさは、この時期の死刑制度の本質をより多角的に描き、独裁体制全盛期の終焉直後から講じられた種々の政府対策は、支配者層にとっての死刑制度の意味合いをより如実反映している。そこで本節では、光州民主化抗争における犠牲者の定義、すなわち「暴徒による反乱」から「民主主義のための努力の一環」、そして「主権者による憲法守護行為」への変遷に焦点を当て、権力者の政治的意図によって自由自在に変幻する特徴を通じ、死刑制度の軍事的政治的特質を再確認する。

朴正熙政権は、安全保障の名目のもとで国民の基本的自由と権利を剥奪し、近代化を称した開発独裁で一般国民の基本的生存権を脅かしてきた。そして、かかる「韓国的民主主義」を標榜した独裁政治の根源的支柱が、「維新体制」だった。ところが、予期せぬ絶対的権力者の消失は権力の真空状態を招来し、従来から社会問題の根源とされてきた維新体制は、その存立自体を問われるようになった。一方、権力の重心を担う軍内部でも歴史観や対国民観について密かな対立・闘争が見られ³⁰⁹、アメリカを含む権力内部の葛藤が深刻化していた。これに対し、長い間抑圧と迫害に苦しんだ民衆は、「ソウルの春」と呼ばれる民主化運動ブームを巻き起こし、学生を筆頭とする国民闘争は政治領域へと昇華していった。

激化する社会矛盾と激動する政治状況のなか、全斗煥率いる新軍部は、1979年12月12日陸軍参謀総長を逮捕して軍権を掌握し、翌5月17日には「北傀南侵説」を捏造して³¹⁰非常戒厳を全国に拡大した。次いで、戒厳布告令10号を宣布して政治活動禁

³⁰⁸ 現在、同事件について韓国では「光州民主化抗争」などの名称が一般的だが、本論文では同事件が時代の変遷に伴って定義の変化を経験してきた特徴に焦点を当て、全過程における定義の意味合いを際立たせるべく、政府による正式な固有名義の変更等の場面を除いては、「光州事件」という名称を使用して事件の特定に止めることとする。

³⁰⁹ 김준 「1980년의 정세발전과 대립구도」 『광주민주항쟁 연구』 사계절, 1990년, 149-150 쪽

³¹⁰ MBC 2000년 8월 6일 방송 「이제는 말할 수 있다」 제 20 회

<http://www.imbc.com/broad/tv/culture/cantell/vod/index.html?kind=text&progCode=100045910002010000&pagesize=15&pagenum=6&cornerFlag=0&ContentTypeID=1>

止令・休校令・言論報道検閲の強化を宣言し、金大中・金泳三・金鐘泌など野党有力候補を含む 2,699 人を連行・軟禁して、兵力で国会を封鎖した。これらの暴挙に抗議した学生等は、「金大中釈放・全斗煥退陣・非常戒厳解除」を求めてデモ・集会を決行し、新軍部との正面对決はもはや避けられない状況となった。1980 年 5 月 18 日午前、陸軍空挺部隊が全南大生等によるデモを殴打・暴行で鎮圧し、夕刻以降は一般市民に無差別殺傷が向けられた。過度な暴力に激怒した市民はデモ隊に合流し、5 月 19 日には 3,000 人、翌 20 日には 20 万人を超える規模へと拡大した。当時、光州に投入された陸軍空挺部隊は、1980 年 3 月から政府がデモの強硬鎮圧に備え高度な訓練を施した専門部隊で、既に 5 月の初めに移動・配置が完了していた。韓国軍の作戦統制権を持っていた在韓米軍のジョン・ウィッカム司令官も韓国軍部隊の光州投入を承認し、アメリカ政府も秩序維持を理由にこれを黙認した。そして、5 月 21 日戒厳司令官は、「今日事態が凄まじく拡散したのは、相当数の他の地域の不純人物および固定間諜等による悪性流言蜚語の流布と公共施設の破壊放火、装備および財産の略奪行為など、計画的な地域感情の刺激・煽動、並びに動乱行為の誘発に由来する」という声明文を発表し、デモ隊を「敵」と規定して空挺隊員の過酷な鎮圧行為を助長した。27 日には人口 75 万の光州市に 25,000 人の戒厳軍が投入され、1 万余発の弾丸を発砲して市民の抵抗を完全に鎮圧した。こうして、新軍部の多段階連続クーデター³¹¹は、国保委の稼働を以て暴力的な執権過程を完成させた³¹²。

当初、保安司令部は徹底したマスコミ統制を通じ、金大中が市民・学生らを扇動して起こした「体制転覆を企図した事態」であるとして事件の実態を歪曲・隠蔽した。しかし、表 2-2 の職業別死亡者分布の広範さ・平均さから見て取れるように、事件は特定社会階層による過激な運動ではなく、むしろ独裁体制に対する全国民の声であったことがわかる。また、14 歳未満の死亡者が 8 人、最年少死亡者 4 歳という年齢分布は、政府による鎮圧行為の無差別さと残酷さを十分に物語る。さらに、5 月 21 日から光州市は事実上の自治状態に転じたにもかかわらず、市内での犯罪等は報告されておらず³¹³、政府報道に見られる暴徒動乱説も説得力を欠き、結局「戒厳軍による過度な暴力から自らを守るための市民の自衛的行動」が政府によって書き換えられたものだった。

³¹¹ 한인섭 「국가폭력에 대한 법적 책임 및 피해회복」 『서울대학교 법학』 제 43 권제 2 호, 2002 년 6 월, 189 쪽

³¹² 정상용 · 유시민 외 『광주민주항쟁』 돌베개, 1990 년

³¹³ 동아일보 1980 년 5 월 29 일

<http://newslibrary.naver.com/viewer/index.nhn?articleId=1980052900209207001&edtNo=2&printCount=1&publishDate=1980-05-29&officeId=00020&pageNo=7&printNo=18045&publishType=00020>

□ 2-2 死亡者年齢別・職業別概況³¹⁴

年齢別死亡者		職業別死亡者	
年齢	人数	職業	人数
14歳以下	8	学生	27
15-19歳	36	自営業	21
20代	73	会社員	14
30代	26	防衛兵	2
40代	9	公務員	2
50代	6	運転手	11
60代	4	職人	34
不明	1	無職	34
合計	163	合計	145

光州事件で戒厳令に基づく政府の鎮圧による被害規模は、空前絶後だった。当初の政府発表では、死亡者数 170 人（民間人 144 人・軍人 22 人・警察官 4 人）、負傷者数 380 人³¹⁵だったが、光州広域市が 2009 年「五・一八民主化運動 29 周年」を期に集計したデータによると、死亡者 165 人（死亡が確認されているが保証金を受領していない 2 人を含む）・行方不明者 166 人・負傷による事後死亡者 101 人・負傷者 3,139 人・拘束及び拘禁等その他被害者 1,589 人³¹⁶・身分不詳の死亡者 5 人で、計 5,189 人に上る。また、「五・一八記念財団」の統計データによると³¹⁷、補償金の申請を行った死亡者は 240 人・行方不明者 409 人・負傷者 2,052 人と計 7,716 人で、そのうち死亡者 154 人・行方不明者 70 人・負傷者 1,628 人、計 5,060 人への補償金の支給が認められ、重複支給者 698 人を除くと、被害は 4,362 人に及んでいる。そのうち、行方不明者のほとんどは戒厳軍の虐殺に遭ったと推定され、これを裏付ける証言として 2001 年疑問死委による調査活動で判明した鎮圧隊員による民間人射殺及び死体遺棄事件³¹⁸が挙げられる。

³¹⁴ 연합뉴스 1995년 12월 7

<http://media.daum.net/breakingnews/view.html?cateid=100000&newsid=19951207210700984&p=yonhap>

³¹⁵ 1980年5月31日 戒厳司令部発表

³¹⁶ 事件直後、3千人以上の市民が戒厳軍による暴行に遭い、光州刑務所・常務隊に連行され62%が過酷な身体拷問、38%が心理拷問を受け、拷問被害者の55.8%が外傷性ストレス障害（PTSD）を経験し、自殺比率が10.4%に達するという報告データがある。

³¹⁷ 5.18 기념재단 홈페이지(<http://www.518.org/ease/menu.es?mid=a10304010000>)

³¹⁸ 한국일보 2001년 5월 18일 기사

この他にも、鎮圧過程で死亡した 26 人の警察・軍人など、新軍部の執権シナリオの犠牲規模は類を見ないものだった。特定地域を対象に行われた集団虐殺と弾圧を特徴とする光州事件は、国民が軍事独裁の本質を明確に認識し、権威主義体制の清算へと動き出す決定的な契機となった。

しかし、当初全斗煥政権は事件を「光州事態」と定義し、金大中という政敵としかかる「暴挙」を絡め、暴徒・動乱者として規定された 36 人を除く犠牲者については、即時「慰労金」を支給することで、事件の解決と政局の安定を図った。具体的には、1980 年 6 月 6 日、事件による民間人死亡者に 400 万ウォンと葬儀費用 20 万ウォンの計 420 万ウォンを、負傷者には 10 万ウォンと医療費の全額を国庫で負担すると発表した。結局国家予算ではなく災害義援金と国民義援金で賄われた³¹⁹。下記の表 2-3 および 2-4 は、事件直後の 1980 年 5 月 27 日、光州市が内務部の「光州事態に伴う当面の收拾対策指示」に従って講じた收拾対策案の報告資料のうち、民心安定のための各地方・団体・個人からの義援金品、および政府当局が事件の死亡者・負傷者・零細民に支給した救護金品の内訳をまとめた統計データである。事態に対する責任所在の解明や政府レベルでの根本的な対策は置き去りに、「義援」「救護」による被災民扱いと金品による懐柔政策に徹する政府当局の態度が如実に現れている。次いで 1981 年に入ると、政府当局は光州事態関連者 44 人を刑の執行停止等で釈放し、1982 年 3 月 3 日には金大中事件および事件関連者を含む 2,863 人に対する特別赦免・減刑・復権・刑執行停止・特別仮釈放などの一連の措置を通じ事態の收拾を試みる。そのなかで、戒厳軍の移動・投入におけるアメリカの承認と鎮圧作戦過程の黙認³²⁰が表面化されると、3 月 18 日には釜山米文化院放火事件が発生し、政府は 4 人を指名手配、犯人隠匿容疑で神父 5 人を逮捕した。さらに、犠牲者を埋葬した「望月洞」が民衆闘争の「象徴」として浮上すると、政府関連団体の「地域開発協議会」が「望月洞墓地移転事業」を推進する³²¹一方、1983 年からは慰労金支給問題で遺族間の矛盾を触発する。結局、様々な表向きの宥和政策とは裏腹に、全斗煥政権は光州事件に於ける非人道的弾圧行為と真相の歪曲を執拗に繰り返した。

(<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=038&aid=0000073135>)

³¹⁹ 『시사저널』 1993 年 5 月 6 日 17 쪽

³²⁰ 「ジョン・ウィッカム駐韓 UN 軍韓米連合軍司令官は、同作戦指揮権下にある一部韓国軍の群衆鎮圧作戦への投入要請を韓国政府から受け、これに同意した。」

동아일보 1980 年 5 月 22 日 보도내용

³²¹ 한국기독교 교회협의회 인권위원회, 『1980 년대 민주화운동VI』 한국기독교 교회협의회, 1987 年, 206 쪽

4. 誠金品 接受現況

内 容	受 渡			寄 託 者
	前日	今日	累計	
現 金	102,000 ¹⁰⁰		102,000 ¹⁰⁰	
誠 品	白 米	450 ⁴⁵⁰	450 ⁴⁵⁰	
	混 合 穀	100 ¹⁰⁰	100 ¹⁰⁰	
	早 刈 米	1,200 ^{1,200}	1,200 ^{1,200}	
	木 材 (4寸)	500 ⁵⁰⁰	500 ⁵⁰⁰	
	医 薬 品	10 ¹⁰	10 ¹⁰	
	チ 子 三 三	2,000 ^{2,000}	2,000 ^{2,000}	
	農 心 材 包	200 ²⁰⁰	200 ²⁰⁰	
	毎 日 産 乳 粉 乳	600 ⁶⁰⁰	600 ⁶⁰⁰	

＜ 今日 接受 内容 ＞

○ 粉 乳 100 袋 毎 日 産 乳 株 式 會 社

表 2-3

1. 救 護 現 況

内 容	単 位	実 績		支 給 姓 名	備 考	
		前 日	今 日			
計	現 金	千 円	160,657	160,657		
	計	円	80,228	20,048		
	白 米	(60kg)	20,190	20,190		
	精 麥	(10kg)	2,258	2,258		
	庄 粍	(50kg)	2,000	2,000		
	餅	個	1,200	1,200		
	チ 子 三 三	個	2,000	2,000		
	粉 乳	袋	600	600		
	死亡者	現 金	千 円	2,260	2,260	1,130 千 円
		白 米	(60kg)	400	400	2 千 円 金 北 知 事
負 傷 者 (入 院 者)	現 金 (慰 問)	千 円	10,230	10,230	誠 金	
	チ 子 三 三	個	2,150	2,150		
居 宅 救 護	粉 乳	袋	600	600		
	小 計	円	731	731	1,681 袋 口 政 府 備 録	
	白 米	(60kg)	450	450		
	精 麥	〃	227	227		
	餅	個	1,200	1,200		

表 2-4

このような事態に転機をもたらしたのが、1985年の国会議員選挙だった。政府与党の様々な不正行為にも関わらず新民党が第一野党となり、政局運営の主導的役割が政府与党から野党三党に移ったことで、大統領の支配的地位を儀式的に正当化するに過ぎなかった慣行が打破された³²²。これをきっかけに光州事件解決の機運も上昇し、1987年の大統領選挙では、新軍部の要因だった盧泰愚候補も「我々民族史の大きな傷である光州事態を必ず私の手で最善を尽くし、互いに赦し和解するという大局的見地から治癒する」³²³ことを公約に掲げるに至った。そして、当選されると新政府出帆の準備作業として真っ先に「民主和合推進委員会」³²⁴（以下「民和委」とする）を発足させ、光州問題の解決に着手することで前政権との差別化を狙った。民和委は、6回にわたる全体会議と11日間の一次分科活動および6日間の二次分科活動を含む44日間の調査を通じ、前軍部政権下で「禁忌」とされてきた光州問題に対する解決の姿勢を積極的に示した。調査の結果民和委はまず、「光州抗争の直接原因は戒厳軍の過剰鎮圧が発端である」とし、本格的な治癒対策案として「名誉回復」と「補償問題」に焦点を当てた。次に、真相解明については事件から8年経過しており、「真実発見の難しさと調査遅延による被

322 김재균 『5·18과 한국정치- 광주보상법과 5·18 특별법 결정과정 연구』 한울 아카데미, 2000년, 116 쪽

323 노태우 『위대한 보통사람들의 시대』 을유문화사, 1987년, 33 쪽

324 同委員会は、国政運営の基調となる民主発展と国民融和及び社会改革の実践案を大統領に提案することを義務とした。

害者補償の遅滞が不可避である」との立場を堅持した。さらに、「過剰鎮圧の責任を問うなら、刑務所襲撃などの不法行為責任も問わざるを得ず³²⁵、処罰は問題の解決ではなくさらなる問題を招来し、融和を阻害する」との詭弁を弄して、責任所在は意見書から外すこととした。また、光州事件の定義に関して、「義挙」と「抗争」という用語を議論したが、いずれも戒厳軍の鎮圧責任に言及せざるを得ないことを理由に、折衷的立場をとって「民主化闘争の一環」とであると定義した。そして民和委は、光州事件を「光州学生・市民達の民主化努力と闘争の一環で…過剰鎮圧などに対する政府レベルでの謝罪が必要である」旨の「光州事態治癒方策に関する提案書」をまとめた。提案書は、①民主社会発展のための提案、②国民統合のための提案、③社会発展のための提案の3つの項目で構成され、光州問題は第2項の国民統合のための地域感情解消問題の一環として取り扱われた。これは、事件に批判的な立場を取る民心を最大限に收容しながらも、根本的には光州事件を特定地域階層の暴動として規定してきた新軍部の立場を継承するものだった。結局、民和委の提案内容は、全斗煥政権下で暴徒による動乱として歪曲された事件の本質を、民主化闘争として再定義した肯定的側面にも関わらず、実質的には光州市民の無政府的な武装抵抗による事態の悪化責任と、金大中という人物を主軸とした過度な地域感情の表出の結果だったという否定的な側面を混在させ、金銭補償という形式的な問題解決に力点を置くことで、真相解明・犯人処罰という根本的な解決を却って困難にした。これは、民和委の発足根拠が法律ではなく単純な提案機構だったこと、同委員会の光州問題担当部署がほとんど与党の立場を代弁する保守派メンバーで構成されていたことに起因する。いいかえれば、民和委の性格がその役割を規定し、光州事件の「犯人」の一人である盧泰愚政権の順調な出帆と安定的な政局運営という限定的な役割が、政権の負担を最小限に押さえる露骨な提案を生み出し、結果として光州問題はもう一度歪曲されることとなった。

1988年4月、盧泰愚政権は民和委の提案を受け、「光州事態治癒のための政府声明文」を発表した。9ヵ条からなる声明文は、「光州事態を当時の具体的な進展とは別に、国家の政治発展という大きな流れのなかで把握すると、光州学生と市民の民主化のための努力の一環である…死亡者・負傷者の追加申告、光州事態治癒義援金募金および支援、望月洞墓地の公園整備および慰霊塔建設支援、負傷者治癒と遺族のための就職支援、子

³²⁵ 光州事件鎮圧直後、新軍部はその正統性を強調すべく、光州市民等が2700人余收容されている光州刑務所を襲撃したと発表した。しかし、光州市民はこれを否定し「光州抗争を暴徒の仕業」に仕立てようとした新軍部の自作自演であると主張している。また、当時の刑務所所長ハン・ドヒ氏は、政府発表は事実ではない旨証言しており、国防部過去事真相究明委員会は、「光州市を離れようとして刑務所周辺を通りかかった一家を乗せた車、子連れの人々、戒厳軍駐屯地域の村民など、多くの市民が戒厳軍の発砲により死傷した」と結論付け、事件の捏造の可能性を示唆した。しかし、種々の制約により、結局事件の真偽は究明できなかった。

供大公園の造成と国民義援金の国庫充当」を趣旨とした。しかし、声明文は美辞麗句で修飾されている一方、光州事件の発生責任の半分を光州に転嫁し、実体的真実の究明による事件の根本的な解決よりは、地域矛盾の緩和と前政権との差別化による政権基盤の安定を狙ったもので、政権の胎生的限界と権威主義体制の本質を露にしている。次いで盧泰愚政府は、1988年11月26日に「特別談話」を発表して、光州犠牲者について、光州市がそれまでに受理した事件の事実確認作業と「五・一八光州民主化運動真相調査特別委員会」（以下「国会光州特委」とする）の調査が終了し次第、直ちに名誉回復と最大限の補償を実施し、そのための特別法を制定すると発表した。しかし、ここでいう「名誉回復」は、事件当時軍事裁判に付された被害者等に対する無罪宣告や軍事裁判の無効などの法的措置ではなく、国が金銭補償の財政負担をすることで間接的に名誉が回復されるという、究極の論理構造によるものだった。そして、政府の「確固たる事件解決の意志」を示すべく、1988年7月補償金支給時の相殺を条件に、対象者1,266人に一次生活安定資金300万ウォンを支給し、さらに1990年3月30日には大統領の直接指示により、遺族と重傷者に3000万ウォンと一般負傷者に1000万ウォンが、補償金支給時までの無利息融資として支給された³²⁶。結局、盧泰愚政権の事件の歪曲と安易な金銭補償という軍部政権の常習から抜け出すことはできなかった。

他方、第13代国家議員選挙で国会が与野小野大政局を呈し、とりわけ平和民主党が光州事件の最大の被害者である湖南地域でほとんどの議席を占めたことで第一野党に浮上し、国会における野党の影響力行使が可能となった。そこで、一定範囲内で野党の意見を受容せざるをえなくなった政府与党は、表面的ながら国会の国政調査権発動による光州問題解決と、全斗煥政権時代の不正救済に協力せざるを得なかった。そして、1988年6月27日、憲法第61条及び国会法第43条の規定に基づき「国会光州特委」が発足された。同委員会は、32回に及ぶ全体会議と47回の幹事会議を開き、19回の聴聞会で57人に対する証人訊問、165件の政府資料要請と、国防部・陸軍本部による2回の文書鑑定を通して、調査を進めた。調査の結果、以下のことが判明し、国民が権威主義体制の本質を理解する第一歩となった。すなわち、

①新軍部勢力のクーデターは、一二・一二軍反乱に始まり、五・一七非常戒厳拡大措置で完成され、その権力掌握過程で発生した流血事件が光州事件だったことを明らかにし、民主抗争とクーデターの関係性を明らかにした；

②新軍部政権が、国民抵抗による武力衝突に備え、事前に暴動鎮圧訓練で完璧な準戦時体制を構築し、政権篡奪が計画的だったことを明らかにした；

³²⁶ 김재균 『5·18과 한국정치- 광주보상법과 5·18 특별법 결정과정 연구』 (前掲) 140 쪽 재인용

③国民による戒厳解除の要求と与野の合意による国会戒厳解除決議にもかかわらず、新軍部は非常戒厳の拡大を強行し、五・一七戒厳が実質政権篡奪のための手段として利用された事実を明らかにした；

④事件初期の鎮圧実態の甚だしさを初めて国民に公開した。すなわち、平和デモに対し軍部が戦力を追加して過剰鎮圧に乗り出したことで、初期から人命被害が発生したこと、及び鎮圧部隊が使用した武器の殺傷力などが明らかとなった；

⑤戒厳軍の集団発砲と民間人虐殺の悲惨な実態を公開した；

⑥光州抗争の流血鎮圧過程でアメリカが相当な役割を果たしたことを明らかにした；

⑦戒厳軍が光州市郊外に移動してから流血鎮圧が敢行されるまでの間、光州市内では一件の強盗・窃盗事件も発生しておらず、金大中の内乱陰謀も全斗煥政権による捏造だったことが暴かれ、政権による隠蔽疑惑が事実として確認された。

その中で、民主陣営の代表格とされた金泳三統一民主党総裁が与党と政党合併を行い、与野大政局は国民の意向を置き去りに巨大与党へと一変した。そして、事件発生から11年後の1990年7月、政権与党は『光州民主化運動関連者補償等に関する法律』を単独で強硬採択し、政権誕生の原罪とも言える光州問題の終結に向けて動いた。同法は、真相究明には一切言及しておらず、かかる民主陣営に対する防御的対応は政権与党の限界を自認するものだった。そして、かかる政党合併で誕生した次期金泳三政権も、出帆初期は光州市記念日の制定、5・18行方不明者・負傷者に対する追加補償、望月洞墓地聖域化、全南都庁移転に伴う記念館建設支援、指名手配解除と被解雇者の復職及び前科記録の抹消など、全面的な支援と努力を約束しながら、真相究明と責任者処罰は歴史の審判に委ねるという声明を発表した。結局、物質補償で文民政権の優位性をアピールし、国民の支持を獲得する一方、現実的には政治的紛争の可能性を徹底的に遮断する政略的立場を選び、政権の根源的限界を露呈させた。一方、政府の意向を十分に汲んだソウル地方検察庁と国防部検察部は、前職大統領をはじめとする58人の告訴・告発状に対し、「成功したクーデター」論を根拠に、「五・一八公訴権なし」という決定を下した。すなわち、「政治的変革期において、変革勢力が新たな政権の創出に成功し、国民の政治的審判を経て新しい政権と憲法秩序が樹立された場合、旧憲政秩序に基づく新政権並びに憲法秩序創出過程の一連の行為につき法的効力を争い、若しくは法的責任を問うことは出来ず、刑法上の内乱罪は現行の憲法秩序を保護するためのもので、内乱が成功した場合は法的価値の転換が実現され、新体制の主体を処罰することは出来ず…政治・社会・法律面の重大な混乱を回避するためにも司法審査の対象から外すべきである」とした。さらに「国保委立法会議」の立法活動は過渡立法機構による立法行為に属し、権力分立的見地から司法判断が不適切な典型的な統治行為領域に分類されるゆえ、司法審査

を排除すべきである、というものだった³²⁷。

しかし、1995年全斗煥・盧泰愚前大統領の天文学的数字の闇政治資金問題が暴露されると、国民は犯人処罰のための法制定、政治化された検察の代わりに独立して捜査を担当しうる特別検査制度の導入、憲法破壊犯罪に対する公訴時効延長のための特別法措置などを強く求めるようになり、世論に押された金大統領は態度を一変させ、『五・一八特別法』の制定に踏み切る。そして、その裏には次のような狙いが隠されていた。すなわち、

第一、盧泰愚前大統領の政治資金問題とクーデター責任をまとめて処理することで、国民の注意を自らの政治資金問題からそらし、政局の安定と国政運営の主導権を握る；

第二、過去との確実な断絶と歴史清算を内外に誇示することで、1996年国会議員選挙での民心誘導を狙う；

第三、クーデター当事者の司法処罰により、人為的政界再編で誕生した政権の正統性を樹立する政治的意図によるものである；

第四、光州地域の敵たる軍事政権との協力で誕生した政権の裏切りと、それに起因する事件解決の手緩い姿勢により、不満が募った地域感情に対する融和姿勢をアピールする；

第五、野党による五・一八批判を無力化し、金大中国民会議総裁の立ち位置を狭めると同時に、クーデターのメンバーだった自民連総裁に打撃を与え、抜本的な世代交替を見せしめるためだった。

こうして、5・18は政治的争点から法的問題へと転じ、『五・一八民主化運動等に関する特別法』（1995年12月21日、法律第5029号）及び『憲政秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特例法』（1995年12月21日、法律第5028号）が制定された。両法はまず、憲政秩序を破壊する内乱罪及び反乱罪に対し、公訴時効の適用を排除する基本原則を定め、過去の憲政秩序破壊犯罪について、「国家の訴追権行使に障害事由が存した期間は、公訴時効が停止したものとみなす」規定を置いた。ここでいう訴追権行使の障害とは、クーデターによって政権を掌握した勢力が執権している期間中は事実上彼らの憲政秩序破壊犯罪に対し刑事訴追が不可能な点に鑑み、執権終了であっても刑事訴追が可能である旨の宣言だった。また、検事の不起訴処分の濫用に対応すべく、憲政秩序破壊犯罪に対する検事の不起訴処分に対し、法院が裁判を通し起訴を強制できる裁定申請制度を新設し、光州事件において民主的抗争権を行使して内乱罪を言渡された人に対する特別再審を可能にし、光州事件鎮圧のみを理由に授与された勲章の取消と、政府レベル

³²⁷ 서울지방검찰청·국방부 검찰부 「5·18 관련 사건수사 결과 보고서」 1995년 7월 18일, 172-197 쪽

での 5・18 民主化運動精神継承記念事業の推進を規定した。

しかし、これらの 5・18 関連法律の制定につき、多くの法的争点が提起された。すなわち、

第一、「成功したクーデター」の処罰可能性

検察の処罰不能説に対し、法学者等は「成功したクーデターというだけの理由で無辜な国民の犠牲にまで免責特権を付与することは、民主国家の法秩序に生きる善良な法意識に背馳する」として反論した。大法院も、「我が国の憲法秩序のもとでは憲法が定める民主手続に依らずして暴力を以て憲法機構の権力行使を不可能にし、または政権を掌握する行為は如何なる場合であっても容認できない。よって、軍事反乱と内乱行為は処罰の対象となる」³²⁸とし、憲法裁判所もまた「内乱罪は当該行為が成功しようが、失敗して未遂に止まろうが、実定法違反行為として処罰すべきである」として、検察の主張を正面から否定した。

第二、遡及立法及び公訴時効の問題

憲法裁判所³²⁹は、一旦『五・一八民主化運動等に関する特別法』が個別事件法律に該当し、かかる個別事件法律は「原則、平等原則に違背する恣意的な規定である恐れが強い」ことを認める。しかし、「特別法が個別事件法律であっても、立法を正当化できる重大な公益が認められる」場合には憲法に違反しないと宣言し、重大な公益として「半世紀ものあいだ歪曲されてきた憲政史の是正という時代的当為性と、執権過程で憲政秩序破壊犯罪を犯した者に対する膺懲を以て正義を回復する」ことを挙げる。そして、公訴時効が完成していない場合は、被告人の公訴時効消滅に対する期待が比較的脆弱かつ不確実な期待であることから、重大な公益の必要性が認められる場合、不真正遡及効を有する刑法規定は違憲でないとした。さらに、本件犯罪の性格上実質刑事訴追が不可能な程度の「重大な障害事由」が存在することも、同法が合憲とされる理由の一つであると、判示した。しかし、真正遡及効については個人の法益侵害を理由に違憲論が優勢したため、15年の公訴時効の完成時点についてはその起算点が重要な論点となり、法院の事実認定に委ねられた。検察側は、光州事件の公訴時効は、崔圭夏大統領が辞職した時点の1980年8月16日から進行し、1995年の8月15日に完成すると解釈した。これは、内乱・外患罪を除き大統領は在職中の刑事訴追を免れる、とした憲法第84条の規定に根拠を置くもので、執権期間中は公訴時効が中断する他の罪と区別している。これに対し、大法院は公訴時効の起算点を、非常戒厳が解除された1981年1月24日を

³²⁸ 대법원 판례집 제 45 권 1 집 (12 · 12 및 5 · 18 관련특별호) 법원도서관, 1997 년, 14~15 쪽

³²⁹ 헌법재판소 결정 1996 년 2 월 16 일 96 헌가 2, 96 헌바 7, 13

内乱行為の終了時点とし、結果公訴時効を6日残して光州事件首謀者の起訴が可能となり、特別法の憲法適合性に関わらず、5・18裁判の正統性と合憲性を確定させた³³⁰。

光州事件の真相究明は、責任者処罰及び法的解決が、汎国民的要望によって実現した点で、重要な意義を有する。政権の限界に由来する国家権力の不起訴処分決定にもかかわらず、国民意思の凝集により五・一八特別法を受容させ、ひいては1996年4月の大法院確定判決へと結びつけた。これは、30年間韓国社会を支配してきた軍部権威主義体制の清算を意味すると同時に、新たな支配体制の出現、すなわち国民自らが憲政秩序の積極的な主体として主権を行使し、歴史的・政治的正統性を確立する契機となった。さらに、手続を無視して結果のみ重視する風土、手続的正統性を無視する思考方式、単線的な国家目標と国民動員、国家目標達成のために個人の犠牲を強要する国家主義的思考、国家があらゆる権力を集中行使する慣習、文化価値の多様性を無視する画一主義と権力維持のための極端な反共主義など、軍事支配体制に対する国民の政治的勝利を象徴する。そして、1997年4月17日、一年あまり続いた光州事件関連裁判の大法院判決³³¹がくだされた。大法院は、全斗煥・盧泰愚両前職大統領に軍刑法上の反乱及び内乱罪を適用し、それぞれ無期懲役と懲役17年を言渡し、確定させた。その他被告人を含む詳細な量刑は次の通りである。

2-5 12・12及び5・18事件被告人別量刑³³²

氏名	当時職責	確定量刑 (大法院)	宣告量刑	
			第1審	控訴審
全斗煥	保安司令官	無期懲役 追徴金 2千2百5億ウ オン	死刑 追徴金 2千2百59億 ウォン	無期懲役 追徴金 2千2百5億ウ オン
盧泰愚	9師団長	懲役17年 追徴金 2千6百28億 ウォン	懲役22年6月 追徴金 2千8百38億 ウォン	懲役17年 追徴金 2千6百28億 ウォン
黄永時	1師団長	懲役8年	懲役10年	懲役8年

³³⁰ 한인섭 「국가폭력에 대한 법적 책임 및 피해회복」 (前掲) 200~205 쪽

³³¹ 대법원 1997년 4월 17일 선고 96도 3376 전원합의체 판결

³³² 중앙일보 1997년 4월 18일

鄭鎬溶	特戦司令官	懲役 7 年	〃	懲役 7 年
許和平	保安司秘書室長	懲役 8 年	〃	懲役 8 年
李鶴捧	保安司捜査局長	〃	〃	〃
許三守	保安司人事所長	懲役 6 年	懲役 8 年	懲役 6 年
李嬉性	戒嚴司令官	懲役 7 年	〃	懲役 7 年
俞学聖	国防部軍需次官補	控訴棄却 (裁判係属中 死亡)	〃	懲役 6 年
崔世昌	3 空襲旅団長	懲役 7 年	〃	懲役 5 年
周永福	国防部長官	〃	懲役 7 年	懲役 7 年
車圭憲	首都軍団長	懲役 3 年 6 月	〃	懲役 3 年 6 月
張世東	30 警備団長	〃	〃	〃
申允熙	首警視憲兵副団長	〃	懲役 4 年	〃
朴琮圭	3 空襲 15 隊隊長	〃	〃	〃
朴俊炳	20 師団長	無罪	無罪	無罪

これらの有罪判決により、光州事件は「新軍部の国憲紊乱行為に抵抗して光州市民が取った勇気ある行為」、「主権者としての国民が憲法守護のために行った団結」として性格を改められた。これは、軍事独裁制権によって長年歪められてきた正義の基準が改められ、翻って言えば政府が死刑制度の軍事的政治的の濫用による加害責任を認めたもつとも有力な証拠と言える。

小 結

本章では、典型的な政治事件に焦点を当て、行政府にとっての軍事的政治的死刑の存在意義と、その反対作用として被害当事者にとっての法律的刑罰的死刑の不在実態を考察してきた。李承晩政権時代の「進歩党曹奉岩事件」では、執権者が政権維持を体制護衛に見せかけ、一部既得権者層の利益に徹した政局運営と、それを永続させるための執権延長の一環として政敵の排除が公然となされ、その過程で軍事的政治的死刑制度が悪用されてきたことを確認した。続く朴正熙政権下では、政権維持の妨害勢力が、政治家個人から進歩勢力へと広がり、死刑制度はもっぱら反政府勢力の排除手段に転落せられた。とりわけ、軍事的政治的死刑制度は、その執行段階で国民世論の大勢と国民のレッドコンプレックスを巧みに使い分けることで、威嚇・排除効果を最大限に引き出し、保

守政権利益の最大化を実現してきた。一方、法律的刑罰的死刑の不在による被害当事者の被害実態は、権力者層が意図的に造り出した社会構図の中で可視的被害に止まらず、連鎖的に拡大していく特徴を概観した。次いで、暴力的執権過程を通して政権を獲得した全斗煥政権下では、その反対勢力が国民全体へとさらに拡大された。そして、軍政延長に反対して戦ってきた「正義」とも呼ぶべき民衆勢力の行動が、政権利益と政治的駆け引きによって幾度も「再定義」され、政府よる殺人は長い間正当化されてきた。そのなかで、政府殺人による犠牲者は、「暴徒による反乱者」から「民主主義のための努力者」に、そして「憲法を守護する主権者」へと質的変換を遂げ、その過程こそが死刑制度の軍事的政治的特質を力説していることを立証した。総じて、死刑の執行が停止されるまでの韓国の死刑制度は、法的側面からも社会的側面からも徹底した軍事的政治的特質が「恒久的」に維持されてきたこと、さらに法律的刑罰的死刑は対をなす形で限りなく希釈されてしまった状態を再確認できた。

第三章 国民の被害

第1章では政府の樹立から死刑の執行が停止されるまで、韓国の法制定機構によって制定改廃された死刑関連法律の考察を通じ、その制定主体・改廃経過・法的特徴・適用環境・適用実態が帯びている濃厚な軍事的政治的特色を、法的視覚から立証した。すなわち、「犯罪対策」よりは「政権防衛」に資する制度設計のもと、違法な適用手続による「政治的濫用」が繰り返された結果、死刑制度の刑罰機能が強権政治の「抑圧手段」に転落せられ、各政権時代を通して不変だったことを明らかにした。そして、第2章では典型的な政治事件をフォーカスし、統治者と反対勢力の関係性から死刑制度の意味合いを析出することで、政権維持と軍事的政治的死刑の密接不可分な関係、並びに被害当事者等への反対作用の波長を立証した。つまり、反対勢力の排除による既得権守護・維持の場面に焦点を当てることで、軍事的政治的死刑と法律的刑罰的死刑がそれぞれ社会構成員に及ぼす影響のコントラストを描き出し、死刑制度自体の政治的軍事的特徴を再確認した。これらの論証をふまえ、本章では考察対象の規模を国民国家の基盤となる「国民」全体へと広げることで、もっぱら軍事的政治的特質によって形成される韓国国民の「死刑観」を究明する。具体的にはまず、韓国国民が韓国戦争および長い民主闘争過程において、政府の死刑濫用により被った身体的・心理的・財産的被害の規模・程度・影響を可視化・数量化することで、「軍事的政治的死刑」による被害状況の深刻さ、それと表裏一体をなす「法律的刑罰的死刑」の存在感の薄さを対照的に立証する。そして、本来犯罪統制手段として国民の安全安心を守るべき死刑制度が、長年にわたって統治者側の政治利益の実現と拡大の手段に転落せられた結果、韓国国民は「軍事的政治的支配道具への嫌悪」という「死刑観」を抱くこととなり、暴挙の恒常化による反感の累積が支配抑圧道具への否定たる「死刑執行停止」として現れる国民の意識傾向と変遷過程の全貌を素描することで、韓国が死刑執行停止に踏み切った根本理由、及び韓国における「事実上の死刑廃止」の意義をまとめる。

第1節 韓国戦争の影響と国民の被害

米ソが朝鮮半島を分割占領するなか、韓国は対共産圏基地という宿命的な位置づけにより、国民の意思とは無関係に千年以上続いた統一国家は分断を余儀なくされた。もっぱらアメリカと一部権力者の思惑により、分断国家という宿命を背負って現代史の第一歩を踏み出した韓国だが、同族戦争を望んだ一般国民は一人もおらず、誰しものが平和統一を信じてやまなかっただけに、韓国戦争が韓国現代社会にもたらした構造的・質的变化は計り知れないものだった。三年に亘る戦争は、人々の心身に深い傷を刻み込み、記憶

の深層細部を腐食して半世紀以上も陰影を投じつづけてきた。そして、戦火に投げ込まれ同族の殺し合いを強いられた韓国国民は、アメリカの冷戦戦線と独裁者の権力意志が創りだしたイデオロギー戦争の結果、その後半世紀もの間権力者の都合に合わせた「正義」の概念を強いられることとなる。言い換えれば、韓国戦争は国民一人一人に「冷戦的世界観」を内面化させる決定的な契機となり、その過程で最大の被害者となったのが、アメリカと権力者による蛮行・虐殺を強いられた「国民」である。

三年間にわたる韓国戦争の被害は、まず驚くべき人命被害の規模に現れた。初期の北朝鮮によるソウル陥落と大々の南進、アメリカの参戦による北進、中国参戦に伴う後退と38度線での対置という朝鮮半島を縦断し、進退を繰り返した戦線により、戦火は朝鮮半島全土に及ぶこととなった。もちろん、戦争による直接的な人命被害を正確な把握することは難しいが、限定された資料の中でその数値を推定すると、表3-1-1の通りである。すなわち、虐殺を含む死亡者が民間人37万4千人と軍人2万9千人で、計40万3千人あまりで、拉致・失踪・捕虜など韓国からの流出人口が民間人38万8千人と軍人17万1千人で、計55万9千人に達する。また、韓国の政府資料によると、韓国戦争期間中多くの人々が北朝鮮に強制連行されたが、少なくとも20万人の韓国青年が北朝鮮の義勇軍に加入し、128,000人が北朝鮮当局により政治的理由で殺害されたとする。さらに、5百万人を超える韓国人が家を失い放浪生活を強いられ、そのうち戦争未亡人が20万人、戦争孤児が10万人と推計されている³³³。1952年末時点での避難民の数だけでも240万人に上るとされ、言い換えれば国民の約半数が直接戦争の影響を受けたことになる。この他にも、避難生活・家族離散・経済破綻・社会不安など戦争による間接的な惨禍は甚だしく、戦争の影響を受けなかった個人・家庭は存在しなかったといっても過言ではない。さらに戦争世代の意識形態に決定的な影響を及ぼし、その後の韓国社会の方向性を規定する重要な制約要素として働いた。

3-1-1 韓国戦争による人命被害

		民間人 ³³⁴		韓国軍 ³³⁵	
原因	計	男	女	原因	人数
死亡	244,663	166,104	78,559	死亡	29,494

³³³ 정성호 「한국전쟁과 인구사회학적 변화」 한국정신문화연구원 편 『한국현대사의 재인식 7- 한국전쟁과 사회구조의 변화』, 백산서당, 1999년, 14~15 쪽

³³⁴ 한국은행 『한국경제연감』 한국정부 공보처 통계국, 1955년

³³⁵ UN 군본부 비공식 발표, 윤종주 「민족 대이동으로 본 6.25」 중앙일보사 『월간중앙』 1980년 6월, 117 쪽 재인용

虐殺	128,936	97,680	31,256	—	—
負傷	229,625	168,849	60,776	戦傷	101,097
拉致	84,532	78,377	6,155	捕虜	65,601
失踪	303,212	253,271	49,941	失踪	105,672
合計	990,968	764,281	226,678	合計	301,864

また、表3-1-2は、韓国戦争の勃発から1年9ヶ月経過した1952年3月末時点での韓国地域別5歳年齢別人口分布表である。ここでは、地域別15～44歳の年齢層の人口分布に偏りが激しく、特にソウル・京畿地域でのばらつきが目立つ。その中でも、ソウルの場合20～24歳人口が15～19歳人口の半分に満たない奇異な現象が見られる。同様の現象は、程度の差こそあれ全国各地でみられ、戦争による被害がもっとも明確に現れているのが、20～24歳の若年層であることが分かる。次いで、図3-1-3及び図3-1-4は、人口分布表をもとに作成した全国及びソウル地区の人口ピラミッドである。戦争で奪われた若者等の命の痕跡と、戦争による韓国社会の病みの深さを、畸形な人口ピラミッドが如実に描いている。とりわけ、ソウル地区に於ける男性人口への影響は、47.3%という男女比や、男性人口が占める割合の低さから、簡単に見て取れる。

3-1-2 五歳年齢別人口分布³³⁶ (人口・男女比)

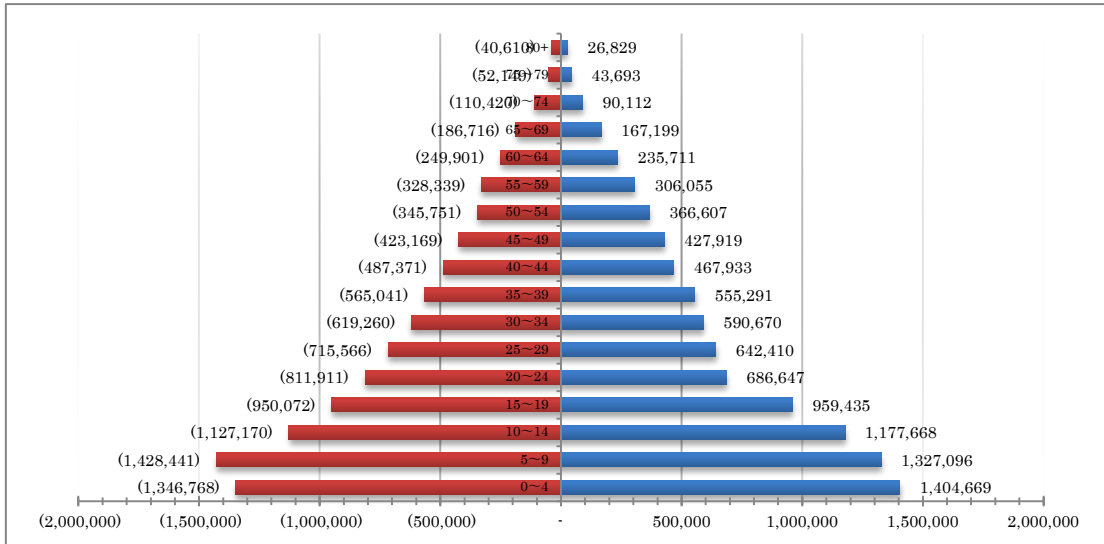
年 齢	ソウル	京畿	忠北	忠南	全北	全南	京北	京南	合計
0									
～	85,662	373,772	204,338	337,912	338,915	387,702	470,484	552,652	2,751,437
4									
5									
～	80,356	412,841	157,396	319,344	303,257	401,646	579,225	501,472	2,755,537
9									

³³⁶ 内務部 통계국 『대한민국 통계연감』 1954년, 29쪽

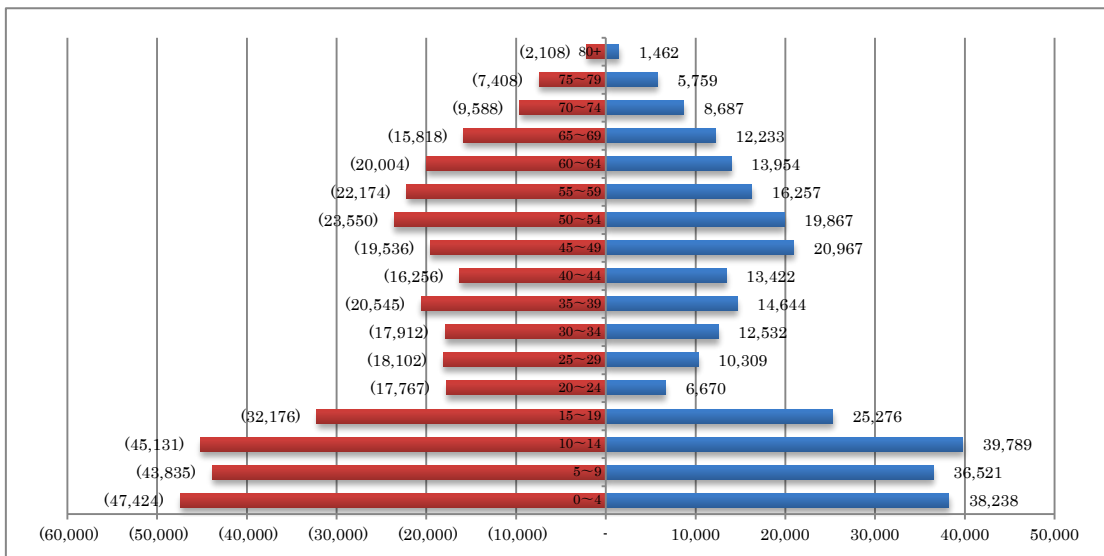
10									
~	84,920	357,057	148,110	273,732	275,270	322,820	398,171	444,758	2,304,838
14									
15									
~	57,452	300,947	130,961	201,871	222,895	271,900	346,914	376,567	1,909,507
19									
20									
~	24,437	224,321	102,071	145,198	183,534	250,261	293,709	275,027	1,498,558
24	(47.3%)	(76.6%)	(98.4%)	(87.7%)	(97.4%)	(93.2%)	(93.2%)	(85%)	(87.4%)
25									
~	28,411	224,107	96,794	138,272	166,665	205,180	243,945	254,602	1,357,976
29									
30									
~	30,444	208,611	87,164	128,685	141,924	174,569	220,546	217,987	1,209,930
34									
35									
~	35,189	188,953	84,790	122,199	125,281	164,853	192,066	207,001	1,120,332
39									
40									
~	29,678	133,054	71,210	115,040	104,138	138,504	171,406	192,274	955,304
44									
45									
~	40,503	90,946	61,573	108,636	90,418	135,284	147,973	175,755	851,088
49									

50									
～	43,417	76,946	53,130	89,234	79,621	106,228	133,838	129,944	712,358
54									
55									
～	38,431	62,946	43,642	81,327	73,098	105,392	114,260	115,298	634,394
59									
60									
～	33,958	48,947	33,790	67,028	66,351	66,200	90,445	78,893	485,612
64									
65									
～	28,051	37,767	24,276	50,846	45,209	53,098	54,129	60,539	353,915
69									
70									
～	18,275	28,000	12,663	12,714	31,485	23,479	31,685	42,231	200,532
74									
75									
～	13,167	16,799	5,672	589	899	14,747	18,256	25,713	95,842
79									
80+	3,570	13,999	1,582	251	224	27,554	7,403	12,856	67,439
合 計	675,921	2,800,013	1,319,162	2,192,878	2,249,184	2,849,417	3,514,455	3,663,569	19,264,599

3-1-3 全国人口ピラミッド



3-1-4 ソウル地区人口ピラミッド



次に、注目すべきは、これらの人命被害を生み出した実態背景と加害者の正体である。通常、戦闘地域における正面对決による軍人の死傷は、どんな戦争でも避けられない。実際、韓国戦争においても三年間の武力衝突は、301,864人の軍人死傷という相応の犠牲を払っている。一方、同時期の民間人の被害者数に目を向けると、驚くべきことに軍人の三倍以上に上り、さらにその大半の加害主体が「敵」として規定せられた北朝鮮だけではないことが、近年の調査で明らかになりつつある。具体的には、国家の存亡をか

け戦線を守護すべき国軍と、国民の生命財産を守るべき警察、ひいては同盟国として「援助」に訪れた米軍による殺傷が繰り返されたうえに、隠蔽されてきたとする。実際、民間人虐殺と呼ばれるこれらの事件は、被害者等が集団虐殺にあったため遺族が生存していない場合が多く、かろうじて存命している場合であっても遺族が高齢だったり、60～70年代の都市化により移住したりで、真相解明に対する直接の問題提起ができる状況ではなかったため、長い間歴史に埋もれたままで、政府の公式的な統計からは外されたままだった。特に朴正熙のクーデター直後、軍事政権は遺族会を共産主義団体と誣い、強制的に解散するとともに会長以下18人を軍法会議に付したことで³³⁷、その活動はさらに萎縮することとなった。

そして、2005年民間人虐殺事件に関する韓国史上初の政府レベルでの全面調査が行われ、調査を担当した「真実和解のための過去史整理委員会」（以下「真実委」とする）の調査結果によると、真実究明がなされた12,364人のうち、軍刑による被害者が4,395人、予備検束・補導連盟被害者が3,215人、刑務所収監者被害者が785人、米軍による被害者が763人とされた。言い換えれば、米軍を含む見方による被害が78.5%を占め³³⁸、敵軍による被害の4倍に近いことがわかる。類型別に考察すると次の通りである。

1. 韓国戦争前の民間人虐殺

反共主義が韓国社会を支配してきた従来韓国では、戦争責任は全面的に北朝鮮の南進に帰結せられ、韓国軍・米軍と韓国国民は被害者だったという「模範解答」が蔓延していた。しかし、韓国における単独選挙が実施される前後の情勢を考察すると、米軍政は一日も早く韓国というアジア冷静戦線の不可欠なピースを埋める必要に迫れており、そのためには韓国の単独選挙を表向きだけでも無事に終わらせ、韓国政府を国連に公認させる必要があった。一方、李承晩も済州島4・3事件により無効化された二つの選挙区が、国連の政府承認に障害となることを恐れた。また、統一運動の活発化と旅順事件の勃発により、内外から寄せられる李政権存続に関する疑問の声をいち早く沈める必要があった³³⁹。このようにそれぞれの支配目的と思惑が重なった結果、済州4・3抗争は25,000人の犠牲をもって鎮圧され、旅順事件に伴うテロ・虐殺・略奪・放火などの左翼排除過程では、2,634人が死亡、4,325人が行く不明となった³⁴⁰。よって、この時期

³³⁷ 노민영·강희정, 『거창양민학살』 온누리, 1988년, 161 쪽

³³⁸ 진실화해를 위한 과거사 정리 위원회 『종합보고서 III-민간인 집단희생사건』 25 쪽

³³⁹ 강정구 「한국전쟁과 양민학살」 『현장에서 미래를』 58, 2000년 8월 9일

³⁴⁰ 안중철 「여순사건 배경과 전개과정」 여수지역 사회연구소 편 『여순사건 실태조사 보고서』 제 1 집

だけでも約 3 万人の民間人が犠牲したことになる。一方、真実委が調査した、1948 年の政府樹立から韓国戦争勃発まで犠牲した民間人は、計 2,043 人だったが、これは実際の被害者人数の一部にすぎないとする。根拠としては、旅順事件鎮圧直後「全羅南道保健厚生当局」が調査した被害統計によると、1948 年 11 月 1 日基準で 4,974 人、1948 年 11 月 20 日政府の調査結果によると 3,260 人、さらに 1949 年 1 月 10 日の調査結果によると、死亡者 3,392 人、重傷 2,056 人、行方不明 82 人など計 5,530 人で、1949 年 11 月 11 日全羅南道当局が旅順事件発生地域全体を対象にした調査では 11,131 人の被害規模が報告されていることを、挙げる³⁴¹。

2. 韓国戦争期間中の民間人虐殺

(1) 米軍による民間人虐殺

米軍による民間人虐殺は、避難民が主な対象で、航空機による掃射と直接射殺が主要な方法だった。そして、戦争初期は戦線付近で、後期には北朝鮮に於ける無差別虐殺が目立つ。米軍による民間人虐殺は、人種差別が相俟ってエスカレートした特徴も併せ持つ。

その典型が、1995 年 AP 通信 (Associated Press) の報道で明るみに出た「老斤里民間人虐殺事件」である。戦争初期、朝鮮半島・極東情勢に詳しくなかった韓米政治軍事首脳部が、安易な姿勢で間違った情勢判断をした結果、準備万端に南進してきた北朝鮮軍に敗北を重ね、軍内部は北朝鮮軍に対する恐怖と被害意識が蔓延していた。そのなかで、北朝鮮軍が幹線道路を埋め尽くした避難民の列を偽装戦術に利用し、米軍は大きな被害を被ると時期を同じくして戦況も悪化した結果、復讐感情と無理な作戦遂行における危険要素を取り除くべく、民間人に銃を向けた惨事である³⁴²。

そして、2008 年 5 月 18 日同 AP 通信社は、「老斤里事件はアメリカによる民間人虐殺の一例に過ぎないが、このような虐殺は韓国戦争初期李承晩政権の統治力の及ぶ地域で広範囲・かつ大規模に恣行されており...その数は 10 万人に達 (し) ...多くの犠牲者は裁判や証拠なしに虐殺され...ときには米軍将校も参観した」³⁴³と報道し、民間人虐殺におけるアメリカ軍の深層的な関与を示唆した。さらに、これらの虐殺を隠蔽すべく、

여수지역 편 1998 년

³⁴¹ 진실화해를 위한 과거사 정리 위원회 『종합보고서 III-민간인 집단희생사건』 (前掲) 93~94 쪽

³⁴² 최병수 「노근리 양민학살사건에 관한 몇 가지 검토- 6· 25 동란 초기 충북영동지구의 민간살상사건에 관한 연구II」 『인문학지』 제 19 집, 274 쪽

³⁴³ Associated Press (2008.05.18)

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/southkorea/1984746/Death-squads-and-mass-graves-the-full-horror-of-the-Korean-War-finally-unearthed.html>

各地の米大使館を動員するなど、周到綿密な計画のもとで行われた。

(2) 韓国軍・警察による民間人虐殺

軍警による民間人虐殺は、戦闘地域と後方の両方で行われた。戦闘地域は、南部戦線における予備検束等による左翼疑惑者に対する軍警合同虐殺が主要な態様だった。そして、後期には智異山一帯の第2戦線地域で11師団が中心となって行った遊撃隊討伐過程の山間住民に対する集団虐殺が行われた。かかる討伐作戦は、「山間地域のすべての住民を敵に見なす」という方針のもとで行われたため、組織的・計画的に恣行・隠蔽された特徴をもつ。一方、非戦線地域での虐殺は、補導連盟・不逆者・共産主義者およびその関連者を洗い出す過程で行われた無辜な市民に対する虐殺行為が目立つ。「10人の無辜な犠牲があっても、一人の共産主義者を逃さない」という軍特務隊の方針のもとで、避けられない無差別虐殺の仕組みが築かれていた。

その典型とされるのが「居昌民間人虐殺事件」で、韓国戦争を前後に行われた良民虐殺事件のうち、唯一国会・国防部・内務部・法務部などの国家機構の調査を経て、裁判記録を残している。調査結果によると、719人の犠牲者のうち、男性331人に対し女性が388人と女性の数が上回り、年齢別に見ても3歳以下が100人、4～10歳が191人、11～14歳が68人、60歳以上が66人³⁴⁴と、6割が共産主義者とは関連づけようのない一般人である。次に同事件の首謀者である陸軍第11師団の師団長崔徳新が、国防部に提出した報告書を挙げる³⁴⁵。

①住民虐殺の原因

神院面一帯の各部落民は、男女老若を問わず敵情に対し口を閉ざし、食事・金品を提供したため、悲惨な事態へと発展した。

②国民の反響

共産主義者とされて大々的に虐殺された住民の中には、共産主義者が稀にいるかほとんどが民間人で、警察の家族が混じっている場合もある。無差別な射撃に住民は限りない恐怖を抱いており、軍に対する信頼が皆無な状態である。

③国軍非行に対する世論

神院面地域作戦部隊に対する住民の世論は酷く、婦女に対する強姦事件及び住民に対する物品強要・強奪、酷い場合は住民の所有財産を略奪して住民に売りつけるなどの行為により、国民は怒りを募らせてい

³⁴⁴ 신원유족회 『거창사건 당시의 사망자명부』 1951년

³⁴⁵ 김재형 「거창의 슬픈 학살극」 오소백 편 『우리는 이렇게 살아왔다』 광화출판사 1962년

る。

④射殺死体処理結果

1951年3月10日ころ、神院面（各地）にて射殺した住民の死体を、第9連隊少令は部下100人余をつれ、そのうちの40人を高台に配置して村民の出入りを厳戒し、約100人が現地に放置された死体を約2km離れた溪谷に埋葬した。作業の途中、国会議員と地方名士等が現地を視察しようとしたが、現地に配置された厳戒兵の多発銃声により一行は引き取る。

かかる内部報告から明らかなのは、国軍兵力の乱用現象である。武力で住民の生命・財産を恣意的に処分し、自らの欲求を満たしては証拠を隠滅する組織的慣行が伺える場面である。

この他にも、西北青年団をはじめとする非正規武装隊による民間人虐殺も、広く行われた。江和郷土防衛特攻隊による2,300人余の虐殺、太極団による高陽クムジョングル1,000人虐殺などがその典型である。

（3）政府上層部命令による計画的民間人虐殺

全国各地でなされた補導連盟員等に対する虐殺は、政府高官の組織的な命令による代表的な民間人虐殺事件である。補導連盟員とは、李承晩政権が1948年強行採択した『国家保安法』に基づき、「共産主義思想に誘惑され、反逆党派に加入して活動した者であっても、大韓民国の忠実なる国民を念願し、実践に移す者であれば、寛容・寛大に許す用意はある」³⁴⁶として、30万人を招集した所謂左翼勢力補導組織である。しかし、「役所から補導連盟に加入すると肥料を支給すると言われ、捺印しました」³⁴⁷という補導連盟員生存者の証言から分かるように、加入者の大半は一般の民間人だった。そして、下記の証言からは当時の虐殺類型が推察できる。すなわち、「戦争開始の3～4後から、補導連盟員は招集され訓練を受けました。我が面では40～50が訓練を受け、二回に亘って殺されましたが、一回目は水穀面で村の名士等が4～5人、二回目は数回目の訓練終了後に集まった人々を皆縛って明石面溪谷に連れ込み、一斉射撃して殺しました」³⁴⁸。こうして犠牲となった補導連盟員は、20～25万人前後とされる³⁴⁹。

165~166 쪽

³⁴⁶ 1949年11月28日当時の内務長官声明

³⁴⁷ 「역사기행- 보도연맹원 학살 현장을 가다」 『내일신문』 1994년 11월 2일, 44 쪽

³⁴⁸ 정진상 「한국전쟁과 계급구조의 변동」 한국산업사회연구회 창립 10주년 기념논문집 『계급과 한국사회』 한울, 1994년, 118 쪽

³⁴⁹ 강정구 「한국전쟁 양민학살의 양태분석」 2000년도 전기 사회학 대회 발표논문 204 쪽

また韓国戦争勃発直後、北朝鮮軍がソウルを占領すると、西大門刑務所に収監されていた政治犯を全員釈放し、そのほとんどが北朝鮮軍に入隊したと伝えられた。すると、米軍と李承晩は後退する途中の大田刑務所収監者 1,800 人をはじめとする、全国刑務所収監者に銃を向け、AP 通信社の報道によると 10 万人が殺されたとするが、政治犯はそのうちの 3 割に満たず、政府の計画的命令による驚愕すべき虐殺の真相が明らかとなる。以下は、主要な事件の概要である。

3-1-5 主要民間人虐殺事件概要

事件名	期間	理由	被害者数
大邱 10 月事件	1946.10.3～ 10.5	警察によるデモ鎮圧	60 人
京北地域軍警討伐 事件	1947.3～ 1948.8	軍警討伐	92 人 (1 名は推定)
旅順事件	1949.11.6 ～ 11.12	国軍共匪討伐	188 人
高陽クムジョング ル事件	1950.9.28～ 2 ヶ月	警察・民間治安部隊	1,000 人余 (推定)
咸平事件	1950.12.6 ～ 1951.1.12	国軍共匪討伐	524 人
居昌事件	1951.2.9～ 2.11	国軍共匪討伐	719 人
文京事件	1949.12.24	国軍共匪討伐	86 人
老斤里事件	1950.7.26 ～ 7.29	米軍避爆撃・射撃	184 人 (推定 400 人超)
益山市爆撃事件	1950.7.11	米軍爆撃	54 人 (死亡)、300 人 余 (重傷)
京南昌寧郡昌寧邑 事件	1950.8 初旬	米軍誤爆・銃撃	100 人余
京南泗川市昆明面 趙獐里事件	1959.7.29	米軍避爆撃・射撃	101 人
京南馬山市鎮田面 穀安里事件	1950.8.11 午 前	米軍射撃	83 人

民間人虐殺の実際の規模は未だ未詳だが、上記検討を総合すると被虐殺人口は当時の全韓国人口 2000 万の 0.5%~2%を占めることとなり、カンボジアのキーリングフィールドや南京大虐殺も肩を並べられない惨事ということになる。そして、三年間の民族同士・肉親同士の殺し合いのすえ、韓国国民が与えられたのは休戦協定による冷戦構造への本格的な入場券で、その後半世紀に亘って犯罪の定義から生活の隅々に至まで「反共主義」に規定せられ、その神髄を世界でもっとも痛感しうる人種となる。そこで、次節では韓国国民が長い民主闘争過程に於いて、「反共主義」と独裁権力者によって強いられた犠牲について考察する。

第2節 反独裁闘争過程における死刑と国民の被害状況

第1章で見てきたように、韓国の歴代独裁権力者等は三権を一手に掌握して人権侵害法を量産し、「政権維持」という究極な目標に向け、裁判という名の下で障害物の排除を正当化してきた。次の表3-2-1は、これら国民に向けられた暴力措置の概要である。

3-2-1 国家による国民への暴力概要³⁵⁰

時期	国家非常権	日数	暴挙
	国家議員拉致にて国会麻痺		
	慶尚南道全羅道非常戒厳	1952.5.25~1952.7.28	64日
1952.5.25	ソウル警備戒厳	1960.4.19 13:00~	4時間
~	非常戒厳		
1960.4.19	(ソウル・大田・大邱・釜山・光州/全国)	1960.4.19 17:00~ 1960.6.7 16:00	50日
	軍事クーデターにて国会解散		
	全国非常戒厳	1961.5.16~1961.5.27	12日
	全国警備戒厳	1961.5.27~1962.12.6	556日
1961.5.16	ソウル非常戒厳	1964.6.3~1964.7.29	57日
~	ソウル衛戍令	1965.8.26~9.25	30日
	ソウル衛戍令	1971.10.15~11.9	25日
	維新クーデターにて国会解散		
1972.10.17	全国非常戒厳	1972.10.17~12.13	57日
~	釜山非常戒厳	1979.10.18~ 全国戒厳に吸収	9日

³⁵⁰ 김호진 『한국정치체제론』 박영사 1990년 238~239 참조

	釜山馬山衛戍令	1979.10.20～ 全国戒厳に吸収		<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急措置 1、2、4、7、9 号 ・ 金泳三総裁除名
		軍事クーデターにて国会解散		
1980.10.27	全国非常戒厳 (濟州除外)	1979.10.27～1980.5.17		<ul style="list-style-type: none"> ・ 光州民主抗争
～	全国非常戒厳	1980.5.17～10.17	455 日	鎮圧
	全国非常戒厳 (濟州除外)	1980.10.17～1981.1.24		

以上の表から分かるように、韓国国民は独裁政権下で計 1,315 日もの間国家緊急権が発動された非常事態下におかれ、これに韓国戦争期の戒厳期間を加算すると、30 年間のうち約 7 年間は日々準戦時情勢を強いられたことがわかる。このような状況下で、国家権力は国民の生命保護という最低限の義務さえ放棄し、無数の惨事を生み出した。その不法性・反民衆性などは言うまでもないが、現実問題として実際の被害規模を正確に把握することは極めて困難である。そこで、本章では 2010 年に発刊された、真実委の『総合報告書』³⁵¹をもとに、独裁政権の犠牲となった人々の被害に焦点をあてることで、過去に於ける被害の真相の一端を垣間みることにする。

2005 年に設立された真実委は、『真実・和解のための過去史整理基本法』(以下「基本法」とする) 第 2 条第 1 項第 4 号に基づき、「1945 年 8 月 15 日より権威主義統治期までの憲政秩序破壊行為等の違法、または明らかに不当な公権力行使により発生した死亡・障害・失踪事件、その他重大な人権侵害事件と捏造疑惑事件」を対象に、2005 年 12 月 1 日から、2006 年 11 月 30 日までの 1 年間に申し立てのあった 238 人(事件数 134 件)に対する調査を開始した。そのうち、41 件(実際の事件数 30 件)については真実究明不能決定を下し、重要参考人の所在が不明などの事情により、事件の調査を進められない 14 件(実際の事件数基準 11 件)は調査を中止した。真実究明決定事件の時代別、類型別分類は以下の表 3-2-2 の通りである。

表 3-2-2 真実究明決定事件の時代別、類型別分類(実際事件数を基準とする)

³⁵¹ 진살· 화해를 위한 과거사정리위원회 『진실화해위원회 종합보고서 IV 인권침해사건』 2010 年(前掲)

連番	事件名	事件類型	事件年度
1	チェ・ヌンジンの国防警備法違反事件	確定判決事件 (捏造疑惑)	1948
2	キム・ジュンウク、ホン・ボクドンの附逆捏造疑惑事件	〃	1950
3	ベトナム難民ヤン・ジュンホ スパイ捏造疑惑事件	〃	1955
4	進歩党のチョ・ボンアム (曹奉岩) 事件	〃	1958
1940年代 ～	5 HD シン・ムンギュ二重スパイ事件	〃	1959
	6 国軍によるカン・チョングム傷害事件	苛酷な 行為事件	1948
1950年代	7 国民防衛軍事件	〃	1950
	8 キム・テヨン、鎮川 (ジンチョン) 警察署拷問による死亡疑惑事件	〃	1950
	9 CID 捜査官の苛酷な行為による死亡疑惑事件	〃	1951
	10 故ユン・テヒョン少佐の疑問死に対する真実究明	疑惑死	1950
	11 イ・ムンス遊撃隊強制服務疑惑事件	その他人権侵 害事件	1951
	12 在日同胞北送阻止工作事件	〃	1959
	13 5.16 クーデター直後の人権侵害事件	確定判決事件 (組織不明)	1960
	14 九老 (クロ) 農地分配訴訟詐欺 捏造疑惑事件	〃	1960年代
	15 民族日報チョ・ヨンス (趙鏞壽) 事件	〃	1961
1960年代	16 人民革命党事件	〃	1964
	17 オ・ジンヨン地下党捏造疑惑事件	〃	1965
	18 チェ・ボンナム国家保安法違反捏造疑惑事件	〃	1967
	19 テ・ヨンホ南北事件	〃	1968
	20 南北帰還漁夫ベ・ナムウクの他 5 人反共法、国家保安法違反事件	〃	1968
	21 南朝鮮解放戦略党事件	〃	1968
	22 イ・スグン二重スパイ疑惑事件	〃	1969

	23	パク・ノス、キム・ギユナムなどヨーロッパ拠点干渉 団事件	〃	1969
	24	ヨーロッパ日本拠点干渉団事件（チェ・ジョンズ）	〃	1969
	25	5.16 クーデター直後チェ・グヌ獄中死亡疑惑事件	苛酷行為事件	1960
	26	前法務部検察局長ウィ・チョンニョン拷問等疑惑事件	〃	1961
	27	莞島（ワンド） 国土建設事業現場強制労役事件	〃	1961
	28	チェ・ボンジクの北派疑惑事件	〃	1963
	29	大韓青少年開拓団員キム・グィスルに対する人権侵害 事件	〃	1963
	30	釜日奨学会財産など強制献納疑惑事件	財産権強奪事 件	1962
	31	1965 年、1971 年衛戍令発動時人権侵害事件	その他人権侵 害事件	1969
	32	春川（チュンチョン）強姦殺人捏造疑惑事件	確定判決事件 (捏造疑惑)	1972
	33	イム・ボンテクの不告知罪違反事件	〃	1972
	34	パク・クァンスなど反国家団体構成、予備陰謀捏造疑 惑事件	〃	1972
	35	南北帰還漁夫パク・ウォルリムに対するスパイ捏造疑 惑事件	〃	1972
	36	南北漁夫チェ・マンチュン他 8 人のスパイ事件	〃	1973
1970 年代	37	南北帰還漁夫キム・ソンハク、イ・チョンイルに対す るスパイ捏造疑惑事件	〃	1973
	38	キム・ヨンジュンなどスパイ捏造事件	〃	1974
	39	文人スパイ団事件	〃	1974
	40	キム・チャンヒョンなどヨーロッパ拠点スパイ組織事 件	〃	1974
	41	イ・ソンヒに対するスパイ組織疑惑事件	〃	1974
	42	キム・ウチョル兄弟のスパイ組織疑惑事件	〃	1975
	43	在日同胞留学生、キム・ドンフィの スパイ事件	〃	1975
	44	在日同胞ホ・ギョンジョに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1975
	45	在日同胞カン・ジョンハンに対するスパイ捏造疑惑事	〃	1975

	件		
46	南北帰還漁夫キム・イナムに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1976
47	在日同胞留学生キム・チョンサスパイ事件	〃	1977
48	キム・チュテクなどに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1977
49	南北帰還漁夫スパイ捏造疑惑事件(キム・デクァン)	〃	1978
50	キム・ハジン反共法違反捏造疑惑事件	〃	1978
51	慶北大学学生イム・グホなどの布告令違反事件	確定判決事件 (布告令)	1972
52	オ・ジョンサン緊急措置違反事件	確定判決事件 (緊急措置)	1974
53	キム・イクファン一家に対する拷問、苛酷な行為事件	過酷行為事件	1971
54	南北帰還漁夫イム・ジョンドク苛酷な行為事件	〃	1972
55	保安部隊運転兵士拷問事件	〃	1979
56	転向工作関連人権侵害事件	〃	1979
57	釜馬抗争の過程で受けた人権侵害事件	〃	1979
58	左翼服役者の死亡関連人権侵害事件	〃	1979
59	東亜日報広告弾圧事件	言論弾圧事件	1975
60	緊急措置による人権侵害事件	緊急措置事件	1975
61	YH 労組の新民党本部の立てこもり事件	労働運動関連 事件	1979
62	清溪被覆労組などに対する労働基本権および人権侵害事件	〃	1970 年代
63	維新治下学院の統制事件	その他人権侵 害事件	1975
64	京大生軍事訓練中死亡事件	〃	1977
65	シン・グイミョン一家のスパイ捏造疑惑事件	確定判決事件 (捏造疑惑)	1980
1980 年代	66 ソク・タリョンなどスパイ捏造疑惑事件	〃	1980
	67 アラム会(組織名)事件	〃	1980
	68 キム・キサソ スパイ捏造疑惑事件	〃	1980
	69 イ・ジョングン傷害致死容疑捏造疑惑事件	〃	1980

70	5.18 抗争関連拷問および事件捏造疑惑事件	〃	1980
71	ソク・ダルイムに対する不法拘禁及び苛酷行為疑惑事件	〃	1980
72	スパイ事件連座 ブ・テサム人権侵害事件	〃	1980
73	在日同胞ユン・ジョンヒョン スパイ捏造疑惑事件	〃	1980
74	パク・トンウン一家スパイ捏造疑惑事件	〃	1981
75	全民学聯、全民労聯事件	〃	1981
76	ホン・ジェファ国家保安法違反捏造疑惑事件	〃	1981
77	南北帰還漁夫イ・ソングク、カン・ギョンハに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1981
78	オ・ソンファ事件	〃	1982
79	チャ・ブンギルスパイ捏造疑惑事件	〃	1982
80	在日同胞留学生国家保安法違反事件	〃	1982
81	クァク・チュンデ情報師範捏造疑惑事件	〃	1982
82	南北帰還漁夫キム・ヨンイルに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1982
83	オ・ジュソク スパイ捏造疑惑事件	〃	1983
84	キム・サンスン スパイ捏造疑惑事件	〃	1983
85	在日朝鮮総連関連チェ・ミョンジュン スパイ事件	〃	1983
86	ク・ミョンウ国家保安法違反捏造疑惑事件	〃	1983
87	南北帰還漁夫ジョン・ヨン スパイ事件	〃	1983
88	南北帰還漁夫イ・サンチョル スパイ捏造疑惑事件	〃	1983
89	在日同胞ユ・ジギルスパイ捏造疑惑事件	〃	1983
90	在日同胞パク・パクに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1983
91	南北漁夫ソ・チャンドク スパイ捏造疑惑事件	〃	1984
92	イ・ジャンヒョン スパイ捏造疑惑事件	〃	1984
93	ソ・ギョンユン スパイ捏造疑惑事件	〃	1984
94	チョ・ボンス スパイ捏造疑惑事件	〃	1984
95	在日同胞チョ・イルジに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1984
96	南北帰還漁夫 ユン・ジルギュに対するスパイ捏造疑惑	〃	1984
97	在日同胞の関連国家保安法違反事件	〃	1984

98	イ・ジュノ、ペ・ビョンヒョクスパイ捏造疑惑事件	〃	1985
99	チョン・サングン スパイ捏造疑惑事件	〃	1985
100	ク・ミョンソ スパイ捏造疑惑事件	〃	1985
101	リュ・ハンギ、ファン・ビョング スパイ捏造疑惑事件	〃	1985
102	ホン・ジョンヨルなどスパイ組織の捏造疑惑事件	〃	1985
103	南北帰還漁夫 イ・ビョンギョに対するスパイ捏造疑惑事件	〃	1985
104	キム・ヤンギ スパイ捏造疑惑事件	〃	1986
105	シム・ジング 拷問被害疑惑事件	〃	1986
106	キム・チョル スパイ捏造疑惑事件	〃	1988
107	カン・キフン遺書代筆疑惑事件	〃	1991
108	キム・セテ不法連行など人権侵害事件	〃	1980
109	ソン・ウォニョン前議員等に対する苛酷な行為および財産強制献納事件	〃	1980
110	80年合同捜査本部のイム・サンスなどに対する人権侵害事件	〃	1980
111	“三清教育”被害の真実究明事件	〃	1980
112	イ・イルホに対する人権侵害事件	〃	1980
113	緑化事業中ビョン・テグンに対する人権侵害事件	〃	1981
114	チョン・ジョンヨル人権侵害事件	〃	1983
115	キム・ヨンギ 兵役中苛酷な行為疑惑事件	〃	1983
116	在日同胞キム・ビョンジン スパイ捏造疑惑事件	〃	1983
117	パク・ジョンドクに対する人権侵害事件	〃	1983
118	キム・ジンヒ不法監禁および苛酷な行為事件	〃	1986
119	キム・ヨンオク不法拘禁および顧問致傷事件	〃	1986
120	住民教会キム・ヘソン牧師人権侵害事件	〃	1987
121	イ・ジョンウォンに対する安全企画部による苛酷な行為事件	〃	1987
122	ムン・ヨンス疑問死事件	疑問死事件	1982
123	キム・サンウォン疑問死事件	〃	1986
124	シン・ハウス疑問死事件	〃	1986

125	イン・サングン疑問死事件	〃	1985
126	治安部隊の苛酷な行為によるイム・ソングクの死亡事件	〃	1985
127	ナム・ヒョンジン疑問死事件	〃	1981
128	東明木材事件	財産権強奪事件	1980
129	1980年報道機関統・廃合及び言論人の強制解雇事件	言論弾圧事件	1980
130	80年舎北事件	労働運動関連事件	1980
131	第24回、第25回行政試験面接脱落事件	その他人権侵害事件	1980
132	第23,24回司法試験面接脱落事件	〃	1981
133	パク・ジョンチョル拷問致死隠蔽捏造事件	〃	1987
134	住民教会弾圧事件	〃	1988

上記表から分かるように、調査開始決定事件のほとんどが独裁政治全盛期の60～80年代の事件であり、独裁政権下の人権侵害の甚だしさを垣間みることが出来る。また、表中にグレーで示したように多くの被告人が死刑を言渡され、または死亡に至っている。また、事件を類型別に整理してみると、スパイ容疑事件が89件、転向・政治的理由が47件、国家保安法・反共法関連事件が24件と、反共至上主義の残像が色濃く残っている。また、疑問死事件が56件と、独裁体制下の国民の命の軽さが如実に現れている。そして、典型的な死刑乱用事件として挙げられるのが、「チェ・ヌンジンの国防警備法違反事件」で、「建国準備委員会」の治安部長だった被告人が、ソウル陥落期間中の平和活動で国防警備法32条の利敵罪を適用され、1951年1月20日に銃殺刑を、1951年2月11日に執行された。また、「HDシン・ムンギョ二重スパイ事件」は、韓国のスパイとして北朝鮮に潜入させられた被告人が逮捕され、北朝鮮の訓練をうけ逆スパイとして韓国に潜入せられた直後、自首したにもかかわらず処刑されている。7番の「国民防衛軍事件」は、政府要職の不正腐敗により、事件当初の無数の人命被害はもちろんのこと、帰還後の傷死者も575人に上ったが、結局指令官等5人に対する死刑執行で事件は終了した。さらに、「民族日報趙鏞壽事件」は、革新系進歩メディアの「民族日報」を創刊して、「南北協議・中立化統一・民族自主統一」を趣旨とする言論活動に励んだが、これが原因となってクーデター直後逮捕され、被拘束状態でスパイ容疑者との資金授受事実を捏造された結果、遡及法の『特殊犯罪処罰に関する特別法』に基づき、革命

裁判所で死刑を宣告され、処刑された。表3-2-3は、上記冤罪事件の再審判決結果をまとめたものである。

表3-2-3 人権侵害事件勧告および履行現況

(2013.12.31 時点、単位：件)

事件番号 類型	事件名	真実究明 件数	決定日	主な勧告内容	所管機関 関	主な処理結果
1	民族日報チョ・ヨンス事件	1	06.11.28		法務部	・2009.1.24. 再審判決、無罪確定 ・2009.9.11 刑事補償金支給判決(29億ウォンと利子を含む総額99億ウォン)
2	テ・ヨンホ南北事件	1	06.12.05		法務部	・2008.7.9. 再審判決、無罪確定
3	イ・スグンスパイ捏造疑惑事件	1	06.12.19		国家謝罪・再審	・2008.12.19. 再審判決、無罪確定 ・2009.12.18 ペ・ギョンオクなどに約68億ウォン賠償判決(中央地方法院)
4	イ・ジュンホ、ベ・ビョンヒ スパイ捏造疑惑事件	1	06.12.19		再審	・2009.7.10. 再審判決、無罪確定
5	シン・グィヨン一家スパイ捏造疑惑事件	4	07.01.23		法務部	・2009.8.2. 再審判決、無罪確定
6	オ・ソンヒ 事件	1	07.06.12		法務部	・2008.11.25 再審判決、無罪確定(4人) ・2009.7. 再審請求(キム・ナンス、

					キム・チャングン)
7	南北帰還漁師 スパイ操作疑惑事件	1	07.06.19	法 務 部	・2008.7.14. 再審判決、無罪確定 ・2008.7.3. 再審判決、無罪確定
8	チャ・ブンギル スパイ 捏造疑惑事件	1	07.06.19	法 務 部	・2008.9.17 刑事報償金(4億 1.666 万ウォン) ・2009.4.23 裁判所損害賠償和解勸 告 (10億ウォン)
9	ソク・ダルユン等スパイ 捏造疑惑事件	4	07.06.26	法 務 部	・2009.1.22. 再審判決、無罪確定
10	アラム会事件	4	07.07.03	法 務 部	・2009.5.21. 再審判決、無罪確定
11	チョン・サングン スパ イ捏造疑惑事件	1	07.09.18	法 務 部	・2009.1.23. 再審判決、無罪確定
12	進歩党チョ・ボンアム(曹 奉岩) 事件	1	07.09.18	法 務 部	・再審判決、無罪確定。 ・2012.7.26 ソウル高等法院賠償 決定 (29億 7千万ウォン)。
13	オ・ジュンサン 緊急措 置違反事件	1	07.10.23	法 務 部	・2010.1.28. 再審判決、無罪確定 ・2011.3. 刑事報償金(1億 8,000万 ウォン強)
14	カン・キフン遺書代筆疑 惑事件	1	07.11.13	法 務 部	・2009.9.17. 再審開始決定 ・2014.2. 判決予定
15	春川(チュンチョン) 強 姦殺人捏造疑惑事件	1	07.11.20	法 務 部	・2011.10.27. 再審判決、無罪確定 ・2012.5.8. 刑事報償金 (9億 6,000 万ウォン強)
16	北朝鮮拉致漁夫ソ・チャ ンドク スパイ捏造疑惑	1	07.11.27	法 務	・2008.10.31. 再審判決、無罪確定

	事件			部	
17	キム・ギサム スパイ捏造 疑惑事件	1	08.02.12	法 務 部	・2009.10.29. 再審判決、無罪確定
18	キム・ヨンジュン スパイ 捏造疑惑事件	1	08.03.11	法 務 部	・2008.7.14. 再審判決、無罪確定 ・2009.2.17. 刑事補償決定、再審 完了
19	イ・ジャンヒョン スパ イ捏造疑惑事件	1	08.05.20	法 務 部	・2008.12.09. 再審判決、無罪確定
20	イ・ジョングン傷害致死 捏造疑惑事件	1	08.06.03	法 務 部	・2009.11.12. 再審判決、無罪確定
21	北朝鮮拉致帰還漁夫ベ ク・ナムウクの他5人反 共法、国家保安法違反容 疑捏造疑惑事件	1	08.06.03	法 務 部	・2008.8.29. 再審請求（清邑裁判 院） ・2009.2.16. キム・スンレ再審、 無罪確定
22	キム・ヤンギ スパイ捏造 疑惑事件	1	08.06.17	法 務 部	・2009.7.30. 再審判決、無罪確定
23	九老農地分配の訴訟詐欺 捏造疑惑事件	1	08.07.08	法 務 部	・2012.7.20. 再審判決、無罪確定
24	オ・ジュソク スパイ捏造 疑惑事件	1	08.09.09	法 務 部	・2010.6.25. 再審判決、無罪確定
25	在日同胞イ・ジョンス国 家保安法違反事件	1	08.09.23	法 務 部	・2010.7.15. 再審判決、無罪確定
26	キム・チョル スパイ捏造 疑惑事件	1	08.11.04	法 務 部	・2013.9.13. 再審判決、無罪確定

27	ク・ミョンソ スパイ捏造疑惑事件	1	08.11.18	法務部	・2010.10.29. 再審判決、無罪確定
28	キム・ジョンオク、ホン・ポクトン服役捏造疑惑事件	2	08.12.16	法務部	2012.2.14. 再審判決、無罪確定
29	パク・トンウン スパイ捏造疑惑事件	1	09.01.05	法務部	・2009.11.13. 再審判決、無罪確定 ・ 2011.1. 一部無罪判決、懲役2年確定
30	キム・サンスン スパイ捏造疑惑事件	1	09.01.09	法務部	・2011.11. 3億6,900万ウォン刑事補償金 ・2013.12.23. 3億9,500万ウォン国家賠償
31	キム・ウチョル兄弟 スパイ捏造疑惑事件	1	09.02.16	法務部	・2010.1.28. 再審判決、無罪確定
32	南朝鮮開放戦略党事件	1	09.04.06	法務部	2011.1.14. 再審判決、無罪確定
33	イム・ボンテクの他2人の反共法違反事件	1	09.04.20	法務部	2011.3.28. 再審判決、無罪確定
34	ク・ミョンム 国家保安法違反操作疑惑事件	1	09.04.20	法務部	2011.8.18. 再審判決、無罪確定
35	在日朝総連関連 チェ・ヤンジョン スパイ捏造疑惑事件	1	09.04.20	法務部	2010.1.14. 再審判決、無罪確定
36	文人スパイ組織事件	1	09.05.11	法務部	2011.5.12. 再審判決、無罪確定

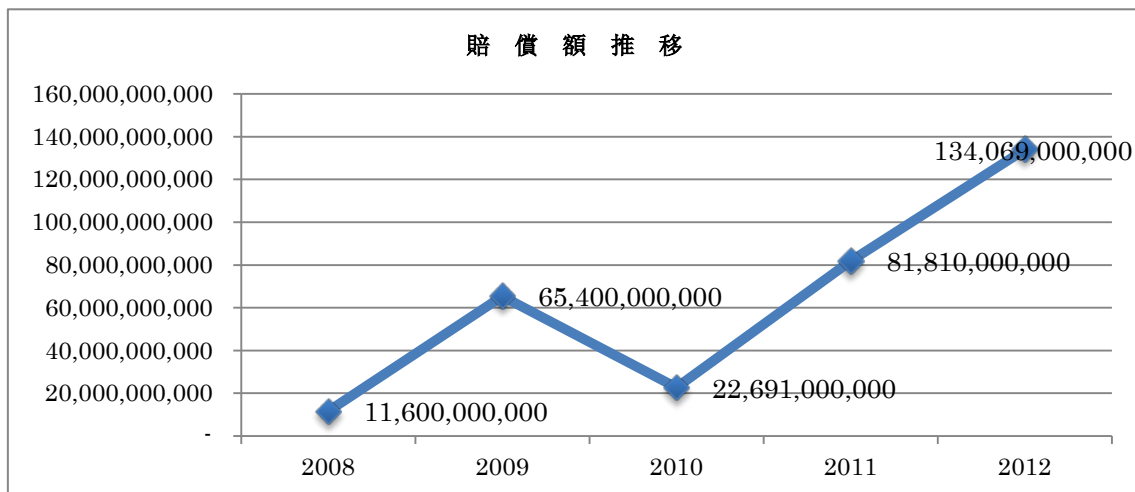
				務 部 法	
37	北朝鮮拉致帰還者 ジョ ン・ヨンなどスパイ操作 疑惑事件	1	09.05.18	務 部 法	2010.7.8. 再審判決、無罪確定
38	特殊任務遂行者シム・ム ンギュ二重スパイ事件	1	09.08.18	務 部 法	2012.10.22. 再審判決、無罪確定
39	在日同胞留学生 ユン・ジョンヒョン スパイ操作疑惑事件	1	09.10.06	務 部 法	2011.1.10. 再審判決、無罪確定
40	パク・ノス、キム・キュ ナムなどヨーロッパ スパイ組織事件	4	09.10.13	務 部 法	2013.10.8. 再審判決、無罪確定
41	コ・チャンピョ 国家保 安法違反事件	1	09.10.20	務 部 法	2012.11.29. 再審判決、無罪確定
42	ソ・ギョンユン スパイ操作疑惑事件	1	09.10.20	務 部 法	2013.1.1. 再審判決、無罪確定
43	キム・チャンヒョン スパイ操作疑惑事件	1	09.11.17	務 部 法	2011.6.9. 再審判決、無罪確定
44	在日留学生キム・ジョン サ スパイ操作疑惑事件	1	09.11.17	務 部 法	2011.3.6. 再審判決、無罪確定
45	北朝鮮帰還漁師イ・サン チョル スパイ捏造疑惑 事件	1	10.01.12	務 部 法	2012.8.2. 再審判決、無罪確定
46	北朝鮮帰還漁師チェ・マ ンチュンなど 8 人反共法 違反事件	2	10.01.19	務 部 法	2012.10.16. 再審判決、無罪確定

47	人民革命党事件	1	10.03.02	法務部	2013.11.28. 再審判決、無罪確定
48	チョ・ボンスの人権侵害 および操作疑惑事件	1	10.03.16	法務部	2013.9.23. 再審判決、一部無罪確定（懲役 10 月）
49	在日同胞留学生キム・ド ンフィ スパイ事件	1	10.05.18	法務部	2011.12.16. 再審判決、無罪確定
50	シム・ジンク 国家保安 法違反事件	1	10.06.22	法務部	2012.11.20. 再審判決、無罪確定
51	在日同胞チョ・イルジに 対するスパイ操作疑惑事 件	1	10.06.29	法務部	2012.4.26. 再審判決、無罪確定
52	イ・ソンヒに対するスパ イ操作疑惑事件	1	10.06.29	法務部	2012.11.22. 再審判決、一部無罪確定（懲役 3 年、資格停止 3 年）
53	在日同胞パク・パクに対 するスパイ操作疑惑事件	1	10.06.29	法務部	2013.4.13. 再審判決、無罪確定
54	在日同胞カン・ジョンヒ ョンに対するスパイ操作 疑惑事件	1	10.06.29	法務部	2013.1.24. 再審判決、無罪確定
55	北朝鮮帰還漁師ユン・ジ ルキュに対するスパイ操 作疑惑事件	1	10.06.29	法務部	2012.11.28. 再審判決、無罪確定

こうして、再調査にかかった 78 件の確定判決事件のうち、2013 年末時点で 55 件の無罪判決（一部無罪含む）が出され、今後も司法手続による是正は続く見込みである。言い換えれば、旧体制下に於ける司法判断のうち、少なくとも 7 割以上が誤判・冤罪という恐るべき司法の実態を描き出し、貧弱な法律的刑罰的死刑の存在を傍証している。そして、かかる独裁体制下の国家による不法行為を数字化したのが国家賠償の金額とい

える。ソウル高等検察庁訟務部が 2013 年 11 月 14 日基準の発表資料によると、韓国戦争民間人虐殺被害者による訴訟件数は 530 件、被害者家族を含む原告数は 23,574 人で、損害賠償請求額は、1 兆 347 億ウォン、緊急措置関連訴訟 173 件、原告数 589 人で、損害賠償請求額は、3,090 億ウォンに達する。次のグラフは、2010 年以降すでに確定した国家賠償額の推移である³⁵²。国民の被害実態をもっとも直感的に把握できる資料素材でもある。

こうして、韓国戦争により反共イデオロギーを押し付けられ、長い間続く独裁政権によって弾圧が常態化した韓国社会には、「常習犯たる統治者」VS「被害者たる国民側」という対立図式が社会一般の共通認識として定着した。そして、植民地時代から 100 年のも歳月を日々刻々と歪曲された「正義」と「軍事的政治的死刑制度」に生命権を脅かされ、法律的刑罰死刑とは完全隔離されてきた。言い換えれば、当時個々の韓国国民にとっての正義は自らの命であり、防御すべきは統治者がでっち上げた真偽不明な犯罪者より、権力者及びその強大な武器たる死刑制度であって、かかる権力者と死刑制度から守られるという法的発想は、絵に描いた餅に過ぎなかった。言い換えれば、この時期の韓国国民が認識・理解していた死刑は、制度の外見の様相とは無関係に「軍事的政治的支配道具」以外の何ものでもなかった。



³⁵² 한국전쟁유족회 홈페이지(http://coreawar.or.kr/xe/page_0303/8087)

第3節 韓国国民の「死刑観」

ここまでの考察で従来の韓国社会における支配者層の不法な立法・司法及び行政処分により、韓国国民が被った被害の発生原因と実態を概観してきた。そのなかで「死刑」制度は、軍事的・政治的特質を付与され、権力欲の充足に徹した支配者層の権威主義体制を支える大黒柱としての役割を忠実に果たしてきた。そして、30年以上続いた独裁体制下で虐殺と司法殺人の生贄にされ続けてきた国民は、「死刑」本来の役割を理解する機会を遮断されたまま、権威主義体制に対する反感だけを膨らませてきた。反政府意識の伸張は、「四月革命」から「釜馬民衆抗争」・「光州民主化運動」などの反独裁民衆運動が成長成熟し、ついに「6月抗争」により民主憲法を獲得していく歴史がもっとも有力な証拠となる。また、これを裏付ける傍証として挙げられるのが、反政府デモの数に関する推移データである。『東亜日報』の報道を綿密に追跡した研究結果³⁵³によると、米軍政期から朴正熙による維新政権以前の反政府でもの総発生件数は2,585件で、そのうち約8割を占める2,058件が政治的要求、すなわち反政府デモだったとする。また、政権別の反対デモ発生件数は、米軍政期129件、李承晩政権期592件、朴正熙政権期が1,456件と著しい増加傾向が見られ、国民の反権威主義意識の増殖を伺える場面である。

一方、権力者による情報隠蔽と言論自由に対する厳しい統制は、国民による被抑圧状況の把握・伝播・共有を困難にし、「光州聴聞会」がその堰の口を切るまでは、汎国民的行動目標は必ずしも明確に共有されなかった。言い換えれば、各種市民団体が権威主義体制の本質と旧体制下の被害の究明に乗り出し、国民がその暴力性を理解しはじめ、「反権威主義」という国民の共通目標を共有するに至った糸口が、光州事件の解決過程ということになる。そこで、以下光州事件の様々な場面に於ける市民社会・政治社会³⁵⁴に代表される国民の行動パターンと意識形態の考察を通じ、死刑の執行が停止された時点での韓国国民の「死刑観」を析出する。

前述のように、盧泰愚政権は登場早々光州事件の解決案として民和委による調査と、それを受けての政府声明文を発表する。しかし、韓国ギャラップ調査研究所が声明文発表直後の1988年5月13日から16日の4日間にかけて、光州市内成人男女500人を

³⁵³ 신명순 「한국정치에 있어 정치시위의 효율성: 정치시위의 주동세력, 요구내용, 방법 및 대상과 이에 대한 정부의 반응」 『한국정치학회보』 제16집, 1982년, 28~31쪽

³⁵⁴ 韓国社会の構成員を「政府・政治社会・市民社会と一般市民」に分け、「政府」とは行政組織とそれを治める政権の核心部分を、「政治社会」とは統治権力を巡る競争の領域、例えば政党・議会などを、「市民社会」とは組織化され政府に能動的な役割をはたす社会運動空間を、そしてこれの対局にある集団を「一般市民」と定義する。

(Alfred Stepan, *Rethinking Military Politics: Brazil and the Southern Cone* (Princeton, N.J., Princeton University Press, 1988), P.3~12)

対象に実施した「政府声明五・一八治癒対策関連世論調査」³⁵⁵によると、世論は非常に否定的だった。まず、民和委の活動評価について、有用であったという回答が 26.4% に対し、有用ではなかったという回答が 61.6% に達し、政府関連団体の調査結果に対する低い信頼度が見て取れる。また、四・一政府声明分について、満足するという回答が 29.8% に対し、不満であるとの回答が 63.8% と、二倍以上の人々が不満を表している。一方、天主教光州大教区正義平和委員会が 1988 年 3 月 26 日から 5 月 10 日にかけて光州市民と五・一八遺族及び負傷者会員、五・一八関連団体を対象に行った「光州市民社会意識調査」³⁵⁶によると、盧泰愚政権下での光州問題解決は不可能であるとの意見が 64.6%、政府発表の信頼度についても 74.8% が信頼しないという結果が現れた。そして、五・一八発生の発生要因の根本的な責任所在について、軍部の執権術という回答が 55% で、さらに 25.7% の人々が政府発表による戒厳軍の過剰鎮圧が直接な原因ではないと信じておらず、反政府・反権威主義意識がはっきり現れている。さらに、1995 年 7 月 18 日に発表された検察の光州事件関連者等に対する不起訴処分について、「中央日報」が実施した世論調査³⁵⁷によると、「公訴権なし」という決定に対し回答者の 74.3% が反対意見を示し、回答者の 41.9% 起訴処分を、42.4% 起訴猶予処分を望ましいとして全体の 84% 以上が政府の処理に賛同していない。

そして、かかる不起訴処分により、五・一八特別法制定を促す国民運動が本格化し、保守・進歩の区別を問わず、専門家集団が世論形成に圧倒的役割を及ぼし、光州問題を地域問題から汎国民的問題へと昇華させた。具体的には、7 月 18 日光州・全南地域の 136 の市民団体が構成された「五・一八虐殺者起訴貫徹のための共同対策委員会」が緊急対策会議を開催し、19 日からはソウル明洞聖堂にて 5 月団体会員等が夜通しの座り込みを実行するなど、デモ・集会在全国に広まった。続く 7 月 29 日には光州広域市議会議員等が、五・一八関連者公訴権なし発表に伴う起訴要請決議案を発表した³⁵⁸。7 月末からは大学教授等による署名活動が展開された。7 月 31 日、高麗大学の教授 131 人が「五・一八捜査結果に対する我々の見解」という集団声明文を発表し、「五・一八起訴促進運動」の新たな方向性を示し³⁵⁹、全国的な署名活動のきっかけとなった。署

³⁵⁵ 한국개발조사연구소 『정부발표 5·18 치유대책관련 여론조사』 1988 년

³⁵⁶ 광주일보 1988 년 11 월 3 일

³⁵⁷ 중앙일보 1995 년 7 월 19 일

³⁵⁸ 광주광역시의회 『제 2 대 의정백서』 1115 쪽

³⁵⁹ 声明文は、「検察の決定は暴力と殺傷を随伴する超憲法的執権行為を正当化するもので、あらゆる権力が国民に由来するとした憲法理念に反する」として、「手段・方法を選ばない政権の正当化は、新たな政変の可能性を開き、かかる検察の決定は我が社会の民主的基盤を脅かし、社会全体の道徳的秩序を破壊する」と指摘した。そして、「権力掌握行為とは別途に、実定法レベルで光州事件当時の過剰鎮圧・民間人虐殺など、明白な犯罪行為について捜査・処罰する必要がある」とし、さらに「光州問題の解決のために、国

名活動は瞬く間に広がり、全国 54 の大学、6,963 人の大学教授が署名し³⁶⁰、8 月 11 日には光州・全南地域の教授等 50 数人が街頭デモを行った。8 月 25 日には全国 78 の大学 3,560 人余の教授等が、五・一八特別法の立法請願を行った。そして、10 月 1 日に行われた「五・一八内乱主導者拘束起訴及び特別法制定を促す全国大学署名教授会」の発足を機に、署名活動は組織的に展開されるようになり、中高教師による署名活動も、光州・全南地域の 22 の市・郡地域 198 校の 407 人による教師宣言を皮切りに、全国 1,378 校 8,344 人の教師による宣言が相次いだ。特に、全国 100 以上の大学が、10 月 29 日と 30 日に同盟休業を決議したことで、大学生による全面参戦が宣言され、文民政府に大きな打撃を与えた。一方、法学教授等は「五・一八事件の不起訴処分に対する法学教授意見書」を作成し、全国 43 の大学 128 人の法学教授名義で憲法裁判所に提出し、法律の専門家集団である大韓弁護士協会が所属弁護士 3,000 人余を対象に、「五・一八犯人等の処罰のための特別法制定促進署名運動」に突入し、「民主社会のための弁護士会」所属の 100 人が「五・一八関連者起訴促進大会」を催し、西瑞洞警察署前で街頭デモを行った。他方、60 余の在野・市民団体が構成された「五・一八真相究明と光州抗争継承国民委員会」が 9 月中旬から「百万人署名運動」を実行し、実際二十数万人の署名をもって国会に特別立法を請願し、「参与連帯」では五・一八関連団体とともに「特別検察の任命等に関する法律（案）」を作成して、立法を請願した。10 月 14 日午後、ソウル・釜山・光州・全州・大田など全国 6 都市で特別法制定を求めて国民大会を催し、五・一八真相究明と責任者処罰を促す大学生等が、民自党党舎に入り込み奇襲座り込みを敢行した。こうして、反権威主義が国民的共感帯となって国民世論の統合が果たされた。

その結果、金泳三大統領は五・一八特別法制定に踏み切らざるを得なくなり、全斗煥・盧泰愚大統領に対する世紀の裁判へと結びつく。そしてかかる、裁判結果に対する司法府の判断根拠とそれに対する国民の態度こそが、当時の国民の「死刑観」を端的に表す恰好の素材である。というのは、当時の韓国国民にとって、全斗煥前大統領は過去の権威主義体制の代名詞で、無数の無辜な犠牲の元凶、四千万韓国国民を被害者にもつ被告人だった。したがって、かかる裁判は一個人に対する司法処分の意味合いを通り越し、国民勝利に伴う権威主義体制の清算と制裁を意味した。表 3-3-2 は、控訴審判決の

会は公訴時効の適用を排除する特別法を制定し、司法府は歪曲された法理論の適用を警戒すべきである」と厳しい警告を発した。

박은정 「법·힘·저항-5· 18, 어떻게 해석할 것인가」 『5· 18, 법적 책임과 역사적 책임』

이화여자대학교 출판부, 1995 년, 22~23 쪽

³⁶⁰ 교육부 「5· 18 특별법관련 서명교수」 현향, 1995 년 10 월 7 일 보도자료

無期懲役に対する国民の態度を表し、約 13.9%の国民が重すぎる、38.1%が適度と答え、52%の国民が無期懲役判決に納得している結果を示した。一見、過去清算と制裁処罰の趣旨に反する結果のように見えるが、実は国民による解決方法の差別化、すなわち権威主義体制の常套手段たる死刑を敢えて忌避することで国民の優位性を示す狙いが込められていたものと解釈できる。翻って言えば、当時の韓国国民にとっての死刑は、権威主義体制下の軍事的政治的抑圧手段の象徴以上のものではなく、よって独裁政治張本人の処断であっても死刑は適当ではなく、国民の寛容を恵むことで真の意味での権威主義清算を試みる意味合いが込められているように思う。また、両前大統領に対する赦免の時期に関するアンケート結果示した表 3-3-3 でも、約半数の人が適切な時期に行われたと判断している。ここでいう適切な時期とは、軍事政権下でもっとも迫害を受け、経済的にも疎外されてきた湖南地方出身の大統領が排出されたことを意味する。さらに、1996年4月と1997年12月にそれぞれ実施した全・盧両氏に対する赦免賛否世論調査結果をみると、2年弱の期間で赦免賛成比率が、大統領出身地域で9%から43.3%に、その他地域でも28.2%から40.8%に増えるなど、この時期の汎国民的寛容ムードと国民世論の流れがはっきり現れている。

しかし、かかる寛容ムードが、決していわれもなく造成されたものでも、全斗煥個人に向けられた同情でもなかったことは、有名な控訴審判決の権誠裁判官の判決意見書とそれを受けての国民世論の豹変ぶりから窺うことが出来る。すなわち、「被告人全斗煥は、12・12 軍事クーデターを主導し、下克上の悖逆により軍の綱紀を破壊するとともに、5・17 内乱を起こして物理力で権力を篡奪し、多くの人々を殺傷しながら軍政統治の収束を望む国民に多大な被害を及ぼし、不法に造成した莫大な資金により人を操って墮落を政治の本領にした。かかる罪が、軽いとは決して言えない。しかし、大統領在任中に 6・29 宣言を受容して民主回復と平和的政権交替の端緒を開いたことは、遅ればせながら国民の意志に応じた行為と言える。とりわけ、権力の喪失が死を意味する政治文化から脱皮し、権力を譲っても死ぬことはないという原則を確立することは、クーデターの膺懲に劣らぬほどこの時代に必要不可欠である。古来より降将不殺という格言があり、共和の実現に向け刑を一等減ぜざるを得ない」として、被告人に第1審の死刑から無期懲役を言渡した。親しみのある伝統古文の応用と巧妙な論理展開が見られた類まれな判決理由は、メディアや国民に絶大な支持を得ることとなり、世論の態度は一変した³⁶¹。表 3-3-1 の全斗煥前大統領に対する第1審死刑判決に対し、64.8%、60.5%

³⁶¹ <http://yklawyer.tistory.com/m/post/377>
<http://m.newdaily.co.kr/news/article.html?no=189900>

の国民が適度であるという意見から、控訴審判決では無期懲役に対して約 52%の人々が納得する大きな変化を見せる。

3-3-1 全斗煥前大統領第1審判決結果(死刑)に対する世論調査³⁶²

	重すぎる	重いほう	適度	軽い方	軽すぎる	良く分からない
1次世論調査結果	10.5%	15.8%	64.8%	4.3%	1.6%	4.0%
2次世論調査結果	13.4%	15.1%	60.5%	5.6%	2.3%	3.1%

3-3-2 全斗煥前大統領控訴審判決結果(無期懲役)に対する世論調査³⁶³

	重すぎる	重いほう	適度	軽い方	軽すぎる	良く分からない
世論調査結果	6.8%	7.1%	38.1%	24.2%	18.4%	5.4%

3-3-3 全斗煥・盧泰愚赦免時期の適切性に関する意見調査結果³⁶⁴

	遅すぎる	適切	早すぎる	分からない
世論調査結果	3.9%	43.1%	47.0%	6.0%

総じて、常態化した死刑制度の濫用により、「死刑制度＝支配道具」という「死刑観」を形成するに至った韓国国民は、1998年の国民的勝利とともに「死刑」の停止を選択した。しかし、この時点で韓国国民が認識した停止の対象は、あくまでも「軍事的政治的支配道具」で、これを可能にせしめた根本要因もまた、韓国死刑制度の「軍事的政治的特質」である。

勿論、エリート政治家が強権政治に対する国民の否定の声を上手に汲み上げ、民衆基盤に基づく政策選択を行ったことをはじめとする種々の間接要因が複合的に作用した

http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=11094287&clck=olink%7Carticle%7Cdefault

³⁶² 김동원 외 『국민이 보는 5.18- 특별법 제정에서 사면까지』 광주조사연구소, 1998년, 411~458 쪽 참조, 필자 재구성.

³⁶³ 김동원 외 『국민이 보는 5.18- 특별법 제정에서 사면까지』 (前掲) 459~476 쪽 참조, 필자 재구성.

³⁶⁴ 김동원 외 『국민이 보는 5.18- 특별법 제정에서 사면까지』 (前掲) 375~410 쪽 참조, 필자 재구성

ことは否定できない。すなわち、長い間権威主義体制下におかれていた韓国社会で、一般国民や市民社会はもちろんのこと、政治社会ないし野党のなかの抵抗勢力でさえ「政治領域」の外に押し出されていた。一方、87年以降の直選制による選挙体制により、一般市民の政治的影響力が増大するなか、社会の有力者からなる在野圏代表の全国連合が、反政府的な野党政治家の金大中を向かい入れ、政治社会の構成・政権交替を狙うこととなった。言い換えれば、金大中は当時の市民社会・国民に選ばれた政治社会の一員だった。これは、「在野人士」98人が金大中率いる平民党に入党したり³⁶⁵、野党内の在野圏出身者の数が政府与党とは比べ物にならないほど圧倒的な違いを見せていたり³⁶⁶と、多くの場面で確認できる。そして、1997年のIMF経済危機における「集金運動」³⁶⁷が国民の一時的結束を頂点に押し上げ、長い間国民と近い場所にいた金大中大統領が、国民の意向を汲み取って死刑の執行停止に踏み切った。つまり、「権威主義体制」の代名詞であった「死刑」、だからこそ、国民に向けての象徴性が際立ち、その「死刑」を国民に一時預けるという民主大統領としての賢明な選択だったと思われる。これは、盧泰愚・金泳三政権が前政権との差別化を図って、執権初年度には死刑の執行を行わなかった慣行とも異曲同工の妙があるといえる。この他にも、金泳三大統領時代に、過去史の究明や言論報道がある程度自由になったにもかかわらず、全国民の耳目が集まるような大規模災害・事故の頻発³⁶⁸により、死刑に対する国民の理解が凶悪犯・殺人犯に及ばなかったことも理由の一つと思われる。

³⁶⁵ 조현연 「재야운동과 정당정치 의 상호연관성」 안희수 『한국정당정치론』 나남출판, 1995년, 465쪽

³⁶⁶ 清水敏行 『韓国政治と市民社会—金大中・盧武鉉の10年』 北海道大学出版会 2011年 89

³⁶⁷ 1997年のアジア金融危機の際、国家の外債返済のために韓国国民が自発的に個人所有の貴金属を寄付した運動で、全国累計350万人が参加し、227トンの金が集められた。なお、韓国がIMFから救済金融要請を受けた時点での外債総額は、304億ドルに達していた。

(http://ko.wikipedia.org/wiki/금모으기_운동)

³⁶⁸ 主な大規模人命事故を挙げると、執権初年度の1993年に全羅南道木浦アジアナ航空機墜落事故で68人が死亡、全羅北道扶安郡西海フェリー号沈没事故で292人死亡・70人救助、龜浦駅無窮花号列車転覆事故で78人死亡・198人負傷、牛巖商店街アパート倒壊事故で27人死亡・48人負傷・3人行方不明、続く1994年に聖水大橋崩壊事故で32人死亡・17人負傷、阿峴洞都市ガス爆発事故で12人死亡・101人負傷・被害建物145棟など210世帯555人が被害、ソウル瑞草區三豊百貨店倒壊事故で502人死亡・937人負傷・6人行方不明、シープリンス号沈没事故で原油98000トとバンカーC油1000トが流出し海上204kmと海岸線73kmが汚染、翌年の1996年に北朝鮮の武装間諜団が韓国に侵入し、1997年には大韓航空801便グアム墜落事故で225人死亡・29人負傷、さらにアジア金融危機で韓国経済が危機的状況に陥った。大規模事故の頻発は、政府の危機管理システムに対する論争を引き起こすくらいだった。

第4章 韓国死刑制度の将来予測

本章では、死刑執行停止後の死刑関連刑事法の改廃、及び裁判・世論動向を考察し、韓国における死刑制度の将来を予測する。

第1節 死刑執行停止後の死刑状況

表4-1は、1998年以降の韓国第1審法院による死刑判決宣告件数³⁶⁹、死刑判決の確定件数³⁷⁰、及び法務部が管理している死刑待機囚の年度別推移である。金大中大統領による死刑の執行停止後も、年平均7人が第1審法院の死刑判決を、毎年3人が死刑待機囚の列に加わっている。第1審判決における死刑宣告こそ減っているものの、確定者数は依然毎年2~3人のペースでコンスタントに続いており、死刑制度との決別は難しい状況である。

4-1 第1審死刑判決宣告・死刑判決確定・死刑待機囚推移

年度	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	平均
1審	14	20	20	12	7	5	8	6	0	3	6	5	1	1	2	7
確定	4	4	9	8	2	5	2	3	2	3	0	3	2	0	2	3
待機	40	39	46	54	52	57	59	62	63	64	58	57	59	58	60	

一方、現在刑務所に収監中の死刑確定囚の確定罪名類型は以下の通りで、いずれも凶悪犯にあたり、複数人の死亡者を伴っている。

4-2 死刑確定囚の犯罪類型

類型	政治犯	殺人	強盗 殺人	尊属 殺人	誘拐 殺人	強姦 殺人	放火 致死	合計
人数	0	24	25	2	3	3	3	60

³⁶⁹ 대법원 법제처 『사법연감』 1999~2013년

³⁷⁰ 국가인권위원회 『제1차 국가인권정책기본계획 자체평가 종합』 2011년 12월, 3쪽

そして、刑法をはじめとする死刑関連法律の整理・改正が盛んに行われ、例えば1998年以降の刑法改正は³⁷¹、2001年12月29日（法律第6543号）、2004年1月20日（法律第7077号）、2005年7月29日（法律第7623号）、2010年4月15日（法律第10259号）、2012年12月18日（法律第11574号）、2013年4月5日（法律第11731号）を筆頭に、刑事訴訟法³⁷²や特別刑法³⁷³の整理・改正作業は続いているが、死刑関連法律及び条文に大きな増減は見られず、死刑廃止に向けての動きは目立たない。（法律20本、死刑条文131カ条）具体的には、以下の通りである。

1. 刑法（1953年9月18日、法律第253号）

⇒20カ条（第87条第1項・第2項、第88条、第92条、第93条、第94条第1項、第95条第1項、第96条、第98条、第114条、第119条第1項・第2項、第164条第2項、第250条第1項・第2項、第291条第1項、第301条の2、第324条の4、第338条、第340条第3項）

2. 特定犯罪過重処罰等に関する法律（1966年2月23日、法律第1744号）

⇒8カ条（第5条の2第1項第2号・第2項第2号・同第4号、第5条の3第2項第1号、第5条の4第3項、第5条の5、第5条の9第1項、第10条）

3. 暴力行為等処罰に関する法律（1961年6月20日、法律第625号）

⇒1カ条（第4条第1項第1号）

4. 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律（1994年4月1日、法律第4702号）

⇒3カ条（第5条第2項、第10条第1項・第3項）

5. 軍刑法（1962年1月20日、法律第1003号）

⇒69（+5）カ条（第5条第1号・第2号、第6条³⁷⁴、第11条第1項・第2

³⁷¹ 신동은 『형법제· 개정 자료집』 한국형사정책연구원, 2009년

장영민 「형법개정의 기본방향 - 한국형사법학회의 2010년 형법개정시안을 중심으로」 한국형사법학회 형사법연구 제22권제4호 (2010년 겨울 통권 제45호), 3쪽~

신양균 「형법총칙개정의 기본방향」 한국형사법학회 형사법연구 제22권제4호 (2010년 겨울 통권 제45호), 19쪽~

전지연 「형법각칙개정의 기본방향」 한국형사법학회 형사법연구 제22권제4호 (2010년 겨울 통권 제45호), 47쪽~

³⁷² 신양균 『형사소송법 제· 개정 자료집』 한국형사정책연구원, 2009년

³⁷³ 장영민 『5대형사특별법 제· 개정 자료집』 한국형사정책연구원, 2009년

한국형사정책학회 하계학술대회 『주요 형사특별법의 정비방안』, 2005년

³⁷⁴ 第6条 反乱を目的として徒党を組み、兵器・弾薬またはその他軍用に供する物品を奪取した者は第5

項、第12条、第13条第1項・第2項・第3項第1～3号、第14条第1～8号、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条第1号、第27条第1号・第2号、第28条第1号、第30条第1号、第33条、第37条第1号、第38条第1号、第39条、第40条第1項第1号、第41条第1項第1号、第42条第2項・第4項、第44条第1号、第45条第1号、第50条第1号、第52条第1項第1号・第2号、第52条の4第1号、第52条の5第1号・第2号（第52条の3第1項第2号）、第52条の6第1号・第2号、第53条第1項、第56条第1号、第58条第1号・第2号、第58条の4第1号、第58条の6第1号・第2号（第58条の2、第58条の3～5）、第59条第1項、第60条第4項第1号・第2号、第60条の5第1号・第2号、第66条第1項・第2項第1号、第67条第1号、第71条第1～3項、第75条第1項第1号・第2号、同第2項、第83条第1項、第84条第1項、第92条8)

6. 国家保安法（1948年12月1日、法律第10号）

⇒7カ条（第3条第1項第1号・第2号、第4条第1項第2～4号、第6条第2項、第13条³⁷⁵⁾

7. 原子力法（1958年3月11日、法律第483号）

⇒2カ条（第114条第1項・第2項）

8. 原子力施設等の防護及び放射能防災対策法（2003年5月15日、法律第6873号）

⇒1カ条（第47条第4項）

9. 保健犯罪取締に関する特別措置法（1969年8月4日、法律第2137号）

⇒3カ条（第2条第1項第3号、第3条第1項第3号、第3条の2）

10. 戦闘警察隊設置法（1970年12月31日、法律第2248号）

⇒1カ条（第9条第5項）

11. 地雷等特定在来式武器使用及び従前の規制に関する法律（2001年5月24日、法律第6476号）

⇒1カ条（第10条第1項第1号）

12. 化学武器禁止のための特定化学物質の製造・輸出入規制等に関する法律（1996年8月16日、法律第5162号）

⇒1カ条（第25条第2項）

13. 化学・生物武器の禁止及び特定化学物質・生物反応罪等の製造・輸出入等に関

条の規定による。

第5条及び第6条は同盟国に対する行為にも適用される（第10条）。

³⁷⁵ 2002 헌가 5, 200211.28. 국가보안법により、単純違憲判決が出されている。

する法律（1996年8月16日、法律第5162号）

⇒1カ条（第25条第2項）

14. 文化財保護法（1962年1月10日、法律第961号）

⇒1カ条（第93条第2項）

15. 韓国造幣公社法（1995年12月29日、法律第5046号）

⇒1カ条（第19条第1項）

16. 麻薬法（1957年4月23日、法律第440号）

⇒1カ条（第60条第2項）

17. 麻薬類不法取引防止に関する特例法（1995年12月6日、法律第5011号）

⇒1カ条（第6条第1項）

18. 船舶及び海上構造物に対する危害行為の処罰等に関する法律

⇒4カ条（第5条第1項、第12条第1～3項）

19. 航空法（1961年3月7日、法律第591号）

⇒3カ条（第157条第1項・第2項、第158条）

20. 現航空安全及び保安に関する法律（2002年11月27日、法律第6734号）

⇒2カ条（第31条第1項、第40条第2項）

一方、韓国の裁判所は、近年世間を騒がした連続無差別殺人・強姦等の凶悪犯罪に対し、死刑判決を言渡している。以下は、代表的な事件の概要である。

① 柳永哲連続殺人事件（2005.6.9. 大法院死刑確定）

- ・ 事件概要：被告人は（犯行当時33歳）2003年9月11月にかけて4回にわたって家宅に侵入し、老弱者を金槌で殴って殺害し、2004年売春婦を誘拐・殺害して死体を切断・破損するなど10ヶ月で計21人を無差別に殺害した。
- ・ 犯行動機：富裕層連続殺人事件の記事を見て模倣心理から、自身の信念体系に反する特定対象を選定して殺害した。
- ・ 特徴：殺人を重ねるたびに犯行間隔が短縮され、人の命を左右できる神的な権能感を覚え、ついに毎晩一人ずつ殺そうと心に決めたと供述する。裁判過程でも、法定で暴言を吐き、裁判長に飛びかかるなど、極度の反社会的性向を露にした。

② 鄭南奎連続殺人事件（2007.4.12. 大法院死刑確定）

- ・ 事件概要：被告人は（犯行当時37歳）2004年から2006年にかけて、ソウル・富川などの首都圏で、24回にわたって計13人を殺害し、20人は殺人未遂で終わった事件である。警察の取り調べで、18件の犯行を自白し、小学生2人に対する誘

拐殺人など、多数の余罪が明らかとなった。多世帯住宅に居住する三姉妹・幼い兄弟三人・小学生・祖母と孫娘・牛乳配達員の女性など、社会的弱者をターゲットに無差別に凶器で殺害し、証拠隠滅のために放火するなど、犯行は極致に達していた。

- ・ 犯行動機：柳永哲事件の報道をみて、彼より多くの人を殺すことを目標とした。
- ・ 特徴：幼い頃から孤立した生活環境に置かれたゆえ対人忌避傾向にあり、犯罪関連書籍を熟知し、非社会的な人格障害が見られ、数回の性的暴行犯行が発覚されなかったことで達成感に浸り、犯行回数を重ねるたびに衝動を押さえきれない依存症状が見られ、終には目的のない連続殺人へと走った。
- ・ 判旨：「被告人が 2 年間にわたって女性を主な犯行対象とし、強盗殺人・殺人等を繰り返しており、その犯行の動機・手段と結果・犯行後の情状等すべての量刑基準をいかに厳しく適用してみても、犯行に対する責任の程度と刑罰の目的に鑑み、今回の死刑判決は正当化できる特別な場合に当たると見ることができる」とし、1、2 審死刑判決を是認した。

これらの事件の他に複数の被害者を伴う事件は、1975 年 17 人を殺害した金デドゥ事件、1982 年の 56 人を殺害したウ巡警銃器乱射事件、1993 年から 1994 年に 5 人を殺害したジゾン派事件、1999 年から 2000 年に 9 人を殺害した鄭ドゥヨン事件などが挙げられ、凶悪事件が発生する度に世論動向は死刑執行再開へと動き、政府もこれを無視できない状況が度々発生している。

他方、凶悪犯罪事件でも大法院が量刑不当を理由に破棄差し戻した事件もある。

①³⁷⁶事件概要：20 代後半の被告人（男）が、1 年 6 ヶ月余りの期間中、9 人の女性に対し強姦などを犯して起訴され、第 1 審において重刑を宣告されたが、控訴審裁判を待っている間、逃走し再び強盗殺人の犯行に及んだ事件である。

判示：「20 代後半の成人男性である被告人は、陸軍将校に任官できるほど極普通の精神状態の持ち主で、妻子がいるにもかかわらず、1 年 6 月余りの期間中、9 人の女性に対し計 10 回にわたる連続強姦を犯し、中には 14 歳の女子学生を強姦したり、妹を縛って姉を強姦したり、前回の強姦から約 3 ヶ月後同一被害者を再度強姦したり、被害者の息子に布団を被せておいて被害者を強姦するなど、大胆かつ悪質な方法で被害者等を蹂躪し、犯行後も自らの行為を反省することなく、重刑を宣告されて控訴審の裁判を待っている間に逃走し、さらに本件の強盗殺人に及んだものである。被告人は逃亡資金を集める目的で被害者 1（18 歳の女性）の宿所に侵入し、被害者が特に反抗や抵

³⁷⁶ 대법원 2002. 2. 8. 선고 2001 도 6425 판결

抗をしなかったが単に自らの犯行と逃走者としての身分が知られることを恐れ、布団と枕で押さえて窒息死させ、殺害後被害者があたかも寝ているかのように偽装をしたうえで、自身の足跡を雑巾で消し、被害者1から強取したものを被害者のカバンに戻してから犯行現場を離れるなど、積極的かつ大胆な犯行の隠蔽を企図したことは、到底許されることではない。さらに、犯行後友人を利用して被害者から強取したクレジットカードで現金を引き出してコンピューターを購入し、犯行がばれることに備え、友人にアリバイを作らせ、その後逮捕されるまでの数日間悠然とコンピューターゲームを楽しんだ。また、逮捕後も故意に精神異常があるかのように振る舞いながら犯行を否認し、友人の陳述を基にした捜査官の追及に耐え切れず犯行を自任するなど、反省と悔悟の痕跡は微塵もなく、犯行の動機がきわめて卑劣で、その手段は残酷で、かつ犯行後も被害回復のための努力や反省はまったく見られず、殺害された被害者の遺族及び9人の強姦被害者らの精神的・肉体的苦痛は大きいものと思われる。このように犯行の動機・回数・手段と結果・被害者との関係・犯行後の情状等を考慮すると、被告人の教化という特別予防の刑罰目的や死刑制度が有する一部の問題点を勘案しても、犯罪に対する応報と社会防衛の必要性という一般予防的見地から、被告人を永遠に社会から隔離する極刑はやむを得ない」とし、被告人に死刑を言い渡した。

これに対し大法院はまず、「我が国の法体系は死刑を設けているが、死刑は人間の命を奪う終局な刑罰であり、死刑の宣告は犯行に対する責任の程度と刑罰の目的に鑑み、それが正当化される特段の事情がある場合にのみ許されるというべきである。死刑の宣告にあたっては、犯人の年齢・職歴・性格・知能・教育程度・生育環境・家族関係・前科の有無・被害者との関係・犯行の動機・計画性・準備の程度・手段方法・残忍さと暴悪さの程度・結果の重大性・被害者の数と被害感情・犯行後の心情と態度・反省と自責の有無・被害回復の程度・再犯の可能性などを総合的に斟酌し、上記特別な情状があることを明確に証明しなければならない」ことを確認し、「被告人は内装業に従事している親のもとで育ち、専門大学を卒業後軍に入隊し、本件犯行当時は陸軍第11師団20連隊に所属する作戦航空将校として勤務、1998年に結婚して息子が一人いるなど、人と変わらない社会生活を送っており、本件犯行以外は特に前科もなく、赴任初期はインターネット教官として活躍して任務遂行能力を認められ、誠実に勤務しながら対人関係も円満で、かかる被告人の年齢・生育環境・性格・家庭環境・経歴などに鑑みれば、いまだ教化改善の余地はあると思われる。

さらに犯行の情状についてみると、被告人は1999年夏ごろから勤務時間外に深夜までインターネットとPCゲームに没頭し始め、夫婦間に矛盾が生じ始めたのとほぼ同時に同僚との会話も減り、ついにインターネットを通じ外国のポルノ動画など淫乱物に溺

れ、無分別な性的妄想と衝動に陥り、終に本件強姦等の犯行に及んだものである。その後、控訴審の裁判を待っている間、逃走し再び被害者1の金品等を奪い、同人を殺害するが、かかる殺害は計画的なものではなく、金品強取後被害者1が叫びながら部屋から逃げようとしたため、自身の犯行と逃走中である事情が発覚するのを恐れ、瞬間的な興奮状態で偶発的に殺害に及んだものである。また、上記強盗殺人等の容疑で再度逮捕・起訴されてから原審法廷に至るまで、殺人の動機などを一部の事実を除く本件各犯行については素直に自白し、被害者らに与えた苦痛と傷に対し深く懺悔・反省している。

このような事実関係に鑑み、国土を防衛して国民の生命と財産を守るべき使命をもつ軍人で、かつ部下の将兵に模範を見せなければならない将校の身分でいながら、かよわい被害者等になした許しがたい犯行を考えると、原審の判示も理解できないものではない。しかし、上記被告人の年齢・経歴・犯行動機・犯行内容と犯行後の情状など諸般情状を総合的に考慮すると、前記死刑の特殊性や類似事件の一般的量刑均衡などの見地から、原審の死刑判決の量刑は真に不当と言わざるを得ない。よって、原審を破棄し差し戻す」と判示した。被告人の改善可能性と犯行後の情状、そして死刑の特殊性など、責任要素を十分に考慮しての判断と思われる。

②³⁷⁷事件概要：特定加重処罰等に関する法律違反（窃盗）などで、服役を終えた被告人が、累犯期間内に遊蕩費欲しさに強盗・強姦および殺人等を犯した事件である。

判 事：原審は、「被告人の年齢、不遇な成育環境と生活環境、反省の態度など、斟酌できる情状がないとは言えないが、被告人が特殊強盗、および特定加重処罰等に関する法律違反で服役を終え、累犯期間内に犯行に及んだこと、被告人は遊蕩費欲しさに他人の財物を窃取、またはかよわい女性を相手に凶器などを利用し気軽に金品を強取し、さらに自身の虐待的・変態的性欲を満たすために被害者を強姦し、また強姦過程で一部被害者に顔を見られたという理由で告発を恐れ殺人に至ったもので、犯行動機の非難可能性が高く、本件の場合7か月の短期間で強姦殺人（未遂）3件・特殊強盗強姦3件・強盗傷害5件・強盗2件を犯しており、犯行手段は主に夜間お酒に酔い物理的に抵抗がほぼ不可能な女性を狙って、強盗等の犯行に及ぶ決心をし、犯行に使用する道具の金槌をバイクに積んでおき、バイクに乗って犯行対象を物色するなど、犯行は大胆かつ用意周到で、被害者をこぶしや足でボコボコに殴ったり蹴ったりしたのち、失神状態で呻きながら死んでいく被害者を強姦し、また被害者の頭を金槌で殴った後、明るい部屋のなかで血を流しながら失神して呻きながら死んでいく被害者を強姦し、被害者に顔を見ら

³⁷⁷ 대법원 2003. 6. 13. 선고 2003 도 924 판결

れたと思い、警察への通報を恐れて呻きながら完全に死んでいない被害者の顔をサッカーボールのように思いっきり蹴り、腹部と胸などを踏み躪り、無残に殺害するなど、あまりにも残忍で、人間としてあるまじき犯行であること、被告人の本件各犯行により被害者1、2は死亡、被害者3は重傷を負い、被害者4は重度の記憶喪失になるなど犯行の結果があまりにも重大で残酷であること、本件犯行により被害者本人はもちろん家族や遺族が一生背負わなければならない精神的・肉体的苦痛が大きいこと、にもかかわらず何ら被害弁償措置もとられていないこと、特に被告人の「警察に捕まらなかったらこのような犯行を犯し続けたであろう」との陳述からも、再犯の可能性が非常に高いこと、などを総合的に考慮し、被告人の罪責がまことに重大で、罪刑の均衡や犯罪の一般予防の見地から、極刑はやむを得ない」とし、被告人に死刑を言い渡した第1審判決を維持した。

これに対し大法院は、「死刑は人間の生命を永遠に剥奪する冷厳で究極な刑罰で、文明国家の理性的司法制度が想定できる極例外的な刑罰である点を勘案すると、死刑の宣告は犯行に対する責任の程度と刑罰の目的に照らし、それを正当化できるような特別な事情があると、誰もが認めるような客観的事情が明確な場合に限り許容されるものである。よって、死刑を宣告する際は、犯人の年齢・職歴・性格・知能・教育程度・生育環境・家族関係・前科の有無・被害者との関係・犯行の動機・計画性・準備の程度・手段方法・残忍さと暴悪さの程度・結果の重大性・被害者の数と被害感情・犯行後の心情と態度・反省と自責の有無・被害回復の程度・再犯の可能性など、総合的に斟酌し、上記特別な情状があることを明確に証明したうえで、死刑選択の可否を決するべきである。また、このために法院は、当然一見記録に現れた量刑条件を平面的に斟酌するだけでなく、被告人の主観的量刑要素である性格と環境・知能・再犯の可能性・改善教化の可能性等について審査できる客観的資料を確保し、これを通して死刑選択の可否を審査すべきは当然で、さらに被告人が犯行を決意・準備し実行した時点とその前後の被告人の精神状態や心理状態の変化などに対しても精神医学・心理学など関連分野の専門家の意見を聴取するなど、深層的審理を経てその結果を総合して量刑に反映すべきである。

そこで、本件について見るに、被告人が第1審及び原審法院に提出した反省文や控訴理由書などで、自身の環境に対する極度の困窮状態に苦悩し、一種の犯罪に対する幻影と妄想に駆られ衝動を抑えきれず本件一連の犯罪に追及んだと主張しながら、自身の生育環境と現在の状態に対し審理が必要であると訴えており、さらに被告人が犯した本件犯行の一連の内容を見ると、一種の性的衝動と幻想に陥った状態で衝動調節能力に障害が生じた可能性が疑われ、また被告人は特定加重処罰等に関する法律違反(窃盗)などで服役を終え、出所した1999年12月21日から1年間は父親と一緒に浦項で暮らし、

2001年1月頃から蔚山で従兄と暮らしながら仕事を手伝い、2001年11月に特殊窃盗を犯すまでの2年間は宗教に貴意しながら通常の世界生活を送っており、被告人が2001年12月14日交通事故に遭って、2002年3月4日脳挫傷などで蔚山病院、太和病院等で入院治療を受け、退院直後の同月中旬に本件明洞喫茶店の従業員に対する強盗強姦に及んだもので、検挙されるまでのおよそ3カ月間で一連の犯行に及び、時間の経過につれ、その犯行手法の大胆さ・凶暴さがエスカレートしていくようになる。このような事情は、それまでに通常の世界生活を送ってきた被告人が、短期間でいきなりかかる恐ろしい犯行を連続的に犯し、また時間の経過とともに大胆・凶暴になっていった本件一連の犯行前後の精神状態や心理状態の変化について専門家の意見を聞くなど、客観的な調査の必要性があると思慮され、交通事故の病歴が犯行に及んだ被告人の心理状態・精神状態に影響を及ぼしたことは疑いの余地がないように思われる。

被告人が20代の青年であり、捜査機関でその犯行を素直に自白しながら悔悟の態度を見せ、その生育環境などを見ると、原審は被告人の主観的要素である性格と環境・知能・再犯の危険性・改善教化の可能性などについて審査可能な客観的資料を確保し、... 専門家の意見を聞くなど、被告人への死刑宣告を正当化できる特別な情状の有無について、深層的徹底的審理のうえ明らかにすべきところ、被告人の母親の証言を聞く以外、被告人の量刑条件に対し調査や審理も特に行わず、捜査記録に現れた量刑資料のみを根拠に簡易な審理のみで被告人に死刑を宣告してしまった第1審を維持した原審判決は、死刑の量刑に関する法理を誤解し刑罰の量定に必要な審理を尽くさなかった違法性があると思われ、さらに審理未尽の状態で作された原審の刑の量定は、真に不当と認められる顕著な事由がある場合にあたり、これを指摘した上告理由は妥当と思われる。よって、原審判決を破棄し、事件を原審法院に差し戻す」と判示した。大法院は、本件でも被告人に有利な事情を最大に考慮して、死刑判決を避けており、社会的影響や被害者感情を前面に出すことなく、責任主義を貫いている。

これらの判決から分かるように、近年の韓国では罪刑法定主義に基づく厳格な司法判断がなされており、従来のような政治的濫用は見られない。また、国民参与裁判制度の導入や検察改革など、権威主義体制下で損傷した司法の信頼性向上に積極的に取り組んでおり、法律的刑罰的死刑の再構築が進みつつある司法環境は、国民が法律的刑罰的死刑の再開を要望する最大の根拠となりうる。

第2節 法律制度としての死刑と死刑制度の将来予測

韓国における本格的な死刑廃止運動は、1989年の「韓国死刑制度廃止運動協議会」の設立に始まる。そして、同年朝鮮日報社が『月刊朝鮮』5月号に掲載した、「政治犯に対する死刑廃止を骨子とする死刑廃止運動特集」により、死刑存廃議論の口火が切られ、当初は政治犯に対する死刑適用が議論の的となった。そして、1994年12月時点で韓国ギャラップが行ったアンケート調査結果によると、一般国民の死刑に対する賛成意見は70%、反対意見が20%と死刑存置派が圧倒的な優勢を示した³⁷⁸。一方、死刑執行停止直後の1999年10月、「国際赦免委員会」が成人男女1500人を対象に行った世論調査の結果³⁷⁹、死刑制度を存置すべきとの意見が50%、廃止すべきとの意見が43%、絶対的終身刑の導入に伴う死刑廃止には61.5%が賛成を示し、死刑支持率は一旦減少するものの、その後次第に増加傾向を見せる。例えば、2000年「韓国刑事政策研究院」が行った世論調査では死刑存置意見が54.3%、死刑を廃止すべきとの意見が45.3%と、存置廃止意見がともに増加している。さらに、2003年9月「朝鮮日報」と「韓国ギャラップ」が共同で行った調査結果によると、死刑存置意見が52.3%、2003年10～12月「国家人権委員会」の依頼で「株式会社 코리아データネットワーク」が行った設問調査では、死刑廃止に反対する意見が86.8%を占めた³⁸⁰。また、2004年7月韓国社会世論研究所の調査でも死刑存置意見が66.3%を占め、2005年10月のインターネット世論調査結果は、死刑存置論が68%³⁸¹、2006年9月には45.1%、2008年3月には57%、2009年12月には66.7%が、死刑制度存続に賛成している。2012年9月、朴槿惠大統領候補と民主統合党のイ・ヘチャン候補が、死刑制度の存続について行った候補等論に対し、ギャラップがTwitter上の意見を集計した結果、70%の国民が死刑制度の存置に賛成していることが分かった。また、JTBCと「ギャラップ」が2012年9月5日に実施した世論調査の結果も、死刑制度存続に賛成する意見が69.6%と高い数値を現した。さらに同機関による2004年の世論調査では、国民の11.2%のみが死刑制度の廃止を望み、37.5%は存置・強化を、51.4%は死刑制度の縮小整備を希望するという結果も見ら

³⁷⁸ 『우리나라 사형제도의 존재논의 2』 12 쪽

<http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=5&ved=0CEgQFjAE&url=http%3A%2F%2Ffile233.uf.daum.net%2Fattach%2F1628F71B4B2C252827653C&ei=6-FhU-HHLY3ikAWmo4GABA&usg=AFQjCNH6VTPniluvpnmTCo0WFaHPZozUZg&bvm=bv.65636070,d.dGc>

³⁷⁹ 허일태 「사형의 대체형벌로서 절대적 종신형의 검토」 『형사정책』 12 권 2 호 한국형사정책학회 2000년, 225면

³⁸⁰ 국가인권위원회 「사형제도에 대한 국가인권위원회 의견」 2005년, 2 쪽

れる³⁸²。

このような国民世論は、死刑制度が独裁政権の恣意的濫用によって政治犯・思想犯を弾圧する手段として数十年間にわたって悪用されてきたものの、その代表格たる『国家保安法』・『反共法』の濫用が激減して政治犯に対する死刑判決が1991年以降は出されていないこと、及び独裁政権がすでに崩壊したことで、国民は過去の権威主義体制下の「死刑観」を改め、「犯罪統制手段としての死刑」を冷静に見つめるようになったことを意味する。言い換えれば、当時の「寛容」は決して将来の犯罪者に向けられたものではなく、国民世論は近年頻発する無差別連続殺人事件に対する法的制裁手段としての死刑制度を求めるようになった。

一方、このような傾向と軌を一にする事象は、様々な場面で見られる。例えば、1989年以降韓国国内で発表された刑事関連論文を分析した結果、死刑廃止論が法学者や法律専門家の間で有力説にはなっているが、決して多数説ではなく、刑法学の教科書を検討した結果、存置論・廃止論・改善慎重論がほぼ対等でいずれも多数説とは言えないという研究結果もある³⁸³。また、1999年の15代国会から16～17代国会にかけて、与党の提案で集中していた死刑廃止方案も、政権の交替に伴い最近では明らかに減少している。

他方、近年韓国における市民団体・国民世論の影響力は著しく強化されている。たとえば、1992年「時事ジャーナル」が行った韓国集団影響力に関する調査において、市民団体の「経済正義実践市民連合」が、青瓦台・国会・行政府・軍隊・全国経済人連合を抜いて、もっとも影響力のある団体に選ばれた。また、2000年の総選挙市民連帯の活動³⁸⁴をピークに、今日韓国における市民団体は政策過程へのアクセス権を得た政府指向組織の範囲を超え、政党に準じる、または与野党の権力闘争に加わりうる権力闘争のアクターとして成長している。これを端的に示す事実として、2000年の第15代国会議員選挙の際、韓国の市民団体が行った「落選運動」が挙げられる。すなわち、落選運動統計データによると、市民団体が選んだ落選対象者86人のうち59人が落選しており、落選率の全国平均は68.6%、さらに首都圏では落選率が90%を記録した。実際、首都圏では同一選挙区で対戦候補両方が落選対象者だったため、落選候補者の片方は自動的に当選者に算入され、実質落選率は100%と評価できる。この数値は、近年の韓国

³⁸¹ www.pollever.com (2005.10).

³⁸² 한국형사정책연구원 『21세기 형사사법개혁의 방향과 대국민 법률서비스 개선방안1』 2004년, 73쪽

³⁸³ 강석구・김한균 『사형제도의 합리적 축소방안』, 한국형사정책연구원, 2005년, 91~103쪽

³⁸⁴ 박상필 「1990년대 이후 한국 시민사회의 발전- 정부와 시민사회의 관계를 중심으로」 『기억과 전망』 2012년 겨울호 (통권 27호), 민주화운동기념사업회, 165, 170쪽

社会において市民団体の影響力が、如何に特殊かつ巨大ものかを実証的に証明している³⁸⁵。言い換えれば、直選制を採用している韓国において政府の政策決定ないし政権の存続如何を決める決定的要素は国民世論に代表される内的要素であり、上記市民社会の死刑存続志向は、韓国死刑制度の将来に大きな影響力を及ぼすとともに、その不安定性を決定づける大きな要因になると思われる。もちろん、一方ではグローバル化が進む中外的要素として EU をはじめとする国際影響力も無視できないが、かかる影響力が働きるのは、国内の経済利益など内的要素との利益衡量で政権にとってのメリットがある場合に限られ、あくまでも間接的なファクターに止まらざるを得ない。

実際、国民世論による法・政策変更等の動きは、近年の韓国では珍しくない。例えば、凶悪連続強姦殺人犯に対する死刑判決の国民世論が沸騰した 2010 年、凶悪犯を収容している青松刑務所を視察した李貴男法務長官が、青松刑務所に死刑執行施設を新設するよう指示した。そして、同年 2 月 25 日に憲法裁判所の死刑合憲決定に続き、2010 年には被害者団体の主導により、死刑の減刑規定につき従来の「無期または 10 年以上の懲役または禁錮」から、「無期または 20 年以上 50 年以下の懲役または禁錮」に、無期懲役の減刑規定を、「7 年以上 15 年以下の懲役」から「無期懲役または無期禁錮を減刑する場合は、10 年以上 50 年以下の懲役または禁錮」へと上方修正する法改正がなされた。さらに、2013 年大法院量刑委員会（以下「量刑委」とする）は、凶悪犯罪制裁と死刑執行再開を求める世論対策として、偶発的な殺人であっても残忍な手口を用いるなど、加重事由があれば最高死刑を宣告できるようにするなど、殺人罪と性犯罪の一部類型に対する量刑基準を引き上げる旨決定した。具体的には、殺人罪の第 2-5 類型に当たる「通常の動機による殺人」・「非難すべき動機のある殺人」・「重大犯罪と結合した殺人」・「極端な人命軽視殺人」の量刑基準をそれぞれ 1-5 年以上引き上げた。特に、「通常の動機による殺人」の場合は、従来加重事由があっても最高刑が懲役 17 年だったが、今回の改正により最低でも懲役 15 年、最高刑は死刑となる。量刑委は、殺人罪の量刑基準を見直した理由について、「性犯罪や汚職・金融犯罪などの量刑基準より比較的軽く...国民も凶悪犯罪への厳格な処罰を望んでいる」と説明した。換言すれば、かかる国民世論による伝統的同害報復感情や死刑依存傾向こそが、死刑制度復活の予兆、ないし連鎖の元となる可能性が高く、今後韓国の死刑制度の将来は、一寸先が闇と言っても過言ではない。

³⁸⁵ 清水敏行『韓国政治と市民社会—金大中・盧武鉉の 10 年』（前掲）142、327～328 頁

2013年10月現在、アジア地域では人口の9割以上が死刑存置国に生活し、執行人数も世界の85%以上を占める。一方、アジア諸国のなかでも長い間死刑多用国に分類されてきた韓国が、1998年から自主的に死刑執行を停止して世界の注目を浴び、アジアにおける死刑廃止のモデルとしてその将来を楽観視されるようになった。従って、韓国が死刑執行停止に踏み切った根本理由を解明することは、世界の死刑状況の理解、とりわけ近隣アジア諸国に一定の示唆を与えられるように思う。そこで、本論文では韓国死刑制度の特質に焦点を当て、死刑執行停止がもつ意味合い見直すことで、制度の将来予測を試みた。

従来の死刑制度に関する研究は、死刑存廃の当否や代替刑に関する政策論争などが議論的となり、韓国が事実上の死刑廃止国となった理由の解明や、制度の将来予測に関する研究は比較的少なかった。なかで代表的なのが、朴秉植とデイビット・ジョンソンによるものである。朴秉植によると、韓国の死刑制度は歴史的病弊として濃厚な政治性を帯び、かかる特徴と政治リーダーの主導が相俟って、死刑の執行が停止されたとする。また、デイビット・ジョンソンは、韓国の死刑制度が歴史的に「政治的かつ象徴的」だったため、エリート政治家のリーダーシップが決定的な役割を發揮し、民主化の進展と国際情勢が加勢した結果、モラトリウム実現に至ったとする。さらに、前者は代替刑による死刑廃止を主張し、後者は制度自体の将来を楽観視している。総じて従来の学説は、「裁判所の適正手続と量刑判断を通して言渡される国家犯罪統制手段」という死刑概念を当然の前提にし、死刑制度廃止過程に顕出する政治要素を根拠に、パワーエリートの政治的リーダーシップを韓国死刑執行停止の根本理由に指目してきた。

しかし、通常の現代国家において、政治的リーダーシップは支配・服従関係と区別され、リーダーとフォロワーの間には、共通の目標に向けての協力関係が成立し、フォロワーが自発的にリーダーに従う。しかし、死刑の執行が停止される時点での韓国において、「パワーエリートの政治的リーダーシップ」は「支配・服従関係」に近い内実を含み、「死刑制度」はその強力な支配道具となって「国民」を弾圧する手段と化していた。つまり、近代的政治性を多分に残す当時の韓国社会並びに死刑制度に、一般的抽象的「政治」概念を当てはめるのでは正確な理解を得られない。よって、社会の法文化や歴史のなかで定義づけられる法の特徴に焦点を当て、韓国法の異様な生成・運用背景に伴う死刑法規の歴史的変遷を辿り、韓国の実情に即して死刑制度適用実態の社会的意義を綿密に検討する必要がある。

他方、研究対象時期の設定に於いても、既成研究は建国以来の死刑執行手続及び憲法、近年の死刑廃止運動と裁判所の態度に絞っているが、韓国近代法の始まりは、法の近代化の名のもとで資源収奪の目的に忠実な刑事法システムを構築した日本の植民地法制に遡る。また、李氏朝鮮の典型的な暴君を例に、韓国の死刑制度の「政治」性・「象徴」性を説明する論者もいるが、現代韓国の法はその理念的基礎から朝鮮時代とは異なり、表象事実で現代韓国の死刑制度の本質を説明するには無理がある。すなわち、法の体系的変化に立脚した適切な検討対象時期の選定が必要となる。

そこで、上記問題点を克服し、韓国死刑執行停止の根本理由を究明すべく、本論文では通常の「法律的刑罰的死刑」と区別される、韓国死刑制度特有の「軍事的政治的死刑」という概念を用い、以下の仮説を提唱する。死刑の執行停止が宣言されるまでの韓国社会は、濃厚な近代的政治色彩を帯びており、かかる社会背景は、当該死刑制度が近代国家の軍隊や警察に相当する強大な物理的強制力として君臨することを決定づけた。そして、日本占領時代に異民族による抑圧と植民地収奪という□□□□の□で生まれ、韓国戦争というイデオロギー内戦と40年にわたる軍事独裁政権のもとで育まれた韓国の死刑制度は、民主主義と儒教をはじめとする伝統文化のぶつかり合いのなかで形作られた。このような社会環境は、政治的リーダーシップを支配・抑圧と混同させ、パワーエリートは国民の意思と関係なく夥しい数の死刑条文を制定し、支配目的に応じた濫用を繰り返した。その過程で死刑制度は、永久執権のための道具や独裁体制強化の手段に具現化され、一貫して軍事的政治的特質を帯びていた。つまり、執行が停止される前の韓国の死刑制度は、犯罪統制システムとしての法律的刑罰的側面より、軍事的政治的支配道具としての性格が支配的な役割を果たしていた。

そして、長い間権力者による国民の弾圧が常態化した韓国社会には、「常習犯たる統治者」VS「被害者たる国民側」という対立図式が社会一般の共通認識として定着した。そして、植民地時代から100年のも歳月を日々刻々と歪曲された「正義」と「軍事的政治的死刑制度」に生命権を脅かされ、法律的刑罰死刑とは完全隔離されてきた韓国国民は、自ずと「死刑制度＝支配道具」という「死刑観」を形成するに至った。言い換えれば、国民個々人にとっての正義は自らの命であり、防御すべきは統治者がでっち上げた真偽不明な犯罪者より、権力者及びその強大な武器たる死刑制度であって、かかる権力者と死刑制度から守られるという法的発想は、絵に描いた餅に過ぎなかった。言い換えれば、この時期の韓国国民が認識・理解していた死刑は、制度の外見の様相とは無関係に「軍事的政治的支配道具」以外の何ものでもなかった。

そして、1998年国民的勝利を迎えた歴史的瞬間、韓国は死刑の執行停止を宣言した。しかし、この時点で否定されたのは、あくまでも軍事的政治的支配道具としての死刑制

度であり、決して犯罪対策手段としての法律的刑罰的死刑ではなかった。つまり、1998年時点でのモラトリウムは、強権政治に対する国民の否定の声をエリート政治家が上手に汲み上げ、その最大の武器を闘争勝利の象徴的勲章として国民に一時預けた結果で、端的に言えば民衆基盤に基づく政治判断であった。そして、これを可能にせしめた最大の要因が、韓国の死刑制度の本質である「軍事的政治的」色彩といえる。かかる仮説に立脚すると、近年韓国における死刑復活の動きも説明がつく。つまり、死刑執行停止から15年の歳月をかけて韓国国民が法律制度としての死刑を理解し、やがて支配者層による死刑乱用防止のための社会的制度的装置が整備され、ようやく国民が安定的な司法環境を認め、今度は刑罰制度としての死刑を求めるようになったと解することができる。一見、何ら変わらない韓国の死刑制度だが、執行停止当初と現在では、その中身や国民にとっての意義に雲泥万里の質的な違いが存する。したがって、近い将来韓国社会で法律的刑罰的死刑制度が再構築された場合、かつて国民の要望で停止された韓国の死刑執行は、再びその要望でもって復活する可能性も否定できず、その将来は、不安定かつ不透明と予測せざるを得ない。

上記仮説を論証すべく本論文ではまず、「政治性」として同一視されがちな死刑執行停止過程に顕出する政治的要素と、死刑制度自体の政治的特質を峻別し、「死刑」を「裁判所による適正手続と量刑判断を経て言渡される犯罪統制手段としての死刑」と、「統治者の政治利益の実現を目的とする軍事的政治的道具としての死刑」に、区別した。そして、韓国歴代刑事法の制定背景・法的特徴・運用実態の概観を通じ、韓国社会では表面的な支配主体の変遷に関わらず、死刑制度が始終政権維持のための物理的強制力としてあり続け、常に濃厚な「軍事的政治的」特徴を帯びていたことを立証した。具体的には、日本植民地時代の法体系は、朝鮮総督府の独裁政治下に置かれ、行政府の権限で締結した条約で適用する法律を取捨選択し、その統治目的に応じた法システムの基盤を構築していた。立法面では制令制定権と命令発布権が、司法面で朝鮮総督府裁判所の設置・廃止・管轄区域の設定・判事の任免懲戒及び指導監督権が、行政面では最高行政権すべてが朝鮮総督府に一極集中していた。司法運営も例外ではなく、近代化の名のもとで日本人とその国益に徹し、朝鮮総督府の絶対的な権力と無責任を助長するもので、結果として韓国刑事法の本質とも言える軍事的政治的特質を形作った。そして、かかる支配の全過程に於いて劇薬として使われたのが死刑制度で、韓国はその後半世紀もの間行政権が立法権と司法権を蹂躪する歪んだ近代法体系から抜け出せなかった。かかる法システムのもとで、死刑制度の刑罰目的は「犯罪対策」ならぬ「政権防衛」に、運用手続は「デュープロセス」とはかけ離れた「政治的濫用」のオンパレードで、「応報・予防」とは似付かない強権政治の「抑圧手段」としての社会機能を果たしてことを究明した。

次いで第2章では、典型的な政治事件に焦点を当て、行政府にとっての軍事的政治的死刑の存在意義と、その反対作用として被害当事者に与えた歴史的影響を考察した。すなわち、権力者個人と政治利益をともにする特権階級のために作り上げた歴史事件を素材に、国家権力の横行によって特徴付けられる死刑制度の軍事的政治的特徴を再確認した。具体的に、李承晩政権下で死刑制度が特定政敵の排除に利用された「進歩党曹奉岩事件」では、執権者が政権維持を体制護衛に見せかけ、一部既得権者層の利益に徹した政局運営の永続に死刑制度が悪用され、公然と政敵を排除する過程で現れた死刑の軍事的政治的特徴を確認した。次に、朴正熙政権下で進歩勢力の排除と保守政権の維持を目論んだ「人民革命党事件」は、死刑制度の執行段階で、国民世論の大勢とレッドコンプレックスを巧みに使い分け、威嚇・排除効果を最大限に引き出し、政権維持の障害となりうるあらゆる要素を排除してきた事件で、ここでも用意周到な政治的刑罰目的の設定と、綿密な事件操作による不法な法手続から死刑制度の軍事的政治的特徴が存分に発揮された。反面、法律的刑罰的死刑の不在による被害当事者の被害実態は可視的被害に止まらず、権力者層が意図的に造り出した社会構図のグレーゾーンのなかで連鎖的に拡大していく特徴を概観した。次いで、全斗煥政権下で軍政延長の犠牲とされた「光州事件」は、軍政延長に反対して戦ってきた「正義」とも呼ぶべき民衆勢力の行動が、政権利益と政治的駆け引きによって幾度も「再定義」され、政府による殺人は長い間正当化されてきた事件である。そのなかで、政府殺人による犠牲者は、「暴徒による反乱者」から「民主主義のための努力者」に、そして「憲法を守護する主権者」へと質的変換を遂げ、その過程こそが死刑制度の軍事的政治的特質を力説していることを立証した。要するに、死刑の執行が停止されるまでの韓国の死刑制度は、法的側面からも社会的側面からも徹底した軍事的政治的特質が「恒久的」に維持され、犯罪対策ならぬ政敵排除のための道具に、違法な手続と暴力的な政治判断は法院という窓口によって正当化され、権力者以外の社会当事者にとっての無法状態に近い死刑制度の運用実態を究明した。

第3章では前二章の論証をふまえ、考察対象の規模を国民国家の基盤となる「国民」全体へと広げることで、もっぱら軍事的政治的特質によって形成される韓国国民の「死刑観」を究明した。具体的にはまず、韓国戦争および長い民主闘争過程において、政府の死刑濫用により被った身体的・心理的・財産的被害の規模・程度・影響を可視化・数量化することで、「軍事的政治的死刑」による被害状況の深刻さ、それと表裏一体をなす「法律的刑罰的死刑」は対をなす形で限りなく希釈されてしまった存在感を対照的に立証した。そして、本来犯罪統制手段として国民の安全安心を守るべき死刑制度が、長年にわたって統治者側の政治利益の実現と拡大の手段に転落せられた結果、韓国国民は「死刑制度＝支配道具」という「死刑観」を抱くこととなり、暴挙の恒常化による反感

の累積が支配抑圧道具への否定たる「死刑執行停止」として現れた。一見過去清算と制裁処罰の趣旨に反するよう見える死刑の執行停止だが、実は国民と権威主義体制の差別化、すなわち権威主義体制の常套手段たる死刑を敢えて忌避することで国民の優位性を示す狙いが込められていたものと解釈できる。翻って言えば、この時点で韓国国民が認識した停止の対象は、あくまでも強権政治の「鋭気」の剥奪で、これを可能にせしめた根本要因は、韓国死刑制度特有の「軍事的政治的特質」帰結する。当時の韓国国民にとっての死刑は、権威主義体制下の軍事的政治的抑圧手段の象徴以上のものではなく、よって独裁政治張本人の処断であっても死刑を忌避することで悪の連鎖を避け、国民の寛容を恵むことで真の意味での権威主義清算を試みる意味合いが込められている。そして、かかる特質に種々の周辺状況、例えば民衆基盤に基づく政策選択が可能なエリート政治家の就任や、軍事政権下でもっとも迫害を受け経済的にも疎外されてきた湖南地方出身大統領の誕生により巻き起こった汎国民的寛容ムードなどが重なった結果、韓国は東アジア初の事実上の死刑廃止国に変貌することとなった。

最終章では、死刑執行停止後の韓国死刑制度の動向をまとめ、制度の将来を展望する。死刑執行停止後の1998年以降、韓国では年平均7人が第1審法院による死刑判決を受け、死刑確定者数も依然毎年2~3人のペースでコンスタントに続いている。また、現在刑務所に収監中の死刑確定囚は、いずれも凶悪犯で複数人の死亡者を伴っている。一方、刑事訴訟法や特別刑法の整理・改正作業は続いているが、死刑関連法律及び条文に大きな増減は見られず、死刑廃止に向けての動きは目立たない。さらに、近年の韓国裁判所では罪刑法定主義に基づく厳格な司法判断がなされており、『国家保安法』・『反共法』の濫用が激減して政治犯に対する死刑判決が1991年以降は出されていないなど、従来のような政治的濫用は見られず、国民参与裁判制度の導入や検察改革など、権威主義体制下で損傷した司法の信頼性向上に積極的に取り組んでいる。また、死刑執行停止直後一次下がった死刑存置世論も上昇傾向にあり、法学会や国会においても死刑廃止に対する消極的な意見が目立ち、法律的刑罰的死刑の再構築が進みつつある司法環境のもと、韓国国民は法律的刑罰的死刑を理解し、その再開を要望するようになった。言い換えれば、当時の「寛容」は決して将来の犯罪者に向けられたものではなく、国民世論は近年頻発する無差別連続殺人事件に対する法的制裁手段としての死刑制度求めるようになった結果と言える。そして、近時市民団体に代表される国民世論が、政党に準じるまたは与野党の権力闘争に加わりうる権力闘争のアクターとして成長していることを鑑みれば、直選制を採用している韓国において今後政府の政策決定ないし政権の存続如何を決める決定的要素は、国民世論すなわち内的要素であり、上記市民社会の死刑存続志向は、韓国死刑制度の将来に大きな影響力を及ぼすとともに、その不安定性を決定づ

ける大きな要因になると思われる。もちろん、一方ではグローバル化が進む中外的要素として EU をはじめとする国際影響力も無視できないが、かかる影響力が働きうるのは、国内の経済利益など内的要素との利益衡量で政権にとってのメリットがある場合に限られ、あくまでも間接的なファクターに止まらざるを得ない。要するに、今後韓国の死刑制度の将来は、決して楽観視できるものではない。

本論文では、法制度の研究にあたって当該法律の生成・運用の背景となる法文化・歴史を切り離すことが出来ず、同一社会の同名称の制度であっても、時期や社会環境によって異なる解釈を付与する必要性を明らかにした。かかる韓国社会における「死刑制度」の意味合いの変化が、その他死刑存置国に於ける死刑制度の本質的解明に有益な示唆を与えられればと思う。